

鹿兒島県史料

名越時敏史料四

解題

一

今年度は、昨年度に続き、名越篤烈の日記である「常不止集」十八之卷（天保十三年九月）～四十四之卷（弘化元年十二月）を『名越時敏史料四』として刊行する。但し、この期間中の二十三之卷（天保十四年二・三月）は底本が欠如し、三十二之卷（天保十四年十一・十二月）では、日記が書かれていない部分がある。

なお、前年度刊行『名越時敏史料三』の解題で記したように、底本に基づく原稿作成後発見された名越の自筆本＝原本があるが、十八・二十三・二十九・三十・四十二～四十四の諸卷は、今のところ見いだされていない。原本のある場合は、原本を重視し校訂したことは、昨年同様である。

二

「常不止集」の内容は、通常の日記と種々の書写物からなる。

通常の日記は、勤務・文武修行・行動の記録である。

1 勤務

篤烈はこの時期物頭役を勤めているから、勤務についての記録の多くは出勤時刻の記録である。勤務は、昼勤が四ツ～八ツまで勤め、夕詰に交代し、七ツ過ぎに泊番へ交代して翌日四ツに昼勤に交代する。泊明けに用がある場合には、他の物頭へ朝出を依頼し、早朝交代することもあった。

泊番は通常暇であり、篤烈は与力泊番、押番・郷押番などを呼び話をしたり、時には粥を振る舞っている。弘化元年

五月廿三日条には、泊番の徒然に、場塞ぎにならないよう真ん中を金物で継ぐ仕様の木刀を考案している。

篤烈の勤める物頭は一五人の規定である。役務の内容については「御道具衆トテ足輕預リ、惣テ差引下知有之」・「殿様屹ト被遊 御出候先キハ必御供有之」・「科人有之候へハ、下知ニテ足輕被遣候役也」・「糺明ノ節、科人共口聞ニハ必足輕召列詰候役也」と、「大概記」(『鹿兒島県史料 薩摩藩法令史料集四』)に記されるように、評定の時にはその場に詰めることになっており、評定所詰めの記事も諸処に散見する。

篤烈は自ら就いている物頭役の役務を自覚していったことを次の書写や記述は示している。

一宝曆十年三月九日より月番外二物頭三人ニ而相勤、夜番・非番・朝代り評定所詰すき間なき事ニ而、今通ならは三人之者共ハ中々つゝ、かんくゝ、いつまてケ様ニあらふやららんくゝ(『御兵具所古曆落書写』(天保十四年六月十六日条))、

これにより、宝曆期の物頭に比較し、当世の物頭の勤めがいかに安楽のものであるか実感したのではなからうか。また、弘化元年七月二日条には、「郷十郎殿へ参り、肝付家一空様御注文之具足借有之候付著方いたし候処、至而塩梅宜、上帯しめ不申候而茂具足を着し候様二者無之、誠ニ能具足ニ而候」と具足に関心を持ち、さらに六日には、「勘左衛門殿へ具足箱・皮覆并外之わくさすの塗り方・弓代もぬり方相頼、益後相頼答(略)右者当務御先手奉行相勤候役場之故、武具折角と取揃置之含」と、役務柄武具の整備の必要を自覚していた。益後、具足箱(七月廿七日)、弓台(八月十七日)、具足箱・玉葉箆筒(八月廿三日)の塗り方が町田勘左衛門によりなされている。

2 文武修行

文武修行の記事は、薩摩藩上級武士子弟の教育実践例として重要であるが、その手本、すなわち、「右之趣各被致熟覽、此旨を以子々孫々教導可有之候也」とあるように、望ましい文武稽古の次第を記したものが流布していたことは注目される。

篤烈はこれを天保十三年九月廿八日条に載せている。内容は以下の通りである。

①通常は八、九歳より素読を始めるが、自分は一〇歳の三月より大学の素読を始め、一日も怠けることなく師家へ通い、吉野馬追の日のみ休んだ。一四歳で史記一三〇巻を借用し、翌年夏までに読了した。

②一三歳で武芸に入門したが、翌年左手首を痛め、稽古場には出席するのみであった。一七歳になり左手首も快癒し、以後は、朝暮の稽古、昼の式日にも参加し、出精した。

③一六歳の三月、造士館学生となり、春秋の素読を始めた。

④武芸稽古場へは、南林寺暁鐘前後に出た。衣装は肌着一つ、布子一つ、羽織一つで、厳寒の時分でも布子二つを着用することはなかった。二四、五歳の時分までは、一日・一朝も怠りなく稽古場に出た。朝は人の跡には稽古場に出ないと誓いを立て、寝る前に湯水を気張って飲み、七ツ前後には小用のために必ず起きることになるため、一八歳から二四、五歳の時まで人に遅れたことは一度のみであった。

⑤二四、五歳より素読指南を引き受け、毎朝の武芸稽古には出られなくなった。

⑥身体は弱い生まれであることを自覚し、身体を傷めることは士の比興と考えて飲食も差し控え用心したため、十八年間一度も服薬することはなかった。

⑦学問は朝七ツ過ぎより起きて素読をした。

⑧自分は学文・武芸共に人並みより不調法であると自覚し、人一倍努力するよう心懸けた。夜は横に寝ることもせず、夜着に身を包み机にむかった。眠気を催した時には夜着を脱ぎ捨て、庭で木刀、居合刀で五、六度声をあげて打ち込めば、精神ははきとなった。

自分の不調法を自覚し、人並み以上の文武の修行をしたことを自伝の形で説いているのであるが、最も記述したかったのは次の部分であろう。

一前文書付通夜も机二眠り、暁の鳥も未鳴渡らざる前ハ讀書いたし、南林寺之暁鐘の比より武芸ニ出し抔と申儀ハ、余りなる事と被存事も可有之候、子細ハ比日二才衆朝々の武芸朝六ツ前二初り候ハ至極稀成二而、中々南林寺の暁鐘の時分より初候事ハ年二老度も二度も有之位相衰へ候、左様ニ腹中より考候而ハ実通たる案山子なるへしと存付も此理ならんかと存候間、其様子日帳老年分相添示置候、此二而毎朝く早天より相勤候様可有熟覽候、自らの修行を説き、近頃の二才の文武修行の衰えを批判しているのである。

これを篤烈は二一歳の時に書写しているが、篤烈の文武修行にどのような影響を与えたのであろうか。彼の修行について具体的行動で見てゆく。

(一) 武の修行

○ 鑑

篤烈は、鏡智流梅田九之丞に師事している。同家の稽古始めなどには演武館へ出席し、また梅田家への訪問もなされてはいるが、篤烈の通常の稽古場所は自宅であった。

篤烈は、通常六ツに起床し、自宅鑑場での内稽古を準日課とし、また勤務後にも鑑場へ出張ることが多かった。弘化元年四月、嫡子源太郎が痲瘡に罹ったため、稽古場を伊藤万次郎宅に一時移し稽古していたが、五月六日、篤烈宅での稽古が再開された。十日には「朝六ツ時より鑑場へ出張、五ツ時引入、今日も前日同断出勤不致、四ツ後より鑑手取方二而二才衆段々来儀、七ツ後より鑑場へ出張、大鐘時分引入」と雁瘡のため不出勤ながらも鑑稽古はほぼ終日行っている。しかし、二才衆の稽古は「鑑稽古二才衆可被参と門を明馬場へしはし相待候得ハ、伊藤万次郎殿一人被参稽古不致帰候」(五月廿三日)とあり、必ずしも熱心ではなかったようである。

篤烈自身の鑑稽古は自宅中心ではあるが、伊藤家鑑場で稽古することも続けられており、さらに、「今和泉鑑場へも帰前一刻出席稽古いたし候、是は安芸殿御望有之ニ依而也」(天保十三年九月朔日)・「七ツ後より讀良休兵衛殿同道二而今

和泉鍵式日二罷出(同晦日)とあるように、他家の鍵場でもなされた。

篤烈は「梅田家江植村鉄兵衛殿同道ニ而面作方伝授ニ差越候事」(天保十二年二月十六日)と既に鍵面作りの伝授を受けていたが、自宅で作っている(天保十四年十月一日)。また、梅田家から鍵柄二本を貰うが、それを「半切式折次方いたし候事」(弘化元年十二月十一日)と独自の改良を加えている。稽古に必要な道具を作り、それに改良を加えていることは注目される。

○弓

この時期、篤烈が最も熱中していたのが弓術である。弓術は日置流であり、平田平七郎に師事している。鍵同様、弓稽古に関する記述は多く、それだけに上達していた。

一 今日今和泉屋敷ニ而弓相済候跡ニ而二寸的之射拔有之候処、拙者儀者初建之兄矢ニ而真中を射り壹番ニ射拔、芸州公ニも中りと相見得、(朱書「マ、」)勇々として射場へ御出候得者、淵矢ニ而此方壹人之射拔也(天保十三年九月三日)、

四ツ後御暇ニ而弓(講カ)構堂江拾年振りに初て出張候得者、四半ニツ矢にて射場奉行より預弓弦褒美、其外同門弟衆よりも、誠ニ久々ニ初て出見事也と被褒候(天保十三年十月七日)、

大鐘時分より今和泉屋敷江参り弓式拾建射候(略)跡ニ而三ツ的之射拔有之候処、拙者壹人第一番ニ引候、外六人ハ誰も射拔不出来候(天保十四年八月二日)、

三例とも、篤烈が人に抜きん出た技量を見せたとの記述である。これは自宅・たんだとう屋敷・前屋敷・今和泉屋敷・加治木屋敷・垂水屋敷などで常に修練した結果であるが、篤烈を熱心にさせたのは弓射の技量を争う雰囲気があったことによっている。

弓射の勝負は、親子組対抗でも行われた。

今和泉浜屋敷二而安芸殿親子・島津相馬殿親子・野夫と親子ツ、四組人数分弓有之差越、一番勝相馬殿組、二番鞞負殿組、三番拙者共組、夫より安芸殿御組一番跡也(天保十三年九月十三日)、また、物頭同席の者が組み分けをして勝負している。

九ツ時より磯加治木屋敷二而同席中三人ツ、三組分弓、暮過帰宅、拙者組上野藤馬殿・桂さ十郎殿二而勝利(天保十四年四月朔日)、

同席中同士の弓射勝負の記述は、同年十月十三日、廿四日、十一月十三日にもある。

同席中の弓射の後は「皆々北条織部どのへ参り、十郎琵琶引二而各々勇氣相催し、段々我張之手数とも有之、面白き参会二而候、しかしながら後者酒吞強く末座之方へ臥し罷在候而、四ツ半時分帰り候」(同十月十三日)と、琵琶、酒肴で興を催すこともあり、同士間の結びつきも強められた。

さらに、物頭と与力対抗の弓射勝負もあった。

九ツ時より磯加治木別荘二而物頭一方与力一方二而両方より式拾人ツ、四拾人之弓矢先争誠二以賑々敷事二而候、尤、頭組式拾式本勝利之事(天保十四年四月二日)、

同五日には磯加治木別荘で再度の対抗勝負がなされたが、今度は物頭方の負けであった。

篤烈は組み分けによる弓射勝負に関心を深めていたと思われ、文政十一年屋久島御蔵射場で行われた上下方限対抗の弓勝負の記録を書写している(天保十四年四月廿六日)。

なお、弓射のみならず武器としての弓の手入れの稽古をしたことも鐘の場合と同じである。天保十三年九月三日条には「石原八次郎殿弓式張削方頼」とあるが、弘化元年十月十五日条には「四ツ半より有川壮之丞殿来儀、弓削方、同刻伊藤万次郎殿二も来儀、弓削稽古」とある。当然、篤烈も弓削りには習熟していたと考えられる。

○劍術

篤烈の劍術は天真流であり、加藤権兵衛に師事していたが、日記では劍術稽古に関する記述は、鎗・弓に比較すれば僅かであり、稽古量も少ない。

弘化元年を例に取ると、正月二日「四ツ後劍術稽古初并弓初、八ツ時拙宅鎗術内稽古始」と自宅での槍・弓と共に劍術も内稽古初めになり、七日、師家の稽古初めを「九ツ過加藤家稽古初に参り、日入時分帰、惣人数三百六十八人なり」と記している。五月二日には「演武館之様参る、是ハ加藤家劍術大目付衆御見分ニ付而也、人数弐百人余ニ而候、初り四ツ前ニ而九ツ過相済」と大目付の見分に参加したが、今年は他の武術の見分がないため早く終わったことを記している。劍術稽古は「劍術稽古、相手浜田平治・吉左衛門・吉太郎・是枝弥兵衛」(天保十四年六月十二日)・「五ツ時より玄裕殿・与之進殿其外家来共ニ而四ツ時劍術」(七月十六日)・「五ツ過家来之者共劍術稽古いたし候付出張」(八月十日)に見るように、家来などとの稽古が主であり、以後も同様である。ただ、九月十三日には「七ツ後弓式拾建射、夫より平田玄裕殿劍術仕合」とあるのが唯一の仕合についての記述である。

○馬術

馬術についての記述も少ない。天保十四年閏九月十六日に同席中十一名、書役三名と共に谷山へ遠乗りした記述と、同二十一日に「清水馬場辺・上之馬場・馬乗馬場所々乗廻し、近藤彦右衛門殿茂馬より行合候付、同伴ニ而磯御仮屋下迄参り浜辺五六辺乗り」大鐘時分に帰宅した記事のみである。自由に乗り回せることができたことで十分であったのであろう。

○鉄砲

弘化元年からは上級士などの鉄砲修練が始まっている。『鎌田正純日記』には「今日は同役中惣出張之鉄砲有之、九ツ過より洲崎江出、暮時分帰家」と四月廿日に記載されるが、「常不止集」では、「四ツ時白尾金左衛門殿来儀、同刻同道洲

崎山之射場へ鉄炮ニ差越候、是ハ同席中物出張之鉄炮ニ而、拾七人ツ、三組分也、五寸角之争」と、五月四日にあるのが鉄砲修練についての初見である。

以後、「九ツ前より、山之射場ニ而御座人数分鉄炮」(八月十六日)・「八ツ時より新射場一番目ニ而同席中人数分鉄炮争」(同十八日)・「八ツ前より新射場一番目ニ而同席中鉄炮」(同廿二日)と、八月中には勝負を争う記述が続くが、その後は記述がない。

(2) 文の修行

篤烈の文の面の修行の特徴として、四書五経など書物に関する会読式日などの記述が「常不止集」にないことであり、それが『鎌田正純日記』との大きな違いとなっている。

この時期、篤烈が没頭したのは、和歌・絵画と書画鑑定(目利き)であった。

○和歌

和歌が上達するためには、上手な和歌を多数筆写し記憶することと、多くの和歌を詠むことである。これらは同時並行で進められているが、まず前者から見てゆく。

纏まって筆写された和歌は、浦添王子詠歌(天保十四年四月朔日)二一首・桂円^(關カ)一枝拔書(同五月十五日)一五〇首・為家集拔書(同閏九月十三日)七三首・五社奉納和歌書拔(弘化元年七月廿九日)一二首などが主たるものであるが、その他にも川上甚左衛門殿歌・毛利利右衛門殿辞世・益山金兵衛殿八月十五夜の歌(天保十四年八月廿一日)など多数の歌が筆写されている。

特に注目されるのは、篤烈が新古今和歌集の全和歌を覚える賭をしていることである。すなわち、次の通りである。

今日伊勢平四郎殿と拙者新古今集の春夏秋冬の詠歌今日より当十月中ニ覚候得ハ、平四郎殿鶏の汁被喰筈、其節迄不覚候得ハ拙者負之筈ニ而かけいたし置候、大底七百五十首有之といふ事(弘化元年二月十五日)、

しかし、この結果がどうなったかは記述にないが、全和歌を覚えようとする意気込みは評価すべきであろう。

和歌作成は種々の場で成されている。桜島長音寺の通門法師との間に交わされた歌は、通門法師が「からいもほかにもさま／＼の野菜を手つからの作りしとて態々もてきたれり、そのこゝろさしもあさからす歌のことともかたりし」(天保十三年九月十一日)時に交わした和歌であり、また十三日には、加藤清通・相良頼重・通門法師・篤烈が浄光明寺脇寺竜巢軒で長月の歌をそれぞれ詠じている。

加藤東市郎清通・小田十郎右衛門為善・相良作太郎頼重は篤烈の和歌仲間であり、度々篤烈宅で歌会を催した。

天保十四年四月八日の兼題は首夏であり、三人は暮過より来宅し、八ツ過ぎに帰って行った。歌会の時は常に八ツを過ぎるのであり、長時間充実した時を過ごしたことが分かる。

同年四月廿八日には、山花・暁時鳥・山家月・朝雪・忍恋・寄道祝を歌題とする点取歌の会が催され、十一人が参加した。その結果は次の通りである。

皆点栗川用行 五点名越篤烈 五点類梨子 五点加藤清通 五点土持綱紀 三点山松殿 四点曾山芳賢

四点相良頼重 二点久長殿 五点小田為善 三点村橋彦九郎

なお、五月一日条には、篤烈の和歌の師である谷山角太夫の元を訪れ、点取歌点を依頼している。

また、池田与之進と同道し祇園之洲へ月見に行き、白浪が寄せるのを見て一首詠じ、帰宅後月を見て六首を詠じ(天保十四年八月十五日)、また、加藤東市郎とは「長月の影といふ事を下の句の下七文字に置いて、ふたり共二十三首つ、詠し候」(九月十三日)とあるような和歌作成の力を養い、目に映り、心に感じたことをすぐさま詠じることができるようになっている。

篤烈の歌に対する関心は和歌だけではなく、発句・狂歌の類いまで広がっており、洒脱で当意即妙の対応ができる教養を身につける努力を怠らなかつた。

○絵画

篤烈が絵画に優れていたことは知られており、「常不止集」にも挿絵を描いていることから絵心は早くからあったのであるが、一つの転機はおば様の死にあったようである。

天保十四年元旦の記事に「御ば、様御死去後絵書稽古ニ打立、今日も終日絵書とも也」とある。同年閏九月二日には「七ツ過より長屋之市郎左衛門之処之襖二枚へ鐘馗・鬼之下手絵書」と卑下してはいるが、相当の腕前であったことが分かる。

篤烈の絵の師は馬場伊歳であり、彼へ絵書の依頼もしている。しかし、篤烈は馬場の絵には不満であったようである。弘化元年九月十四日条に、次のようにある。

今日者吉利仲殿へ父上様より御饒別之筈候処、昨日より御病氣ニ而御亭主振御出来不相成、拙者御亭主いたし候、其外能勢武右衛門殿来儀、席画杯有之候、小子ニも是非ニと預望竹之絵・梅之絵席画、能勢氏へ門弟ニ成度段今日申置候、先度より馬場伊歳ニも習候得共、左程之筆意無之不面白、今日能勢氏へ習度段申置候、

能勢氏を絵の師とすることを強く望んだのであるが、この結果についても不明である。

また、翌十五日、篤烈は狩野探幽が留守番をしている時忍び入った盗人の似顔絵を描き、それが盗人とそっくりであったとの話を採録している。実写に深い関心を持っていたことを示すのではなからうか。

○書画鑑定(目利き)

天保十四年六月四日条に、勤務後掛物目利きに行くところある記述を皮切りに、頻繁に同様の記述が出てきており、篤烈がいかにこれに没頭したか推察できる。

八日には、「日入時分より北条織部殿江参り、暮より同道ニ而田原源左衛門殿江参り掛物目利、外二者伊東正兵衛殿・高崎五郎右衛門殿也、拙者目利拾幅二十点中り候」とある。

書画鑑定の力を付けるためであろうか、六月十日には『骨董集』の中から竹馬のことを抜き書きし、さらに七月廿五日には『骨董集上編下之巻』の抜き書きをしている。絵画鑑定力を付けることは、人との付き合いの糸口ともなり、地頭職などを務める場合には役立つものとなったであろう。

以上見てきた通り、篤烈の文武修行は、実用向きであり、幅広い教養人となるべきものであった。

三

篤烈は種々の史資料を「常不止集」に書写している。注目されるのは、この書写が単なる知識集積に終わるのではなく、実践の指針となっていることである。すなわち、役立つものを選択して書写しているのである。その中から次の二つについて触れる。

(一)『差杉来由私考』

伊地知季安により天保十一年二月草案が作られ、十二年四月補考した著述であり、既に『鹿兒島県史料 旧記録拾遺 伊地知季安著作集七』に季安の自筆本を底本としたものが収録されている。「常不止集」には名越篤烈が書写し落とした部分もあり、全体としては前者が優れていることは勿論である。しかし、篤烈がこれを書写したのは天保十三年九月であり、前者で不明となっている文字が文字擦れ・虫損もなかったせいしか読めている。例を挙げると、冒頭の「付」には樹木名を記すが、楠の次の不明文字を「松等用木」と読んでおり、他にも同様の部分がある。伊地知季安が著述したままを示すために、篤烈の書写落としゃ明らかな書写違いの部分は前者で補い、敢えて重複収録した。

題
解
たんだとう屋敷は名越家の別荘で弓射場が設けられており、篤烈も弓の稽古によく利用するところであるが、当時のたんだとう屋敷は、「至極之草庵にて頭之あたり主物も揃兼、乍春風夜分ハ甚凌兼たり」(弘化元年二月廿七日)と、篤烈

が泊まった時の感想を述べるくらい粗末な屋敷であり、一面竹林であった。ここをどのように変えてゆこうとしたのであろうか。

『差杉来由私考』が書写された翌々年、篤烈と名越家家来・下人の三人に三原七郎右衛門親子三人の加勢をもらい、終日たんとふ屋敷の竹林の開墾を行っている。

杉さし場として唐もふそう竹山之廻谷を今日五間方計切ひらき候、ぎんなん種茶碗壺ツ位まき候、ちから柴木去年春種蒔いたし置候得者、二寸位にて数百本生立居候付、畠三枚敷計打ひらき夫二手直しいたし置候、茶之実五升下

二も野二もまき付置候、梶苗貳百本計いたし置候（一月廿八日）、

さらに、二月朔日には、「四ツ時よりたんとふ屋敷江参り、先日切崩掛之谷五人二而切崩す、先日と都合五畦計切崩柿之苗五百計いたし置、梶苗百計いたし置、茶苗貳升程蒔置」とあり、また、九日には杉五〇〇本を差し、翌日も杉七〇〇本を差し、茶種を二斗蒔き、棕梠子を二〇本植え付けるなどして竹林から有用な樹種への転換を図っている。勿論、元々の竹林の管理も怠らず、二月廿一日には、「竹之子四拾本余二串を立置候、なへ竹盗ミを追散し、右之竹壺束取上ケ候而暮帰宅」とある。竹の子への串立ては廿八日には二一八本に及んでいる。

また、九月五日条には「四ツ前よりたんとふ屋敷へ父上様御同道二而参り、上村良阿弥殿・田尻善斎殿来儀、起炭たきかた有之、今晩夜中たき通しのよしにて下男之正右衛門為泊被置候、暮過帰宅」とあり、屋敷林の木材を利用した炭作りもなされている。

『差杉来由私考』で藩の植林の意向を知り、竹林から有用な樹木への転換を図ったのである。

(2) 『旧貫発揮』

『旧貫発揮』は合伝流軍学の祖徳田崑興の著作であり、篤烈は天保十四年七月廿五日書写している。校訂に当たっては、玉里文庫本および鹿児島県立図書館本を参考にした。

合伝流とは「中華ノ兵法、本朝軍制武事、明主・良将ノ遺伝スヘテ合伝シ(略)其長短勝劣ヲ撰ヒ、其国先主ニ本ツキ今ノ時、今ノ所ニ権用ヲナシ、在能ヲ長スル」所から名付けられた軍学であり、島津忠良、子貴久、孫義久・義弘の三世代期の軍学を高く評価するところに特徴がある。

徳田は元文三年に生まれ、文化元年六七歳で死去するから、彼の青壮年期は甲州流軍学一辺倒の時期であり、合伝流が藩の軍学として認められる余地はなかった。しかし、徳田が「予三十歳ノ比、去ル太夫ヨリ秘カニ今ノ手当帳数十冊ヲ授ケ(ラレ)、御先代ノ軍制ト違背シタル弁論ヲ著述シ見スヘキト命セラル、ニ因リ民信録ヲ著シ、後二武備徴古ヲ録ス」(薩陽武備徴)と記すことから分かるように、明和期頃には甲州流軍学による異国方手当に不安を持っている上級士もいたが、それが藩の主流となることはなかったのである。それだけに一層徳田の甲州流軍学への批判舌鋒は鋭いものになっていった。

『旧貫發揮』でも、次のようにある。

惟新主ノ御時世ニ沙汰噂モナキ城取土図ノ戯レニヒマヲ費シ、御当家ノ古戦手組・戦法ニ相違シタル治世妄作ノ甲州古戦咄当口ヲ習フハ、薩州ニ於テ入用ナキコトナリ、光久主御代ノ末乱世ノ遺風廢レ、韜鈴ノ学師ナキニ至リ、始メテ甲州流ヲ伝へ来ルヨリ以来先代ノ軍賦武備ヲ捨ラキ甲州流ノ手配手当ニ改易ントス、^{イヨク}弥私巧ヲ加エテイヨク、乱世ノ事実ヲ取失フナリ、其非ナルヲ弁へ惑ヲトクコト徳豈興ヨリ始ム、ソノ以前ニ知ル人ナシ、

他国ノ小畑・北条・山鹿・服部・赤上カ輩治世ノ私巧ラクワシク文飾スル軍学ヲ習ヒ来リ、我三州先君ノ遺制ヲ田舎形儀ニテ野拙麁略ナリト誤ル、是武備廢亡シ變乱ニ至リ三州ヲ危ウスル基也、

城府ニ而已士卒ヲ居住セシメ、遠近郷里ニ吏士ヲ土著セス、国ノ武備ヲ常ニセサル治世闇主ノ妄政ヲ本ニスル他国

浪人ノ余唾ヲ甘ンシ、急変ノ時ニソミ待合ハスル賊敵ニ非レハ間ニ合ハサルコトヲ設、旧制ヲ野拙ナリト見下シ旧俗ノ情ニ背キ、他ノ劣リタル信玄流ヲ尊信シ、双ヒナク勝レタル古ノ事実遺制ヲ改メ易ル甲州流ノ教ト、孫子ノ旨趣ヲ時所位ニ転用スル合伝流活法ノ武学ト同日ニ論スヘカラス、

すなわち、甲州諸流の軍咄は偽作であり、それを元にした軍法は実用には適さず平和時の飾りにすぎないとし、忠良から義弘期の軍法とは比較するまでもなく、いざという時には三州を危うくする基になる、とする。

では、徳田が「今ノ手当非ナルコトヲ徳田鬯興ヨリ前ニ知人ナシ、後世具眼ノ人鬯興カ論ヲ推ヒロメ、其用ノ時ニナサハ忠実ノ士ナルヘシ」(『薩陽武備徴』)と甲州流異国手当の非を最初に指摘したことを誇り、合伝流軍法の手当へ替えていく必要があると指摘する甲州諸流の異国手当はどのようなものであろうか。

何方ノ浦ニテモ白帆ノ船沖中ニ見ルコトヲ鹿府ニ申越シ、異国方御用人上下十八人ノ供廻リ行列ヲ揃ヘ一番駈付ニ急キサシ越シ、白帆ノ船スクニ通リ行カ陸ニ着碇ヲ卸カ両様ヲ御用人見届、其趣ヲ御用人ヨリ鹿府へ問合ヲ申越シタル上ニテ二番駈付ニ異国方御家老以上二十八人ノ供廻リニテ差越シ、右御家老ヨリ問合ニマカセ鹿府ヨリ十騎備或ハ拾五騎備ノ人数ヲ防方トシテ繰出シツカハス(『薩陽武備徴』)、

異国船が見えた場合は、鹿兒島への注進↓異国方御用人出張(一番駈付)↓異国方家老出張(二番駈付)↓五段備人数の出張による軍事行動、の手続きで処理される。異国船注進から軍事行動までは、現地と鹿兒島の往來を考えると数日から十数日かかると見込まれるから、「其に数ノ間賊船沖中ニ漂居ルカ、湊内ニ船ヲカ、リ陸ニアカリ、人民ニサワリ乱妨セス、防方ヲスル備人数ノ来ル迄唯居シテ待合スル筈ナリトスルハ木偶ノ賊虚舟ニ乗テ入来ルト思エルヤ、甚埒モナキコトナリ」(『薩陽武備徴』)と喝破するように、実用に適したものではなかった。実際に害を為す意図がある場合は一刻を争う時であるから「惟新主御時代ノ如ク諸外城毎地頭移リ居、浦ニハ御飯屋守ノ士居住シ、其外城其浦ニ急変ヲ防キ応スル臨機応変ノ働キ其所ニ土着シタル土衆中ヲ地頭下知シ防方ヲスル」(『薩陽武備徴』)のが実用に叶うものであ

ることは云うまでもない。

徳田には『先伝巻聞書』を初めとして『旧国実話』・『民信録』・『薩陽武備徴』・『韜習余論』等多数の著作があるが、それらの中から篤烈はなぜ『旧貫發揮』を撰び、書写したかは分からない。しかし、篤烈には直接には伝わらなくても、寄合家格の名越家は外国の情報はやすかったであろう。篤烈も天保十三年十一月廿一日、アヘン戦争の情報を書写しており、それにより薩摩藩への外圧の強まりは予見できたにちがいない。しかし、外国勢に対応する防衛、すなわち異国方手当は形式に流れ、実用に適さない甲州流軍字により組織されていた。実務家としての器量を持つ篤烈には、甲州流軍字が改められることが予見できたのではなからうか。

弘化四年十月布達された軍法改正（齊宣公史料「鹿兒島県史料 齊宣公史料」五四八）によれば、貴久から義弘までの軍法を基本にして一家の流儀にとらわれず採長補短による軍法、すなわち合伝流により外国防衛に当たることとなるのである。

四

最後に、本巻に含まれる話題になる事項について簡単に触れておく。

（一）疱瘡流行

弘化元年元旦、「今日より島津権五郎久包二男疱瘡みゆる、十才也」の記述を最初として疱瘡の記述が多くなり、『鎌田正純日記』でも罹病の記述を見ることができ。

篤烈家では、三月九日、嫡女お藤が疱瘡と診断され、看病のため篤烈は十一日から勤務を休んでいる。さらに四月四日、昨年十一月十九日に誕生した嫡男源太郎が罹病し、十日遂に夭折するのである。篤烈は「おさな子ハ何れのかたと分けん しらん野山に道まかふなよ」など四句を詠み、十一日は法名を記すのみで、以後十六日まで日記は無記載になっており、また、五月五日、「源太郎先度疱瘡ニ而死去、初昇不立、おもへハ面白からす何方へも祝儀に不差越」と記し

ているところに篤烈の悲嘆さを推察できる。

(2) 御楼門修復

「某日記」〔鹿兒島県史料 齊宣公史料 四四三〕には、天保十四年卯九月九日のこととして「御楼門御建替ハ天保十四年卯三月十六日ヨリ御取掛同九月九日御成就、通場被仰付候事」とあり、引き続き、御兵具蔵東北引廻シは建て替え、北御門・張番所は新造するとある。

しかし、篤烈は同年七月十二日条に、「泊り番ニ而セツ後より出勤(略)、九ツ以後 御楼門橋(櫓子カ)江のぼりす、ミ、あまり風無之、直下り」とあり、また、八月六日には磯茶屋へ琉球人を招き、花火見物があったのを、篤烈は「御楼門橋子江登り見候」と記している。「某日記」通りならば御楼門に上れるはずはないであろう。

篤烈は、弘化元年二月廿三日条に「御楼門御造替ニ付今日より通融留る、仰出等ハ困御修甫といふ事」と、御楼門の造り替えが始まったことを記し、それは「石ずへ等者本之ま、ニ而上皮之分切しらげ候」(四月十九日)という補修であるとしている。五月廿一日には、御楼門右柱が立ち、左柱は先日立ったとのことであった。

補修後の御楼門の変化は「御楼門シヤチホコかわらニ而候所、此度唐金ニ替り今日あかる、鑄方成田庄右衛門、右之銘も魚之ひれニ書付有之候、屋ねへ可登道付居候間、拙者ニも登り見候、誠ニ高くおそろしく有之候、五正立之方(マ)より道付居候」(九月十七日)とあるように、瓦の鯨から唐金の鯨に変わった。同月廿日、御楼門の作事は成就した。

(3) 豚肉

島津斉彬が豚肉を好物としていたことはよく知られているが、豚肉食の広がりには、鹿兒島ではどの程度あったのであろうか。つぎの史料でその肉食の一端を窺うことのできよう。

天保十四年五月六日条に、「伊集院半之丞殿所へ同席中拾式人差越、五ツ時帰宅、是ハ嫡子誕生昇立祝ニ付而也」とあり、献立の一つに「ぶたの汁大しゆんかん」とある。城下士の料理に豚肉が使われていたことを示す。

弘化元年八月十九日条には「同席中豚殺出張ニ而六ツ過より今和泉浜屋敷之内池田別荘へ参、夜六ツ過帰宅」とあり、十二月十三日条には「夕詰ニ而八ツ前出勤、大鐘時北郷要人殿へ代合、夫より直ニ鶴江崎池田別荘ニ差越候、書役田原八三次琉球より遣候豚開キ、外ニ同席九人・書役七八人位ニ而候」とある。

これらの記述は、城下士が琉球から持ち込んだ豚を殺し、捌き、食していたことを示すものである。

(安藤 保)

例 言

一本書は、東京大学史料編纂所所蔵「常不止集」(天保十三年九月〜弘化元年十二月)を底本とし、『鹿児島県史料名越時敏史料四』として刊行するものである。

一本書の目次は、「常不止集」目録をもとに、作成した。

一本文書の掲載順は、原則として底本に従った。

一収載した文章を他の文書や写本などによって補充または校合する場合は、次のようにした。

ア 校合史料からの補充箇所は▽△で示した。

但し、「常不止集」(『名越時敏史料三』解題のB本)で補正した場合は、特に表記しなかった。

なお、本文中に挿入される挿絵や花押などについては、B本の方を優先した。

イ 補充や校合に使用した典拠史料の名称は以下の通りである。

(原本史料) 旧記雑録(旧記雑録・続編島津氏世録正統系図 ともに東京大学史料編纂所所蔵)

「常不止集」(『名越時敏史料三』解題のB本) (西村貞則氏所蔵)

「名家遺稿雑集」(鹿児島県立図書館所蔵)

「差杉来由私考 全」(東京大学史料編纂所所蔵)

「斉彬公史料」(東京大学史料編纂所所蔵)

「石室秘稿」(東京大学史料編纂所所蔵)

「町田図書与力川島新左衛門旅中日記」(鹿児島大学附属図書館所蔵)

「関ヶ原御一戦之大概」(都城島津邸所蔵)

「山田昌巖関原覚書」(鹿児島大学附属図書館所蔵)

「諸旧記」(鹿児島大学附属図書館所蔵)

「旧貫発揮」(鹿児島大学附属図書館所蔵)

「旧貫発揮」(鹿児島県立図書館所蔵)

「天保編年史」(東京大学史料編纂所所蔵)

「琉球関係書類」(東京大学史料編纂所所蔵)

「硫黄大権現御本縁由緒 全」(東京大学史料編纂所所蔵)

(刊本史料)
旧記雑録前編『鹿児島県史料 旧記雑録前編』一(二)

旧記雑録後編『鹿児島県史料 旧記雑録後編』一(六)

旧記雑録追録『鹿児島県史料 旧記雑録追録』一(八)

薩藩例規雑集『鹿児島県史料 薩摩藩法令史料集』六)

島津家歴代制度『鹿児島県史料 薩摩藩法令史料集』一)

「差杉来由私考」(『鹿児島県史料 伊地知季安著作史料集』七)

徳川禁令考(『徳川禁令考』前集第三)

徳川禁令考(『徳川禁令考』前集第四)

「山田聖采自記」(『鹿児島県史料集7』)

「玉葉和歌集」(『国家大観』)

「白河殿七百首」(『群書類従 第十一輯』)

『衆妙集』（『續々群書類従 第十四』）

『集外三十六歌仙』（『續々群書類従 第十四』）

『根占郷土誌 上巻』

『水戸藩史料 別記上』

『桂園一枝』（有朋堂文庫）

『骨董集』（天保七年版）

『骨董集』（有朋堂文庫）

『窓のすさみ』（有朋堂文庫）

『三島村秘史』

『近世菓子製法書集成 1・2』

『江戸名所図会』

一 刊行にあたって本文の体裁をおおよそ次のように統一した。

ア 字体は、一部を除き原則として常用漢字を用いた。

イ 「常不止集」中の謄写部分については、適切な位置で字配り・行替えを行い、体裁を整えた。

平出・擡頭・闕字・割書および但書などは、B本・底本の体裁に従い、闕字は一字分あげとした。

本書の差出年月日・差出所・宛所の位置などは、適宜改行・字配りを行い、体裁を整えた。

ウ 仮名は、B本・底本の体裁に従った。変体仮名は仮名に改めたが、江・而・之・者・茂はそのまま用いた。

エ 文書・記事などの本文中には、適宜に読点「、」や並列点「・」を付した。

オ 原注は、B本・底本の体裁に従って示したが、新たに付した注記は、（ ）で囲み原注と区別し、文意の通

言

例

じない箇所や文字は、(ママ)・(〇〇カ)などとした。

カ ルビは、底本もしくはB本にあるもののみを付した。

キ 朱書は、(朱書)と注を付して朱書部分を「」で囲んだ。

ク 文字の不明や欠失は、その箇所を□で囲んだ。

ケ 「名越時敏史料四」では、底本で使用された用字の表記を次のように統一した。

嶋津↓島津

コ 方言と思われるものは、原本忠実とした。

鹿兒島県史料 名越時敏史料四 目次

常不止集十八

小根占園林寺へ御成之節重位杯其外之詠歌……………一
 九月十三日夜浄光明寺左之方行詰脇寺ニ而加藤清通ぬ
 し相良頼重ぬし桜島長音寺通門小子迄四人ニ而月見詠
 歌……………五

近日美談……………八

江戸落書……………九

差杉来由私考……………一〇

鳩巢老人大学詠歌……………三四

市来次右衛門殿子共教導之状……………三七

公庁画障説……………四一

水戸侯仰出之写……………四五

常不止集十九

大鳥之内大男手之形……………四九

頼朝公あすはこふの御文……………五〇

常不止集二十

二階堂与右衛門殿家藏資枝卿御詠歌……………六一

広東エケレス戦争一件書付……………六二

常不止集二十一

不老院様御病キ一件のミ也……………六七

常不止集二十二

八田喜左衛門殿歌六首……………七一

常不止集二十四

浦添王子詠歌二拾一首……………七二

日高与一左衛門殿状並弓法之詠歌二首同小子返歌六首……………七四

阿蘭陀へ日本人渡りて遣候文之写……………七五

小森新藏殿江戸詰之節子息被相果事国元より申来候時
 之詠歌……………七七

岩下沢右衛門殿発句四首……………八三

天明六年丙午八月廿八日大風之次第……………八四

諏訪社御神事二付一往神前迄供物相備頭殿並在町踊又
 者流鎗馬都而御引取被仰付差支有之間敷哉可致吟味旨
 被仰渡……………八四

文照院様御訓誡之文……………八九

將軍家御座之間張紙……………九〇

金吾様御最後之御状……………九一

家康將軍御遺言之条々……………九一

町田図書殿と川島新左衛門旅中日記之抜書……………九二

上下拾人ツ、弓矢先争之建之写……………九四

三条西殿御料人へ教訓書……………九五

懸川三の丸江豊後守様御ふくろより被為參候御意見状……………九九

点取歌の留……………一〇二

常不止集二十五

仙洞様崩御之節薩御屋敷計懐よき迎御褒美のありし時……………一一

山田氏詠歌一首……………一一

大玄院様より又八郎殿へ教訓の御状……………一一二

天氣祭りニ拙者歌功ありし留……………一一五

桂園一枝抜書……………一一六

常不止集二十六

骨董集抜書……………一二二

御兵具所古曆へ樂書之写……………一四〇

関ヶ原御合戦之大概……………一四三

常不止集二十七

淨国院様御作御屏風画御讚写……………一五六

旧貫發揮……………一五九

骨董集抜書……………一八三

七月廿八日俄二烈風雷鳴の次第……………二〇八

常不止集二十八

川上甚左衛門殿歌二首……………二二〇

谷山純清殿歌一首……………二二〇

毛利利右衛門殿辞世……………二二〇

益山金兵衛殿八月十五夜歌一首……………二二〇

大坂町人へ公儀より御金納被仰付候仰出……………二二二

常不止集二十九

硝化丸薬法……………二二五

杞朮丸薬法……………二二五

公義御軍用金之写……………二二六

從元曆二年乙巳於島若宮降誕由緒有様本伝……………二二八

硫黄大権現御本縁……………二三七

九月十三夜長月影十三首加藤氏歌拙者歌……………二四二

齊彬公へ浦添王子より差上候詠歌一首……………二四四

江戸御城目付の歌 二四五

浦添王子歌四首 二四五

虫つゝりの歌抄二枚之写 二四六

白尾金左衛門殿似候画の写 二四九

常不止集三十

種子干塩のかたくやわらかなる付承候事其外種子島の

一件 二五一

為家集拔書 二五四

高橋樟山西行之画ニ賛之写 二六一

向井滄浪西行之画ニ賛之写 二六一

拙者鍵鐘之拵書 二六三

常不止集三十一

仰渡留 二六六

常不止集三十二

平田長玄医術之詠歌ニ中原氏之跋 二七四

隅州国分之記 二七七

療外塩梅之俸徳 二八四

天保十四勸農方仰出之事 二八五

常不止集三十三

正月十八日島津登殿へ紅裏御免被仰付候御書付之荒増

し 二九一

御家之一件覚書 二九四

常不止集三十四

鶯頭等水殿歌 三〇六

高橋甚五兵衛殿発句 三〇七

酒正中菓子之官位 三〇八

常不止集三十五

浄国院様御屏風画賛之写 三一一

諏訪兼利之詠歌 三一一

常不止集三十六

上稻荷河通り橋々之詠歌 三一九

踊郷士持松村居住松下源兵衛並粹仲藏家籠いたし御兵

具方与力足軽被差越被召捕候次第安田助左衛門殿受持

郡奉行ニ而被差越居候節之書状之写 三二二

菓子類調用段々 三二四

東照宮安国記之拔書 三四三

常不止集三十七

石神彦七殿歌 三四四
 上山寺住持無參和尚詠歌 三四四
 京都女夫婦離別ニ成り後悔之歌 三四七
 東照宮安国記拔書 三四七
 手仕ひ棒拙者工夫 三四九

常不止集三十八

秩父駿働之節三位様より御一門方へ御筆御達書之写 三五二
 天保十五年辰五月十日江戸御城御本丸御焼失之次第 三五三
 京極兵部殿御所持之硯に御祖父高門とやらぬの歌 三五七

常不止集三十九

探信絵達磨の像ニ讚あり夫ニ拙者又達磨の心ニ替りて返歌 三五九
 新阿蘭陀船長崎へ入津ニ付大口より申出 三六〇
 有馬善助殿書状之写 三六六
 為村卿遠嶺初雪一首 三六七
 権中納言光胤卿山家歳暮一首 三六七
 五社奉納和歌書抜歌数十首 三六七
 高知穗山中馬源太夫殿歌一首 三六八

二階堂与右衛門殿歌一首 三六八

白楽天三儀 三六九

常不止集四十

君のことをの事 三七一
 人の人をの事 三七一
 慢る人に五ツの難之事 三七一
 人一ツの悪をもての事 三七一
 或人子を給仕に遣し侍る時戒の事 三七一
 卜山様捨子の御歌実陰返し 三七一
 目二ものゝ入候時ましなひの事 三七二
 やけとましなひの事 三七二
 飛井様盆石の御讚 三七二
 義持盆石の歌一首 三七二
 小用つまり妙薬 三七二
 新納旅庵御奉申上候次第 三七五

常不止集四十一

平田平右衛門殿喧嘩手業加藤東市郎殿推察尤之事 三七六
 強力の腕をひねり付儀ニ付加藤先生嘶之事 三七六
 長崎へ参候異国船一卷書付 三七八

琉球国へ異国船参候付一組之御備被差渡候付御船奉行	三八一	春のくれつかたのとやかに云々の事	三九二
異国船掛りより被仰渡候御書付	三八一	朝鮮陣之時分	三九二
千早振神之事	三八二	孔孟又生れ給ふ云々	三九三
真宗皇帝勸学	三八二	人生五十歳日数之事	三九三
柳屯田勸学文	三八二	雪のふる日母のはかにまいりし歌	三九三
王荊公勸学文	三八三	細川幽齋歌二十一首	三九四
白楽天勸学文	三八三		
朱文公勸学文	三八三	常不止集四十二	
白楽天三儀	三八九	歌題はなしの事	三九六
近衛様御歌一首	三八九	横山安之丞殿梅之画讚	三九八
二階堂彦太郎殿歌一首	三八九	酒入之器二拙者讚	三九八
二之宮藤太左衛門殿歌二首	三八九	甲州四臣讚	四〇〇
検見崎岩右衛門殿歌二首	三八九	山本晴行	四〇〇
二階堂与右衛門殿歌三首	三八九	馬場信房	四〇〇
細川三齋句一首	三九〇	高坂昌信	四〇〇
年若き人ハ諸事ニ付て身をたて云々之事	三九〇	武田信繁	四〇〇
我智を出し人とあらそふ云々之事	三九〇	日野資枝卿雪の御詠	四〇一
或時士どもの候けるを被召出云々事	三九〇	江戸名所図絵拔書	四〇二
よろつの事ハたのむへからす云々之事	三九〇	此月古里湯治一件段々有之	四〇八
何そにつきて酒をすゝめて云々之事	三九一	名所図絵拔書賀茂真淵事	四一一
筆をとれハものか、ぬと思ひ云々之事	三九一		

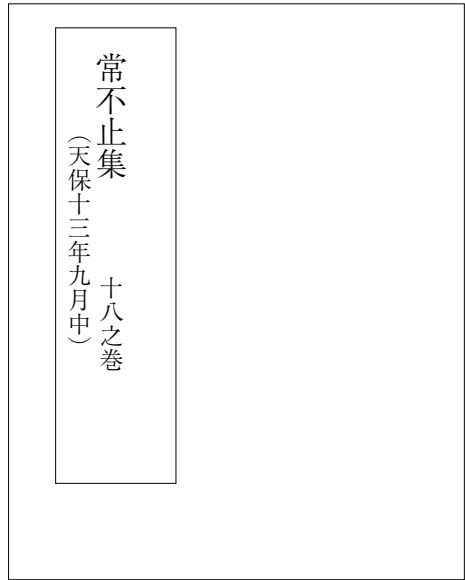
常不止集四十三

窓のすさミ拔書	………	四一五
川上甚左衛門殿述懐の歌	………	四四五
益山金兵衛殿歌	………	四四五
江戸ニ而小児へどろぼふ付候を打果候事	………	四四五
奇妙不思議何もわからぬ手紙之写	………	四四六

常不止集四十四

相良市郎兵衛殿咄高橋甚五兵衛殿事	………	四五〇
赤松家江戸より石神彦七殿病氣尋ニ被預ての返事	………	四五一

(表紙)



常不止集拾八之卷

とことは集拾八
之卷

常不止集拾八之卷

天保十三年壬寅九月中

名越篤烈

朔日 間々小雨、当日八月番承ル、引合三崎正之丞、

一朝六ツ過起、四ツ前出勤、八ツ後御暇、帰懸梅田九

之丞殿・二階堂蔀殿・升形江一刻参る、七ツ前帰宅、

直二今和泉屋敷江参、弓射、暮帰宅、今和泉鐘場へ

も帰前一刻出席稽古いたし候、是は安芸殿御望有之

二依而也、暮より植村鉄兵衛殿・児玉清之丞殿来儀、

四ツ過被帰、九ツ前臥ス、

御詠

松杉の立ならひたる古寺は

わけ入(てカ)にこそ心すミけれ

〔旧記雑録〕より補
龍伯 △

おほけなき袖を待えて古寺も

玉しく庭と成にける哉

- 一 小根占田林寺へ御成之節重位杯其外之詠歌(園カ)
- 一 近日美談
- 一 江戸落書
- 一 差杉来由私考
- 一 鳩巢先生大学詠歌
- 一 公庁画障説
- 一 水戸侯仰出之写

閨道(関カ)

こほるより岩根の水も音たえて

なを静なるおくのやま寺

住房

松杉の木のまのみち冬かけて

けふを待ける法の場か(もカ)□

久正

たつね入おく山寺の岩木さへ

心あるへきけしきなりけり

忠通

冬かれをよはなる松のみとりこそ(そカ)

たへなる寺のしるし也けれ

如有

ふる寺のみきりの松に風ふれて

さなから法の声をきく哉

重位

右慶長十五年小根占(関カ)巴林寺江御成之節、

二日 間々小雨、

一朝六ツ時起、五ツ半時分出勤、

三日 晴、

櫻田御時記

一朝六ツ時過起、五ツ時加藤家へ谷山氏より致借用居候

桃源和歌集二冊持参、夫より石原八次郎殿弓式張削

方頼、四ツ前出勤、八ツ後御暇、七ツ時より今和泉

屋敷へ弓射ニ参り、暮帰宅、夫より父上様御方へ罷

出、四ツ後御暇、九ツ時臥ス、

一今日今和泉屋敷ニ而弓相濟候跡ニ而二寸的之射拔有

之候処、拙者儀者初建之兄矢ニ而真中を射り壹番ニ

射拔、芸州公ニも中りと相見得、(朱書「マ、」)勇々として射場へ

御出候得者、淵矢ニ而此方壹人之射拔也、

四日 晴、

一朝六ツ時起、五ツ半出勤、八ツ後父上様御方へ二階

堂部殿・川上龍衛殿其外五人御客来ニ付罷出、各々

夜五ツ時分御帰、四ツ半時分(関カ)濟候事、

五日 晴、

一朝六ツ過起、四ツ前出勤、八ツ後御暇、夜ル九ツ時
分臥ス、

来儀、

兼題
各齎

篤烈

六日 晴、

晴、

一朝六ツ半起、五ツ前出勤、八ツ後御暇、七ツ前より
島津鞆負殿所江弓射ニ参り、暮帰宅、暮過より父上
様御方江罷出候得者三原氏・藤島氏・相良氏被罷出、
各四ツ半被帰、九ツ過臥ス、

庭の面の草のわつかのきりくす
何をうらみて鳴あかすらん
あはらやに住てこそ聞きりくす
冬もまちかき庭の蓬生
月やとる草の庵りの齎

鳴ハ枕のしたにこそきけ

当座
山家月

七日 晴、

晴、

一朝六ツ時起、鎗場へ出張、五ツ半出勤、八ツ後御暇、
七ツ後より島津鞆負殿所へ弓射ニ参り、暮帰宅、暮
より父上様御方へ罷出候得者藤島氏被罷出、四ツ時
被帰、四ツ半臥ス、

とふ人のなき奥山のくれ家も
へたてぬ月や照りまさるらん
のかれこし浮世の外のやま陰は
月の桂の色もことなる

九日 晴、

晴、

八日 晴、
一朝六ツ時起、鎗場江出張、五ツ時引入、五ツ半時分
出勤、八ツ後御暇、直ニたんとふ屋敷江参り、暮
帰宅、夫より拙亭歌会、加藤清通ぬし・相良頼重主

一朝六ツ前起、鎗場江出張、六ツ半引入、五ツ過出勤、
九ツ時御暇、所々礼廻り、御墓江参詣申候折、母君
御石塔を打詠つ、
君か名のしるしの石をとひて見ハ

何もあらしのやまにことふる

八ツ過帰、父上様御前へ罷出候得者たんととふ屋敷
へ弓御持参ニ付野夫ニも御供之蒙命、七ツ前より出
宅、外ニ兩人にて弓射六拾建、暮ニ帰、八ツ時臥ス、

十日 快晴、 **鳥羽御所御馬出御**

朝六ツ過鐘場へ出張、五ツ時引入、四ツ前出勤、八
ツ後御暇、帰宅、直ニ戸柱家来辻元弥兵衛・拙家来
白浜幸二郎同道、たんととふへ出張、弓射、暮帰宅、
讚良休兵衛殿来儀、四ツ時被帰、九ツ半臥ス、

十一日 大晴、

一朝とく起て鎗術の芸をこゝろめり、辰の刻はかりに
引入、同刻のなかははかり(本書「マ、」に公務いてぬ、未の刻過
る比勤の暇を乞て帰りミレは、やつかれのかへりを
待ぬるとて、そのころしり侍りける桜島長音寺の通
門法師、からいもほかにもさまゝの野菜を手つか
らの作りしとて態々もてきたれり、そのこゝろさし
もあさからず歌のことともかたりしに、けふやつか

れにいもを贈るに付て読しとて、

通門

荒小野にしけり生たる唐いもを

めつらしかれとたてまつるかな

かへしに、

ふかゝりし君か恵のからいもに

ひるも泪の露は置けり

時刻もよければ、腹のつくろひもあしからんとてひ
るめしともいたしぬれば、

通門

世中(本書「マ、」にありてかりなき賤の男を

めしいたさるゝけふそ嬉しき

またかへしの歌読しもいとをもしろきとて、

白玉を袖につゝ、ミてもていなん

わかふる里のたらち翁のため

とりゝのはなしに申の刻にもなりたれば、いさか

へらんととき、しも名残惜しけれ、

いろふかき君か心の花をミン

しはしハこゝ(本書「マ、」にやすへよかし

おもはずも君かことはの花をミテ

別路をしきけふにこそあれ

またかへして、

通門

おふけなき君に別る、悲しさは

たとへをとるに物なかりけり

かくなんものかたりともにも西山にかたふきける

比、通門法師とも人の島の舟も皆真帆ひき漕出たり、

いま壹艘のこれりければ、はやくもかへりなんと告

ければ、

通門

いさといふて別る、ときハ泪川

袖ひたしつ、渡る也けり

と読、暇を乞てかへられぬ、それよりまた鐘場へ出

て暮二引入、よる丑の刻はかりにふしぬ、

十二日 晴、

甲辰年三月

一朝六ツ過起、鐘場へ出張、五ツ前引入、五ツ半時分

一刻加藤家江立寄、直二出務、八ツ後御暇、帰懸石

原八二郎殿へ立寄、直二帰宅、七ツ後より今和泉屋

敷弓式日江罷出、暮帰宅、夫より直二吉左衛門と両

人にて夜の拾建はかり射る、式本中ル、夜ル九ツ過

臥ス、

十三日 晴、夜二入曇ル、

乙酉年三月

一朝六ツ過起、五ツ半時分出勤、八ツ後御暇、直二今

和泉浜屋敷二而安芸殿親子・島津靱負殿親子・島津

相馬殿親子・野夫と親子ツ、四組人数分弓有之差越、

一番勝相馬殿組、二番靱負殿組、三番拙者共組、夫

より安芸殿御組一番跡也、日入前帰宿、暮より又浄

光明寺脇寺竜巢軒へ加藤清通ぬし竜巢軒江墓石見名付後承り候得、是二而ハな(宋書)マ、

し、相良頼重ぬし、桜島長音寺通門法師差越し、明

月の歌とも読也、

月前霜

頼重

きくの咲浜辺をとへハ袖さむミ

真砂の霜にさゆる月かけ

月前萩

通門

真萩原露分衣ぬれつ、も

名におふ秋の月をこそミレ

月前雁

篤烈

長月の名におふ空の浮雲を

うらミはて、や雁の鳴らん

長月の影をめつれば小夜更て

落くる雁の声もきこゆる

あきらけき月につはさもあらはれて

ミねとひこゆる雁の一つら

月前虫

清通

踏分て誰もとへとや月のすむ

あさちか床にまつ虫の声

九月十三夜

清通

円居して月にぬる、も敷島の

ことはの露の恵とそしる

虫の音も夜寒の霜に絶はて、

月のミ澄めるやま寺の秋

月に露にいと、心もあくかれて

よ深くむかふ長月のそら

二十あまり五ツの秋に馴ミても

あかてそおもふまたの長月

秋つすのはてもへたてん長月の

名におふ影をミるもさやけし

久堅の空行月の光りより

のりの衣の露も置そふ

ふけ行は向ふも寒し秋かせに

雲も晴（朱書「マ、」つく長月の空

名にしおふ今宵ハ無なしのはれて

都の外も月はめてけり

名にしおふ今宵の月ハおしなへて

幾その人のすそ（朱書「マ、」ふ成らん

雲の浪空の海路に立さわき

うきも心にかゝる月かな

九月十三夜宵の雲か、りてさやかならさりけれ

は、

諸人の心や空にかよひけん

ふくるにつけてさゆる月影

長月のかけをさ、ゆる浮雲は

いくその人のうらミはてまし

頼重

さよあらしさゆるもしらてむかふ哉

今宵名におふ長月の影

あきたけて霜夜更行さむしろに

片敷袖の月そ身にしむ

ふる里にあらは今宵は小夜衣

かさねまほしくむかふ月かけ

宵の間のこゝろにかゝるうき雲も

晴て澄行長月のかげ

長月の今宵八峯の松かせも

ふもとの鐘も月に澄ぬる

ふけ行は里のさわきもしつまりて

月ひとり澄峰の古寺

九月十三夜於竜巢軒、

塵の世はすむもうしとや此寺の

ミのりの庭に月のさゆらん

通門

久かたの空はミとりにはれつきて

たか為とてや月のすむらん

月を見てめつることはのなかりせば

うらミかほして宵をあかさん

篤烈

うきこともわすられにけり古寺の

ミきりの月のさゆる光に

むかしより名におふ空とあふかすハ

今宵ハこゝのまとゐなからん

名にしおふ今宵の月に賤しきも

よきも心のよらさるハなし

一とせにひとたひめくる長月の

今宵のかけをあかてなかもん

浮世をははなれてこゝの古寺に

やとりてもミン長月の影

宵の間の雲の衣をぬきすて、

光さへ行長月のかげ

思ふとちまとひしてミン長月の

かけはいつしか西にかたふく

九月十三夜竜巢軒にて、

松かせを法の声にも聞なして

こゝろよりすむ長月のかけ
長月の月もいるさのやまのはに

かたふくまでもあかてこそミれ

九月十三日夜小夜更月晴ければ、

おきてめつる人にあらす八名にしをふ

今宵の月をいかてかハミン

小夜更れは幾度もてふづもよふして雪隠にまひ

りければ狂歌一首、

月ミれはあまりに口をやしなひて

しけく雪の隠しとふらん

七ツ前帰宿、七ツ過臥候なり、

十四日 霽、
一 碧雲一更景

一朝六ツ過起、鎗場江出張、五ツ前引入、五ツ半時分

出勤、八ツ後御暇、夫よりたんとお屋しき二而弓

射、暮帰宅、四ツ過臥ス、

天保十とせあまりひと、せといふとしの十一月十

四日といふにあらせ給ひて、母君のはかなくも

うせ給ひ、毎月この日にあたりてしるしの石の跡

をしたひ、けふもまた九月十四日なれハ、あはれ

秋の、はらを見まほしと思ひ、衣服もあらため

なんし^{(朱書「マ、」}ければ、けふハたちをの川の上の別業へ

弓ともたせ給ひてたのしませ給ふなれハ、やつ

かれも御供をなんいたせよとおふせことをうけた

まハリしも、いとあいかたれといまた母君の御

塚へもまいらねは、遊びのかたハいか、なんと述

けれハ、あすもあれはあすまいりてよからめ、け

ふはまつ別業のかたにまいりなんとの給いければ、

いまハ^{(朱書「マ、」}やんことなくめにみえしたらちをの事より

なん先にいたすへきこそ本意なれと、

散露にしとふ心ハありとしも

残る雫をさきに歌はめ

近日美談

一真田信濃守様より今般駿河御番被差越候懇志之旗本

饞別として被相招候処、座付之茶出候而菓子やうの

もの饞頭十計皿二盛り追々酒も出候得共、乍漸碗蓋

一枚、外二井類壺ツ、二之間二而も馳走等も無之候

間、右旗本衆存外ニ思被罷居候処、居間ニ而緩々可相咄と之事ニ而居間江被罷出候所、卒爾なから貴所儀者先年より懇志ニ申通し、武略之意味合も御互ニ吟味討論も致候得共、存外少高の貴様ニ而御存分之御嗜も無之歟ニ被存候、乍然何様之事哉と被申候間、右御旗本被申候者、実以此節之駿河勤番も甲冑迎も不致調達、乍然当分折角手ヲ付罷在候と被申候処、然者御錢別ニ可進とて御家来被召呼御藏内より鎧式領被取寄式領共ニ被遣候間、右旗本衆難有かられ、忝領ニ而宜敷段被申候処、着替之具足も無之向者不相成もの也、兼々拙者儀を貴様など吝嗇チヤノ何ノト咄も有之哉ニ承及候、ケ様之人を取救ひ料之節儉也、吝嗇也、俗人之眼ニハ儉約も吝嗇ト一ツニ見るもの也、能く御嗜被成候様兼而懇意ニ申通候故被申入候也と被申候而、直様右旗本屋敷へ右鎧為持被遣候由、然処旗本衆被罷帰候而得と右甲冑取しらへ被申候処、下着其外之用度迄も一々相揃、殊ニ打袋ニ小判式拾兩ツ、相添有之候間、翌朝一礼として被罷出候節右金子持參候而、是ハ御返上致候由被申候処、

信濃守様御笑被成候而、さてく貴様ハ実頭(朱書)之男也、先甲冑ニハ乾飯と金子等其形ニ致進覧候旨被仰候由、誠ニ珍しき物語ニ御座候間御聴ニ入申候、此已前之当地奢侈無此上、つまらぬ江戸ニ而者無之かと呵々可祝言、

一〇江戸落書

大革今読成改革

衆氣正路

御政治曰大革、公儀之意趣シテ而諸国得レ徳之門也、於今可レ見ニ諸人成レ徳仔細ハハニテ者偏頼ニ此度之触フレニ而辛抱添ナラヘハレ之者由、是而慣焉則近ニ乎其不レ貧矣、大革之道在レ考ニ損徳一、在レ泰レ民、在レ改ニ於以前ニ、知レ改而后有極ル、極而后能働ク、働而后能安、安而后能設カル、設而后能売ル

右経巻章蓋公儀之シ言而奉行述レ之、ニシテ

奉公曰克働カスレ体、

大法曰顧ニ此度之公命ヲ、

手手曰克明ニ損徳一、テシテ

皆自改也、

右伝之趣向釈レ明ニ損徳一、

十五日 夕より雨、

一朝六ツ過起、五ツ半出勤、七ツ後御暇、明日於評定

所ニ申渡者有之ニ付而也、大鐘過より花舜軒御寺御

墓江参詣、暮帰宅、夫より植村鉄兵衛殿・左近允新

七殿・加藤東市郎殿入来、六ツ半時分より関ヶ原説、

九ツ過相濟、夫より些酒共呑候而各々八ツ前被帰候、

八ツ半時分臥候事、

十六日 雨降、

一朝六ツ半起、五ツ半時分出勤、八ツ後御暇、夜ル五

ツ前より父上様御方へ罷出、四ツ半御暇、九ツ時臥

ス、

十七日 雨降、夜ニ入霽、

一朝六ツ半起、五ツ半時分出務、八ツ後御暇、暮五ツ

過より父上様御方へ罷出、九ツ半時分御暇、

天保十一年子二月草、同十二年丑四月二日補考

差杉来由私考付、漆・櫨・蠟燭・桑・茶・楮・棕栢・楠・松等用木

昨日者御懇書人別差杉之發起年間等承向左之通写置、
私之考ハ末段ニ書添、貴答仕候、

覚

与中之諸士より杉差立候儀、何様之訊ニ而候哉、且

又何年間より始り候哉、急度為被仰渡儀ニ而者無之

候得共、御用候間、内々ニ而相糺可申旨被仰渡候処

共、当座江相知れ不申候故、島津図書方江承合候処

ニ左之通申出候、

一 植杉・差杉之儀ハ下野久元代為申付と申伝候、左候

而、至図書久通ニ猶以仕立杉申付、又江戸杉之実持

下り苗ふせ置方々ニ遣、或は土佐御家（老）元桐間將監殿

江申遣相求、或は屋久杉の苗をも植付、夫より組杉・

人別杉等も始り、専久通代ニ繁昌為仕と申伝候、久

通平生自讚嘶ニ、杉之親ハ己レ也と為被申居と古き

者共申候、承応元年吉野江山屋敷被致拝領、野ニ而

御座候を折々自分差越大境ニ松を植付、圈内ニ杉・

松を被仕立置候事、

一杉ニ限り不申、久通代長門・周坊(防カ)より楮之苗木取寄、

紙漉師松岡氏抔召下、又ハ宇治より茶実を下シ園を

仕立、其外桐油之木などに至り植初、夫より方々弘

まり為申と申伝候事、

季安延喜式之調庸を按に、日向國中男作物斐紙・

麻と見得、又大隅・薩摩兩國ニも皆同様中男作物

紙と有之、左候而、文禄年間京竿の節者、薩摩江

山桑漆役・硫黄役と見得、大隅江者山桑漆役と有

之、日向ニ計山桑梶役と御座候得者、薩隅兩國之

楮者中絶ニ而、日州計楮役相殘候半、然者久通中

興為被成ニ可有御座、此段も記置也、

一久通事、承応三年之冬伊集院地頭被仰付候、其後四

年目歟、明応三年(曆カ)之冬い十院通道之松栽為有之と申

伝候事、

一久通代、寛文十三年七月杉改帳差出可申旨被仰渡、

宮之城内改之帳面植杉・苗杉共四万七千九拾八本

と相見得申候、其内大き成杉者久元代仕立為被申杉

と相見得申候事、

右之通被申出候間、此段申出候、以上、

享保十七年壬子

十一月十六日

右様当天保十一子年より百九年前御糾有之、宮

之城より為申出通相知居候向ニ相見得候間、右外

植木並差杉等之事、私見当候事共任考出左ニ書拔、

備御考申候、

(朱書)「加久藤出」

尚々所之衆中屯人ニ付植木五本ツ、年々ニ可被植

候、植所ハ所の衆被見合候て(朱書)「マ、」所ニ日当ニ可被

植候、木者うるし・はし・杉たるへく候、若枯候

ハ、其人可被植替候、以上、

急度申候、仍諸百姓殿役壹ヶ月二三日ツ、被召仕候、

其上者被召仕間敷被相定候、云々、

(朱書)「寛永三四年間敷」

二月九日

喜入撰津守

忠政 判

下野守

久元 判

五代(友泰)勝左衛門殿

御宿所

右全文ハ、先日書付上候狩夫銀之来由ニも写載置候故、此処江者杉之事迄拔書、余者省略仕候、左候而、右御連判寛永三寅四月ニ茂見当候間、大形其年之二月ニも相当可申、前件宮之城より植杉・差杉者下野守久元代為申付と申伝候趣為申出茂即右之仰渡ニ可有御座、其以前文禄京竿之御条目ニも茶と漆等者相見得候得共、櫛と杉之事共無之ニ而相考候得者、右仰渡より為御初筋(被力)ニ者無御座哉、然共蠟燭之事ハ段々古書ニも有之、応永四丑四月総州家より者山城守忠殿、奥州家よりハ(久慈)義天様、九州探題渋川右兵衛佐満頼へ御出仕、肥前新山ニ而御対顔、同廿日御旅宿江滿頼被為見廻候節之儀、応永記ニ、修理亮殿其比ハ次郎三郎と申上、義天様御事持蠟燭門外參候、同山城殿庭上ニ畏被申請と有之、又一条禪閣(關カ)兼良公之為著候尺素往来ニも、無御睡気者点蠟燭云々有之、又喜入家三代撰州忠誉被留置候享祿・天文之日記ニも、らうそく何拾丁と見覚、又天正十二

年琉球円覚寺住僧宗良より御老中伊集院忠棟江明燭百斤差饋候書簡有之、同十三年四月琉球より天王寺祖庭と申使僧差上候節、琉球口暖当分琉球御掛之事本田下野守貞殿江使僧より進物之内ニも蠟燭式拾挺と相見得、又慶長十三申正月、(義忠)惟新様御方御日記ニも、半天連年頭御礼として被參候、呂宋紙四拾四枚並呂宋蠟燭四挺進上と有之、又祢寢右近太夫重長祢寢居城之時分より垂蠟製法利益ニ為相成事、丹波殿家ニ申伝有之事書記有之、又寛永十四五年有馬丹後守大島代官相勤居候節、島人共飯屋江入付候薪木多者自然生之櫛ニ而候故、自身山床致見分、櫛実を為取垂蠟(セカ)して仕登を、相応御利益ニ為成趣丹後末子八ヶ代伝右衛門と申者覚書ニも相見得、旁以旧遠より蠟燭之事ハ相見得、就中琉球口又者呂宋等より節々進物ニ為仕事、右通有之ニ而考候得者、製法等も其持渡候者共より習受為申ニも可有御座、夫故寛永初より最早櫛植付方等前文通被仰渡、丹後守右様垂蠟之仕向も存知居候半、是又乍序申置候、(采書)マ、

手形

(朱書)「加久藤本」
本者長五尋
本三尋廻

加久藤園西山(田力)

右者加久藤之御飯屋作二付入用として暖衆被申受候

間、被引渡候様二山留衆江可被仰付候、手形之外二

竹木等伐取候半様二可被入念之通可仰付候、以上、

寛永九年七月廿四日 相良李助

喜入久右衛門

五代小左衛門殿

(朱書)「蒲生土有馬氏本」

手形

小杉壺本長五尋三尺
末之口九寸廻り

蒲生之内米丸名

右者兵少老御私領之内二有之、御分之舟三枚帆之

柱二御用之由候而、御役人衆より被為申候、寸尺

於無相違者可被引渡候、勿論手形之趣二相違之儀

共候ハ、各可為越度候条可被入念者也、

寛永拾三年二月七日

比志島監物

諏訪神六(朱書)「正兼」
印

蒲生暖衆中

(朱書)「同」

今度自江戸山奉行・木奉行喜入丹波守殿・和田乗助

殿江被仰付候間、行司衆並其所之木奉行来十五六日

限二鹿兒島へ被參候而、右兩人之口上可被承通可被

申付候、恐々謹言、

二月九日

(朱書)「寛永十四五年歟」

(朱書)「鎌田」 出雲守(朱書)「政統」 印

(朱書)「三原」 左衛門佐(朱書)「重庸」 印

(朱書)「山田」 民部少輔(朱書)「有榮」 印

(朱書)「川上」 左近将監(朱書)「久國」 印

蒲生

(朱書)「同」

急度申候、

一諸所櫥之木之実請二山奉行より被申付運上銀上納候

間、所中江堅可被申渡事、付、押買狼藉仕候者可有

沙汰事、

一右請二申定ものニハ山奉行より手形を被相渡置候条、

手形不持者者櫥之実買取候儀可為停止事、

一或ハ領主或所より入用之分者請二申請候ものへ可有

談合、所之者請二可申請と存候者、其段早々山奉行

迄可被申越候、恐々謹言、

七月十六日

(朱書)寛永十五年歟

(朱書)鎌田 治部少輔 印

(朱書)三原 左衛門佐 印

(朱書)島津 下野守 印

(朱書)久元 彈正大弼 印

(朱書)島津 彈正大弼 印

蒲生

暖衆中

猶々急度御返書待人候、以上、

一一書申入候、仍鹿兒島上町前田弥兵衛付舟作用とし

て西うら御狩倉内二楠三本申請度由候間、各より寸

法之書物被差出候、右之木神木之故、前々御改帳二

付出不申之由被書記候、無心元存候、諸所植木帳二

神木も被召出候故、其元之様子相替申候、定公儀よ

り御証文とも被遣候て右之式候哉承究度候、細々御

報二可預示候、恐々謹言、

二月十九日

諏訪神六

正兼



野村右衛門佐

員綱



蒲生御暖衆中

御宿所

態以廻文申越候、仍

一前々より山之講狩被成候而杉さし被成儀二候、何方

江いか程さし調被成候哉、其年々之分于今何程有之

由堅固二可被書出候事、外二六ヶ条略ス、

右之条々被聞召届候通御返事二可給候、恐惶謹言、

西二月廿九日

(朱書)正保二年

(朱書)山奉行

藥丸大炊兵衛尉

和田讚岐守

川上五兵衛尉

新納二右衛門尉

横川より倉岡迄

行司

竹木見舞衆

御暖衆中

一同年西十月於江戸 光久公より御家老北郷佐渡守殿

諸役人之主執を御物奉行と被仰付、同十三日佐渡守

殿

殿旅宿へ 御光儀被為在、新納右衛門佐殿御供二而
(朱書)久詮
段々以御条書被仰出、其ヶ条中二左之通、

(朱書)家藏古写
覚

一御蔵入取納仕様善要之事、
(悪力)

此間五ヶ条略ス、

一前々より郡奉行へ被仰付候漆・櫨・茶・桑・楮無油

断植候哉之事、

此間亦五ヶ条略ス、但、郡奉行ハ只今之御役人とハ格別、当分之
郡見舞位敷、暖役と連名多々見及候間、所役ニハ無別条存候。

右之条々念を入承立可被申上候、右之外ニも新敷儀

見立聞立可被申上者也、

正保二年十月十三日

(朱書)北郷氏本
覚

今度諸役人之主執被仰付候間、不依何篇之儀役人之
(朱書)マ、レ

上を不致遠慮吟味之段無緩疎様可有差引、為其如斯

候、以上、

(朱書)正保二年
西十月十四日

光久御花押

(朱書)久加
北郷佐渡守殿

右通佐渡守殿御承知ニ而、御使役伊地知左右衛門重

政と兩人為御使同十五日江戸出立、有川喜左衛門貞

説茂右筆ニ而被召付、十一月廿六日佐渡守殿ハ平佐

へ著、左右衛門ハ同廿五日地頭所加久藤江著、廿七

日早天出立、佐渡殿ハ同日五ツ半平佐より出立、同

日鹿兒府江参著、廿八日登城、同十二月左右衛門御
(朱書)初旬

取次を以伊地知志賀重昶・川上後藤兵衛忠清・鎌田

宇兵衛政親・竹宮内記等江横目被仰付、諸外城手分

ヶ廻勤之上所々ニ横目役初而被召立、其所々之暖よ

り人柄見合横目へ被仰付、勤向之ヶ条者右之人數よ

り被申渡、追々見立聞立所横目より申出儀共者新納
(朱書)忠秀

刑部殿江取次可申向ニ為被仰渡筋、右之伊地知重昶

御奉公記・北郷久加世別記・左右衛門地頭所暖万留

等ニ而被考合せ申候、其以前より所横目全無之共難

申向之書付も御座候得共、一統為被召立者此時より

初り候半、左候而、平田大史御役元基ニ、佐渡久加

を当御勝手方之發起ニ為被書置茂、即此御仕向御取

扱之事哉と被相考申候、右之節左右衛門付衆中川野

与右衛門通昌と申者地頭所暖相勤居候間、加久藤よ

り召呼、前件御条書之趣共細々申渡置、杳右衛門事
八同十二月十三日鹿府出立、江戸江罷登右御用之御
届為申上筋ニ被考申候、然処翌正保三戊正月川野与
右衛門鹿府ニ而承知、写帰候(朱書「マ、」ケ条ニ左之通、

(朱書「案文留」
覚

一はしの木 一うるしの木 一桑 一さし杉
一茶 一梶 一万かふ類

右植木首尾鹿兒島へ可被申出候事、外ヶ条略ス、
戊正月三日

右通差杉相見得候得共、酉十月十三日於江戸仰出之
御条目ニ不見得事者書落敷写誤ニも可有之、尤、差
杉之儀ハ其以前より為被仰渡事之上、御条書ニも漆・
櫨・茶・桑・楮植候哉入念承立、此外新敷儀見立聞
立可被申上趣被仰出候間、杳右衛門より与右衛門江
者右様差杉之申条(ケカ)も書加候而為申渡敷不詳候、

(朱書「鹿籠御題文留、此已下午二月大野準人御証文迄ハ天保十一年丑正月補候事」
手紙ニ而申入候、当櫨之木実如例年御買物ニ成候間

穎娃之内仙田村茂右衛門方へ申付候、各御暖中総而

脇壳無之様堅可被仰渡候、為其如斯候、以上、

(朱書「慶安四年」
十月六日 南郷仲兵衛 印

宮里岐岐

知覧・鹿籠

御暖衆中

(朱書「同一」
覚

諸所櫨木之内犬櫨・男櫨被為伐、其故ニ用ニ立候櫨
時分ニ可被植立候、伐候木之内ニ材木などに成候ハ、
其所之商場次第被売払代銀可有上納候、如此申渡
候ニ付、用ニ立候櫨之木作ニさわり候など、て切取
不申様ニ可被入念之候、(朱書「マ、」同者不用ニ立木其所之横見
衆など被出合相断可被伐事尤ニ候、以上、

(朱書「慶安四年」
卯拾月十日 山奉行所印

岸良清右衛門

野間外記

向井吉左衛門

伊集院宮内

谷山・喜入より伊十院迄諸所

行司衆

竹木見廻衆

暖衆中

(朱書)同

急度申遣候、前二男櫛・犬櫛被為伐跡ニ能々櫛可被

植立之由申候、然共功者之人申候者、男櫛無之候得

者女木ニ実ならざる由候間、犬はし計可被伐候、又

給地ニかもひ有間敷候、以上、

(朱書)慶安四年

卯十一月十四日 山奉行所

岸良清右衛門 印

向井吉左衛門

野村外記

伊十院宮内 印

谷山・喜入より伊十院迄

竹木見廻衆

行司衆

(朱書)同

此比楠苗木伐取由其間得候、自今以後楠苗木伐取候

もの有之候ハ、科物五百文ツ、可申付候、若伐取候

もの見立申出候人へ者右之科物可被下候、右之旨所

中へ稠敷被仰渡候、諸在郷へ者庄屋中へ被仰付可然

候、若緩於有之ハ可為越度候、此廻文見届、銘々ニ

写置次第二可被相廻候、以上、

慶安五年辰二月十三日

山奉行所印

野村外記

向井吉左衛門 印

岸良清右衛門 印

伊集院宮内 印

谷山より伊十院迄二十ヶ所

(朱書)同

覚

先日之大風ニ根越仕候杉一尺四五寸廻より下之木ハ

おし立、根を能堅目、立木ニ而結立召置候ハ、枯申

間敷之由候、早々如右被仰付尤二候、御油断有間敷

候、以上、

辰九月十八日

山奉行所印

(朱書)承応元年

岸良清右衛門 印

野村外記

向井吉左衛門

伊十院宮内 印

喜入・知覽・穎娃・かこ

御暖衆中

候通追付可承候事、

一楠苗木不伐取様ニ堅可被仰渡候、若氣任ニきり取者於有之ハ、相応ニ科物可被申付候事、

承応貳年正月八日 山奉行所印

野村外記 印

向井吉左衛門 印

岸良清右衛門 印

伊十院宮内 印

谷山・喜入・指宿・山川

穎娃・知覽・川辺・鹿籠・坊津・泊津

久志・秋目諸所

暖衆中

猶右諸所指杉被仰付候、徒山奉行巨細以糸書被申越(於カ)

候間、具二見届堅固ニ可指調候、左候而、如何程指

調候通後日山奉行へ可申出者也、

承応二年正月十二日 評定所印

一指杉其所之衆中・町・在郷ニ不寄、銘々さし調候様(朱書)「同」

一(朱書)「同」さし杉其所之名数不殘銘々ニさし調候様ニ可被仰付

候、町・在郷共ニ老人ニ付拾本ツ、広さ三尺間ニ

可被指調候、苗杉者枝之しんを伐候而各十日程つけ(水カ)

さし調候様ニ可被仰付候、杉さし所ハ谷合などの様

成所ニ能候、若又老名ニ差場無之候所ハ、近名之指

場ニ相加候而可指調候、向後さし杉枯候時者、何時

も本之指主さし直シ候様ニ可被仰付候、

一衆中衆者御城廻其外見計を以一人ニ付拾本ツ、可被

指調候事、

一さし杉ニ障り候草木節々伐払候様ニ可被仰付候、左

候而、竹木見廻衆被見廻候様ニ可被仰渡候事、(節々脱カ)

一右杉さし調候員数、衆中・町・在郷より如何程差調

御愛衆中

二可被申渡候、衆中・町・在郷共二壱人ニ付拾本ツ、
広さ三尺間ニ可被指候、苗杉者枝之しんをきり候而
水二十日程漬さし調様ニ可被申付候、杉さし所ハ谷
合などの様成所能候、若又其所ニさし場無之所ハ、
近名之差場ニ相加候而可指調候、勿論さし杉枯候
ハ、何時も本の差主さしなをし候様ニ可被申付候
事、

於右諸所差杉申付候、山奉行より巨細以条書被申越
候間、具二見届堅固ニ可差調候、左候而、如何程さ
し調候通山奉行所へ可申出者也、

承応三年正月廿三日 評定所印

(朱書)「御題文写」
右同案ゆへ不写、

承応四年正月十九日 山奉行所印

一指杉二障候草木節々伐払候様ニ可被申付候、左候而、
竹木見舞衆節々被見廻候様ニ可被申渡候事、
一楠苗木不伐取様ニ堅可被申付候、若氣任ニ伐取候も

法元字左衛門

の於有之ハ、科物として五百文ツ、可被申付候事、

向井吉左衛門

(朱書)「承応三年」
午ノ正月廿二日 山奉行所印

市来七左衛門

弟子丸市之介 印

岸良盛右衛門

向井吉左衛門 印

野村外記

岸良清右衛門

次第二見届可相渡候、

野村外記

宛書同断

谷山・喜入・指宿・山川・穎娃

知覧・川辺・鹿籠・坊津・泊・久志・秋目

(朱書)「案文帳」
御状之趣令披見候、然ニ御物買之樫実六俵買調被召

右諸所

置候、明日御領村へ持せ可申由承候、申付持せ可申

候、恐惶謹言、

三月三日

(朱書)「承応四年」

(朱書)「喜入撰津介役人
田代」

総・右衛門

(朱書)「十院」

与左衛門

上村与次兵衛殿

吉留次郎左衛門殿

(朱書)「御廻文亨」

居屋敷並私領有之はしの実私用之外御物可被売上候、

(朱書)「マ、」

脇へ売候可為停止候、御物へ可被売上衆者其方角之

代官衆へ可被申出候、公儀立直次第可被買取候間、

其心得を以緩無之様二可被申渡者也、

(朱書)「明暦二年」

九月廿日

(朱書)「町田」(朱書)「久則」

勘解由

(朱書)「新納」(朱書)「久詮」

右衛門 印

(朱書)「いせ」(朱書)「貞昭」

兵部 御印

(朱書)「鎌田」(朱書)「政昭」

筑後 御印

(朱書)「島津」(朱書)「久頼」

筑前 同

谷山云々秋日

右暖中

(朱書)「御廻文亨」

用木仕立之儀、毎年難申越候、然二不致生長之由其

聞得候、題目之儀二候処二、大形二候故右之式二可

有之と其沙汰候、時分之儀候条、櫛・漆・桑・楮・

棕栢、先此五色入念植立候様二可被申渡候、左候而、

從当年八十本植立候ハ、五本ハ必其人江可被下候、

植所植様巨細之儀ハかこしま郡奉行差越可被申渡候

間、可被任下知者也、

(明暦三年乙)

西二月六日

勘解由 印

右衛門 印

(朱書)「久通」
図書 印

普請方谷山云々日置迄

暖衆中

追而指杉之儀ハ毎年如申渡候、弥其心得尤二候、

(朱書)「御廻文亨」

覚

態以廻文申渡候、諸外城御用木植立指杉如例年之差

(出力)
図を以其首尾山奉行座へ可承候、

一松木片原打焼申由其聞得候間、左様成事仕者候ハ、

科物を可被仰付候由被仰出候間、所中稱可被仰渡候、

若相背者於有之者、行司・竹木見舞へ可致其沙汰候、

其時ニ至りて申分有間敷候、各可為越度候事、

一 野火之時分指杉・小松を焼申由候間、松立申処へ野火付申たるものハ其科可申付候事、

一 楠・杉・松・楠其外商売諸人申請之木、行司・竹木見舞寸尺見届候て、前書此中被差出候、所ニより寸尺相違候而他国へ差通候刻、此方ニ而木導算用被仕せ候処ニ、過分ニ板角本木ニ見合候得者出来過分ニ有之候、然時者寸尺取様相違ニ而候、向後地他国共ニ寸尺相違候ハ、行司・竹木見廻可為越度由、今(朱書)「マ、」度稠被

仰出候間、以前申渡候事、

一 松節・楊梅之皮其外之斤目ニ而運上銀相納候物者、其斤目少も無相違様ニ各改可被差出候、所より大形ニ有之由其聞得候、緩せ無之様ニ可被入念候、若相違之儀候者稠其沙汰可有事、

一 御狩外ニ私犬山猥ニ被仕候由其聞得候、向後犬山可被仕時者山奉行座以手形可被仕候事、

一 竹木前々より申請不伐取、手形格讓仕候而今ニ伐取由其聞得候、前々伐手形ニ而者不依地他国ニ竹木引

渡曾以有間敷候、山奉行座へ被差出候者其首尾有へ

く候、若緩せ之儀候者行司・竹木見舞(日記雜録拾遺伊地知季安著作史料集より補)可為越度候事、

一 如右今度被 仰出候間、所中行司・竹木見舞△山横目衆堅被仰渡被承届通、重而以使山奉行座へ可承候、以上、

明曆三年酉二月十五日

山奉行所印

奈良原清右衛門 印

黒葛原周右衛門 印

町田次郎右衛門 印

山下孝右衛門 印

谷山云々伊十院迄廿ヶ所略ス、

右所々

御暖衆中

(朱書)「御題文写」毎年如申渡差杉時分之儀候間、入念之可被差立候、

員數之儀者如例年可被申渡候、自今以後者此旨雖不申渡候無断絶年々指立、其首尾山奉行所へ可被申断

者也、

西二月廿日

勘解由 御印

(朱書)「明曆三年」

右衛門

筑後 御印

筑前

図書

谷山・喜入より西目日置迄

暖中

覚

(朱書)同一
一態廻文以申渡候、諸所木改帳被差出候、慥ニ見届候、

其内松改無之と相見得申候、此方より申後候儘尤ニ

候、就夫松廻五尺長さ五尋より上、堂宮山寺社家不

残堅固ニ相改可被差出候、乍不申並松・浜松道乗被

入御念を書記尤ニ候、

一竹之子時分依所商買ニ出候由其間得候間、自今以後

商買ニ被出間敷候、勿論竹之子時分ニ所中之者竹之

子闕事可為停止候、若緩之儀候者各へ可致其沙汰候

間可被念入候、

一各暖之内並松・御城山松之枝葉重候を見合、切候而

所売ニ被成代銀上納可有之候、其外ニも諸山導捨枯

木伏木等候者、此方へ書出候ハ、売せ可申候間、念

を入見届可被申出候、以上、

西二月廿七日

山奉行所印

(朱書)「明曆三年」

奈良原清左衛門

印

黒葛原周右衛門

印

谷山・喜入より南方西目伊十院迄二十ヶ所

右諸所

御暖衆中

覚

態廻文以令申候、仍寛永十四五六年之木改帳爰許へ

被指上候留帳御座候ハ、山奉行所へ可有首尾候、此

元之前之帳ニ見合申事共候間如此候、便之時分無失

念之首尾可承候、聊御延引有間敷候、以上、

(朱書)「明曆三年」
西四月三日

山奉行所印

山本孝右衛門 印

黒葛原周右衛門 印

谷山云々伊十院迄略ス、

諸所

御暖衆中

御分國中町人・百姓已下之者(朱書)「マ、」杉(朱書)「マ、」さすにて諸物になひ

候儀、從此節堅令禁止候、若相背者於有之者稠可致

沙汰之条、其段暖中より可申渡者也、

(朱書)「明曆三年」西「十月廿二日 評定所御印

諸所

暖中

(朱書)「宮之城書出」一明曆二年之冬、島津凶書久通地頭所伊集院通道之松

栽為有之由也、

(朱書)「同」一書令申候、仍毎年申渡候さし杉並櫨・漆・桑・楮・

棕栢、彼五色之儀も去年二月巨細ニ以廻文申触候間、

無油断可被申付候、杉之儀者鹿兒島山奉行より可有

沙汰候、櫨・漆・桑・楮・棕栢之儀者鹿兒島郡奉行

可為沙汰候間可有其心得候、向後者有(右方)兩奉行より可

被申越候、無格護之在所ハ至暖衆越度之段可沙汰有

之候間、聊油断有間敷候、恐々謹言、

(朱書)「明曆四年即万治元年」戊正月十九日 源左衛門(朱書)「政有」印

勘解由 印

兵部 印

筑前(朱書)「久頼」 印

図書 印

谷山・喜入・指宿・山川・穎娃・知覽

川辺・鹿籠・坊津・久志・秋目・加世田

山田・阿多・田布施・伊集院(伊作力)・永吉・吉利

日置

暖中

(朱書)「同」態一筆令啓達候、仍指杉・並松植調之儀、毎年御評

定所より被仰渡候得共、当年よりハ山奉行方より可

申渡之由候之条、如例年之指調可被成候、尤、通道

之並松左右方一間程引除植調候様ニ可被仰付候、勿

論田畠之障ニ不罷成様ニ各見計を以可被為入念候、

年中ニ山奉行両度ツ、諸外城行廻事候間、無格護之

所ハ至各ニ沙汰可申候間為御心得候、恐惶謹言、
(朱書)「万治元年」
戌正月廿五日 山奉行所印

町田次郎左衛門

三原九兵衛

山元孝右衛門

坂元平左衛門

谷山・喜入より日置迄

右諸所

御曖衆中

覚

一谷山 一喜入 一指宿 一山川 一穎娃 一知覺

一鹿籠 一坊泊津 一久志秋目 一加世田 一川辺

一阿多 一田布施 一伊集院

右者御蔵入並並木之櫛之実納候間、(取脱カ)田布施衆是枝二

右衛門殿・宮内次兵衛殿方へ相渡候様可被仰渡候、

右段御物座任御下知ニろう相調可致上納候、以上、

(朱書)「万治元年」
戌拾月十八日

樺山左京 印

坂五兵衛

諸所

取納役人衆中

覚

態廻文以申渡候、仍差杉・並松植調候儀、如例年之
差植調可被成候、左候而、指杉之差出行司衆被指越
候時分被差出候様可被仰渡候、通道之並松、此中被
植調置候処ニ殊之外枯候由其聞得候、左様成処ハ
時々ニ植調候様ニ稠可被仰付候、若延引候ハ、至各
可有御沙汰候間、其心得尤候、以上、

(朱書)「万治二年」
亥正月十三日 山奉行所印

五代三左衛門 印

三原九兵衛 印

町田七郎左衛門 印

谷山より日置迄略ス、

右諸所御曖衆

(朱書)
(高城脱カ)
「万治二年亥春都之城通道並松植付有之事、山之口古今記録地頭
見玉四郎兵衛利実伝ニ見得候なり」

覚

ひの尾楮取様紙屋より細々申出候写如此、

一 毎年拾月より三月迄ハ麻・苧むし候様ニ仕候而はき

取申候而、上皮之黒所取すてほし申候、左候而、能

天氣二いかほともほし申候、総皮うすき所悪敷候、

葉付候之とり不及申上候、皮あつき所能候、第一ハ

根之皮能御座候、古き並苗木悪敷候事、

一 四月ニハむし不申候而きり取、其間々はき申候、第

一ハ根引申、根之皮一入能御座候、是も上之黒所取、

いか程もほし申候か能候、天氣悪敷候得ハ、よミあ

さふり申御用ニ不立候、毎年五月より九月迄ハ取不

申候事、

右之如く紙屋より申出候間書付遣候条、念入取調

可被差出候、以上、

(朱書)「万治」年
亥二月朔日 山奉行所印

暖衆中

竹木見舞衆

行司衆

一 以廻文急度申越候、ひのをと申楮依御用山奉行より

以細書行司衆へ被申越候、念入候而取調候様ニ行司

衆中江堅可被申付候、(朱書)「マ不念申無御座由候而若後日右

之楮於有之者可有其沙汰候、以上、

(朱書)「万治」年
戌二月十六日 御物座印

谷山より日置迄

右諸所暖中

(朱書)「イ三
一 態廻文以申越候、ひの尾楮御用ニ候間、各被入精成

程心懸取調可被差出候、ひの尾かち有所爰元へ細々

相知有之候間、其心得可有之候、尤無之所有之候、

乍然心懸與山ニ有之物之儀ニ候間、取調可被差上候、

聊油断有間敷候、以上、

(朱書)「万治」年
ひの尾楮取様前条同断故不写、

戌二月十六日 山奉行所印

山本孝右衛門 印

三原九兵衛 印

諸所

行司衆

竹木見舞衆

御暖衆中

覚

一此中詰所竹木所売ニ被仕候得共、此節より御法度ニ(諸ノ)而候間其心得可有之、時々ニ此方より手形可出候付、杉之屋ね御用候間、取得次第二宿次を以可被差出候、以上、

山奉行所印

(朱書)「万治元年」
戌二月廿四日

山本孝右衛門 印

三原九兵衛 印

谷山より日置迄

右諸所

行司衆

竹木見舞衆

御暖衆

(旧記雜録拾遺伊地知季安著作史料集)より補
▽覚

一其地衆中耆人ニ付漆式本ツ、当年より毎年可植立候、植所之儀者、暖・竹木見舞・郡見舞見合を以可

被申付事、

一右植木枯候ハ、元植候人より植次、致盛長候様、毎年修理可被申付事、

一右正月中植調木数、其年々ニ帳面ニ記、物奉行所ニ可被差出事、

如右入念可植立、或牛馬をつなき枝折候儀、堅禁制ニ可被申付者也、

万治四年丑ノ正月二日 (鎌田政有) 鎌源左衛門印

湯之尾

暖中

覚

一櫛 一楮 一漆 一桑 一棕 一栲

右者、御分國中地方ニ応植立候様ニと、今度江戸より被 仰出候間致吟味、当日より地方相応ニ植立候様ニ可被申渡候、左候而、年々植立候木数帳面ニ相記、支配之座々江可差出候、適々植立候而茂、見舞大形ニ有之、不致盛長之由候間、入念植付、時々見届、枯木者植次、以来御用ニ相立候様ニ有之可然候、

廿四

且又櫛之儀者、地之善悪并植様不案内ニ有之候而者
宜間敷候間、向之島衆中之内、櫛方能鍛鍊之人、諸
所へ可相廻候、其外之品も仕立様ニ付見籠有之候
ハ、申談、御為宜様ニ可被申渡候、此段地頭并支配
之座々江可申渡旨 御意候間、無油断様ニ可被申渡
候、以上、

九月十八日

御国遣座

右之通被仰渡候間、奉得其意、堅固ニ相守候様ニ
所中江可被申渡候、以上、

寅九月廿日

富山九

(右衛門カ)
印

山田

暖 (衆中カ)
[] [] Δ

一寛文二年寅青林九兵衛式拾五才ニ而新築地渡頭口江
並植植付方為被仰付趣、有徳嶽由来と歟申候自身為
被書置物に見覚申候、

(朱書) 加久藤暖日記

覚

態以宿次申越候、諸所差杉修補大形ニ有之ニ付不致

盛長候、当年より式三ヶ年ハ修補計被仰付候間、入
念修補可被仕候、此等之旨御下知ニ而候、以上、

山奉行所

(朱書) 延宝二年

寅二月廿二日

浦川七郎兵衛

印

岩切二右衛門

印

川村少右衛門

印

平松より国分迄廿四ヶ所

暖衆中

行司衆中

竹木見舞衆中

(旧記雜録拾遺伊地知季安著作史料集より補)

(朱書) 延宝三年卯大口暖所日記

七月十三日

曇天

一諸士若衆江暮の江可被罷出候旨申渡候、

七月拾九日

晴天

一諸士出合踊有之候、成就寺・御仮屋・頭屋・専念寺、

洪次郎左衛門殿正雲寺・迎善院江引候事、

(朱書)

[同]

う九月十四日 晴天

一態以廻文申渡候、

一諸所衆中并在郷江、戌ノ年桑・楮・檜(櫛)・柿・棕櫚、

此五色壺人ニ付式本ツ、植調被仰付候、最早数年ニ罷成候間、右植木之内当年より御用ニ相立木可有之候条、下代・郡見廻被出合、入念相改、当年より堅固ニ取納被仕候様ニ堅可被申渡候、左候而、右檜木之儀ハ各別ニ候条、惣様帖佐与代官座江早々上納有へく候、其外之諸木ハ追而上納方可有差図候、勿論取納有之木数ハ、銘々員数可被書出候、向後取納木之儀ハ、時々ニ改帳可被差出候、

一右植木之内、或枯木、或応人体植不足之木可有之候間、堅固相改、則植調候様ニ稠敷可被申付候、依所地方悪敷生育不致儀も可有之候半、於其儀ハ諸現地之障不成所見合、急度可被申出候、若又外城より右植木之内能生育不致木於有之ハ、左様成被念ヲ入可被植調候、左候而、後日木数可被書出候、重而御当地より檢使ヲ以木改可被仰付候条、緩せ有間敷候、右植木改之儀、当年より下代・郡見廻へ被仰付候条、向後入念每々行廻、植木場修補等被申付、木数改、

御用木之分ハ堅固ニ取納可有之候、若取納方大方ニ

候ハ、可及御沙汰候、向後枯木・不足木ハ植次之儀、無油断時々ニ可被申付候、乍不キ候、依所御蔵入なき在所ハ、郡見廻より諸事被致首尾候様ニ堅可被申渡候、此等之旨御物座御下知ニ而候、以上、

(延宝三年)

卯)

惣田地座

九月十日

諸所

暖衆中△

(朱書)以上一ヶ条廿四月初日補入

一貞享元年、諸外城衆中並寺家・町屋敷等一ヶ所ニ付楮五本ツ、百姓ハ用夫壺人ニ付五本ツ、地面見立植付方可致旨被仰渡、皮楮斤高二応候而八分通ハ植付候人江可被成下、其頃御国諸人用分之紙総而他国より買下シ、金高及過分候ニ付右向ニ被仰渡、先御試如く関外四ヶ所江紙漉共新規ニ大分被召立、可成女共ニ漉方仕習候様、賃錢茂男より増銀ニて叮嚀可教諭旨、細々御仕向為被書記古帳、帖佐与方御代官座へ有之由、追而可補書之也、

覚

(朱書)山奉行所古帳

一所により材木無之所又植木可仕立所者、祢寢八郎右

衛門以見計可申付事、

一 牧内・狩倉内ニ而茂仕明可仕と申出者於有之ハ、家

老衆無構八郎右衛門以見計可申付候、自然所ニより

難洪申出候共、家老衆請付有間敷事、

一 諸所山野畠方ニ致仕明者於有之者、右之通八郎右衛

門以見合可申付候、右付而所より申分家老衆取上有

間敷候事、

右 植木仕明望之者直ニ総郡座へ可申出候、

一 諸所狩倉内ニ而茂炭薪用之木八郎右衛門以見合可被

免許事、

右 八郎右衛門下知を以山奉行可有支配之、

一 いほ山並作懸り之木ハ総様八郎右衛門へ被仰付置候

間、百姓之用事可相達候、(右九)左様之節者八郎右衛門以

見合運上可相懸事、

右 八郎右衛門へ得差図可為伐之、尤、御用木帳付

之儀者山奉行より堅固可申付置之、

右之通被 仰出候之間可有其心得者也、

貞享二年丑六月廿八日 評定所

山奉行所

右 八郎右衛門と御座候者、祢寢丹波清雄殿之初名ニ御

座候、

一 諸郷人別差杉之儀、郷土者家部之者計、百姓者用夫

相掛、年々差杉式拾本ツ、被仰付来候処、安永六酉

年より翌戌年迄打続兩年大風ニ而、阿久根表並日州

表大分之杉其外之諸木倒木ニ相成、就中杉之儀者御

入用之木柄ニも候間、往々御用不差支様無之候而不

叶事候付、五本差重都合式拾五本ツ、差調候様被仰

付方、如何可有御座哉之旨申上候処、申出之通被仰

付候旨戌八月横山権右衛門取次(朱書)マ、以御証文被仰渡、翌

亥春以来式拾五本ツ、差調来候、然者差場所之土地

又者天氣相等ニ而根付生育之不同有之事候付、根極

印改被差廻序座横目枯穂相改、帰宅之節其届申出候

付、差次之儀時々申渡事御座候得共、右通土地廻(天氣脱力)

而穂枯之年柄打続候得者、本数及太分申儀御座候、

且又差穂根付候而も兩三年之間者不枯迄ニ而罷居、

夫より以後立延申事候付、枯穂差次外場所江不申付候而者夫々取分改方茂不相成、其通二候へハ最初差入候場所明置、地面之費等有之事候、近年差重をも被仰付置候付而者、以来者枯穂不及改筋二被仰付度奉存候、右二も申上候通、年々枯穂之屯及太分候節ハ、夫長ケ之手間取二而可及迷惑二も哉と存申候、尤、差方二付而者最寄詰檢者又者近年依場所柄円メ差をも被仰付事候付、差方指南之儀者随分細蜜二申渡事二付、為龜抹取計致穂枯筋ハ無之候得共、土地天氣廻之事候故前方之通被仰付置度儀と吟味仕候、乍然何分御沙汰次第奉存、此段得御差図申候、以上、

山奉行

午二月八日

菱刈軍太

日置方右衛門

土持長藏

土持藤左衛門

此表申出之通申付候条、如例可申渡也、

午二月十八日

御勝手方印

取次大野早人

山奉行

右者、去子二月任御尋見覚候分二而致参考差上候処、其後追々探集候付右之通写補、猶又相考候得ハ、寛永三四五年之頃二も御座候半、(家)中納言様御家老島津下野守久殿・喜入撰津守忠政殿より諸所地頭二、衆中屯人二付植木五本ツ、漆・櫨・杉之間年々場所見合日当二可被植旨為被仰渡御状二而、宮之城江植杉者下野久元代為申付と申伝候趣二茂致符号居、植杉之開発二可有御座、左候而、小杉屯本迎も無手形二者伐取事竹木皆御法度、寛永九年・同十三年手形等二而被考知、追々御催促差杉(被指方)茂最初、年々山之神講狩有之節差調向二為相成由、(旧記雜録拾遺伊地知季安著作然共鹿兒島江時々史料集より補)御届茂不申出相済来候歟、正保二△酉二月寛陽院様御代、山奉行廻文二而、年々差調候杉何方へ何程差調、今何程有之訳相糾可被書出旨被申渡、同年酉十月今之御勝手方被召建砌、北郷佐渡殿扨段々御吟味被為在、前々より漆・櫨・茶・桑・楮之植付方其外年貢等一切善悪兼而被仰渡置候通行届候哉否、見立

聞立可申出旨所横目迄被召立、同三年戊正月右五色之植木同様差杉之御届も可申出趣被仰渡、其後八年目承応二巳正月二者衆中・町・在郷共卷人二付拾本ツ、差方之仕向迄細々被仰渡、是則宮之城より組杉・人別杉等被初候と為申出事二可有御座、自其四年目明曆二酉二月用木仕立方大形二付、向後櫨・漆・桑・楮・棕栢之五色拾本植候人江者必五本ツ、可被下旨、御家老島津図書通久殿・新納右衛門久殿・町田勘解由久殿より被仰渡、同四戊正月十九日御家老島津図書通久殿・島津筑前久殿・伊勢兵部貞昭殿・町田勘解由久殿・鎌田源左衛門政有殿より、向後差杉ハ山奉行より可致沙汰、櫨・漆・桑・楮・棕栢者郡奉行より可為沙汰旨兩奉行ニ受持被相分趣被仰渡、同月廿五日指杉と並松植之儀茂山奉行より可被申渡旨廻文被相廻、自其拾六年目寛文十三丑七月杉改帳可差出旨(杉脱力) 図書殿より被仰渡、宮之城一所之分植杉・苗共四万七千百九拾八本二及候由、然共諸所差杉之木数計沢山差調、手入修補大形有之二付、延宝二寅二月差調計二而手入大形有之候而者不致盛長候間、当年より

式三ヶ年者修補計入念可仕旨被仰渡、山奉行廻文有之、其後諸郷人別差杉郷士者家部計、百姓者用夫二掛、式拾本ツ、被仰付候由、其年月未存候、然処安永八亥正月より諸郷人別五本ツ、差重式拾五本ツ、被仰付候由、只今見及候古書之分二而被相考如此御座候、杉計二無御座、櫨・楮御仕立等皆旧遠之事二而、乍序見当候儀右次第御座候、左候へ者天和・貞享之頃祢寝(丹波力)丹後清雄殿総郡座被為聞候時分より一入委敷御沙汰被為在御仕立向盛ニ成立、其段ハ丹波殿御用帳ニも相見得候間、世上稀ニ者櫨・楮開祖之様申人も御座候、然共丹波殿巳前より仰渡有之事前文通明白御座候、此等之事共(旧記雜録拾遺伊地知季安著作史料集)元禄十一年寅十月九日、島津主計殿より御領国絵図調方被仰渡候覚書二、
 一 間縄之事
 一 此度之間縄、卷間六尺三寸、完式拾間縄ニ為相調候、濡候時ハ繩縮、干候時ハ延候由候間、一日二二三度茂間竿を当、繩可被相改事、
 一 絵図之表道程之事

一 沓里を沓尺式寸ニ可被記事、

一 針本之事

一 針本ハ、其所之籠御制札被立置候所より可有方立候、勿論針本ニ成候所ハ、御制札之体絵図ニ可被

記事、

一 境引之事

一 国境者、墨を以可為沓分半筋事、

一 郡境ハ、墨を以可為沓分筋事、

一 外城境ハ、洪色之可為八りん筋事、△

粗心付居候而も御尋被成方無御座候得者、書集候事も難相調、又任御尋如此書立候茂身分不相当之事ニ而千万恐多、別而乍斟酌極内分備御一覽申候、無御心置御取直被下候而、此冊者早目御返可被下、尚重而補正仕度御座候、以上、

丑聞正月十五日

伊地知(季女)小十郎

田中源五右衛門様

十八日 晴天、

一朝六ツ半時分起、五ツ半出勤、七ツ後より鎗場へ出

張、暮より加藤東市郎殿来儀、九ツ半時分被帰候、

是は歌会ニ付而なり、

擣衣

秋かせのよ寒になれはまつ島や

あまの苦やに衣擣なり

さやかなる月に砧の音聞は

身さへくたくるこ、ちこそすれ

松島や塩かせ寒し海土衣

うちもたゆまで夜をあかすらん

松かせの音もよ寒になるまゝに

衣擣也玉川の里

鹿

ひとり住積の板戸の明かたに

あはれをそふる棹鹿の声

もみちはの色つく秋になりぬれは

ミヤマの鹿の妻やこふらん

八ツ時済候事、

十九日 晴天、

丑二部五

一朝六ツ半起、五ツ半出務、八ツ後御暇、鶯頭才之丞
殿・田原源左衛門殿・青木伊三次殿杯来儀、弓射、
五ツ半時分被帰、四ツ半時分臥ス、

廿日 晴天、

一朝六ツ時起、五ツ半時分出勤、明日御仕置物有之候
ニ付、長詰ニ而暮前帰宅、夜四ツ半臥ス、

廿一日 曇天、

一朝六ツ過起、五ツ半時分出勤、八ツ後御暇、大鐘時
分より鐘場へ出張、暮引入、五ツ過より父上様御方
へ罷出、四ツ半御暇、九ツ過臥ス、
一今日者谷山境瀬戸ニおひて御仕置物二十一人有之、
外ニ樋脇ニ而老人有之、去年中御停止等ニて御仕置
者無之多くたまり居り候哉と世評なり、

廿二日 晴天、夕より雨、

丑三部

一曉大鐘起、五ツ時より梅田九左衛門殿江参る、是ハ

昨日下り土産之品々被贈候ニ付而也、帰懸升形登様
江参り、五ツ半過出務、八ツ後、(朱書「マ、」)七ツ後谷山角太夫
殿江参り、直ニ島津鞆負殿江参、暮迄弓射、暮帰宅、
四ツ前戸柱町田家留主番ニ而泊リニ参る、四ツ半臥
ス、

一此節江戸はんしもの

野暮黙詩

新 天軒天弁 一地名潰 一前後下

直下札 家主困 樽代止

能懸触 採騒痛 地愁如

一新滞取 一役諸歎 一国肝近

貸金弱 唐人招 御用心

古強出 町苦嚴 軍也繁

天天 弁弁 札札 懸懸

下 下 下 下

触触 能能 直直 軒軒

右者末五ヶ条読方前文同断、

廿三日 朝小雨、後曇天、

一朝六ツ半起、五ツ半出勤、八ツ後御暇、帰懸直二二階堂源太夫様江参り、夜五ツ過帰宅、四ツ過臥ス、

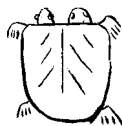
廿四日 曇、晴、

一朝六ツ過起、鎗場へ出張、五ツ半時分出勤、八ツ後御暇、書役篠原二三二江我々同席中より餞別二而総出張、暮過帰宅、四ツ過臥候也、

廿五日 霽、

一朝六ツ時起、五ツ半時分出勤、八ツ後御暇、七ツ後より暮迄鎗場へ出張、夜五ツ時より戸柱町田家留主番として泊ニ参、四ツ過臥候事、

一享和二、甕島へ両頭之亀出る、如凶、五日目二者死、(朱書「マ、」)
後塩漬ニ相成鹿府へ出る、伊勢新五郎地頭職之節也、



廿六日 晴天、

一朝六ツ時起、鎗場へ出張、五ツ前引入、五ツ半時分出勤、八ツ後御暇、七ツ後より鎗場へ出張、暮引入、夫より東郷藤左衛門殿・左近允新七殿・植村鉄兵衛殿・鎌田孫右衛門殿・相良休右衛門殿来儀、九ツ時分ニ被帰候、八ツ前臥候事、

廿七日 晴、

一朝六ツ過起、鎗場へ出張、五ツ半時分出務、八ツ後御暇、大鐘時分より鎗場へ出張、暮引入、島津八郎殿・い勢平右衛門殿・山内権十郎殿入来、夜四ツ半時分被帰候也、九ツ過臥ス、

廿八日 晴、

一朝六ツ過鎗場へ出張、五ツ半出勤、八ツ後御暇、西妙徳院所へ父上様其外五人弓射ニ差越、暮帰宅、四ツ半時分臥ス、

明明徳

みな人のもとの心ハ増か、ミ

みか、ハなとかくもりはつへき

新民

ふりにけるならの都のならはしも

あらたまり行君か誠に

止至善

よしとみるその一ふしを難波江の

あしかるかたに移さすも哉

格物

わか宿の千種の花をとめてこそ

いろなき春の色もしらるれ

色なき春ハ無形の理をいふなるへし、

しら雲の幾重とみへて越くれハ

た、一筋の山路なりけり

是ハ一理貫通のこゝろなるへし、

致知

日をへつ、ふみ見るにこそ玉鉾の

道の奥をもしら河の関

致知ハ書を読先とすとあれは、かくよむなるへし、

月花もなれてみるには増りけり

さりとてかハる色かならねと

致知に馴致のこゝろもあれハ、かくよむなるへし、

誠意

色ミへぬこゝろの水ハこもり江の

草のはつかにつゆもにこそな

わか心なすへき物かは、き、の

ありとハみへてあらぬためしに

意の誠ならぬといふハ、心のきさし善をなさんと

ハ見へなから、それとさたかならぬをいふとあれは、

かくよむなるへし、

うは玉の夜をてらさすハ唐錦

昼もうらなき色とみましや

下の句ハ不善のおくはれぬ事をいふ成へし、

人しらぬ心に恥よはちてこそ

つゐにはちなきミともなるへし

此二首ハ慎独の心なるへし、慎独ハ誠意の法とあれ

ハ、ひとつにかよはして読ける也、

正心

ミわの山杉立門を尋来て

すくなる神の心をそしる

露すかる萩の上葉によそへミよ

か、れハたはむ人のこ、ろを

心のた、しからぬといふハ、七情のこ、ろにか、り

ておもひとなる故なりとあれば、かくよむなるへし、

修身

朝夕にたもつわかミハから衣

立居にうつせ道のすかたを

思へた、ミのあやまりを三かさ山

さして心のとかならず共

正心の後身のおさまらぬといふは、ミのふる、所に

ありてかならずしもこ、ろよりいつるにもあらずと

あれハ、かくよむなるへし、

齊家

いつまでも共に汲井の底きよミ

むすひもかはせもとの心を

秋風をよそにこそきけ(朱書「マ、一」)□のうち

ひとことのはのうらミなければ

治国

しるやいかに民のかまとにたつ煙

いく夕暮の詠なりとは

何事もミるめかひ国なれや

こ、そ浮世に住よしの浜

平天下

九重の夜の玉衣袖さむミ

おほふはかりによををもふらん

春風の吹とハなしにをのつから

のとかにミゆる四(朱書「マ、一」)のうみつら

ことしの春おもハすも火災にあひて、貯置し書籍ヒトツ隻

字ものこらす灰燼となりぬ、詩を賦にも文をあらハ

すにも故事熟証など引考にたよりなければハ、徒然の

すさひに大学の三綱八条を題として三十一文字につ

らね侍る、いにしへより釈教の歌ハ代々の集にもあ

またのせおかれ侍とも、儒教の歌は見へ侍らす、ち

かきころ世に取伝るもあれとも、其意いひをふすと

ミゆるハ歌のさまかたくなり、歌のさまをかしとミ

ゆるハそのこ、ろかなひかたし、もとより和歌ハわ

か国の風俗といへとも、日ころ学はぬ道なれハ、か

くよみて六義のかたはしにもかなひ侍るへきにや覚束なし、されハ其道しる人にも見せてとはまほしく、又ハ同意の人にも取伝へんとてかきつけけるとぞ、享保二ツのとし卯月初の三日武城の西のかたほとりにてしるしおきぬ、

鳥のあとそれをするへに尋ミン

ふりにし道はよしある、とも

末の代に我を忍はん人しあらハ

このことのはをあはれとも見よ

鳩巢老人

天保十一年庚子二月吉日写

名越篤烈

一我等事、拾歳之三月より初而大学ニ素読を讀初申候、

其比者、皆々八九歳より讀初致し、我等同門ニ而一

番後進ニ而候事、

一其時分一日も無懈怠師家へ参候、一年之内ニ吉野御

馬追之日計只一日懈怠と覚居候、

一拾三歳之時初而武芸ニ入門致し候事、尤、其年五月

比ニ而も候哉、御隠居様初而之御覽ニ罷出候事、

一拾四歳之時近隣肥後氏より史記を借用、百三拾巻致

一覽候、

一拾四歳之夏より父上様御勘氣ニ而家内慎、拾五才之

夏迄引籠罷在候故、素読・武芸廢業、然とも史記ハ

其砌ニ致卒業候、

一其年ニ葛原橋ニ而走セ倒れ、左之手首を痛め一向武

芸不相調候、乍然右之手計ニ而一通之業ハ相勤候、

打出し不相調候間、稽古場ニ者只出候計ニ候事、

一拾六才之三月初而造士館学生被仰付、春秋素読相勤

申候、

一拾七才之九月比より左之手少々快、十月より初而使

並打出相調、夫より朝暮又ハ昼之内ニも式日相究罷

出候事、

一武芸稽古場ハ横馬場辺ニ才衆打込ニ而候故、此辺多

人数ニ候処、朝々に一番駈付を越され候而者不相叶

段申談、早天七ツ半又ハ南林寺曉鐘之前後より罷出

候処、其年ハ例年より寒氣稠敷、毎朝筵を庭ニ並へ

候得者霜ニ而凍りわりく致し、早天より人数も少

候故、纔両三人ニ而繰廻し稽古いたし候得者、時ニ依候而者十余篇宛相廻り、両人ほとこの時分ハ夜明前ニ相成両人共ニ又候眠差起り筵之上ニ不覚寝入、総人数夜明時分罷出候物音ニ驚き目を覚候而、寝候筵を引明候へハ身之当りたる処計霜解居候、衣裳茂肌着壹ツ・布子壹ツ・羽織壹ツニ而、一向嚴寒之時分迎も布子二ツ致着用事無之候、左様ニ毎朝霜露ニ犯され候故歟、拾八才之春寒湿と申病相煩、両足立不申、四十日余致し纔武芸場ニ相出候処、比ハ四月末ニも候半、垣根の卯之花・木々の梢・若葉のみとり影涼きさま目馴ぬ様有之、夫より又々朝暮罷出申候、式拾四五才之時分迄ハ一日一朝之懈怠なく、殊ニ朝八人跡ニハ一切出間敷と願文相究候間、夜寝候時分ハ茶碗ニ而呑度無之湯水を氣張候而呑寝候へハ、七ツ前後二者無是非被起、寒天ニハ北口之戸を明小用ニ出候得者、薄衣之上ニ寝起ニ毛穴もすき居申事故、北風槍よりするときに当られ身面も只今裂るかと覺るほと有之、毎朝く右之通ニ而、是ハ武士ニ生候而此之通之難儀致し、なせ町人ニ生れ得不申ると泣

かん計ニ而大小追取武芸場ニ罷出候、然共夜明ころ寒氣之薄ろき候時分より罷出度念慮ハ半点も無之、牙を嚙碎相勵候故歟、十八歳より二拾四五之時迄毎朝く之内ニ只一か度夜明離れて人跡ニ出申たる事有之、右一度除候而者いかなく人跡より罷出事ハ無之候、右之夜明候而出申たる時ハ衆士もまが只今參候と笑申候、もまハ夜鳥ニ而、拙者夜明て以後ニ參事ハ無之故ニ候、

一 右之出張之星帳ハ今ニ二才衆稽古場ニ伝り可申候、日帳借受実正之処直ニ為見置可申候事、

一 廿四五より先ハ素説指南を受合、毎朝く武芸ニハ得出不申候事、

一 十八歳之春より当三拾六才迄之間拾九年之内、正月七日武芸初ニ只一度致闕席候、此御方三四才之時正月三日比より煩付相迦し申儀不相叶故ニ候、

一 十八才より当三拾六才迄之内只一度病氣有之、致服薬候計ニ而、円々十八年ハ服薬一服も相用不申候事、灸ハ子共之時一度、針ハ平島有伯殿より六日、永井玄良殿より二日、合而八日之外ハ致針治候儀無御座

候、我等事、脱体身弱生れ付候へハ、成丈飲食之徒事ニ而大切之身を傷め申事は士之比興と存、飲食何茂差控致用心候へハ、却而十八年に一度茂不及服薬候、此処を能々可被相嗜候、

一 学問之儀ハ朝七ツ過より起候而、未だ鳥も本のま、鳴々鳴渡

不申時ハ灯を明し素読致し、七ツ半比より武芸ニ出申候事、

一月之十二三日比より十六七日迄ハ、夜六ツ半比迄武芸之場ニ参居候へハ、月も東之山之上ニ竿長け計も登居候時分引取、其夜中に暁こめて又武芸ニ出候へハ、宵之くちの月また西之山端よりはるか上に相残候、一夜之内両度ツ、月見いたし候事、

一人並より元氣精心相劣り候生付ニ而、人並に何事も負申間敷と存候而ハ、並大抵ニいたしてハ遥人より後れ申物ニ而候間、死而も負間敷と人ニも不云独奥齒ニカミ申儀ニ而無之而者不参候、夫故日々食事茂少々差控、成丈身持大事ニいたし、尤、酒(朱書)などハ随分と少しツ、給候、左候而、寒天之時分ハ衣裳も肌着レ着レ着レツニ布子着レ着レツ、羽織着レ着レツニ而布子二ツ着候儀ハ

八九年間ハ無之候、尤、頭巾・足袋ハ三十一歳之時分より相初候、冬火鉢を取候儀茂火を離れ申時手足不叶ニ相成候故、当年三十六才まで火鉢を取候儀無之、乍寒夜霜朝ニ読書などの折ハ寒氣人を傷申物故、身より少シ脇之方ニ取寄置候儀此両三年ハ有之、手ハ掛不申候事、

一 我等事ハ全体酒も上戸ニ而候得共、二才之時分終ニ酔候程給候事無之、相良甚五右衛門殿右頭殿ニ被居候付、八朔ニ居宅ニ而祝候而汲物碗のかさニ而着ツ強候へハ、脇之人も殊之外なる大酒と存し、是ハろくな事無之筈とて横山新左衛門殿帰り候跡より見送り被参候ハ、其時分も右之かさニ而十か十五かハ物之葉ニ而無之処、平生終ニ酒のミ候儀無之故、全体之下戸と他人も取覚、右之仕合ニ而候事、

一 我等事、学文武芸共二人並より無調法ニ有之、一倍の精神を尽し候而人ニ追付可申候と折角相励候へ共、皆々被見候通之生質故終ニ存通修行成兼候、乍然心掛候処ハ横ニ寝候物ニ而者無之、夜着ニ而身を包ミ机ニもたれかかり、只一息にふらりと眠候而其儘夜

着投捨庭ニ飛出、木刀又ハ居相刀ニ而声を掛五打六打いたし候へハ、精進ハきと生し申たる儀ニ御座候、学文之儀ハ御方天之与ニ而読書參申事候也、我等著述之文章抄写歟之經史類諸雜抄披見有之、父か苦心之程から致想像候、

一 大学記問七冊 (開カ) 一 孟子同拾七冊

一 論語同三拾四冊 一 中庸拾六冊

一 周易筆記四拾六冊 一 春秋筆記二十冊

一 札記筆記式拾冊 一 書經筆記卅冊

一 詩經筆記拾五冊 一 近思錄筆記二十冊

右四書五經、全部毎篇逐章無抛諸儒之説并自分管見して相添集置候、

右家抄付続抄拾九冊、入唐蝴蝶夢言一冊、梅室清話壹冊、

一 我等之著述之文章当三拾六才迄之内鶏窓緒言七冊、文集拾四冊、東遊記行・野辺の千種類外二三四冊も有之、読書中ニ雜抄致し候ハ史記粹言五冊、自余之雜抄四拾三冊、其外莊子・齊爾虚齊集・三国志・明史・遵生八牋・花史左編固志・雪の余筆之類、銘々

式三冊、三四冊ツ、有之、右品々今迄忝度も人二語り申たる事無之候へとも、御方行先此程の精魂を出さるへきため書記示置候事、

但、其以後著述年々相重、覚書別書ニ有之、

一 前文書付通夜も机ニ眠り、晝の鳥も未鳴渡らざる前ハ読書いたし、南林寺之晝鐘の比より武芸ニ出し扨と申儀ハ、余りなる事と被存事も可有之候、子細ハ比日ニ才衆朝々の武芸朝六ツ前二初り候ハ至極稀成ニ而、中々南林寺之晝鐘の時分より初候事八年ニ忝度も二度も有之位相衰へ候、左様ニ腹中より考候而ハ実通たる案山子なるへしと存付も此理ならんかと存候間、其様子日帳老年分相添示置候、此ニ而毎朝

一 武芸友達長瀬清右衛門との一旦ハ並なき元氣人ニ而候処、我等申合兒玉今の利右衛門との、其比ハ勇四郎殿と申候砌、しなへ打之朝稽古相企、兩人ハ毎朝

一 闕席無之、間々ニ中江・石塚・貴鳥之三士出張有之、其内ニ朝忝度も長瀬より跡ニ成不申候、毎朝

一 門外より呼起候故、長瀬も別而残念之様子ニ候

得共、其通ニいたし来候、余リニ起詰られ今朝ハと
被存候哉、一朝七ツ少し過ニ我等宅ニ呼起へき存念
ニ而被参候処、其朝茂七ツ比より起出、余リ早々敷
故灯を点し高らかに致読書最中ニ門外より呼掛被申、
則刀追取走出候へハ、今朝共ハ一番乗と存参候処、
右式之仕合此上ハ無是非と被申候事、

文政七年甲申五月淨写

惟宗敬徳

右之趣各被致熟覽、此旨を以子々孫々教導可有之候
也、

市来次右衛門

市来直太郎殿

市来清次郎殿

市来三之介殿

天保十一年庚子四月写之

名越右源太篤烈

公庁画障説

御対面所御床

堂上端座被成候者帝堯ニ而候、階下四人之列立は稷・
契・皐陶・伯益ニ而候、其南に年若き人橋を渡り進
見之体ニ相見得候者、虞舜三十歳之御時登庸之凶ニ
而候、後堂之内に二婦人並居之凶は堯之ニ女娥皇・
女英ニ而候、

同所北頬之御襖

堂上に袞冕十二章之盛服は、虞舜受禪之後五弦之琴
を弾し、五風十雨天平き地成ルト申太平之時を被写
候、階下に五人列立有之者大禹・稷・契・皐陶・伯
益ニ而候、舜有五人而天下治ト申、論語本文ニ符号
いたし候、

同所東頬之御襖

周文王出御之凶、鳳輦上白髪之帝王(即カ)郎文王ニ而候、

御中段

右上頬之御襖

太公望磻溪之釣之場を写シ、垣石上に座釣之人、則
太公望ニ而候、南之方鸞輿を降り釣台に歩(るカ)ミ寄而は
直二周武王ニ而候、侍従之諸臣は周公旦・召公奭・
畢公・榮公・大顛・閔夭・散宣生・南宮适ニ而候、

右北類之御襖

諸葛武侯茅盧昭烈皇帝三顧、関・張趨陪之図ニ而候、

右東類之御襖

輪扁輪を闘り、奚仲車を造り、貨狐舟(貨狐カ)を作る体ニ而

候、貴人之堂を降り工者に立問之体は斉之桓公ニ而

候、

但、

孝行之間二十四孝之名前は、御見合有之候へハ

直ニ相知れ可申候ニ付、態と略筆仕候、

君徽謹按ニ、御上段ニ堯舜文武孝行之間、御床

に漢文帝之御母公薄太后に孝養を尽し給ふ体を

始とし、其余無残書尽され、扱又御中段に周武

王・太望(太脱カ)、昭烈帝之三顧を写し、下之一面に貨

狐・奚仲等舟車を作る体を写され、いつれも古

今に又なき聖賢碩徳之遺像にて、景仰之美觀光

之実都而残所無御座候、且舟車を作る体を写さ

れたる意味者、聖賢種々之苦心を以て造り、不

通を濟シ生民之務を開き給ひし大功を末々世々

迄伝へ示る、心ニ而候、

一舟を造り初之事は、易経に、剡木為舟刻木為楫、舟

楫シ利以濟不通と相見得候処者舟之事文字之上にみ

へし始也、初而丹(丹カ)を作し人の名は、世本之内に、黄

帝臣共鼓・貨狄剡木為舟トモ見得、呂氏春秋ニ、虞

始(始カ)作舟トモ有之、山海経ニハ、淫梁生番禺、是為舟(始脱カ)

と有之、物理論ニハ、化狐作舟ト云、晋束皙(晋カ)力著シ

タル発蒙記之説ニ、伯益(益カ)作舟と相見得、如此異説

区々ニ而候得者、此人こそ第一番発起之人と申事た

しかならず、いか様舟ニも艤(艤カ)アリ、舳舳(舳カ)アリ、余(餘艤カ)

皇アリ、其外艤・艤・艤・艤・艤ノ類一々枚挙

スルニ暇アラス、名異ナレハ形ニ製モ亦不同、然れ

ハ右形製一人ノ手ニ出るに非ざる事勿論ナレハ、前

之諸引書之内に作舟トアル人之数多きも、此等之

色々の形製を工夫して、或漫流を楫ス舟アリ、或洪

波を衝ク舟アリ、或逆濤を破ル舟アリ、或渴斎を凌

ク舟アリ、或月に吟し花に浮ひ、千派万別様々の舟

と成たるなれば、舟作りし人之数多きモ受かたき事

ニハあらず、増て貴国ハ、西ハ唐土に渡り、東ハ日

本に楫し、三国通融之楽邦タル事、偏ニ此等之人之

功德にて、仮初にも忘れ給ふましき事、

棧縁御杉戸(掛カ)

一右御杉戸之画も位置名状一々深意有之事二候、御上段北頬之一角赤尾白身岐蹄之獸は獬豸にて候、一名神羊ニ而、正人扶テ邪人ヲ殺ス靈獸、後世法宮獬豸冠ヲ服スルモ此由ナリ、

東頬御杉戸

一白身(虎カ)度文ノ獸ハ騶虞ニ而候、名譽ノ仁獸ニ而、形貌ハ殊ノ外恐敷候得共、不履生草、食自死之肉トテ、生草ハ必スヨケテ通り、自ラ死シタル獸ノ肉ナラテハ生類虫虻トテモ殺生スルコトナケレトモ、虎豹ヲ見テハ必ス殺ス、此害人ノ惡獸ナル故也、如此靈獸ナレハ聖人在位徳及草木、則此獸必見ルト申伝候、右両御杉戸之儀者御上段・御中段いつれも聖賢之御像故ニ、他之凡獸を画かたき道理ニ御座候ニ付、右之二獸ヲ写被申たるニ而候、獬豸御杉戸之裏ハ鸞・鸞ノ二神鳥ニ而候、鸞モ鸞ノ同種ニ而鳳凰と伯仲之鳥ニ御座候、

敷舞台御杉戸

右騶虞御杉戸之裏ニテ仙禽啄鼓翼之図、北頬之御杉戸ハ白象ニ而候、御上段(中カ)ニ騶虞(辨脱カ)・多、禽ニハ青鸞・紫鸞と相濟ニ付、少し降りて敷舞台故ニ仙鶴・白象を写し、且又高欄より差口之御座格猛(別脱カ)を示さるへき事肝要ニ候、故ニ虎之間とて一色ニ虎豹之猛獸を写され候、

虎之間東西御杉戸

東方の御杉戸は白沢獸ニ而候、東望山と申山中の水辺に住む毛ものにて、人之言語を能し、王者有徳明照幽遠則至ルと見得、むかし黄帝巡狩之御時、東海ニ而此獸に逢ひ給ひしと承伝候、扱此獸を此処に写され、西方御杉戸に蘇鉄を写されたる故は、両御杉戸共に火災御除きの禳禳ニ而候、白沢ハ沢獸とて水にたよる故に、右御杉戸之一面には大波を写したるニ而候、沢獸故(火カ)に大除ニ相成候、蘇鉄一名ハ鳳尾蕉とて、葉の形チ鳳凰の尻尾に能モ似寄候故名付候、一名ハ香蕉、此木中国に無之、遠国より貢キ来りし故に番之字を用ゆ、番国之芭蕉と申事ニ而候、番椒・番薯・番劍・番鷄之類ニ而候、此木水精故能辟火と

承伝候、枯れんとする時鉄の屑を根につちかひ、又鉄針を打込時ハ必再び茂盛す、夫故に鉄に蘇ルト申心ニ而蘇鉄と名付たるニ而候、此事ニ付此木之水精明白ニ而候、五行相生之道理なれハ金生水之処より鉄を用て蘇るニ而候、金より水精の木を蘇らすこと更ニ別儀なき事ニ候、右之通東御杉戸に水辺の異獸を写し、西二者水精之嘉木を写し給ふ事、皆共に此御殿中無残火難なき様ことの御事ニ而候、御楼門上之鱸魚と同じ心ニ而候、

獅子間・波之間

御書院之通ひ口ニ獅子を写し、象之間より奥へ之通口ニ鳴海之荒波を被写たる事、中ニも深き意味有事と承居候、御書院之取付に獅子有るは、高欄口之取付ニ虎豹ある心ニ而候、此獅子を此間ニ居られ不正之人を制禁し給ふ御心ニ而候、扱波之席之下は中茂(磨カ)恐なから、禁中荒波之御障子之御心にや、須摩明石の灘々より東江渡る村千鳥幾千といふ数知れず打むれて鳴渡ニ至れば、数千羽の内より数千羽の内より(朱書)マ只壹羽式羽ならてハ渡り得る千鳥のなきと申心を写

されて、鳴子口までハ誰に限らず相通場所なれとも、夫より先きハ数千人之内より器量材芸勝たる人はかりを許されたる事、偏に鳴渡をわたる千鳥になぞらへ給ひし御事ニ而候、

梅之間・水仙之間

梅と水仙は、自余の草花とは天地懸隔せし事ハ皆人の知りたる事ニ而、其余之草木ハ春夏の間ハ若芽のめてたく萌出しも、木からし・雲の頃にもなれハ、いつとなく若やかなりし木の葉も黄はミ落たる冬枯之梢に引かえて、雪霜の中より花を開キ香を飛ばしたる体を写されて、人も此通りいかなる風ニも少しもたわまぬひとつの操立されはかの草木ニも劣る故、兼而かよふの草木を見ても我と心を恥しめて、身の守りを失なはぬ様二百の司を戒め給ふ御心ニ而候、

鶴之間・椿の間

鶴は雲井ニ飛かふ仙鳥にて、此処ハ御座まします所ニ近けれハ、雲井いと、近き心ニ而鶴を写されたるニ而候、椿ハ八千歳為春、又八千歳を為秋とて、並ひなき神仙之靈木ニ而人間に有るへき物ならねは、

此処ハ雲井も近く凡夫之住通ふへき地に非すとて、
此靈椿のミそ花の咲ミちたる体を写させ給ふ御心二
而候、

天保十年亥十月三日写

名越右源太

篤烈

水戸様御筆を以国中江被仰出候写

巳年・申年両度之凶作ニ而米穀も乏敷候処、此気候
ニ而者此上何共難計、万々一今年も凶作ニ候ハ、
国中士民共扶助如何せんと日夜心思を苦めり、天地
(上カ)
之変災者人の力ニ及かね候得共、人者万物の靈と有
之候得者、上下一致して人事を尽し候ハ、其心天
地に通し、変災も甚しき処ニ不至して止ぬへし、仮
令変災者不止とも、人力を尽したる上にて上下諸共
飢に及ぶ者天命也、君子者民の父母と有之候得者、
仮染ニも国中数拾万人之父母と仰かれ候上、いかて
子共之飢にせまるを見るに忍んや、仍而今日より七
日之間精進潔斎して、鹿島・郡(静カ)・吉田江五穀成就・

万民安穩之大願を立候得者、平常之食を用ひ候事恐
懼之事故、我等並簾中一同今日より日々粥を食し候、
上者天之怒をつ、しミ、下者民之患を救ふ心得ニ候、
此上何ほと凶年ニ而も国中之米穀ニ而我等共食事ニ
者差支無之、又粥を用候逆其余り国中潤と不相成候
とも、重役初国中之人々我等心中推量いたし、人々
心次第米穀を余し候ハ、国中に飢餓之民者無之道
理也、たとへ者爰ニ兄弟十人あり、一人ハ富貴ニ而
珍味美食を用ひ、二人者相応之勝手ニ而十分ニ飲食
す、二人者平常之飲食を用ひ、其余之五人者飢て死
んとする時、初之五人おのれくの食半をわけ、十
人とも平常よりすこし飴食を用ひ候得者、十人の命
者全かるへし、我等愚なる身にても国中之民は相互
ニ兄弟同様ニおもひ、貧しきもの者いよく儉約し
て、富貴之もの、救を受さる様に心掛、(水戸藩史料より補)
▽富る者ハ
我独り富す一粒つ、もあまして△世の中の人々之潤
に相成候様心掛候ハ、国中ニ飢民は有之間敷候、
貴賤上下二よらす心あらんものハ、其処之鎮守・氏
神へ実意を以五穀成就之祈誓をこめ、一粒つ、の食

を余して一人宛も人を助けんとこ、ろさし候様いたし度候事、

戌之十月十四夜写

江戸状之写

弥御安全御勤珍重奉存候、於爰許私共無異罷在候、乍慮外御放慮可被下候、此節便より畏差上候岡みる者

中将様御国へ植させ御賞味之もの二而、至而宜キ食

物二御座候、来春御蒔可被成候、扨当分越後長岡牧

野備前守様御領分之者(忠進)兩人召拘(抱力)吉兵衛五郎作と申者二而御

座候、然処今日牧野侯御長柄之者足輕松元斧右衛門

と申者来、来ル四日越後へ罷歸候、右者牧野侯御人

数八月初佐渡国へ被差出候処、何分敵ハ三人、味方

者五十三人被殺候、其内二人者士、其余足輕・陪臣

二而候由、軍二負被帰来候間、又々御人数被差出候

儀二付而斧右衛門もさし越咎之趣下人より承候間、

其始末細々相尋候処、

一当年六月初比、上使佐渡国へ被差越候処、彼地百姓

其強訴申出候一件二付、着翌日見分可致触置、其夜窃に引取、越後御料和泉崎御着船之由、其後牧野侯

より三人売人二出立候而佐渡国之物聞二被差出候事

有之候由、尤、大和泉崎者牧野侯御城長岡より六里

之処之由、又去年之四月比御料柏崎白川侯御願之陣

屋と申形之如柵なと有之屋敷へ三人押入、番人二人

打殺其外手負有之候由、左候而、引取之節門に姓名

を記置候由、其名者大坂之族之様申候、今度者佐渡

之国へ渡り、佐渡御奉行其外与力・同心を殺候而大

塩彼国を領し、金之さひはひ二而下知いたし居候を

鎮めんため、八月初柳原式部大輔候・松前志摩守候・

牧野侯より御人数被差出候得共、中々ナカ々不及手候而被

罷歸候事之由、尤、佐渡金堀之水扱卜申ハ、江戸よ

り科人共被差越候者之由候処、其科人共も総而引出

候而大塩召仕候由委細に申出候間、是ハ決而実説二

存申候間、御知らせ申上候、尚期後音候、謹言、

九月朔日

大研 拜

牧翁

(朱書「マ、」)

7

天保九年戌十月吉日写

廿九日 晴、

一朝六ツ過起、鐘場へ出張、五ツ前引入、四ツ前出勤、
八ツ後御暇、七ツ後鐘場へ出張、暮引入、九ツ時分
臥ス、

晦日 霽、

一朝六ツ時起、島津鞞負殿所へ弓射ニ参、五ツ前帰宅、
四ツ前出勤、八ツ後御暇、七ツ後より讚良休兵衛殿
同道ニ而今和泉鐘式日ニ罷出、九之丞殿作矩ニも御出、
暮過帰宅、九ツ時分臥ス、

常不止集拾八之卷終

常不止集

十九、二十、二十一、之卷
二十二、二十四
（自天保十三年十月朔日
至同十四年四月廿九日）

一文照院様御訓誡之文

一將軍家御座之間張紙

一金吾様御最後之状

一家康將軍御遺言之条々

一町田図書殿より力旅中日記之拔書

一三条院御料人へ教訓書

一懸川三之丸へ豊後守様御懷被為參候御異見状

常不止集 拾九
貳拾壹 貳拾貳卷
貳拾四

常不止集拾九之卷

名越篤烈

天保十三年壬寅十月中

朔日

手習手習手習

一朝六ツ時起、五ツ時出勤、於敷舞台每朔之御条書有

之、四ツ後御暇、帰懸升形江參、直ニ帰宅、九ツ時

より父上様御同道ニ而川之上屋敷へ參り弓射、暮過

帰宿、九ツ過臥ス、

一頼朝公あすハこふの御文

一漢東エキレス戦争一件

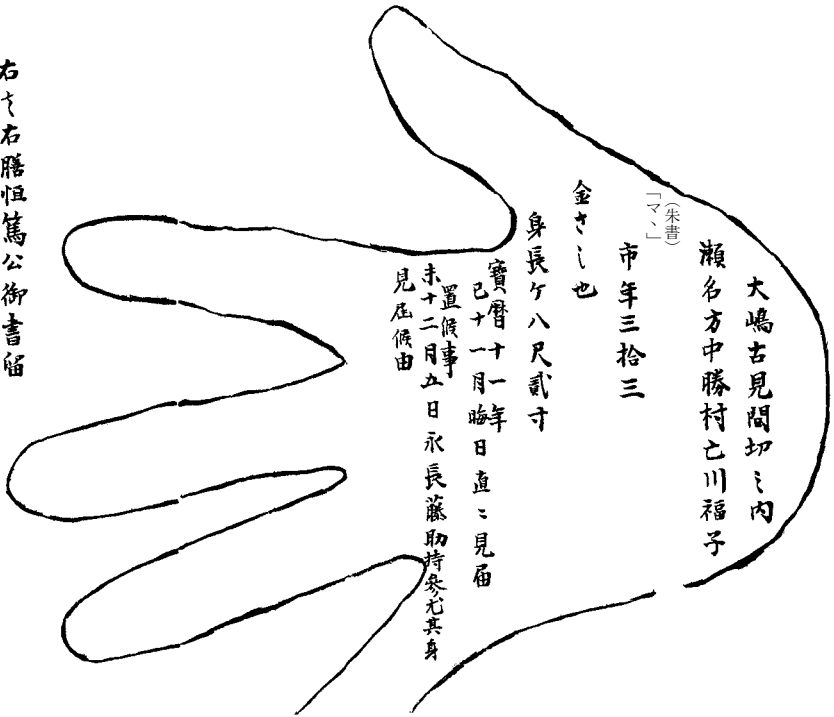
一浦添王子詠歌貳拾壹首

一阿蘭陀へ長崎遊女渡りて遣候文之写

一小森新蔵殿江戸詰之節子息被相果候時国元より申来候

時之詠歌

一頭殿並在町踊流鏑馬御引取一件ニ付御記録奉行しらへ



右々右膳恒篤公御書留
有々候付爲後年寫置者也



こふの

日言也、

国府之也、按東鑑曰、文治五年八月十三日二品令休息多賀国府、同十四日泰衡在玉造郡之由風間(開カ)、自多賀国府経黒河令赴彼郡云云、

こなたに

此方仁也、仁者助語也、

ちむのはらと

陣之原止也、止者助語也、嘗聞伊予守頼義朝臣・陸奥守義家朝臣父子相共承命討阿部貞任・宗任、後

しむへうなり、このくにハきはめてしむこくなり、かまへてくうせきすな、くしたるものともニみなふれまわすへし、けふうせきしたるものともはこさたあるなり、けふのひくわん二いらぬほとに、あすのすくにていりなんハゐこんのことにてあるへきなり、

盛時奉

八月十五日

庄司次郎殿

あすは

明日者也、是指文治五年八月十六

いふところニ

云所ニ也、ニ助語也、

両州之処々構張陣宮、其旧跡平原・高岡隨地形而称之陣原・陣岡有多矣、今是所謂陣原亦其一乎、按東鑑、自是後九月四日有二品令陣于陣岡峰社之事、又按八月廿日令赴玉造郡給、則困泰衡多賀波々城云々、然則自多賀国府経六日之行程而至于玉造之間所在之陣原、

御すく候へし

御宿可候也、寸久者修理亮をすりのすけといふの類、寸志者音相通也、

いくさたちにハ

軍仁者也、

こふには

国府仁者也、

すくせず

不宿也、

と申候なり

止申也、止助語也、

かまへて

構而也、

三郎を

ひか事すな

無為僻事也、源氏爪印ニひか以僻字為之、訓解謂、昔義理之事也、謂

大軍之行次者国家之大事也、故預能慮而無為不合義理之事也、

若所也、安和共音相通、京極黄門

あかうそ

仮名文字遣十三字之部曰、わかう(字カ)

て以幼少若弱稚之五字為之訓解、

又源氏夕顔巻、みくるしからぬわ

かうとなり、則若人也、又箒木巻、

あこハしらしな、爪印以吾子不知

訓之、則和と安音相通、今世家僕・

乳母之類称主人之子、或曰若、或

曰若様、則あかうハ二品対重忠指

御子忠久言之詞可見矣、所者方也、

如其方也、古文書之中多有之詞也、

偏言若所則指所不定、故三郎名則

指所也定、是可言若三郎所上下文、

乃古之文法乎、

三郎者二品之長庶子島津之元祖從

五位下大夫判官兼豊後守忠久幼名

也、治承三年己亥誕生、母比企藤

四郎能員之妹局後也、此時忠久十

一歳、を者助語也、先是元暦二年

七歳而雖任左兵衛尉二品而以幼名

三郎呼之者東鑑之中其例多矣、源

九郎義経者二品之令弟也、元暦元

年八月六日任左衛門尉、同二年正

月二品賜九国之御家人等下文曰、

三河守向九国、九郎判官所被遣四

国也云々、

やうく二

仮名遣十三字(字カ)之部、やうくし以
微字訓解、漸々之義也、或様々之
字亦可通也、

せん二

専二也、二者助語也、専字彙也、
誠也、擅也、独也、自是也、純篤
也、言重忠独拔群、老以誠意自是
諸之謂也、詮之字亦可通也、

こひたるもの、

(旧記雜録より補)
為請者之也、ひ者比也者、是指忠
久言之御詞也、△

ついでくしたる

為付副也也、仮名□□部□□就付
(遣七以カ)
為訓解、(ついで以カ)

なり

以幾音相通、久追副之義、謂二品
已命先陣於重忠之後、応諸軍之需
而使忠久為副將而在先陣也、
當時者也、言当今之時也、

ほうてう

北条也、奥州之役供奉之人數交名
見于東鑑、其中北条四郎・同小四
郎・同五郎有之、

庄司次郎ハ

畠山莊司次郎重忠也、

けふの

今日之也、則文治五年八月十五日
也、此日軍勢甲乙人之濫妨神社仏
閣而有背二品之御素願者也、

ひくわん二

非願二也、二者助語也、二品之御
素願自配蛙島之時(輕カ)、(尊カ)專神敬仏読経、
旦暮、治承四年揚義兵以来建立神
社仏堂、或寄付神領、或寄進仏餉

田之事奉備東鑑、就中赴奥州之前
日、召伊豆山住侶専光坊仔曰、為

奥州征伐潛有立願、汝持戒住侶也、

候留主可祈精、將又進發之後、計

甘箇日、於此亭後山可草創梵宇、

自於營作者以後有沙汰者、(立置註詳脱カ)専光申

領状云々、如此則濫妨神社仏閣之

事、於二品之御心非願可知矣、

不入神妙也也、褒美之詞也、

いらすしむへう

なり

此国者也、是指大倭日本国言也、

このくにハ

きはめて

極天也、天者助語也、

しむこくなり

〔神国也也、

かまへてく

註見上、再言者叮嚀反覆之情可見

也、

らうせきすな

無為狼藉也、

くしたるものと

為具者共二也、二助語也、

も二

みなふれまわす

皆可触廻也、

へし

けふらうせきし

今日為狼藉者共者也、

たるものともは

こさたあるなり

有御沙汰也也、此時最可有爾也、

後九月九日二品逼留蜂社而、其近

辺有寺、曰高水寺、是為称徳天皇

勅願諸国被安置、一大観自在菩薩

像之随一也、彼住侶禅修房以下十

六人参訴于此旅店事、其故者、御

野宿之間御家人等僮僕多以乱入当

寺放取金堂壁板十三枚畢、冥慮尤

難測、早可糺明者、二品殊驚歎給、

則可相尋之旨召仰景時、景時尋糺

之処宇佐美平次僕従所為也、仍召

進之、於衆徒前加刑法可散彼鬱陶

之由、重被行出之云云、此等之事

可併按也、

けふのひくわん

註見于上、二助語也、

二

いらぬほどに

不入程二也、二者助語也、

あすの

明日之也、則指八月十六日也、

すくにて

宿二而也、二助語也、

いりなんハ

入南者也、者助語也、言可入也、

ゐこんの

遺恨之也、之助語也、

ことにてあるへ

事二而可有也、二助語也、

きなり

八月十五日

八月十五日也、

盛時奉

盛時奉也、平民部丞而武衛之右筆、

庄司次郎殿

武衛託名于盛時所下也、

庄司次郎殿

庄司次郎殿也、謂畠山重忠也、

二日 晴天、夜二入大雨、雷、

一朝六ツ時起、鎗場へ出張、四ツ前出勤、八ツ後御暇、

七ツ後より鎗場へ出張、暮引入、夜四ツ半時分臥ス、

三日 曇後霽、

三

一朝六ツ時起、鎗場へ出張、五ツ前引入、五ツ半出務、

八ツ後御暇、七ツ後より島津靱負殿所へ弓射ニ参り、

暮帰宅、夜九ツ半臥ス、

四日 曇、

四

一朝六ツ過(起脱カ)、四ツ前出勤、四ツ後御暇、八ツ時より加

治木之磯別荘ニ而同席中弓射ニ而、暮過帰宅、夜九

ツ過臥候事、

五日

五

一朝六ツ過(起脱カ)、四ツ前出勤、八ツ後御暇、七ツ後より今

和泉屋敷へ弓射ニ参り、暮帰宅、藤島氏・三原氏来

儀、四ツ半被帰、九ツ過臥ス、八ツ前鷲頭才之丞殿・

田原源左衛門殿末川家より帰懸来儀、七ツ時被帰、

直二臥ス、

六日 晴、この大崎かやしきハある日
齊宣公とわせ給ひしこともありけれ、亭主の心にかわ

りて、大君も影をうつせし池の面を庭なる宿の住よかるらん

一朝六ツ時起、鎗場へ出張、四ツ前升形へ一刻立寄、

直二評定所へ罷出候得者、今日者御用之者致死去候

由候、御再聞取止相成、四ツ後御暇、帰宅、直磯大

崎喜左衛門屋敷へ参る、参り掛磯浜にて遠矢射る、

夜六ツ半過帰宿、九ツ過臥候事、

七日 曇、

六

一朝六ツ時起、島津靱負殿所へ弓射ニ差越、五ツ過帰

宅、四ツ前出勤、四ツ後御暇ニ而弓構堂(講カ)江拾年振り

に初て出張候得者、四半二ツ矢にて射場奉行より預

弓弦褒美、其外同門弟衆よりも、誠二久々ニ初て出

見事也と被褒候、七ツ過帰宅、直二今和泉屋敷ニ而

弓、暮帰宅、夫より父上様御誕生祝ニ而、九ツ半臥

候事、

八日 晴、

筆書

一朝六ツ過起、四ツ前出勤、八ツ後御暇、七ツ後より拙宅ニ而万次郎殿・吉左衛門ニ而弓、暮過相良作太郎殿・加藤東市郎殿來儀、歌会ニ而九ツ過被帰、八ツ時臥候事、

一当年御領内田島出來前宜、上見願出候場所無御座、

大御支配之儀、享保七年より十三年迄相濟候所、翌

十四年より当丑年迄百壹ケ年罷成候所、其内安永五

申年・天明七年末年・当丑年三ケ年上見無御座稀成

儀御座候間、此段御届申上候、以上、

文政十二丑 郡奉行

十月七日

享保十七年子

上見高四拾壹万八百五拾六石余

右上見高二而、其後右之石数無之、

九日 晴、

筆書

一朝六ツ過起、四ツ前出勤、八ツ後御暇、八ツ半より

村田休右衛門殿・向井源之助殿・別府善之進殿・伊

藤万次郎殿入來弓、九ツ時分臥候事、

十日 晴、夜九ツ過小雨、

筆書

一朝六ツ過起、四ツ前出勤、八ツ後より村田休右衛門殿・伊藤万次郎殿・向井源之介殿・別府善之進殿入來、暮迄弓射、夜四ツ半時分臥候事、

十一日 晴、

筆書

一朝六ツ半起、五ツ過北郷要入殿所へ參、夫より今和

泉屋敷江參り、夫より四ツ前出勤、八ツ後御暇、直

二今和泉屋敷江參り、暮迄弓、直二帰宅、左近允新

七殿・植村鉄兵衛殿入來、四ツ半被帰、九ツ半時分

臥ス、

十二日 晴天、

一朝六ツ時起、四ツ前出勤、四ツ後御暇、弓構堂大目

付衆御見分ニ出席、大鐘過帰宅、夫より鐘場へ出張、

暮引入、夜九ツ過臥候事、

十三日 霽、
鳥津靱負殿所へ弓射二參

一 朝六ツ過起、鳥津靱負殿所へ弓射二參、五ツ過帰宅、

四ツ前出勤、八ツ後御暇、今日八ツ後より今和泉清水

馬場御屋敷ニ而弓射之筈ニ而差越候処、いまた誰も

出席無之、村田休右衛門殿誘ひ又々參候得ハ、追々

出張有之、暮迄弓射、夫より伊藤善兵衛殿所へ參ル、

是ハ昼より御ば、様御出ニ而、帰二者立寄候様御沙

汰有之ニ付而也、夜四ツ前帰宅、九ツ半臥候也、

石原八二郎

村田休右衛門

星山弥右衛門

向井源之助

山之内清右衛門

十四日 晴、屋敷へ参り掛御臺江参る、

一 朝六ツ時起、五ツ前より評定所詰ニ而、四ツ時御暇、

帰宅、直ニ向井源之助殿同道ニ而たんとふ屋敷江

参り、兩人ニ而暮迄弓射、一生矢取ニ而候処、拙者

百二度、向井氏九拾八度矢取ニ被參候、三原七郎右

衛門殿ニも八ツより被參、是ハ□苗植付方相頼、式(朱書「マ、一

百本余植付かた相濟候、夜九ツ時臥候事、

百建百三拾五本七本ならしニ五本不足
九月十四日

拙者今日之建式

十五日 晴、
鳥津靱負殿所へ卷藁射二參

一 朝六ツ前起、六ツ過より鳥津靱負殿所へ卷藁射二參

り、五ツ過帰宅、四ツ時より川上班之進殿・郷十郎

殿被參弓射、九ツ時より夕詰ニ而出務、

十六日 晴、
鳥津靱負殿所へ卷藁射二參

一 朝六ツ時起、靱負殿所へ卷藁射二参り、五ツ過帰宅、

四ツ前出勤、八ツ後御暇、直ニ今和泉屋敷へ參弓射、

暮帰宅、夜九ツ時分臥候事、

十七日 晴、間々時雨降、
鳥津靱負殿所へ卷藁射二參

一 朝六ツ時起、靱負所へ卷藁射二参、五ツ時帰宅、四

ツ前出勤、八ツ御暇、大鐘前より靱負殿所へ弓射ニ

参り、暮帰宅、九ツ過臥候也、

十八日 間々小時雨、

暮歸宅

一朝六ツ時起、四ツ前出勤、八ツ後御暇、七ツ時分前
之屋敷へ参、直八様と兩人ニ而弓、暮歸宅、加藤東
市郎殿来儀、歌会、九ツ半被歸候、八ツ時臥候事、

兼題
時雨

浮雲のはる、と見れハやま風に

また誘はれて時雨降也

谷落葉

谷陰にひとむら深しもみち葉を

あやなく誘ふ木枯のかせ

十九日 晴、

暮歸宅

一朝六ツ時起、靱負殿所へ巻藁弓射ニ参り、五ツ過歸
宅、八ツ後より於清水馬場今和泉屋敷別荘同席中弓、
暮歸宅、

二十日 晴、

一朝六ツ時起、靱負殿所へ巻藁射ニ参り、五ツ前歸宅、
四ツ前戸柱町田家へ参り、四ツ時出勤、八ツ後御暇、

升形へ一刻立寄、夫より加藤東市郎殿同道ニ而西之

谷福島氏屋敷江参り候得共、折節あるし参いられ、
もみち見数刻ニ及へり、あるしよりやつかれのたら
ちをにもみちの一枝を贈られけるとて、

奉る一枝の色に幾千もと

染しもみちと御覧あれかし

当座返歌に、

たらちをも無なかしこく請つらん

紅ひ深き枝のもみちを

さま／＼ものかたりともしければ、いつしか日も西

山にかたふき侍りしに、

もみちはの色に心も移ろひて

かへるさわする西の谷川

廿一日 晴、

暮歸宅

一朝六ツ時起、四ツ前より靱負殿所へ参り弓六拾建射、
八ツ前歸宅、七ツ後より泊番ニ出勤、弓三拾建射る、
夜九ツ過臥候也、四ツ前加藤家へも参る、

廿二日 霽、
三時

一朝六ツ時起、泊り明ニ而四ツ後帰宅、直ニたんと
ふ屋敷江参り弓二拾建射候而、夫より垂水屋敷より
貰ふ力柴種付方時いたし、しゆうろ苗植付方杯いたし、
暮帰懸靱負殿所へ巻藁射ニ参り、四ツ半時分帰宅、
九ツ過臥候事、

廿三日 快晴、
曇

一朝六ツ時起、靱負殿所へ巻藁射ニ参り、五ツ時帰宅、
四ツ時出勤、八ツ後御暇、七ツ後より靱負殿所へ弓
射ニ参り、暮帰宅、九ツ過臥候也、

廿四日 晴、
晴

一朝六ツ過起、靱負殿所へ巻藁射ニ参、五ツ過帰宅、
七ツ前より靱負殿所へ参り巻藁射候而、七ツ後より
前屋敷へ参り射、暮帰宅、夫より相良市之進殿と両
人ニ而夜七ツ過迄写物、直ニ臥候事、市之進殿ニも
泊り、政談を写ス、

廿五日 晴、

一朝六ツ過起、四ツ前出勤、四ツ後御暇、夫より花舜
軒江参詣、直ニ戸柱町田家へ参り、夜八ツ前帰宅、
直ニ臥候事、

廿六日 晴、

一朝六ツ時起、四ツ前出勤、八ツ後御暇、大鐘時分よ
り町田家江参り、九ツ過帰宅、直ニ寝候也、

廿七日 曇、
曇

一朝六ツ時起、四ツ前出勤、八ツ後御暇、七ツ後より
靱負殿所へ弓、暮帰宅、相良市之進殿入来、七ツ過
まで写物、夫より直ニ臥ス、市之進殿も泊り、

廿八日 晴、霜、
晴

一朝六ツ時起、靱負殿所へ巻藁射ニ参、五ツ時帰宅、
四ツ前出勤、八ツ後御暇、野村善七殿同道ニて帰宅、
直ニ又同道ニ而清水馬場今和泉屋敷へ弓射ニ参り、
暮帰宅、夫より加藤東市郎殿・横山安之丞殿・谷村

半左衛門殿来儀、歌会、

兼題
千鳥

和歌の浦に夏を尋て小夜千鳥

当座
浪の遠近鳴渡るなり

霰

かきくらし雪けのかせのそよさらに

あられ降也いななさ、原

各夜八ツ過被帰、(朱書)「マ、」同席臥候也、

廿九日 朝曇、晴、

一朝六ツ時起、鞆負殿所へ巻藁射ニ参り、五ツ時帰宅、

四ツ時出勤、八ツ御暇、直二権五郎様所へ参り、夜

四ツ過帰宅、直二臥ス、

常不止集第拾九之巻終

天保十三年寅十一月申

常不止集式拾之巻 朔日 曇、小雨、

丑

一朝六ツ時起、鞆負殿所へ弓射ニ参り、五ツ時帰宅、

四ツ時出勤、八ツ後御暇、帰懸権五郎様所江一刻立

寄、直二日高与一左衛門殿所へ弓射ニ参、暮帰宅、

二日 快晴、

一朝六ツ時起、鞆負殿所へ巻藁射ニ参、五ツ時帰り、

四ツ前より桃源亭へ加藤清通ぬし・相良頼重ぬし同

伴二而もみち見ニ参、暮過帰懸町田家江一刻立寄、

直二帰宅、四ツ半臥候也、

三日 曇、間々小雨、

三

一朝六ツ時過起、五ツ半時分出勤、八ツ後御暇、直二伊

藤氏へ参り弓、夜四ツ時分帰宅、直二寝候也、

四日 曇天、

一朝六ツ時起、鞆負殿所へ弓射ニ参り、五ツ時帰宅、

四ツ時出勤、八ツ後御暇、帰宅、直二父上様御同伴

二而戸柱町田家へ参、郷十郎殿二も同道、伊十院亘

殿所へ参り、四ツ過帰宅、帰懸町田家江も立寄、九

ツ時臥候也、

八日 晴、霜、

三時御膳

五日 晴、

御膳

一朝六ツ時起、鞞負殿所へ巻藁射、日出より市見として五ツ過帰宅、四ツ時七ツ後鞞負殿所弓射、大鐘帰宅、夫より巻藁作り、夜九ツ時臥候也、

六日 霽、

一朝六ツ過起、日出より五ツ時迄市見、四ツ前出勤、

八ツ後御暇、直ニ升形へ段々病人有之見舞ニ差越、

大鐘より日高与一左衛門殿江参候所、折あしく留主

ニ而、直ニまた升形へ参り、四ツ半帰宅、九ツ時臥

候也、

七日 大晴、

一晝大鐘ニ起、暫して日高氏へ巻藁射ニ参候得共、門

ニまた相待候而六ツ打、五ツ過帰懸升形へ参り、四

ツ過帰宅、夕詰ニ而九ツ過より出勤、

一朝六ツ過起、四ツ前出勤、四ツ後御暇、直ニ入来屋敷へ参る、(朱書「マ、」)是日高先生其外両三輩弓之筈ニ而、九ツ

時迄相待候得とも一人も出席無之、跡以承候得者、

日高氏二者類家へ死人、其外差合等為有之と也、夫

より帰宅、八ツ後より清水馬場今和泉屋敷弓人数十

人ニ而射候也、暮帰宅、夫より登様所へ参り、九ツ

過帰宅、直ニ臥ス、

九日 晴、霜、

一朝六ツ時起、四ツ前出勤、四ツ後御暇、二階堂部殿

へ錢別ニ而八ツ後より来儀、其外八人夜ル九ツ半時

分被帰候事、

十日 晴、霜、

一朝六ツ時起、四ツ前出勤、八ツ後御暇、今日者拙者

同席其外書役迄拾五人外物見より通見物相企来儀、(当分市平なれ)

五ツ前各々被帰候、四ツ過臥候也、

十一日 晴、霜、

一朝とく起、四ツ前出勤、八ツ後御暇、帰掛升形へ参り、是ハ病氣見舞也、しかる所看病方として五六日泊り呉候様ニと承候間今晚泊り、尤夜起、

十二日 晴、

一朝六ツ過帰宅、日出より又々村橋家へ参り、昨日通之形行ニ付今五六日者御座相頼、直ニ升形へ参り、夜八ツ半時分臥ス、

十三日 晴、

一朝六ツ前起、夜八ツ半時分臥ス、

十四日 晴、

一朝六ツ半^{大鐘起}帰宅、四ツ後花舜軒并御墓江参詣、九ツ時より又々升形へ参り、夜ル大鐘過臥候也、

十五日 晴、霜、

一朝六ツ時起、夜八ツ時臥候也、

十六日

一朝六ツ前起、夜九ツ時帰宅、病人各々快氣之方なれば也、

十七日 朝の間小雨、大霜、

一朝六ツ時起、四ツ前出勤、八ツ後御暇、七ツ時より又々升形へ参り、今晚泊り、九ツ半時分臥候也、

十八日 晴、大霜、

一朝六ツ時起、升形より四ツ後出勤、八ツ後御暇、帰掛升形へ参り、七ツ前帰宅、大鐘より鞆負殿所へ弓射ニ参り、暮帰宅、暮より藤島孫左衛門殿来儀、四ツ時被帰、八ツ前臥候也、

一二階堂与右衛門殿家蔵

花

さきそめしときよりつねによしの山

ふりせぬはなの陰そこたかき

月

つきさやか 契りをきし

なる

秋は はしめもしらぬ

つき

せて ひさかたの

雪

色かえて

しくれには ゆきにあらそふ

もみちぬ 常磐木

まつも そなき

権大納言資枝

平安のよしめてたくそんし候、小松亭十二景の和歌のこと委細しめされ承候、そのせつハ病中ゆへ、こなた迷もおち候事にて候、藤叔蔵ニか、せ候てつかはしたるにて、自筆にてハなくもねん入候書中とそんし、此一枚折ふしかきつけ候ゆへ、そのかはりにその方へ送候事にて候、なにもく近便ニ申残し候也、

六月一日

枝

彦太郎殿

十九日 晴、

一朝六ツ時起、鎗場へ出張、五ツ時引入、四ツ時出勤、

八ツ後御暇、直ニ升形へ参り、夜九ツ時帰宅、直ニ

臥候也、

廿日 霽、 **三三三**

一朝六ツ時起、四ツ時出務、八ツ後御暇、七ツ後より

靱負殿へ参り弓、暮帰宅、御ば、様御病氣ニ付八ツ

半時臥候也、

廿一日 雨、 **三三三三三**

一朝六ツ時起、五ツ前岩山玄伯殿所へ参、直ニ升形之

様参候而、四ツ時出勤、八ツ後御暇、七ツ過より前

屋敷ニ而い十院半之丞殿杯ニ而暮まで弓ニ而、直ニ

帰宅、夜七ツ時臥候也、

広東エケレス戦争一件書付

長崎より

当蘭船より去ル酉年江戸近海且御当地山川へ列越候

日本人逢得候ハ、列越可申との趣、從公儀(朱書「マ、」)より蘭人

承知之由御座候処、昨年マカヲにて風と逢得申候由、
七人之内三人死たるとか、三人ハ残り、四人死たると

とか申様成事ニ而、右之者共より一封長崎御役所ニ
而御役々様方とか宛いたしたる書状持参ニ而差上候

由、右者封之儘江戸へ被差越候との事ニ御座候、別
紙極内ニ而手ニ入申候間奉入御覽候、未穩密余計有

之由なから六ヶ敷、勿論タース杯ニ而者いひ出しも
不相成由御座候、此出所ハ去方ニ犬を入置候而さか

し出し申候間、其御心得ニ而去方御本の含奉願候、ま、(長カ)崎より内分ニ而密通も為有之由、此地にも決而近年

之内商売願ニ出掛可申との事ニ御座候、先年吉村氏
御打留、且酉年大炮被打掛候遺恨山々相含居候との

事御座候、○メース当年ハ一番乗ニ而沖江出掛、人
質取として乗付候刻種々嘶有之、日本ニ而も不平之

儀為有之由嘶掛為申由、毛頭右様之儀無之由返答い
たし候処、不案相考候顔色ニ而、薩州より軍兵ニ而

も為差出成の事、彼地ニおひて風聞有之段嘶為申由、
メースノ者一円落着出来不申私へ申聞候付、大塩一

件共ニ而者有之間敷や杯申合候儀ニ御座候、広東表

者一円打平ケ、中々当度唐船共ハ参申間敷との風評
御座候、唐国ニおひても魯西亞フロシヤ事ニ而候由事ニ而候由より大将相雇致防戦

由なから、エケレス之軍兵中々勇猛ニ而防御出来不
申由、乍然其後者大ニ軍立相變り、容易ニ不参との

咄カヒタン承候由、先世界第一之人氣するとき国
之由、当時ハ天竺より加勢も出、勿論兵糧も続候由御

座候へハ、猶更得自在盛ニ攻掛申候由御座候、
長崎より

昨年御当所へ仕出候船及破損候付、唐国之内マカヲ
に阿蘭人八月より十月迄滞在仕候節、私其外之者エ

ケレス武方之者へ毎々出會、唐国との取會之儀物語
之内、依殊日本之渚ニ参り、自然不都合之取扱も有

之候ハ、可致一戦兆も有之由、此儀不取留儀ニ存候
へ共、当節相考候へハ御当地ニ而随分太切成儀ニ付、

御奉行ニおひてハ御含ニも可相成存申候間、各迄御
嘶申上置候、

新かびたん
びいとるあるべると

右之趣、昨廿二日私共へ参呉候様申来候付、不取敢罷越候所、右之段物語仕候付、横文字を以申聞候様相達候得ハ、不取留儀ニ付何分難相認段申出候付、左候ハ、我々共迄手覚書ニ而遣候様申聞候処、不得止事別紙横文字右之和解之通差出申候、且又咬啮吧勤役中之説ニ而ハ、去ル酉年江戸近海并薩州へ日本之漂民召連差越、其外薪水乏敷右願之ため日本之地方へ罷越候節、理不尽ニ石火矢等被打掛甚難渋仕候、右之遺恨等も相含居候由ニ候得ハ、此儀猶更浮説ニ而取留儀故、書面ニ認兼候由、両かひたん申出候、不容易儀ニ付私共限り承置かたく奉存候間、御内密奉入御聽置候、以上、

外ニも当年ハ内密沢山之由、勿論去々年已来唐国とエケレストノ戦争之儀ハ、エケレスより一戦く致出版流布いたす由ニ而、漢文下ニエケレス語を以綴り立有之候由、至極長篇ニ而半分之訳四拾枚余ニ及候由承申候、下書年番請取、御用筆筒へ入付候との事御座候、秘事と有之候へハ、猶更一見

いたしたく心持御座候、尚細事後便御内通可申上候、以上、

館内より

阿蘭陀人共兵乱を起し于今不相止次第、諸右衛門より委細承合御届申上度相働候へ共、軍場一件ハ御隱密ニ被仰付置候由ニ而、聞合方容易ニ不罷成、川口通事又者館屋立入之商人共より大略承候儘左条ニ申上候、

一 去年七月中旬比厦門江阿蘭陀船式拾八艘来着、所之官人二三百人石火矢を以被射殺候付、厦門之者共降参いたし候者とも余多罷在、同月末比二者、右之者共福州江差越付火之企為有之由、城南台衝々江関門被召立、出入之人々嚴敷御取締被仰付候段承申候、

一 同年八月十三日浙江省之内舟山と申所へ右船三十拾余被寄来、同十五日より十七日迄相戦、所之官兵式三百人程石火矢を以被打留候付、官人始兵共逃去、同廿六日定海県攻取、同廿八日寧波府城本江攻入、阿蘭陀人共府官衛門奪取相住居威勢を張、左候而、舟山・定海県・寧波府三ヶ所江ハ右船数拾艘余ト承申

候、

一五虎門より内林浦之間所々石火矢武具相備、官兵共

昼夜詰廻用心嚴敷被仰付、且林浦より鼓山之下川横

六合程之所石入付、諸船出入之口狭く相成、至而難

所之由承申候、

一去々年広東省ニ而合戦之節者、阿蘭陀人壹万人為罷

在由候処、所々之合戦ニ為相損哉、当分者浙江省江

四五千人数罷居候由承申候、

右之通、川口通事并館屋立入之唐人共より大概聞

合候儘御届申上候、

厚留具間里之子親雲上

右之通承届申候、以上、

成名親雲上

表方

御取次衆

右ハ寅三月琉球より差上候書付

阿蘭陀船為防方五虎門より林浦之間所々江関門相構

用嚴敷被仰付、殊ニ鼓山之下林浦之間川横ニ合五勺

程之所両方石ニ而積立、諸船出入之口狭く有之、其

上右口上下双方川底江石を入木浮置候付、水力強諸

船出入至而難所之由承候二付、当正月以来役者共賦

合を以船頭佐事かな引港とも召列、度々差越致見分

候処、右積場洪水之時者崩落、浅々可相成も難計、

右二付而者早々空船相下、於洋山県積荷いたし候方

ニも一先吟味仕たる事候得とも、当分形にて者引船

三拾艘被相重候ハ、積荷仕ながら随分通船可罷成

段船頭并船中吟味取究申出候付、其通仕無事ニ乘廻

為申次第御座候、我々帰帆以後若哉洪水出来右積場

崩落候ハ、右船之出入至而差支可申哉、甚以心配

仕候、当秋渡唐之進貢船心得ニも可相成と別紙絵図

相添此段申上候、以上、

接貢舟付筆者

具志堅筑登之親雲上

右筆者
大山里之子親雲上

同官者
与儀筑登之親雲上

玉城里子親雲上

寅五月

(朱書「マ」)

能墨ノ所

イキレス押領

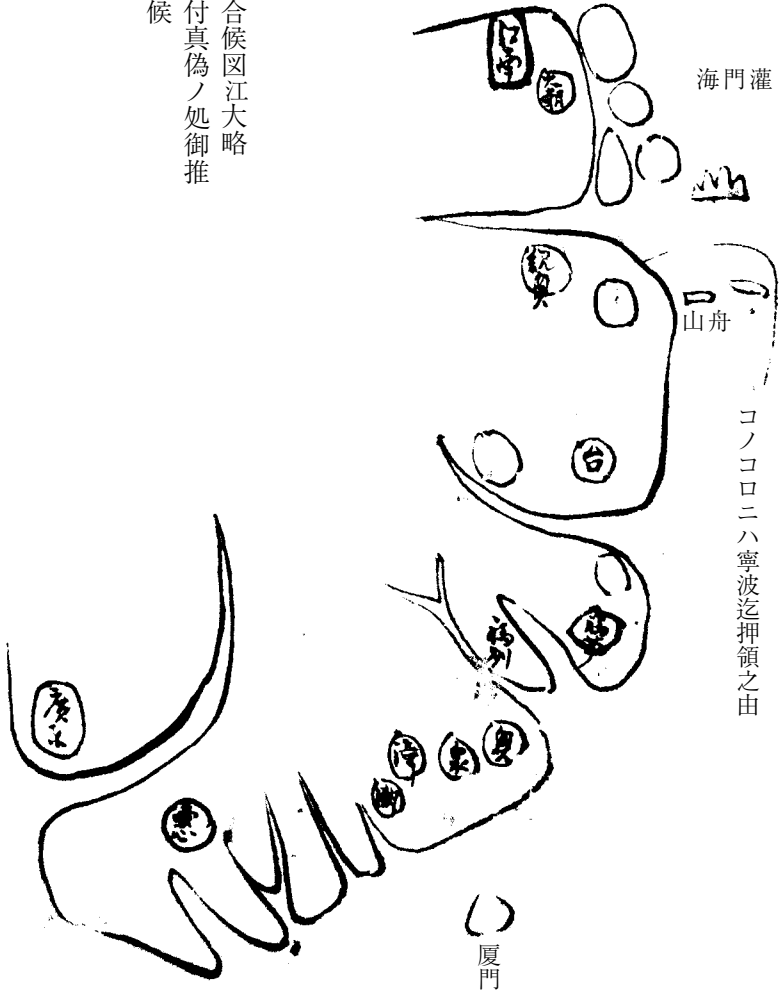
ノ由

海門灌

山舟

コノコロニハ寧波迄押領之由

厦門



此図私承合候図江大略
いたし候付真偽ノ処御推
察可被下候

廿二日 雨、

一朝六ツ時起、七ツ時より泊番ニ相勤、夕詰北条織部殿へ代合、次渡等之儀何も無之段承ル、押番川村新藏・郷押番川路与右衛門暮より右兩人招呼、

廿七日

九ツ時分臥候、大鐘時分起、又々六ツ時迄臥ス、

廿三日 雨、

一朝六ツ時(起脱カ)、四ツ後泊番より御暇、帰懸升形へ一刻参り、直ニ帰宅、

廿八日
今晚夜起、

廿九日

夜八ツ時より臥候、大鐘より起、

廿四日 小雨、

一朝六ツ半起、四ツ前出勤、四ツ後御暇、是ハ御ば、様御病氣ニ付而也、今日矢数射ル、

晦日

今晚夜起、

常不止集式拾之卷終

廿五日 晴、

今日より御座之儀相頼出勤不致、今晚夜起、

廿六日

今晚も夜起、

天保十三年寅十二月中

常不止集式拾卷之卷

朔日

一夜六ツ過より臥候、八ツ時分起、

二日

一今晚夜起、

夜起、

九日

四ツ過より臥、大鐘時分より起、

三日

夜七ツ時より六ツ過臥ス、

十日

夜起、

四日

夜起、

十一日

五ツ時より臥候、大鐘過起候也、

五日

夜四ツ時より六ツ時迄臥ス、

十二日

夜起、

六日

夜起、

十三日

八ツ時より臥候也、

七日

夜四ツ過より六ツ前迄臥ス、

十四日

夜起、

八日

十五日

夜起、

父上様御受取、御引導福昌寺音允和尚、委細ハ御葬式一件帳面へ有之候付大略如斯、夜七ツ前臥候也、

十六日

夜起、

廿一日より廿九日迄花舜軒御暮參詣迄毎日同断、

十七日

七ツ過より臥候、

常不止集式拾式之卷

天保十四年癸卯正月元日 晴、

十八日

夜起、

一朝六ツ時起、櫛払髻、直ニ御墓華舜軒へ參詣、五ツ前帰宅、御ば、様御死去後絵書稽古ニ打立、今日も終日絵書とも也、暮より父上様御方へ罷出、夜四ツ

過臥候事、

十九日

昼八ツ時分御死去、今晚五ツ半御入館(櫛カ)、夜七ツ前臥

二日 霽、

候也、

一前日同断、夜九ツ時寝候事、

廿日

朝六ツ時起、暮より花舜軒へ参り敷替御葬場へ出張、不老院様御位牌御中途村田市郎左衛門守上野辺ニ而

三日 霽、

一前日同断、夜八ツ時臥候事、

四日 曇天、夜ニ入風飄々、

一朝六ツ過起、九ツ過花舜軒御墓江參詣、直ニ帰ル、

中馬氏来儀、暮迄絵書、門松氏・青木為精進落来儀、

其外横山安之丞殿外ニ五人来客、夜九ツ半時分被帰、

十日迄花舜軒御寺御墓のミ前ニ同断、

十一日 晴、 三書三書一照

一朝六ツ時起、五ツ時より花舜軒へ參詣、直ニ出勤、

今日より忌御免あるに依て也、八ツ後御暇、七ツ後

弓、七拾日振計也、

十二日 晴、

一朝とく起、四ツ前出勤、八ツ後御暇、帰懸花舜軒へ

參詣、帰宅、

十三日 晴、

一朝六ツ半起、今日者泊り番ニ而七ツ後より出勤、夕

詰白尾金左衛門殿へ代合、併次渡等之儀ハ捕手始ニ

付、未皆々残り被居候ニ付月番より直ニ承候、与力

ハ竹之内仲之丞、夜番招呼、九ツ時分迄嘶候也、

十四日 晴、 三書三書

一泊り明ニ而四ツ後御暇、帰懸花舜軒へ參詣、直ニ帰

宅、七ツ後弓、

十五日 晴、

一朝六ツ半時分起、今日者夕詰ニ而八ツ前出勤、泊り

番加藤権兵衛殿へ代合、七ツ後出勤被致候得共暫相

はなし、大鐘過御暇、直ニ花舜軒へ參詣、日入比帰

(朱書)「マ、」
懸、

十六日

一四ツ出勤、八ツ後御暇、直ニ花舜軒へ參詣、暮より

植村鉄兵衛殿・相良休右衛門殿・左近允新七殿来儀、

九ツ時分被帰候也、

十七日

一 四ツ八ツ出勤、御暇掛花舜軒へ参詣、
今日ハ御清ニ而九ツ時より出勤

十八日 雨風烈、

一 朝六ツ時起、四ツ前出勤、八ツ後御暇、帰懸花舜軒

へ参詣、

十九日 風烈し、朝立者雨もよふ、

一 朝六ツ時起、四ツ前出勤、八ツ後御暇、直ニ花舜軒

へ参詣、直ニ帰宅、暮より御座書役毛利直市郎殿・

宇宿孫六郎殿来儀、九ツ時被帰候也、

一 八田喜左衛門殿歌

朱買臣か薪によりか、りてふミ見たる方、

いまこそハ山木のつま木末終に

月のかつらもをらさらめやハ

竹

呉竹のなほき心にならハすハ

よにきこゆへきふしやなからん

山

雲の上に出たるふしの山みれハ

空ハむなしき物としもなし

竹

ふく風になひきくて争はぬ

こゝろや竹の操成らん

はるのはしめ紀の国の南の関にて、

殊更にのとけかりけり梅ひらく

南の関のはるの初かせ

二十日

一 朝六ツ時起、四ツ八ツ出勤、七ツ時より花舜軒へ参

詣なり、

二十一日より廿九日迄毎日出勤、夫より花舜軒へ参

詣のミ也、此比何も楽なし、淋しくく、

とことわ集式拾四之巻



三月十二日
藤井屋敷



三月十九日
たんたとふ屋敷

常不止集式拾四之卷

三月廿八日
たんたとふ屋敷
三月晦日
雀か宮大庭亭

常不止集式拾四之卷

天保十四年癸卯四月中

名越篤烈

朔日 曇天、風烈し、

一 朝六ツ過起、四ツ前出勤、四ツ後御暇、九ツ時より
磯加治木屋敷ニ而同席中三人ツ、三組分弓、暮過帰
宅、拙者組上野藤馬殿・桂さ十郎殿ニ而勝利、五ツ
過臥ス、

一 今朝更衣のこゝろをのふる
時々に移れはかふるならひをも
しはし留たき花染の袖

一 浦添王子詠歌

伏見にて

夢さめて露こそ結へ草枕

ふしみの里の有明の月

浪華の繁榮を見て

おしてるや難波の浦に栄へつ、

君かよ、しと月やみるらん

須磨

ふる郷にかよふ夢路も絶にけり

波こそ今ハ須摩の関守

軍か浦にて

君か代に軍か浦ときこゆるハ

岩うつ浪のさわく也けり

我船唐泊に着て

日の本にあるとあやしき唐泊

もろこしならぬ船こそハよれ

牛窓

風さむミねぬよをひとりむは玉の

黒うし窓の月をミる哉

室にて

室津より月にうかれて漕船は

桂の島に渡る也けり

明石にて

ともし火のあかしの浦を終夜

そむけてミつる月の陰哉

行路紅葉

山かせに行へさかへぬもみち葉を

ミるもかなしき旅の空哉

寄鐘恋

かねの音にあたし契りの夢さめて

あかぬ人にも分れぬる哉

山家松

あさゆふに音する松のあらし哉

なれし都の友ならなくに

山家花

山里の花の梢や世にもれて

またこの春も人めみえなん

独述懐

われひとり世を住わふる山里に

(朱書「マ、」)

□月はとふらん

旅亭帰雁

かへり行かりかね聞ハ旅人の

袖こそぬるれ春雨の空

三月尽

春は今たれと共に帰るらん

花もあらしに散てなけれハ

江水鳥

おし鴨のなれて行かふあと計

入江の水のかふらさるらん

古寺花

初瀬山花ミてくらす春の日を

くれぬとつくる入相の鐘

暮春月

散はつる花たに春はかなしきを

月さへ落る曙の、やま

二星逢夜

彦星のまれに逢ふ夜の手枕に

いたくな吹そあまの河かせ

月前待人

いねかてに月の夜すからまたれけり

陰なき月に人やとわんと

関虫

たれをまつ心ありてか逢坂の

関のまなたに虫の鳴らん

篤烈

一けふ磯辺へまいる道すから、花もミナ散りはてしに、
一木の桜青葉の内ニわつか計のこるもいとおもしろ
き、

見ぬ人のためとやこのるおそ桜

(朱書)「マ、」

いと、心のふかくもミえなん

一日高与一左衛門殿状

御揃御出精之筈奉大慶候、然者発足前ハ巻薬作御集
之御方々様猪鹿肉進申、御打寄御賞翫可被下候、鳥
渡味合相つゝり申候、能々御味ひ有之度不遠罷帰御
工夫細々可承候、以上、

外竹よりかゝりし横の手の内の

むき行強ミ山もうこかん

むき過しにきりを横にミせかけて

うちをこしたる末そあやうき

三月十五日

日高与一左衛門

平田平七郎様

名越右源太様

其外様

御銘々御宛不仕不敬御海恕可被下候、

三月廿五日之貴翰相届辱致拝誦候、弥御安全御廻勤
之由奉至慶候、然者御手柄之由ニ而御約束之通無相
違猪鹿之肉遠方之是迄被懸芳慮、別而御懇情之程不
浅辱不打置、昨晚巻薬作之面々其外両三輩拙亭へ巻
薬射相企者調申候処、別而之感味ニ而、尊君御名前
のミ出申候、及深夜皆々被届申、福崎・左近允・伊
藤之三士者最早引入被居申候間、近比以残心之至御
座候なれとも、為持遣候間、左様御心得可被下是又
自ら各々深味致へくと相察し、何も近々御帰宿を奉
待、心事かたゝ可申上候、以上、

三月廿三日

名越右源太

日高与一左衛門様

追啓、御薫詠則相弘め申候処、各堪感吟申候、野夫
(朱書)「マ、」
ニも同断のあまりに書つゝり申候間入御覧申候、
はるゝの遠山里もへたてなく

教へ導く師のうれしさよ

仰きつゝ、朝なゆふなにもれとも

今にゑならぬそむけ手の内

外竹よりおしまくりいる手の内を

とふそミ直し尽してもミン

踏まよふ木曾の山路ハありとしも

君か手折の跡したハまし

た、しくも分行道のあれハこそ

心ひとつのまよハさらめや

阿蘭陀江日本人渡り遣候文之写

大坂四ツ橋少し北江入堀屋清兵衛と申もの娘、松たけといふ茶屋へ年季奉公ニ差遣置候処、不美儀、文政三辰年ニ長崎江仕替相成、夫より阿蘭陀屋敷へ折々参り、折から阿蘭陀人名ハテルエウトなれそめ相重り阿蘭陀江渡り候而拾六年ふりニ親里へ送る文之写、

(朱書「マ、」)

あまり御なつかしくま、久しく申上まいらせ候、まつく目出度御嬉しくそんしまいらせ候、左様ニ候へハ、私事ふとした縁にて阿蘭陀テルエウト申候御方江二世のけいやくいたし、文政八年酉九月廿二日

ぬけ出し、北海江廻り雲の中参り、其所にてしきり母さまの事そんし出し、昼夜共ニなきくらしまいらせ候、七日ぶりにてゑその西南に見ゆる松の間ニ富士山と承り拝ミ候得共、ものハ言れず候て富士山にて日本の地我国の見納めと存し候へハ、なこりおしさの限のふ、母さまやおてふの事もなつかしくいやまさりなきくらしまいらせ候、日もくれ其夜大風吹出し、廿日計も昼夜南ニ船をはしり、少し風も吹やミ候ま、船のろとうと申へ廻り四方を見渡し候得共、東南にあたり壺ツの島あるを人に問へハ、是ハ日本にてイキリストいふて、日本の地四百里とはなれたる島と申候、此所ニ而船とまり、明方又々風吹出し、夫より北地北海とやら申所江舟はしり、漸々三十日計ニ而少しかせもやミおたやかニ相成、其所ニ而阿蘭陀と申所迄何程御座候哉と尋候得者、二千里計有之由、中々見得不申、弥ふる里の事わすれかた、我身の縁とハ申ながら不孝のつミかた、昼夜共なきあかし我身をうらミまいらせ候、其内二正月十三日天竺のイハエと申所舟を付、此所阿蘭陀の間

屋下申所ニ而、シヤキアト申所に長々滞留いたし候
処、其地の人々五里七里又八十里廿里計り其先より
我身を見に参り候而、夫より又々船に帆をあけ五月
朔日に阿蘭陀の地ケイケルト申所江船を付、私のお
つと国へ着いたし候処、フルケルト申候名の里にて
御座候、おつとの名ハフルケルエウト申候、其内ニ
ハ母さまと娘子壺人御座候而、日本にて申候得ハ庄
屋の頭と申位の家からにて、人も余多か、へ何不足
もなく候得共、喰物ハうし・ふたのやうなものたべ
申候、米ハ無御座候得共、私ハ日本人ニ而御座候へ
ハとて、天竺より米を取よせたべさせくれ候ま、少
しもなんきハいたし不申候得共、日本の事計存出し、
誠ニ爰元の娘気の毒かり候て、かこひの内に五十坪
計田地をつぶし、日本の町家の様にこしらへ候而、
其上母さまやおてうを木ぞふにきさみくれ日本にい
るやうのまねこしらへ候て、日々酒を呑てハ^空白^〆
なくさみくれ候而少しも不自由といふてハ無御座候、
家内のものめつらしくくらし居候内ニ男子壺人出生
いたし、当年七才ニ相成申候、名ハイリキシト申候、

日本の咄いたし候得ハ、ヤイモテイシトテなき申候、
是ハみたひと申事ニ而御座候、此方にてハ日本の昼
七ツ時分ハ夜の明かたニあたり申候由承申候、尤、
鳴日本のと申東南に向きシヤイモイシエト母さまや
妹こかれ御目か、りたきトなきくらしまいらせ候、
又々長崎の友達衆へも文して申上度ぞんし候得共、
格別にねんころに此地の人に無御座候而ハ御頼の事
も誠ニく六ヶ敷、亦々長崎にて通訳人々^{朱書}「マ、一」
致し程よふ頼まねハ私事もなんきに相成、御地届候
事も誠六ヶ敷おそろしく事のミにて、夫ゆへ永々文
上不申候、此度ハふとした便り神仏の御恵みにて届
被下度ぞんし居まいらせ候、またく御めつらし品^{朱書}「マ、一」
もあけ度ぞんし候得共、文よりハ品物殊之外六ヶ敷、
万一あらはれ候へハすミ不申候、文ハあらためニ相
成候而も格別の事さへか、ねは、あらはれてもかや
うのしだいと申訳さへいたし候得ハ格別の事ニ相成
不申候、又私髪をきり差上まいらせ候、私とおほし
めし被下候やう御頼上まいらせ候、又々文にても候
得ハ、天竺・から物薬種物など取寄かた取扱人御見

立長崎にて通し人江御頼被下候ハ、相届申候、此方

名前ハフルテルエウトつうし人上書してもらい送り

被下候得者相届申かとの由御座候、誠ニく不孝の

段幾重ニもいんくわの縁と御あきらめ、御ゆるし被

下候様御頼申上候、妹おてう私になりかはり母様江

の孝行致しくれ候様御頼申入まいらせ候申上度、

山々御座候へ共筆ニも書尽しかたく、なミたにくら

し跡や先申上まいらせ候、左様思召被下度まつハあ

らくめて度申候、

天保十一年

ふ美より

子正月十三日

阿蘭陀出し

日本大坂四ツ橋

堀屋清兵衛様方

御母様

お長様

天保十三寅正月大坂江着仕よし、

一小森新蔵殿江戸詰之節子息被相果候事国元より申来

候時、

五月廿日あまり六日の暮ほとに幼きものはかな

くなりぬる由、はらからしたしき友より言おこ

せる、水無月の廿日あまり来りぬ、七日の申の

刻はかり聞よりむねつとふさかり、夢現ともな

くくれまとりか、(朱書「マ、」るほどに誰かれの人々聞伝問

ひ、ひとりく助けなくさめ給ふに様々思ひい

たせは、月もの、子とてハこのミのひとりにて

更に健も生付ぬれば、掛る老の助頼おもひしを、

七ツにならすかくはかなくなりぬる事、悲しと

もいわんかたなし、

かく計あなたに消なん物そとハ

思ひもかけしなてしこの花

わつらひし月日と今わの事なとなくれと思ひ

いつるに、はてしなき只なくより外の事そなき、

親をおきて誰をたよりにおさな子の

帰らぬ旅に迷出けり

独こそ死手の小路をこゆらんと

思ひやりてや打詠めつ、

きのふとくれ、今日とくれ、我身のことをいとはかなく覚て、

助くへき子は先立ぬいかにして

今日より老の坂を越なん

七月朔日五七日二当りぬ、花を手向るも泪と、
めて、

我こそはうくへき花のたき香をも

けふ子の為と手向ならても

二日 曇天、

三
日
雨

一朝六ツ過起、九ツ時より礮加治木別荘ニ而物頭一方
与力一方ニ而両方より式拾人ツ、四拾人之弓矢先争
誠ニ以賑々數事ニ而候、尤、頭組式拾式本勝利之事、
暮過皆々引取、帰掛い十院半之丞殿・上野藤馬殿・
本田休兵衛殿・三崎正之丞殿・肝煎野添助之丞来儀、
四ツ時分被帰、四ツ半時分臥候事、
一当分祇園永安橋脇之大堂出来未半二候事、

三日 八ツ過迄間々小雨、

一朝六ツ過起、四ツ前植村鉄兵衛殿一刻立寄られ二付
同道ニ而出勤、四ツ後御暇、又々鉄兵衛殿同伴護摩
所鐘樓へ参り、

三
日
雨

四ツ半時分帰宅、直ニ前内記様屋敷へ参る筈ニ而行
か、り候へハ、初而之道ニ而行まとひ、方々と吉野
の原を行内ニ小雨ハ降出し中々難儀思ひやるへし、
供人ハ曾木之住人川島喜右衛門老人、弓を為持居候
付遠矢抔くり相楽、夫より藤井

たとり行道ハはるかにみよしの、

いつくをさして行へくもなし

屋敷を漸ながら尋付、前屋敷者何方哉之旨問ひ候へ
ハ、直ニ仮屋後道より真直ニ行候へハ屋敷番居候間、
夫二問ひ候へハ直ニ相知れ可申之段承り、今やしれ
たりと歎ひ騒き急き参り候へハ、右之屋敷番へ者不
尋付、又々大原へ出、是ハけふハ空しく行まとひ帰
るへきととほふに暮居候へ共、今一度ハ藤井屋敷番
人江問ひまほしくおもほえて又々細々承候へハ、
仮屋後より脇道を通り、向ふの杉山へ入や、行候へ

ハ右之番人居候由承り、乍漸尋付、前之飯屋ハ相知

れ候へ共、其番人飼犬後よりほへかゝり、実に立腹

のまされに打果すへき勢りも出ぬ、夫より飯屋へ参

候へハ段々の御集り、弓杯も初り、拙者も射方杯

いたし、七ツ時分より大原へ出らひ折かさすとて、

たまさかにもえ出にけるさわらひを

折てかさすも家つとのため

また飯屋の庭四方につゝし多く、

植置し君か庵りの岩つゝし

盛りの時を思ひこそやれ

岩つゝし花もてかこふ庵りこそ

浮世の外にすまひよからん

帰り路に藤の花盛りなれば、

むらさきの色をふかめて咲かゝる

藤の花にも立うかれけり

夫より日入前打立、暮西満寿院へ父上様杯と立寄、

又々西田屋敷之様参り、夜五ツ半時分帰宅、四ツ時

分臥候事、

四日 霽、

一朝六ツ半時分起、四ツ前植村鉄兵衛殿入来、同道二

而出勤、八ツ半時分より有川勇四郎殿誘被参、今和

泉浜屋敷へ参り弓、暮前帰宅、触廻り折田貞助殿・

上村周内殿・鎌田孫右衛門殿・児玉伊右衛門殿・河

俣新六殿・植村鉄兵衛殿来儀、各々九ツ時分帰宅二

而候得共、貞助殿計八ツ時分被帰候事、それより直

二臥候事、居屋敷茶取八拾八茶、

五日 霽、今日ハ弓を強め射候へハ不中、
誠ニ残念、六分半白木

一朝六ツ過、五ツ半時分より折田貞助殿へ一刻立寄、

直二又折田清十郎殿処之藤之花見ニ参候得者、誠ニ

目驚かすものにて候、依て詠歌一首、

むらさきのゆかりの色を池水に

ふかくも移す庭の藤浪

夫より直二四ツ前出勤、四ツ後御暇、帰宅、八ツ前

より加治木儀屋敷ニ而、二日ニ有之候弓之かけ戻し

争ニ而誠ニ賑々敷、此度ハ負方也、暮過帰掛町田郷

十郎殿へ立寄、五ツ時分帰宅、九ツ半時分臥候事、

一今日ハ磯浜辺ニ而遠矢くり候得ハ矢咎ツニ揃ひ立、
誠ニ是こそ名矢之内ならんかと嬉しくも、
(朱書「マ」)

六日 晴、 跡五建、三二

一朝六ツ半時分起、五ツ過弓五建射、四ツ前出勤、八
ツ後御暇、直二たんととふ屋敷へ参り式拾五建射、
大鐘より屋敷内廻り、唐孟そふ竹之内頭竹を根より
咎尺計之処を尺を取り候得者式尺廻り候、此四十年
以前二者式尺式三寸位之竹者多く為有之由御咄也、
外二伊十院平治殿・別府善之進殿・中村孫次郎殿・
田中源左衛門殿・平田平七郎殿四ツ後より被来候、
右之方々者各々暮前被帰、拙者二者父上様御同道ニ
而彼方より六ツ時打立、帰宅、

七日 雨、

一朝六ツ半時分起、四ツ前出勤、八ツ後御暇、夜ル九
ツ時臥し候也、

八日 朝雨、後晴天、今日より野



屋敷茶取

一朝六ツ過起、四ツ前出勤、八ツ後御暇、直二たんと
とふ屋敷へ参り弓五拾建射る、大鐘過より屋敷内廻
り、日入比より帰宅、暮過より加藤東市郎殿・小田
十郎右衛門殿・相良作太郎殿来儀、歌会ニ而八ツ過
被帰、

兼題
首夏

夏の来て春のわかれし山端ハ

朝けの霞晴のほるなり

花衣おしまれなからぬきすて、

今朝ハ青葉の夏とこそなれ

当座
卯花

道のへに咲みたれたる卯花ハ

袖にかゝれる雪かともミン

木の間もる月の陰とも見ゆる哉

村々咲る庭の卯花

みすもあらずミもせん賤か庵りさえ

卯花咲ハ問ひもこそすれ

折からめつらしく郭公初音鳴ければ、

こゝろある人のまとるやとくしりて

山ほと、きす初音鳴らん

小田十郎右衛門為善

わか思ふところのた、中をいひいたされて、お

なしものなれともとて、

おもふとちまとひし宵に心して

鳴や初音の山ほと、きす

加藤東市郎清通

卯月きて日を経ぬ夜半に珍敷

初音をもらす山ほと、きす

相良作太郎頼重

夕月夜かけもさたかに忍ねも

またぬにもらす山郭公

八ツ半時分臥し候也、

一來月八日拙亭兼題寄鳥恋、

一來月五日島津九十九殿亭兼題田家卯花、

一当月廿八日迄点取歌 山花 暁郭公

山家月 朝雪 忍恋 寄道祝

九日 晴、



一朝六ツ半時起、四ツ前植村鉄兵衛殿来儀、同道二而

四ツ時出勤、八ツ後御暇、日入時分より福留吉左衛

門と弓拾建射候也、茶取二而夜大鐘前臥候也、

一花屋六兵衛六拾壹之賀に寝ほけ先生狂歌

百年の内を六拾壹引は

三拾九ちやもね花屋六兵衛

十日 晴、風烈し、



一朝五ツ過起、四ツ前出勤、八ツ後御暇、帰掛浄光明

寺江参詣、直二帰宅、七ツ過より前江参り弓百拾建

射る、拾壹本射候建之始二的を替候処、拾壹本之内

壹本上ぶちに中り、其外ハ皆十本共黒星之内へ能中

り候、誠ニ奇妙也と嬉しく存候也、次十二本も大方

星二あたり候、

梓弓引もたかわて放つ^{ハナツ}矢^ヤの

思ふ処にあたる嬉しさ

今夜も茶取故七ツ過臥候也、

十一日 雨、烈風、

一朝五ツ前起、四ツ時出勤、八ツ後御暇、帰宅、夫より茶取ニ取かゝり、夜七ツ時臥候也、

一老人のこゝろにかわりて自詠

つミためてかほる茶の葉ハ老楽の

寝さめの友と成もこそすれ

一役人伊作住人月野正兵衛発句

人の氣をやはらくその、茶とりかな

右句之内拙者愚意二者、茶摘哉之方宜かと存候、

十二日 朝雨、後霽、

一朝六ツ半起、四ツ前出勤、八ツ後御暇、帰掛荒田二

階堂家御姉様おさ(とカ)様也□カ所へ参り、直二同席中招ニより

郷原転殿へ参り、六ツ過帰懸桂真十郎殿・平田鞆負当分当番頭

殿・北郷多仲殿同伴二階堂源太夫殿江参り、直二帰

宅、中途より有川勇四郎殿・加藤権兵衛殿・い十院

半之丞殿同伴、五ツ時分帰宅、四ツ過臥候事、

十三日 雨後霽、

三十一

一朝六ツ半起、四ツ前出勤、八ツ後御暇、八ツ後島津

八郎殿来儀、兩人ニ而絵書、大鐘時分被帰、夫より

老人ニ而弓式拾建射る、跡ニ而式拾間計引しざり、

石垣之上より四建射候得ハ、志間計高々 老本ハ射候、暮より平(朱書)「マ、」

瀬清之進・□円斎、五ツ時分より横山安之丞殿来儀、

各々九ツ過被帰、是も絵書ニ而候、

十四日

三十二

一朝六ツ半過起、四ツ前出勤、八ツ後御暇掛花舜軒御

寺御墓江参詣、夫より町田郷十郎殿へ参り、西田弥

兵衛殿へも参り、七ツ前帰宅、夫より前屋敷江参り

直八様と弓、明日伊勢平四郎殿と六寸と三寸之弓争

之筈ニ付、不射馴の故今日ハ式寸の二而四拾建稽古

射候、暮過帰宅、

一夜四ツ時分左之通之御通達参り写置、

太守様御機嫌能先月廿二日江戸被遊

御発駕候旨御到来候、依之御一門方・諸大身分・月

次御礼罷出候面々、明十五日御礼後居残、

御両殿様江御祝儀於席々謁御家老可被申上候、

但、大奥へ兼而御祝儀被申上來候面々者毎之通

御祝儀申上、

御中途并江戸・京都へも御祝儀有來通追而飛脚便

より被申上、御女中方之儀も同断可被申上候、

別紙

先月十三日

上使真田(幸貫)信濃守様を以

太守様御国許へ之御暇御給、御先格之通被遊御拝領

物段、

右大將様も

上使右御同人様を以被遊御拝領物、明十五日御登

城御礼被仰上候処、御懇之

被為蒙

上意、御馬被遊御拝領之段御到來候、依之御一門方

諸大身分・月次御礼罷出候面々、明十五日御礼後居

残、

御両殿様江御祝儀於席々謁御家老可被申上候、

但書右同断、

十五日 雨間々止、

御祝儀

一朝六ツ時起、夕詰故八ツ前出勤、八ツ後伊勢平四郎

殿と兩人二而三寸と六寸之争二而三拾建射、大鐘前

有川勇四郎殿江代合御暇、次渡等之儀何も無之、夜

四ツ半時分臥候事、

十六日 雨後晴、

一朝六ツ半起、四ツ時出勤、八ツ後御暇、夫より升形

へ一刻参り、夫より平山家法事二参而暮帰宅、同刻

より伊勢平右衛門殿來儀、夜九ツ半迄卷藁射、相濟

直二被帰、八ツ時臥候也、

一岩下沢右衛門殿何方へ歎祝之席へ被参候節、大盃廻

り参り色々と被凌候得共、是非くと申事二而、左

様ならば発句一首二而御断とて、

此塩の引につけてや千鳥足

長短丸角といふ題にて、

大小の鏝に四目の切すかし

丸四角三角といふ題にて、

丸窓の内に廬もあり三角糊

黑白赤

す、かへに吉野立田の二幅村

十七日 曇、間々小雨、

三三三三三三

一朝六ツ過起、四ツ前出勤、七ツ後郷十郎殿来儀、同

道二而前へ弓射ニ参候得者、御亭主方御他出故直ニ

帰宅、又々伊藤万次郎殿之様参り弓五十建射る、暮

帰懸島津鞆負殿江一刻参候得ハ未式夜出席無之、直

ニ帰宅、夜九ツ半時分臥候也、

一天明六年丙午八月廿八日之夜大風ニ付左之通、

一怪我人三人

一死人五拾六人

一行衛不相知人体九十九人

一琉球人死人四人

一右同行衛不相知人体五人

合人体百六拾四人

一高四万式千八百四拾八石余

一死牛馬拾式疋

一破船百七拾三艘

一行衛不知舟拾艘

一倒家四千八百四拾式軒

但、地方外甌島込ル、七島其外島々不相知、

右者曾祖父恒篤御書留有之、写置者也、

○諏訪・稻荷御神事ニ付一往神前迄供物等相備、

頭殿并在町踊又者流鏑馬等都而御引取被仰付、

差支有之間敷哉致吟味可申旨被仰渡左之通御座

候、

一諏訪社之儀

御先祖忠久公御八歳之御時、文治二年薩隅日三州之

地頭職御補任、同年正月八日

頼朝公以御下文信濃国塩田庄地頭職被遊御補任、将

軍頼朝公御代承久三年七月十八日同国吉田庄地頭職

御給、御五代貞久公ニ至塩田・吉田両莊を併せ被遊

御伝領候、夫故貞久公御当国御下向之節信州之本社

諏方大明神を山門院江御勧請、総社ニ被遊御崇候段

御家譜之内歴然被載置、山田聖栄自記ニも、貞久

公在国之時ハ信濃ニ御下り、本社諏方を懐へ御申、

〔朱書〕「マ」

山門ニ崇メ祝イ御申候、同神馬鷹御スエ、御下向、(有脱カ)
去ニ依テ諏方を道鑑より以來、鷹之事は御奔走今ニ
おゐてもありと記置申候、(御崇御脱カ)

一六代氏久公之御時、鹿兒島東福寺城江被遊御移、諏
訪社之儀も当分之地江御遷宮、宗廟ニ被遊御崇候、
氏久公御家譜之内

老父道鑑給鹿兒島於氏久ニ、故去山門院一向入部ニ
(貞久)

鹿兒島一、于時遷宮山門之諏訪大明神ヲ鹿兒島、以崇

宗廟ニと被記置候、聖栄自記ニも、氏久公之御時者

東福寺之御城屋地せはきニ依て、先脇ニ御座在りて

ツキ山ニ築き、(築地を脱カ)主殿作有へく候之処、御他界ニヨリ

其儘被閣候、(朱書「マ、」)齡岳之始山門より鹿兒島御入部御祈願

ニ山門之御諏訪を移御申、重々も御信心被成ニヨテ

正八幡のミ御輿を移御申、若宮八幡、如此之御神力

を以郷司屋紙ヲ御退治在て末代御在所ニ成、御子孫

御繁昌被成候哉と記置申候、

左候而、

氏久公より神領余多被遊御寄進、天下泰平・我門繁

昌、殊為遂弓箭素懐所願如件と有之、(十一カ)正平五年十二

月十八日御正判之御寄進状、其外 御同人様并 元
久公・ 久豊公・立久公・ 義弘公御判之御寄進状、
御合戦御勝利之御願文等数通、且

龍伯様御代神領御寄付是又数通相見得申候、
(義久)

一九代忠国公御代頭殿・居殿之御神事被相始、頭殿者

勅使、居頭者上使之心ニ而、七月々ヶ月頭殿之規式

者勅使会釈之儀を相学候、本田信濃守氏親記置し書

付ニも、祭之日天下之為祈禱居殿御幣、次二三ヶ国

為御祈念貴久之御幣如是也、末代迄此旨ヲ存知、島

津家を扱者能々可致奔走也、為子孫書付置所也、永

享十年戊午五月七日之旧記ニも相見得申候、左候而、

十代

立久公御代寛正六年乙酉歳より信州之本社御佐山祭

之式を被相始、鹿兒島近在より番繰を以礼貢之作法

有之、此儀当分之頭掛と相見得申候、七月廿七日廿

八日之御祭祀ニちやう屋・神供屋と申候而芦薄を以

社儀ニ(地方)飯屋を作、数多之神供を備、重々神秘有之候

儀、都而御佐山祭之規式ニ而御座候、

光久公より佐藤大和江拝領被仰付置候諏訪祭ニ而軍

陣発向之規式なり、猶更七月(又カ)ハ揚馬打立服鞍馬の美麗五月会ニ超過せりと被記置、格別重御神事ニ御座候、尤、先年

公義御目付衆江被差上候地志要略諏訪祭之条ニ例歳七月朔日ニ至り同月二十八日祭儀なりと被書出置候者、即此祭祀之事ニ御座候、

一 稻荷社之儀

御先祖様於住吉御誕生之御時、神明之擁護有之候儀、御系図・御記録者勿論、御領國中普伝称仕、御代々様取分被遊 御崇敬来、例年十一月三日流鏑馬御神事之儀者、

(義也)惟新様朝鮮御渡海之前年御無難ニ御帰朝之御立願被遊置、御帰朝翌年より於神前流鏑馬御張行有之候、其節者射手人数拾六騎と御犬追物御伝受書之内相見

得申候、

(綱貫)大玄院様御代元禄年間公義江被差出候御譜略ニも、忠久公於御誕生之御時末社稻荷大明神冥助之旨趣有之、御当国御下向御国政之始、先稻荷社被遊御創建御氏神ニ御崇、毎年七月三日流鏑馬御興行、且又御

当家御吉事之節ハ白狐相現、朝鮮新塞之御勝利三狐出現之儀共具ニ被書載置候、

公辺へも屹と相知れ為申御神事御座候、左候而、上馬射手兩人ニ相成候儀ハ中古以来と相見得申候得共、何年間より之儀委ク相知不申候、

一 在踊之儀、何年より相始候儀究而相知不申候得共、頭殿神事ニ相付候踊御座候、元和元年六月

惟新様より

(家入)中納言様江被進候御書之内、来月者諏訪御祭礼ニ而早晚衆中之踊有之事情得共、当年者貴所御留主之儀候間、衆中踊者先被留候得と老中衆江談合申候、乍去御存分共候ハ、追而可被仰下候、如其可申付候、百姓之踊者旧例迄ニ小路ニ而踊申候而可然候半と申事候と之趣御記録之内相見得申候、右通元和年簡之御書ニ百姓之踊旧例迄と有之候付而者、其時分最早諏訪御神事之旧式御座候、先年郡奉行江相札申候処、諏訪御神事在踊之儀者、

惟新様朝鮮御帰朝之節五島ニ而稽古被仰付、其後頭屋并御城下御方々江踊方被仰付、以前ニ而者五島踊

と相唱為申由候、加治木又ハ近在古老之者共申伝有之由、此儀実否相知不申候得共、古昔より旧式者別条無御座候、

一上下町踊之儀、是又何年簡相始候哉当座江相知不申、町奉行所より町役共江相糺申候処、是又発起委細之訳相知不申候得共、六月七月神事二付、上町踊之歌并手引面之儀

(光久)寛陽院様御作二而、今以年々用來別而大切仕候段申出候、尤、以前二者上下町共頭屋御城迄相踊候処、其以後当分通御寺々江茂踊来候段是又申出候、

右之通御座候諏訪社之儀、御元祖忠久公塩田・吉田両庄被遊御領地、右御由緒を以道鑑様御代御当国江御勧請、其以來御代々様御尊敬被成来、就中 氏久

公御代鹿兒島惣廟(朱恵「マ、」)二御崇、忠久公・立久公御代猶又御家御繁栄・御国中御安全之為御祈願頭殿并御佐山祭之御神事等追々御発起被成置、御当代様迄御拾

八代右数及三百七拾余ヶ年二候、御神事此節御引取被仰付候儀不容易御吟味と奉存候、流鏑馬之儀、是以前文通格別之御訳合二而、朝鮮御渡海之御時勢旧

記等ヲ以押計候二、天正十五年大閣御下向、御危難此時御座候、

龍伯様御深慮之一筋ヲ以首尾能御和談相調候得者、(共力)

其後逆も群疑区々二而、御領国中安堵之思無之、大軍騒乱上下疲入候折柄、纔六ヶ年目之早春朝鮮御渡海之年、大分之御国役貴賤共千辛万苦之御時節漸々御出陣、惟新様御父子栗野城 御首途之砌者、異

域之御渡海再御帰朝之期茂可相知、御供之面々花丹・妻子・傍輩之別れ面々涙二沈(不力)ミ形様旧記之内二も相見得、偏神明之擁護等を被遊御頼之外御術計無

之、御元祖様御已来之御氏神江上下無難二御帰朝之御立願、乍恐其時之御実意二百余年之今二至誠二以奉感服候、多年之御在陣中、就中慶長三年十月朔日

泗川表之御勝利、異国・本朝二被挙御名誉、殊之外御合戦之半白狐・赤狐之出現、御軍旁希世之御武功、且者神助之著明、七ヶ年之御在陣首尾能御帰朝、薩

隅之両国此時より全御領地其以來当時迄無退転流鏑馬之御神事、第一大玄院様御代御家之美目二公辺江も屹と被仰出置候付而ハ、是以御引取之儀不輕御事

と奉存候、当時御難渋之御時節御座候得共、委曲申上候通上代より格別之御詔合ヲ以無闕如被成来儀、乍一往も此節御引取有之候而者、乍恐古来より之御

祭式御廢絶之意味相成、被对

御先代様御繼志之程も薄方ニ相見得、次二者御国中之人氣も難計旁以難被黙止御詔合と奉存候間、何とそ是迄之通御旧式通被仰付置度儀と述而吟味仕候、右ニ付而者在踊之儀者専神事江相付候儀ニ而、是以惟新様御代已前より之御旧式御座候間、弥当分之通被仰付置、上下町踊之儀も由緒ハ不分明候得共、輕き事なから

寛陽院様御手を被付置候一筋も有之、町家・在方等

者右体之儀却而疑ニも相成、両踊之儀ハ格別御物雜費迎も無之被仰付置度儀と是又吟味仕、此段申上候、

以上、

御記録奉行

平田貞太郎

西三月五日

橋口善兵衛

御記録方添役

相良甚太夫

本田休七

十八日 曇、夜ニ入齋、

御記録奉行

一朝六ツ過出勤、四ツ後御暇、同刻より四ツ半時分迄拙宅ニ而劍術、八ツ後より田原源左衛門殿・父上様御同道ニ而たんとふ屋敷へ参り弓射、外門松源左衛門殿・青木伊三次殿来儀、暮前帰宅、暮過より小田十郎右衛門殿・加藤東市郎殿来儀、歌会二て八ツ時被帰候、八ツ半時分卷藁三十筋計射候而、夫より屋敷処々徘徊、七ツ時分臥ス、

兼題

寄鳥恋

玉章を掛へき雁の空高く

打過行もつれなかりけり

当座

余花

散はてし青葉か中の遅桜

咲陰それと立うかれけり

われひとりわきて盛りを見せましと

春におくれと咲や此花

(朱書「マ」)

曾増父恒篤公御役御免之年の八月十五夜に二階

(租カ)

堂与右衛門殿より被贈し歌、ほかに御返歌あり、
名にしおふ今宵の月ハ曇るとも

またこん秋の光をそまつ

また、望月の空ハむなしく曇るともといふ祝も

ある、

右歌の恒篤公御返し、

めくミある人の情の言の葉に

心の月の晴て嬉しき

十九日 晴、

一朝六ツ半起、五ツ過花舜軒御墓へ参詣、夫より本寺

客殿へ参り、先達而築立杉戸ニ一方ニハ二疋獅子之

絵を平瀬清之進書、一方ニ者松ニ鷲之絵を神宮司伝

之助書候間、右一見、直ニ夫より加藤権兵衛殿江参

り、夫より直ニ出勤、福昌寺右之築立杉戸者、本者

同絵ニ而探籠也、八ツ後御暇掛升形江一刻立寄、夫

より荒田御姉様へ参り、夫より郷原転殿江一刻参り、

大鐘前帰宅、夫より鐘場へ出張、暮より伊地知清之

丞殿・落合八郎左衛門殿・植村善右衛門殿鐘帰掛来

儀、九ツ過被帰、夫より父上様御方江罷出暫御咄、

夫より巻藁三拾筋計射候而屋敷内処々徘徊、夫より

立木扨打、八ツ半時分臥候事、

廿日 大晴、

一朝六ツ過、(起脱カ)植村鉄兵衛殿四ツ前来儀、同道ニ而出勤、

八ツ後御暇掛今和泉屋敷へ一刻参り、直ニ帰宿、三

日跡より腹中痛ミ食事扨兼居候処、今日 御殿へ

罷居候内より殊之外強く重り立、夫故八ツ後より直

ニ臥し候得者、暮時分二者又々薄く相成、唯寢居候

へハ食鬱も可有之と相考候付、巻藁式拾筋計射、た

んととふ屋敷後れ茶取有之候ニ付ほいろ場へ出、夜

七ツ時臥ス、

○文照院様御訓誡之文

一心に物有時は心迫体窮屈也、物なき時ハ心広く体泰

也、

一心に我慢有時は愛敬を失ふ、我慢なき時ハ愛敬備る、

一心に欲有時は義を思はず、欲なき時ハ義をおもふ、

一心に飾有時は偽をたくむ、飾なき時は偽なし、

一心に奢有時は人を疑ふ、私なき時は人を疑はず、

一心に誤有時は人を恐るゝ、誤なき時は恐るゝ事なし、

一心に邪見有時は人を損ふ、すなをなる時ハ人を養育

ス、

一心に貪有時はへつらふ、貪なき時はへつらはず、

一心に瞋有時は言葉はげし、いかりなき時は言葉柔和、

一心に堪忍なき時は物を破る、堪忍ある時は事を務、

一心に曇有時は悔事多、曇なき時は悔事無、

一心に自慢有時は能を不知、自慢なき時は能を知、

一心に賤有時は願有、賤ならざる時ハ願なし、

一心に迷有時は人を咎む、迷なき時は咎事なし、

一心に誠有時は

草の葉のほと／＼におけ露の玉

をもきハ落る人の世中

一三光鳥ハ月日星々と鳴鳥のよし也、左候而、大毒鳥

二而有之よし二而、三光のとまり候木杯のはしにて

物を食し候へハ不宜といふものゝよし、夫故山中二

而木の枝杯二而はしを調候節ハ、皮を削候而可調物

と也、

廿一日 晴、夕より曇、

一朝六ツ半起、五ツ半より岩山玄伯殿朱也マ参候考出掛候へ

ハ、今和泉江被参候由二而、夫より錦崎之様出勤之

体見請候間、態と可差越、直二同道二而出勤、八ツ

後御暇、七ツ時より伊藤万次郎殿江参り、暮迄弓、

直二帰宅、夫より父上様御方江罷出候得者田原源左

衛門殿・木尾彦左衛門殿・基太村直八様御出、夜四

ツ過皆々被帰、夫より巻藁式拾筋計射、夫より屋敷

内廻り、直二臥候事、

○將軍家御座之間張紙

覚

一苦ハ楽の種、楽ハ苦の種と知るへし、

一主と親とハ無理なるものと思へ、下人ハたらぬ者と

知へし、

一子ほとに親を思へたくらへて知へし、

一掟にをぢよ、火におぢよ、ぶふんへつにをぢよ、恩

をわする、事なかれ、

一よくと色とさげをかたきとしるへし、

一あさねすへからず、嘶のなが座すへからず、

一すこし成事もふんへつせよ、大なる事を驚くへからず、

す、

一九分八十分としるへし、

一ふんへつとかんにんとにあるへし、

右八ヶ条、公方様御座之間御張紙之由、

○金吾様御最後之御状

依病^(腦力)腦吾と腹に刀を立申事雖本望候、手不叶よりも

んしん仕候、此者時前之時は^(旧記雜録より補)△太守様へ御申、△

七月十七日

^(島津歳久)左衛門入道

^(重治)白浜次郎左衛門殿

^(国貞)比志島紀伊守殿

まいる

○家康將軍御遺言

遺言之事

一死体二ヶ年久能可置事、

一二ヶ年過日光奥院二堂を建立仕死体深可隱置事、

一死跡以後將軍之意不可違事、

一弔之事、江戸増上寺二而可渡事、

一露命事、七十二余申候故一毛一筋不惜事、

一將軍兄弟并家人仕置遺意事疎略之至也、況軍法政道

之事不及遺言事、

右之旨將軍へ可申也、

卯月二日

相国家康

本田上野介とのへ

又云

一無道之士於有謀叛者、一時之出馬耄人も大名頼間敷

事、

一死体可置久能事、

一弔江戸増上寺可然事、

一將軍の居城伏見可然事、但、可依後日之相談事、

一將軍の雖為兄弟不臣者有之候ハ、可企一戰事、

一軍法政道ハ不及遺言事、

以上、

相国家康

本田佐渡守殿へ

廿二日 曇、八ツ後より雨、

一朝六ツ過起、鎧場へ出張、四ツ前出勤、八ツ後御暇、夫より父上様御方江罷出候得者中馬甚右衛門殿・松岡喜左衛門殿・木尾彦左衛門殿来儀ニ而、碁打・将基指杯ニ而、夜四ツ時直ニ臥候事、

○町田図書殿与力ニ而在江戸いたし候川島新左衛

門旅中日帳之内抜書

一江戸御城御本丸之御普請、慶長十八年迄ハ惣堀芝土井ニ而御座候、同十九年二月初より大名衆江被仰付御普請初り候、公方様毎日御普請場へ御巡見被遊候、所々ニ御茶屋立、路地木を植、御座敷ハ金の屏風を立御茶被召上候、同八月初夜更迄普請の音いたし候、晝よりはたと休ミ候を不審ニ思ひ、此方御屋敷も人遣し候へハ人夫壱人もなし、則町田^(久幸)図書御懇意之御方へ参被伺候へハ、公方様秀忠公御条書を以大坂へ

被仰遣候処、秀頼公御承引無之二依て、来ル十月廿

三日午刻ニ大坂へ御馬を被向筈之由也、

一右日限二者寅之刻より此方桜田之御屋敷前夥敷人数通り候ニ付、御門を開き出て見候得ハ、小荷駄無際限通候、其内式百駄ハ御褒美之金銀壺疋ニ四拾貫目ツ、と承及候、

一右小荷駄通り少間御座候而御弓・鉄炮・長柄、物頭之出立様々ニ而、或は勝軍地蔵を金薄ニ而背に押シ、^(朱世「マ」)或は運在天、或は経帷子を上着にし、或は藺筵を道服にし、或は紙子羽織也、何れも羽織は袖なしにして、ふのりを明地に引様にして馬を乗廻し下知を被成候、

一既ニ御定之刻限午之時ニ成しかは、棒つきの衆先ニ通りつくばへくと申候ニ付、御門の前につくはい奉拜、公方様御装束ハ御道服、地黄色に碁盤かうし、御かりきぬはしゆちん、御馬月毛、紫^(金糸脱力)を打ませたる大房、馬金^(面脱力)の角御引揃数疋御先に引せ御通候、御跡二行に備酉の刻迄御通候、

一同廿五日本多大隅守殿・同出羽守殿御立候、同廿八

日本多出雲守殿・淺野采女殿・秋田城之介殿父子三
人、廿九日真田伊豆守殿也、此分見物仕候、
(忠朝)
(信之)
(長重)
(実季)

一其後大坂落城之物音今かくと承居候処、江戸中
様々雜説申散、町人共財宝を寺々江頼遣申候、大坂
之城衆つよくして、既に御所様御陣近く働き申候而
矢鉄炮を打かけ申候、御負軍成候よし申候処、御和
睦の由御左右御座候、

一慶長二十年二月十四日に公方様江戸へ御帰陣、御駕
籠の戸左右御開き、御供之騎馬十騎にて軽く御入城
被遊二而候、

一此方御質御下之御妹様家老町田図書、同年三月図書
代として三原備中守重種江戸江着候、依之同十九日
図書江戸を立帰国なり、神名川辺二而大坂帰陣之衆
に逢申候、鎧を束にして相荷にし、或は鉄炮を束二
して背負通候、中々多勢にて海道(通り脱之)かたき程之事也、

一馬乳之渡にて正宗二参合候、

一馬乳之渡ハ馬入川二而候、正宗ハ伊達正宗二而候よし、
一勢州亀山二一宿、亭主語り候者、又大坂へ御馬を被
向よしにて、城主松平下総守殿(忠明)と其支度被成候よし(も力)

二申候、

一同四月朔日図書上京、在番福崎新兵衛道正庵に罷在
候、図書被申候者、亀山にて如此風聞有、如何、新
兵衛、其通無別条、最早冬之陣所を大名衆使を差越
かくのよし承及候と申、図書云、御国に御触有之候
哉、未無之候、図書、さらハ御国へ可申遣候、自身
ハ在京可仕由也、新兵衛、尤之儀候得共御奉書数通
御持参之由、若其内二御陣触の御奉書御座候ハ、遅
く相届可申儀如何二候、早々御持下候得とす、め申
候間、御下之筈二被定、乍然五日間合可被成とて在
京也、

一同十三日此内間合候得共何之物音も無之候故、伏見
より下り、大坂ハ往来無之由二而なから川に舟を廻
し、尼ヶ崎大物之浦胡戸屋三郎兵衛所江新兵衛相役
大寺主計介御物の御道具を除罷在候間、彼所江一宿
也、新兵衛同舟に罷下候、

一同十四日尼ヶ崎を出船、順風能走ル、同十五日之朝
室の沖を走過所に番船来て何船かと尋候故、薩摩家
来江戸屋敷在番して今帰国也、御奉行衆御状も御座

候、早々船中御改可被下由被申候得者、不及其儀とて御通し候、其夜ハ備後納入津、同十六日追風にて豊後大島まで、(朱書「マ、」

一則打立、紙屋迄、翌日大雨にて候得共霧島表座衆坊

一宿、

一卯月廿六日早天打立、加治木 惟新公御目見、其日戌之刻鹿兒島へ来着候、十五ヶ条終、

廿三日 朝雨、四ツ前より曇天(朱書「マ、」二而濟、

一朝六ツ半時分起、四ツ前出勤、四ツ後御暇、直二拙宅にて九ツ迄弓射、七ツ前より梅田九之丞殿へ一刻、夫より馬場伊歳へ一刻、夫より坂口善右衛門所へ一刻、是ハ鎧拵方ニ付而也、夫より日高与一左衛門殿へ参り弓射、暮過帰宅、四ツ過卷藁三拾筋計射候而、九ツ過臥候事、

三十三日 朝雨、四ツ前より曇天(朱書「マ、」二而濟、

廿四日 晴、

三十三日 朝雨、四ツ前より曇天(朱書「マ、」二而濟、

一朝六ツ時起、四ツ前出勤、八ツ後御暇、帰掛直二垂

水下屋敷へ同席中拾式人差越人数分弓有之、拙者共負方也、暮北郷要人同道ニ而拙宅之様参り、碁打等二而四ツ過被帰、四ツ半臥候也、

廿五日 晴、

三十三日

一朝六ツ時起、四ツ後吉左衛門と弓式拾立射、八ツ半より馬場伊歳所へ参り、七ツ過より泊番へ出勤、夕詰川上新太夫殿代合、次渡等之儀何も無之段承置、暮卷藁三十筋計射、五ツ前より押番木脇孫兵衛・郷押番小野利平次招呼、四ツ半時分迄咄いたし候、夫よりまた卷藁式拾筋計射候而九ツ時臥候事、

廿六日 八ツ後より雨、

一朝六ツ時起、当分御兵具蔵へ御作事入道付居候付、泊明故能折ならんとて御蔵之上へ六ツ過登る、四ツ過御暇、直二御墓花舜軒へ参詣、夫より伊藤万次郎殿へ参り、九ツ過帰宅、暮より郷十郎殿・相良市之進殿入来、四ツ過被帰、四ツ半時分臥也、

文政十一年ならん、
子四月廿八日

八本無

三十三日

有馬雄之助

屋久島藏
於射場二
争之弓立
跡三立也

三拾七

大熊尚次郎

三拾六

吉田善右衛門

四拾本

星山仲右衛門

四拾九本

吉国仙藏

上
四拾九本

岩山長兵衛

惣ノ三百七拾
六本三拾五本
勝

三拾式本

山田権兵衛

拾九本

大島清兵衛

六拾七本

基太村助左衛門

五拾本

津留筑右衛門

四拾五本

河添甚左衛門

五拾五本

本田節之丞

三拾九本

田中伝兵衛

三拾七本無

伊瀬知篤

三拾九本

児玉与之丞

式拾本

宇都孫兵衛

式拾式本

是枝八太郎

式拾四本

義岡八次郎

五本 無

岩切源右衛門
宮里孫之進

惣ノ三百四拾本

右之後二五月五日同射場二而三拾立之争有之、其節

ハ上惣矢式百拾七本、下惣矢式百九拾本、下之方七

拾六本勝也、其砌人数左之通、

上之方

津留筑右衛門 基太村助左衛門 吉国仙藏

岩山長兵衛 星山仲右衛門 吉田善右衛門

大熊尚次郎 本野平兵衛 追田仲之助

下之方

河添甚左衛門 安田射中多 田中伝兵衛

本田節之丞 伊瀬知篤 児玉与之丞

谷川市郎 本田郷兵衛 宇都孫兵衛

宮里孫之進

道邊院殿なるへし
○三条西殿御料人江教訓書
御料人とハ高貴の女必
有所領故ニ御料といふの
由、俗の御娘なり

不凶之所へ越られへきよし誠目出度、おほく申迄も
候ハねとも、身持やさしく心はおとなしやかに、
さ、れ石の岩ほと成て苔のむすまで繁昌して、孫ひ
まこやしなひ、われらか行衛をもはこくミ給ふへき

とうちねかひ筆にまかせ申候、いつれに／＼いきとしいける物此心得しらざるものあるましく候、

一 慈悲心ありて人をあはれミ、虫けたもの、うへまても露の情をかけまくもかたしけなくも思ひ給ひて、おもてハ楊柳の風になひき、春の雪の梢につもることくに物やはらかにして、人の心をしり、ひかめる心をなをし、さて又心の内は石やかね杯よりもかたく持給ひ、一すちに心をむけ給ふへく候、賢臣二君につかへす、貞女両夫にまミへすと、くれ／＼此ことハりを朝夕心にかけて給ひ候ハ、神や仏の御まもりもおはしましあるへく候、

一 よそよりまれ人などわたり候ハん時分、うちにむしんむねなる事候とも、いさ、かもそのけしきをみせず、なにとなきやうにとりなして、たかきいやしきけちめなくにほ／＼と打むかひ、春は花鳥、夏は卯の花、秋は千草の花・月のうはさ、冬は雪霜・時しらぬ時雨など、其外折にふれたる物かたりなどして、いかにもねんころに取はやし有へく候、されともあまり年若き人むつまじけなるもよそめいか、し

く候、只何（空白）なくなぞらへて、かとのきなくあひ／＼と候ハん事あらまほしき儀と存候、

一 父母やしうとや兄弟男などに対しても、いつれも／＼にうちにハ忠孝のふたつを心に忘れず、真実の儀をあらはし分別あるへき事肝要二候、人たるもの、只おしき事二候、いはむや他人そひはつる身となりてハ猶其こ、ろ二而あらまほしく候、

一 めしつかわる、ものそりやく二て、おもふやうにならず候て、いかにもしのやかによまひ事うらミ事をもしひ給ハし有へく候、それもかとなきやうにせつかんあるへく候、男などのき、給ふやうにハ口惜候、いかにみめかたちよき児女房も腹立たるかはせハみにくきものにて候、ことさらわかき人などの声たかく候てハ浅ましき事二候、さん／＼よまひ事をも聞ましき人と思ひ給ひ候ハ、こなたへ返し給ひ候ハ、さのミくろふも有ましく候、男も女もあまりたんりよにしてハなんもむらもいてき、めしつかわる、ものもたいくつなれば、よそにてあしき名を立、のちハ（空白）せ候、有歌に、

みよしの、なつみの川の河よとに

かもそ鳴なる山かけにして

との心は、よし川は水はやく候、鴨ハ水の上に遊ぶ
なれとも、あまりはやく所はかなはず、河よと、て
少しよとむところにあそふ也、況人間はけハしき所
にハなからへかたく候、

一夫婦の間の事、たかきもいやしきもむつまじけなる
こそめてたく、よそのきこえもうらやミ心にくさも
なし、たとひ万代を送り給ふとも男に見おとされぬ
やうにあさゆふたしなミ給ひ候ハん事、猶々千秋万
歳をたまち給ふへく候、扱無念の事をもさのミ思ひ
給ふへからず、唯うき世のありさまをつくくと見
給ひて、たんりよになくし給ひ候ハ、行末よき事も
あるへし、

ことたらぬ世をならみそ鳥のあしの

ミしかくてこそ浮ふ瀬もあれ

つられれとうらミんたにおもほえず

猶行末を頼むこゝろに

いつれもくきこえたる歌也、そのうへ紀のありつ

ねの歌に、

風吹ハ奥つしら浪立田山

夜半にや君か独り行らん

などの詠歌今迄もほめられ事二候、又西明寺殿の歌
にと、

人のめのあまりりんきのおハリこそ

ふたりのはちをあらはしにけれ

このことはりをけにもと思ひ候へ、されとも世に情
なきあつかひ御わたり候ハ、うらみをも迷懷をも
上その聞へをもくるしからず、さて又男おほミき、
あるひハ打立、あるひはたか野、その外おつとなど
のくたひれの時ハ、女ながら夢もむすはす用心を
こゝろにかけ人をもいさめ給ふへし、それもあまり
ことくしきやふにはけはしくみえ給ふへし、
一われにしたしき人すこし物とふきやうになれは、こ
なたえもとうかんの事あたらしからすく物にて候、
等閑
されとも、

つられれとわれさえ人をわすれすハ

さりとてなかの絶やはつへき

きとくの詠歌とおほえ候、ことさらむつまじき人うちそひよまひこといけんなど候はんには、いかにもねんころにき、給ひて、よき事ハいけんなど候はんにはいかにもねんころにき、給ひて、よき事ハけにも思ひ、あしき事をはうちすて給ふへし、わつかにむしんけなる色みえ給ひ候ハ、ふた、ひよりあふものあるましく候、

一 たかかんきんくちをしき事ニて候、そふして神仏をもけしからぬやうにたつとミ給ふ事いか、あるへきか、

心たに誠の道にかなひなは

いのらすとても神やまもらん

何事も正直一扁によき方に思ひ給ハ、天命仏神の御あはれミにもれたまふましく候、

一人の中にて心をかろくしく有へき事しかるへからす、こと更男も女も物いひすこし候事あしき儀ニ候、口ハ是わさハひの門、舌はわさハひのこんけんと申事けにもと思ひ候、有歌に、

物いえは父ハなからの橋はしら

なかすハきしもいられさらまし

郭公人もこと葉のおほかるに

是をおほしめし給ふへく候、殊更めしなどの時くち音たかくよそめある事あしき儀ニ候、何事も若き人ハたしなミたるか見よく候、

一 舞平家歌連歌其外物見聴聞の座敷ニ而者、見き、たくなしともおもしろやかに取なしあるへく候、そ、ろきたるけしき如何有へく候、

一人のあしきこと葉をつかひうた連歌をかしけに詠し、ある女のうへにははしんなどやそふして見くるしきうちいたしぬる有様をそしりわろふ事あるましく候、唯何事も色ふかきこそこ、ろにくさもなく候ハんとはんへらむ、

一 よそよりいさ、かなるものきたり候とも、はやく返事あるへき事ニて候、用なき物とてつかひのき、候ハん所ニてうちすて候ハん事むけに候、されともつよくうれしきなるありさまあしかるへく候、それもことにより物によりて相当の返礼あるへし、人より物を得てのち又それにこふして礼をいはされは、

物しらぬとせしられ候はんあいた、其心得あるへく候、唯男女の身によらず宗祇法師のな言葉を朝夕に見給ひ候ハ、しかるへく候はんかと侍りぬ、

一 貴人高人下人によらず恩縁となる儀もとより也、たとへハ我親不足にしてゆくさき分限の人もあり、行先ひんにして我親福貴の人もあり、しかるに住宅の所にてわれハかやうなる体ハ侍るましなと、いひ、所のなりふりをもしらする分別誠に浅ましき事也、善悪共に其のやうすを見て衣裳以下其外下人にいたるまで其心得あるへきこそ人ともいはれへき儀とあらまほしく候、

一 夫婦となる事わたくしならぬ契りなりといえとも、縁なけれハ別離となる事ぢからなし、されとも男よりいとまを得ざるに我まへよりいろくむつかしき事をいひからかひなとする事ハ、いやしき身のいたらぬもの、分別なるを、けにく男よりもあかれ縁なきにおひてハ、何事も打すてうつくしくいとまをこひ、春の花のほくと色香けつこうに咲いてんと思ひ立給ひ候ハ、誰人もかんし申へきと存候、

右いつれもくいきとしいけるもの其心得なきハあらずといへとも、親こ、ろの猶よきうへにもと存しかくなん申侍りぬ、

○懸川三の丸江豊後守殿ふくろより被為參候意見

状 惟新様御草稿之写

久しく御おとつれうけたまはらす、まことに遠つ國故、申度儀も存やりたるはかりに打すこし候処に、御使御のほり候ま、うれしく存一筆とりむかひまいらせ候、さてくかりそめのえにしをあつまへますひ、心つくしの御事迄にて候、そもしわれら方へ御入候内は、こゝろハやすみにあらねとも、何事もまよひはて、大方のいさめにて打暮しまいらせ候つる、されハ此比^{わ敷}かうちの守殿へむつましく御入候ハんよし、あまねくうけたまはりつたへまいらせ候、さためて女のならひ、しつと故に候半と思ひまいらせ候、是よりの心つかひすくなからず候、更にミツからとしてハまはゆき申事ながら、^(旧記雜録より補)▽女ハ五障のつミの外に三従とて、いわけなきほとは深窓にやしな

ハレ、親にしたかひはしめて、人となりしよりおとこにしたかひ、さて又老後には子にしたかふ、これを三の家なしと申候て、女のくるしひはなへて世のならひにて候、△それおのこハ色にそミ、香にふれたまふこと、(朱昔「マ、」なえて世のためしにておわしまし候、殊に此ころは大名たち御手かけを五人十人めしおかれざる人は御座なきよしうけ給り候処ニ、他のかへりミなくゑひす心にそれをかこちたまハんハほいなくこそいらざる引事ながら、

龍伯様あそはしたるいろは歌に、

ねたしとてさのミりんきの過ぬれは

つまにわかる、初とをしれ

かやうにこと草をかりあつめ異見申まいらせ候もかならずそもしひとりのためならず、御国御家のきすをまねきたまふ事を存出候へハ、身もしまで口おしく候、しろしめさる、ことく御代のおさまるしるへにて、京ハふりにし里となり、国々の大名たち江戸・するかの方をすミかとなされ、門をつらね所せく風情とうけ給り候、されは春の日のおそきを暮しかね

てハ、堪ぬ口すさひにも諸国の取沙汰をさせられ、又秋の夜のなかきをあかしわひてハ、人のよしあしをいひかたらひて日を送りたまハんより外ハ御入候まじきか、そのことの葉のつてにはそもしの御うわさも出合まいらせ候、さらハよき名をひかれたまハ、御うれしく候得とも、いまのそねミふかき御心にてハ悪名のもとたるへし、いしん様御父子もそれのミ御心つかひ仰かれ候得とも、何事もほとへたらひ、そのかひなくおしうつりまいらせ候、是よりハよきうへにてもよきやうにとおほしめし候、定て御便りにこまく、仰渡さる、条、いさ、か御そむきなくしたしくかうちの守殿へ御そひ候て、行すゑ奥州様江御念比、さ、れ石の巖とならん世までもかはる時なくまし、候ハ、身もしもいかほとめてたくこそ猶重てかしく、

くりかへしそもし事、かうち守殿御心のま、にし
たかひたまふへき御事候処うけ給り候へハ、そもし御留主の時ハ女房衆もまかりる宮つかへ申候得共、かうちの守殿内へ御わたり候へハ、皆々御ま

へをしりそき候て女ハ一人もまかり居さるよし候、
さて／＼おとろきまいらせ候、さためてつねにそ
もしのねたミふかきをおそれの御事二候、たと
ひかうち守殿御留主にハ女房たちもかけにまいら
せ候とも、おく座へ御入候時ハそもの事ハ申に
及はず、女房たちもなミ居て御奉公ねんころに申
上候而こそ他のきこえもしかるべく候へ、さやう
にはしたに御入候ハ、とてもゆく／＼心むつま
しかるましき事そものまへにて候、まことに親
子のあいたに候へハ、ミつからの心のそこひをも
打さらし申のほせ候条、此内の御心をあらためた
まひ候てかうち守殿へ御したしく候ハ、身もし
事ハかならず いしん様・むつの守様の御悦ひハ
さそそれよりすもしあるべく候、又申候、局事い
ろ／＼心まかせ故、当時つかふまつりたる人まつ
／＼かたへにめしおかれ候や、とかくこなたにて
の御とりさたにもいたしつほね故にこそそもの
名もくたし給ひ候条、はや／＼此ほうへ御くたし
候而しかるべく候、申さすなから此文なをさりに

思ひたまひ候ハ、ほいなるべく候、けちめなく
見させられ一々返事にうけ給候ハ、ミつからの
うれしさは此事たるべく候、

神無月つこもり ぶんこの守

は、

とふとをミ

かけ川三の丸にて

懸川三の丸へ豊後守殿ふくろよりまいらせらる、異
見の文、我等あいと、のへ候てつかハし候、その草
案にて候間、そもしへも見参に入たく存しもたせ申
候、上ろう・つほね・きやくしんの方つれ／＼の時
よりあい候て御らん候へ、

惟新

江戸にて

むすめへ
まいらせ候

廿七日 雨、

一朝六ツ過起、五ツ半時分出勤、四ツ前御暇、今日ハ
例之吉野御馬追ニ而父上様御同席其外小頭書役十二

人之客人有之、各々五ツ半時分被帰、四ツ過臥候也、

廿八日 雨、

一朝六ツ半起、四ツ前相良作太郎殿来儀、同道ニ而出

勤、八ツ後御暇、大鐘時分より小田十郎右衛門殿来

儀、点取歌之認方なり、暮前より相良作太郎殿来儀、

歌会、

兼題

寄滝恋

いかなれは心の滝のいとせめて

恋のやま路に打乱るらん

思ひせく心の滝の糸水を

我袖ならてやるかたそなき

当座

夏草

岡のへハ何れを道と行へきも

分れぬまてに茂る夏草

生ひいつる草ハはらわて茂りおふ

野へのすかたを移してもミン

○点取歌

山花

○ 弥生雲とまかふきぬ今そ盛りの三輪の山

しるしの杉も花にかくれて

山松

吉野山きのふのへの道かえて

また見ぬ奥の花を問ハまし

久長

○ 西行の去年の手折といへるにおもかけひとし

峯にゐる雲もたくひはあらし山

咲そふ花の色に色ひて

篤烈

○ 山人の友となれにし松かせも

花咲春はいか、うらみん

清通

○ 遠近の四方の山のは見れハ辺も押なへて

今日こそ花の盛り也けれ

用行

○ みそらうつり行雲も嵐もしつまりて

霞や花のかつらきの山

頼重

うつり行雲に嵐の音す也といへるにハ打つきかなたり

○ 幾千本梢たはゝに咲花の

色か妙なる春のやまの端

芳賢

○^三 花さかり只白妙の芳野山

^二 ミねもふもともそれとしられて
^五 雪にまかへて

網紀

○ 帰るさも思ひ忘て咲花に

日数^{せふ}重ぬる春の山さと

為善

きのふ見し松の緑りも埋れて

嶺にも尾にも花の白雲
^少云おふせずや侍らん

彦九郎

吉野山峯にも尾にも咲花の

さかりしられ
いろミえ初てにほふ春風

類利子

暁時鳥

折々のね覚つれなき柴の戸に

声なくさめて鳴ほとゝきす
つれなき云かなへすや侍らん声打付かねたり
為

○ かねてより待よハ過て時鳥
^二 月かけはる、

今有明の空になくなり

網

夜かれせず月やかたらふほとゝきす

声もおしまぬ明方の比
^しらへおたやかならず^二ノ句もいか、結句も聞なれず

芳

有明の月より外にもらさしと

あかつきはかり鳴ほとゝきす
見かけたる趣向云慮せずおしむへし

頼

○ 何方と聞たにわかすあかつきの

空に一声鳴ほとゝきす

用

○ 時鳥何をうらミの積りてや
^夜比へ

只有明の月に鳴らん
^空

清

○^三 有明のね覚こととふ時鳥
^一 声ハ二

老の
枕に声の猶ものこれる
^そ

類

○ 有明の月もつれなく影のこる

外山の空に鳴ほと、きす

篤

やミふかき空にやしのふほと、きす

明方ちかく鳴はたるらん

一二ノ句くたけかねたり

久

山よりは今山ぬると有明の

月に名のりて行ほと、きす

山

覚なた、一声のほと、きす

月のミ独り有明のそら
只有明の月をのこれるといふにハ及かたからんか

彦

山家月

へたてなく秋のよなく月晴て

哀れ催す深山辺の庵

結句か、誰の詞にや侍らん

篤

人とはぬ深山の庵によなくの

月を友のふ軒の春風

結句猶有へし

類

吹風
おのつかから心の雲もなかりせは

見るさえ清し深山辺の月

清

うき秋ハ何か太山の友ならし

詠なくさむ月なかりせは

用

月夜よしよ、しと今宵露分て

とふ人もなき山住の庵

類

山里ハ柴のあミ戸のあれまより

もりくる月の影そさやけき

芳

山里のうき身の友と詠む也

物思ふ比の秋のよの月

二二の句猶あるへし

綱

秋のよハうき事しけき山住も

木の間に晴れし月やめつらん

為

帰るさをなくさめとてや秋の夜の

月影をくる柴の戸の道
今少ししらへ詞かねたり

山

○ 淋しさもわすれける哉山里の

のきはさやけき秋の夜月

久

○ ふくるよの深山の庵の松風に

物さひしくもすめる月影

彦

朝雪

○ しめゆひし小笹もけさハ埋れて

ひとつに見ゆる雪の山端

清

○ 吹卸す風も小やミテ今朝ミレハ

雪にしつけき四方山端

用

○ 宵の間ハをほつかなしとみし夢の

覚て驚くけさの白雪

頼

○ 此朝け向ふもさむし遠近の

山の端ふかくつもるしら雪

芳

○ さゆるよの嵐も今朝ハしつまりて

雪ぞ降しく四方の山端

綱

○ 宵のまハ夢にもしらて柴の戸の

明て驚く雪の山里

為

夜程に降りつもりける呉竹や

窓しつかなる雪の朝あけ

山

○ 朝つくる光りかさねて降積し

雪に跡なき庭のかよひ路

久

○ 時の間に雪降り積て此朝け

木ことの花の盛りをそ

篤

○ 雲間より出る朝日も白妙の

ひかりくわゝる雪の遠山

類

今朝これハまた道関戸とちてもあらしの音たえて
雪降の埋のむ逢坂山

彦

忍恋

うしや身にあまる思ひもミちのくの
いはていくとせ忍ふもちすり

頼

いはてのミ袖にせかる、泪川

しからミかけて忍ふ年月

二ノ句四ノ句同心の病あらんか

芳

人間はいか、こたへん恋しさを
忍つむ余ふにぬる、袖の泪は

綱

我恋は世にこそ忍へうかりける

人ハいかにと問ふよしも哉
初五加難の詞也云かなへたりともおもほえず

為

年経ひ結ふつ、忍のふ契りをもらさしと
うき涙下せ上く袖もくるしきのしからミ

山

恋しさの色に出にけん物ならば

かほと人目を忍ふましきに
二ノいか、結句もゆふならず候歎

久

見てのミやいはて心に忍ふ草
もゆる思螢身のたひなるひの程そくるしき

篤

つ、めとも袖二ハにあまる哉
一夏草の下上

しけき人目を忍ふうき身は

類

わつかなる露のこと葉も忍はれて

幾日しほる、袖の涙を
少しと、ひかねたり

清

いかにしてかくとしらせんミちのくの
忍いはてのふくやしき身露のミたれの思をハ

用

今ハ早浮名やた、んつ、めとも

つ、ミかねたる袖の涙に
これもちとふつ、か也

彦

寄道祝

廿九日 晴、



一朝六ツ時起、四ツ前出勤、八ツ後御暇、帰懸直二日

高与一左衛門殿へ参り弓、七拾建射、夜四ツ過帰宅、

九ツ過臥候事、

(表紙)

常不止集

二十五、二十六之卷
(天保十四年五、六月中)

常不止集式拾五之卷

常不止集式拾五之卷

天保十四年癸卯五月中 名越篤烈

朔日 曇天、
三三三三三三

一朝六ツ過起、五ツ過より伊藤万次郎殿へ一刻参り、
夫より谷山角太夫殿江参り点取歌点相頼、四ツ時よ
り相良作太郎殿同道二而出勤、八ツ後御暇、帰宅、

直二又々花倉森山別荘へ父上様を初拙家内中・前
内記様家内中差越候也、外様方皆々九ツ時分より外
二者田原源左衛門殿・門松源左衛門殿・松岡喜左衛
門殿・青木伊三次殿被差越候て弓射也、暮帰懸前屋
敷へ参り碁一番打、大分之勝利二而、五ツ半時分帰
宅、四ツ半時分臥候也、

二日 晴天、

一朝六ツ半時分起、四ツ前出勤、八ツ後御暇掛平田鞞

負殿へ参り、夫より馬場伊歳升形様江参り、七ツ時

参、帰宅、直二谷山角太夫殿江参り、夫より万次郎

殿江参り、夫より小田十郎右衛門殿江まいらんとい

たし候へハ、市橋太鼓橋ニ懸替ニ而通融無之、又々

左衛門坂之様参らんといたし候へハ、あひる馬場橋

掛替ニ而通融無之、空しく立帰り候得ハ、大鐘時分

町田郷十郎殿・中馬甚右衛門殿来儀、一刻二而被帰

候、差続き小田十郎右衛門殿入来、暮より木尾彦左

衛門殿来儀、彦左衛門殿二者直二被帰、十郎右衛門

殿者夜九ツ時分被帰、大方歌之咄共也、八ツ時臥候

(朱書「マ、」)

事、

三日 晴、



一朝六ツ半時分起、四ツ前出勤、八ツ前御暇、八ツ半

時分より伊集院半之丞殿被誘参、同道ニ而今(朱書「マ、」)和泉浜

江差越、同席中人数弓有之、暮帰宅、直ニ卷藁十五

筋計射る、夫より父上様御方へ罷出候得ハ松岡喜左

衛門殿・中馬甚右衛門殿・木尾彦左衛門殿被罷出、

各々九ツ時被帰、岩山玄伯殿ニも暮より被参、五ツ

前被帰、九ツ過臥候事、

四日 晴、

一朝日出起、四ツ前出勤、八ツ後御暇、大鐘より鐘場

へ出張、暮引入、夜九ツ時分臥候事、

五日 晴、



一朝六ツ時起、五ツ時前へ参り、夫より平佐へ一刻、

張番故直ニ出勤、九ツ時御暇、帰懸島津権五郎殿・

梅田家・浄光明寺・福昌寺・伊藤万次郎殿・小田十

郎右衛門殿・加藤権兵衛殿・名越彦大夫殿・町田郷

十郎殿・横山安之丞殿、重富屋敷静洞殿御方・山城

殿御方へ御近習迄、今和泉屋敷御近習迄参上、七ツ

過帰宅、暮より(写二十立射)松岡喜左衛門殿来儀ニ而、四ツ過帰、

九ツ時分臥ス、

六日 晴、

一朝日出起、四ツ前出勤、八ツ後御暇掛より直伊集院

半之丞殿所へ同席中拾式人差越、五ツ時帰宅、是ハ

嫡子誕生昇立祝ニ付而也、

献立

一塩煎鯛切ミ 吸物 一味噌吸物 鯛切ミ 三ツ葉 しう露

一ぶたの汁大しゆんかん

一大鉢しびさしミ 一大鉢 そふみん 亀たまこ 鶏たまこ

一硯蓋二めん

一井五ツ

但、鶏ミそいり たこ たちいろつけ

一小井物八ツ計乗る大丸盆巻ツ

一座くわし 硯蓋ニ米まんちう・せんへいつけませ
一跡めし汁のり長皿

七日 晴、



一朝六ツ半時分起、四ツ前出勤、八ツ後御暇掛直ニ今
和泉屋敷安芸殿御方へ参上、直ニ弓、暮御暇、暮横
山安之丞殿来儀、九ツ时被帰、九ツ半臥候事、
一仙洞様崩御之節、薩摩御屋敷計慎ミよきとて内々御
褒美之ことくありければ、山田市郎左衛門殿あまり
にありかたかりつるとて、

雲の上నికిこえける哉芦田鶴の

あしまかくれに鳴し一声

八日 霽、



一朝六ツ時起、鐘場へ出張、四ツ前出勤、八ツ後御暇、
帰宿、松岡喜左衛門殿来儀、兩人ニ而巻藁十筋計
ツ、射、七ツ前より前屋敷へ参り弓、暮帰宅候得ハ
平田兵十郎様御病氣極々之段御到来、仍て父上様御
同道ニ而差越候へハ、無間茂御死去、夫より色々取

しらへ方ニ而、夜大鐘過父上様御同道帰宅、父上様
二者谷山へ御出、御帰直ニ御出、嚙々御大儀ならん、

直ニ臥ス、

巴陵一望洞庭秋

日見孤峯水上浮

聞道神仙不可接

心随湖水共悠々

縁樹重陰蓋四隣

青苔日厚自無塵

科頭箕踞長松下

白眼看他世上人

右両首野夫心中ニ面白、年内より小座之壁江張置候
得共、今朝剥取、勤ある身ハ左の歌也、

世中のうきをならひと思ふより

中々山の奥ハたつねす

九日 晴、

一朝日出起、四ツ前出勤、四ツ後御暇、九ツ過より平田家へ参り、暮六ツ時葬式繰出し、妙国寺迄拙者二も参り、勢坂之様通り、四ツ時帰宅、帰中途同道ハ町田郷十郎殿・大熊運次郎殿・平田新平殿なり、夜九ツ過臥候事、

十日 晴、

聖書

一朝日出起、四ツ前出勤、八ツ後御暇、七ツ過より伊藤万次郎殿へ参り弓、夜九ツ前帰宅、直二臥ス、

○大玄院様より又八郎殿江教訓之御状

教訓之条々

一 為一国之守護、為一郡之主、行国政撫育士民事、不知文武之道難成、文武者車之両輪、鳥之両翼、不可欠一事、

一 志者諸道之根本也、大本不立則万事不遂、故志可堅固事、

一 玩物則喪志、是聖人之格言也、況於專遊興而好勝負事、佚樂而耽酒色乎、此等之事曾而不可為之事、

一 忠孝愛敬者人性之自然、道也則榮、道之刻令、慎以可順其性事、

一 雖一日不可空過、少壯而不学、老大而雖悔、不可有其益事、

一 能聽諫則必為良將、三略有之將能愛諫能採言言、實能可思事、

一 以臣知其君、以友察其人、故不知臣下之善惡則是曰暗將、然者先能弁近臣之邪正而正直之者賞之、邪曲之者教之而帰正道、是君師之道也、如此何陷佞奸之媒哉、能々心懸肝要之事情、

右此条数者少して詞雖短、其義ハ広遠也、平生是を身辺ニ置(讀之脱カ)て可味、あしく心得事新敷様ニ引受て

ハ却而忠言逆耳、良薬苦口、能々心得して可有信用、其方今年拾六歳、已去(年脱カ)ニ元服して益成長、殊ニ

我為ニハ二男也、修理太夫為ニは差次之弟、家中一門之中におゐてハ諸士之崇敬第一也、然者修理

太夫治世之節二者おのつから政道補佐之仁、其方を差置誰か可有之哉、体ニより守護代をも可相勤

事なれば、国人之所胆仰節南山に均歟、(邪心カ)□の才力

を以は中々不及事也、其例を云ふに遠き周世にてハ周公且聖徳を以成王を補佐して天下を治め、近く我家にてハ日新齊賢徳を以陸奥守貴久を翼け、

鳥津之五流中興の主となしませる、是等は皆聖徳(正統力)

賢才之所為也、されは並々の心懸二而ハ却而諸人の笑を招、祖先を恥しむるの基なり、武門におゐ

て不珍事といへとも、朝夕読四書五経而通其義、

弓馬之儀ハ勿論、能軍法を学習ひ、或は手跡等も

つたなからす書嗜、賦詩詠和歌彈琴風之事、皆以(流脱力)

是左文武之業にしてひとつも欠る時ハ車の一輪

を折、鳥之一翼をおれるにひとし、光陰如箭時不

待人可勤学者今の年生也、相講て徒に日を送る事

あるへからす、それ我鳥津の元祖 忠久者 右大

將源頼朝公の長庶子にして文武之達人也、其文徳

及武功東鑑に載て昭晰たり、文治二年之春八歳に

して鳥津の御庄薩隅日の三州に封を請、同五年奥

州之康平退治之節先陣之大将に命せられ、無事故(奏衡力)

逆賊を討亡して領国に帰り、以仁義撫士民給ひし

かは(旧記雑録より補)▽其積善之余慶五百年來△到于我等今二十代

相繼して(旧記雑録より補)▽三州を領、且又代々之先祖志を武將之

家といふに決して△文武二不暗し故也、近代にお

ゐて修理太夫義久近衛関白前久公を師範として古

今和歌集の奥儀を伝へ、青蓮院尊朝親王に付て入

木の道を学ひ、九州を討て太守と仰れ給ふ、文武

の徳を兼備して能旗下の將士を指揮し給ひしゆへ

ならずや、義久の舍弟兵庫頭義弘初ハ守護代とし

て政道を補佐し幾度か大敵を討亡し給ひし、就中

朝鮮国之大捷ハ異国までも無隱、且又文武の徳に

して賢志の所致也、中納言家久初又八郎忠恒と申

せし時、秀吉公の命ニ依て朝鮮国に渡り義弘二力

を戮せ、在陣之中或逢風景二者詠和歌、或帷幕之

下に灯を挑け照高院如雪親王の御手跡を習学ひ給

ひしとかや、軍中にも文を忘れ給はぬ御志、偏是

元祖忠久頼朝公の長庶子にて日本に第一武將の後

胤、鳥津の家声を穢すまじきこゝろさしゆへ、朝

鮮国四川の新寒二おひて明兵二十万寄来りし時、(奏力)

義弘と一挙に切崩討取給ふ敵三万八千七百余、異

国・本朝無双之大勝利を得給ふことも偏二文武の

道に身を投て勸学し給ひし証拠也、其方こと此記置候条数之旨を専に相守、文武の道を学ひ令名を後代に可残、志を能々決定して愛親敬兄之義を不_レ忘、則是忠孝の道中武将之器なるへし、敢不可油断、仍教訓如件、

元禄十五年六月廿五日

右修理太夫綱貴公より又八郎久儻^{トモ}殿へ

十一日 晴、四ツ時迄霧雨降、又晴、



一朝六ツ時起、夕詰故九ツ半時分出勤、

^(齊興)太守様今日御着城、御道中ニ而日半桐油など掛候由

別而上御都合と也、七ツ時より泊番大野清右衛門殿江代合、御暇掛碓山家着祝儀ニ参り、夫より升形へ

一刻参り帰宅、直ニ父上様・前直八様・田原源左衛門殿・青木伊三次殿・内記様杯ニ而弓、四拾建人数分ニ勝利也、夜九ツ時分臥ス、

十二日 晴、八ツ時分小雨、雷鳴あり、



一朝日出起、四ツ時出勤、八ツ後御暇、七ツ時分より

弓、暮過中馬甚右衛門殿と絵書、夜四ツ過臥ス、

十三日 間々雨、

一朝日出起、四ツ前出勤、八ツ後御暇、七ツ過市郎左衛門と弓射ニ打立候得者、直雨降出し取止、夜入九ツ過臥候事、

十四日 間々雨、朝立風烈シ、



一朝日出時分起、四ツ前出勤、八ツ後御暇懸福昌寺母君之御墓へ参詣、花舜軒へも参り、七ツ前帰宅、大鐘時分田原源左衛門殿・村田市郎左衛門・野夫三人にて雨降りニ拾建弓射、矢之羽大ニひたる、夜九ツ過臥候事、

十五日 雨後霽、



一朝六ツ半起、四ツ前出勤、四ツ後御暇、帰懸升形江一刻参、帰宅、七ツ後より前直八様・門松源左衛門殿・市郎左衛門・吉左衛門・父上様ニ而弓、田原源左衛門殿も来儀之筈候処、些差合之儀到来不被参

候、暮より上村周内殿・植村鉄兵衛殿・児玉清之丞
殿来儀、九ツ過被帰、直ニ臥候事、

庭鳥子をそたてけるか、夜の程母狐の手にか、
りて死たりければ、あけて今朝ひよこいたく鳴
を聞もくるしく、

今朝よりハ頼む影なき我身とて

なけくひよこの声そかなしき

一 ○田原源左衛門殿天氣坊主相添被遣候書状

不霽天氣鬱陶敷、氣之毒千万御座候、昨日者終日段々
難有御礼申上候、今日も御射場六ヶ敷奉存候間、天
氣坊主作り差上候間、恐なから面形御書御下ヶ置可
被下候、此坊主上手之作故、決而八ツ後ニハ晴揚り
可申候、其上ハ直ニ參上、昨日之御返盃可申上候、
何も參拜旁可奉伺御機嫌候、以上、

五月十五日 田原源左衛門

名越右源太様

右之返書

八ツ時分迄ハ四方山みもわか
すかきくらし降りもはる、

如貴命連日之雨凌兼申候折から能天氣坊主被差越、

則庭の木の枝へ相下ヶ為祈申候間、定而後程ハ晴上
り可申相楽申候、乍併昨日通之御手元ニ而ハ迎も小
子酒頂戴之処無寛束、乍下戸も稀々ニ者傾盃不申候
而者とふやらのんともぎくくいたし頓と込入申候、
青木先生も少し晴模様ニ相成候へハ可被參と之事ニ
御座候間、尊公ニも其御心得御来儀御待申上候、何
も拝上かたく可申上候、

五月十五日

二白自詠ニ而く、り付置申候、

五月雨の雲ハあらしに晴つきて

夕日てらせといのらすも哉

いのれくた、ひとかたに雨雲の

晴間を祈れ天氣坊主は

右兩首之歌大空へきこえ上り候而哉、望之通晴天氣
ニ相成、誠ニおのれ式のつらねしことの葉の、雲の
上まで通せしものと恐れをなして、

我式の頼ミをそれと請かひし

雲の上こそ恐れおふけれ

○桂円(園カ)一枝拔書

春部

御讓位あらむとする年の春、家の会始に松迎春

新といふことをよめる、

今年よりあらたまるへき声す也

大内山のミネのまつかせ

春風春水(木カ)一時来

氷とく池の朝かせ吹なへに

春とや浪の花もさくらむ

初春見鶴

朝こほりとけたる沢に鳴たつの

声大空に霞む春かな

妙法院の宮の御会始に、東風暖入簾といふ事を

よませたまふによめる、

玉すたれゆらく春風吹にけり

外山の雪もけふそ解らむ

雪消山色静

けふ見れハ比良の遠山雪消て

霞のおくに成にけるかな

霞

かつらきの山のすかたに打靡き

たてりともなき春霞かな

野外朝霞

鶯の声する野辺にたつものハ

我とあしたの霞也けり

鶯

鶯の鳴初声のうれしさに

独おきつる朝ほらけ哉

わきもこかねくたれ髪を朝なく

とくも来て鳴鶯の声

待鶯

ふしなれし去年のねくらの呉竹ハ

よも鶯の忘れさるらん

晝鶯

夜をこめてなく鶯ハわか宿の

竹のねくらや臥うかりけむ

水辺若菜

河岸にもゆる若菜ハ青柳の

影のみとりとひとつ也けり

田若菜

小山田の根芹つむこそ賤の女か

うきにおりたつ初也けれ

春雪

春霞棚引初し高砂の

松のうは葉にあは雪そふる

暗夜梅

梅かゝの匂ハさりせはぬは玉の

闇の春をハ誰かしらまし

柳

うちはへし柳の糸ハすかのねの

ななき春日にあはせてそよる

柳露

青柳の糸吹ミたす春かせの

たえまを露ハ結ふ也けり

帰雁

はるくくと霞める空を打むれて

きのふもけふも帰るかりかね

草枕旅を常なる雁すらも

帰る空にハ音をそ鳴ける

帰雁少

花によりたまくと残る雁かねも

今ハとこそハ思ひ立けり

旅にありける年の春雁の声をきゝてよめる、

なきかはし帰るを聞は雁かねの

数につらなる心地こそすれ

尋花不処

おほかたの花の盛りを心あてに

そこともいはす出しけふ哉

夕落花

梢ふく風もゆふへハのとかにて

かそふるはかり散桜哉

あらし山の花見にまかりける時麓にやとりて、

大井川散花までハ見せぬこそ

朧月夜のなさけ也けれ

苗代

小山田の苗代水そ底すミテ

引しめ繩のかけも見えつゝ、

雨後苗代

春雨の日比ふりつる小山田の

苗代水ハけふも濁れり

河款冬

筏おろす清滝川の滝つ瀬に

散てなかるゝ山吹の花

雨夜思藤花

よもすから松のしづくのひまもなし

うつりやすらん藤浪の花

夏部

卯花

わか宿の牆ねに咲る卯花は

隣にしらぬ月夜也けり

卯花似雪

山さとの夏のしるしの卯花を

あやなく雪にまかへつる哉

卯花隠路

卯花の露ふむ小のゝ山陰ハ

浪にぬれ行こゝちこそすれ

山家卯花

郭公なくといふなる山里の

垣ねもたハに咲る卯花

尋郭公

ほとゝきすやまの奥まで尋きて

なかぬ年かと思ひける哉

与女待郭公

妹とわかふたり聞んの一声を

ねたくも惜むほとゝきす哉

野郭公

ほとゝきす鳴ねほのかに聞ゆ也

遠里小のゝ松の村立

盧橘薫袖

たちはなのなつかしき香に匂ふ夜ハ

わか袖ならぬこゝちこそすれ

夏草露

陰ふかき蓬か末を吹かせに

今朝もこほるゝ五月雨の露

夕立

夕立ハ愛岩(石カ)の峯にかゝりけり

清滝川そいまにこるらん

題しらす

たひ人のもてるくしけの箱根山

明かた寒し秋や立らん

露

かせの間もみたる、秋のしら露を

結へるものと思ひける哉

草も木もぬる、夕への露みれは

人ハ物をも思ハさりけり

枕辺露

秋夜のななき夢路のしをりにハ

結ふ枕も露けかりけり

虫

鳴むしの声ふりたつる秋の野を

淋しかるへく思ひけるかな

われはかりうきゆふへかと思ひしを

暮てそ虫も鳴はしめけり

聞虫

更ぬれはかたふく月と我ならて

聞人もなき虫の声哉

閑庭虫

八重葎しけミか下の露けさを

ひるたにわふる虫の声かな

鈴虫

ひまもなき時雨の雨に鈴虫の

ふりならされてよわる声哉

故郷秋かせ

身にそしむ鶉鳴まで住すてし

たかふる里の野への秋風

関屋秋夕

旅人の涙はかりハと、まらぬ

関のわらやの秋のゆふくれ

稻妻

ふしミ山まつの木の間の稻妻に

鳥羽田(面カ)の雨の露をみる哉

月前風

更る夜の月ハ雲井にしつまりて

袖にのミふく秋のかせ哉

山月明

残りなくあらはれにけり山松の

葉こしにミえし秋の夜の月

山月聞鐘

高砂のをのへの月や更ぬらん

すミわたりぬる鐘の音かな

月前松

松陰に立かくれてもミつる哉

あまりに月の隈しなけれは

松間月

洩すへき松の木の間の心とも

しらてや月のかくれ初けむ

松月夜深

さをしかの妻よふ山の松の葉も

あらはれ初る有明月

月前竹露

呉竹のふしもあらはに照る月の

影におくれてのほる露哉

八月十四日の夜月いとさやかなりければ、

このうへの明日の光りそまたれける

みちぬ八人の願ひ也けり

雨降けるとし

立いて、むかふかひこそなかりけれ

雲の最中の秋の夜の月

関路月

浪の上の月を清ミか関に来て

われこそ今宵守明しけれ

浦月

月ハ今うしろのやまに出ぬらん

あらはれ初る須磨の浦浪

病にわつらひける年の十三夜に、

あらさらぬ後と思ひし長月の

今宵の月も此世にてミし

月前菊

はつ霜ハまた置なれぬ宵々の

月にうつろふしら菊の花

月前虫

照月の光りハうとき蓬生の

庭にみちたるむしの声哉

月前笛

声のうちに月もすみ行笛竹ハ

秋のよなかきふしやきりけん

三熊野のかたに

みくまの、浦漕舟のほのくくと

ミえ渡るまで澄る月哉

月の前に雁なひきたるかた

打かわす雁の羽かせに雲さえて

照りこそまされ秋のよの月

夕雁

山端のとよはた雲に打なひき

夕日のうえを渡るかりかね

関路暁霧

相坂の関の杉むら霧こめて

しらみかねたる有明の月

遠村霧

山崎をわか立くれは朝霧の

絶まに見ゆる桜井の里

旅宿擣衣

ねられねは妹こひしきを唐衣

うつなる里に何やとりけむ

菊露

しら菊の花の盛りになりにけり

おくらむ露の千世の数ミン

紅葉浅

はつ時雨降しはかりの跡ミえて

梢のミこそ色付にけれ

あるゆふへ、御局わたりより紅葉のいとめてた

きを白かねのかめに(さし脱力)こめて給ひける、

雲井よりさして来にけるもみち葉の

色ハゆふ日のこ、ちこそすれ

冬部

川時雨

貴船川岩こす浪の早き瀬に

立かえりても降時雨かな

寒夜千鳥

神山の夜半の木からし音さえて

みたらし川に千鳥鳴也

雪似花

梅の花散るにまかひてふる時は

雪さえにほふ心地こそすれ

歳暮

いたつらに明しくらして人並の

年の暮とも思ひけるかな

雪中年暮

しら雪のふる大空をなかめつゝ

かくそことしもくれなんかうき

老後歳暮

なれくゝて年の暮とも驚かぬ

老のはてこそあはれ也けれ

事につき時にふれたる

あけわたる外山の峯の横雲に

引かさねたる朝霞哉

かすみつゝくるゝと思ひし春の日ハ

朧月夜に成りにける哉

ゆけとく限なきまで面白し

小松か原の朧月夜は

人しれす花とふたりの春なるを

またせても咲山桜哉

春の野々うかれ心ハはてもなし

とまれといひし蝶ハとまりぬ

今朝ミれハ汀のこほりうつもれて

雪の中行白河の水

恋部

深夜待恋

暁ハ鳥の八声をつくしても

猶こぬものに定めかねつゝ

月ハ入て夜ハまた深き四阿屋の

まやの妻戸をさしそ煩ふ

連夜待恋

おもひきや立待居まち待かさね

独ね待の月をミンとは

逢恋

とけぬれハかくもとけぬる下紐の

年月なに、むすほ、れけん

忍逢恋

雪おれの声さえたえぬ(てカ)なよ竹ハ

世にふしたりとしる人もなし

夢中逢恋

はかなくも夢に契りし後の世ハ

覚たる今の現也けり

題しらす

東路のさやの中山さやかにも

ミぬ人いかて恋しかるらん

年月をふるの神垣何しかも

つらき心を祈り初けん

あは、よし逢すハさてもあめつちの

神にまかせん恋ならめやハ

思

限あれはふしの煙もた、ぬよに

いつまでもゆる思ひなるらん

隠恋

さもこそハいとふあまりのわさならめ

かくれ処のねたくある哉

旅恋

陸奥の忍ふの里のかやむしろ

寝もせぬ夢に人はみえつ、

あつまにありける年の秋たよりにつけて人のも

とへつかはしける、

夕暮れの露も結へる玉章を

鳴てつたへよ天つかりかね

返し

よみ人しらす

露よりも雨としくれて故郷の

涙ハかなしかりと鳴つる

雑部

題しらす

灯のかけハそむけてねたれとも

さやかにのミそ夢ハミえける

かきりなく悲しきものハ灯の

消えてののちの寢覚也けり

つくくとも思ふ老の暁に

ね覚おくれし鳥の声哉

磯浪

磯崎のまつの幾世かなれぬらん

さてしもあらし浪の音かな

古渡雲

夕されハ水底すミて沢田川

雲の陰のミ立渡るミゆ

男をんな舟にのりてあそふ

我せこか棹とる池の鳥めぐり

ぬらす雫もうれしかりけり

題しらす

中々にのかれもはてすすむ山の

ふかき心をしる人そなき

山家嵐

くる、より松に吹立わか山の

あらしの末をたれかきくらん

山家水

浮世をハすミはなれても山の井の

ミつから濁る心をそしる

古松

住よしの岸の姫松浪よせず

成にしのちも幾世へぬらん

人の賀に松添榮色と云こゝろを、

栄ゆく君か宿にし植さらハ

松もなへての縁ならまし

対松争齡

子日する千代のためしに君ハ松

まつは君をや引むとすらん

伊勢なる本居宣長卿(都カ)にありけるほど、嵯峨山松

といふ事をよませけるに読て遣しける、

さか山の松も君にしとはれ(すばカ)□□

誰にかたらむ千世のふること

鶴ひなをつれたる、

千代のうえに千代をゆつるの声す也

子をおもふ心限りなき哉

鶏

大空に飛立かねて打羽ふき

かけると鳴かあはれ也けり

窓灯

月見むと明たるまとの灯の

きゆる心ハこゝろありけり

旅行

草枕旅の空こそ悲しけれ

野にも山にもしる人ハなし

旅暁

つれもなき草の枕にね覚して

いく有明の月を見つらむ

旅朝

た、よへる朝の雲は故郷え

帰りし夢の行へなりけり

(朱書「マ、」)
下の渡りといふにかゝりけるに、雪解の水いと

高くあふれて舟もくつかえるへければ、河のを

ちこち綱引わたしてそれを手くりもて岸につく

也けり、

幾くうき瀬わたらむ末のあやふさも

かけてそ思ふけふの河浪

題しらす

月をまつ旅ねの床のさゝの葉に

嵐吹也さらしなの里

独述懐

はかなくて木にも草にもいはれぬハ

心の底の思ひ也けり

懐旧

めのまへにむかしくと成り行て

今なき世こそ悲しかりけれ

懐旧涙

憂をへてよりける年の緒をよはミ

乱る、玉ハ涙也けり

寄雲無常

行めくる浮世の雲のむら時雨

終にはぬれぬ人なかりけり

猩々の舞図

よく諷ひよくまふミれは思ふ事

よになきのミヤ人に似さらむ

葉月のはしめなりけむすめ孝子を伯耆守寛寧か
(ん脱カ)

もとにつかはしたりける歎ひをとて人々つとひ

て其夜もすから舞かなてなとうちさわきける中

にひとりひそかにうたえる、

うれしさをつゝみかねたる袂より

かなしき露のなとこほるらん

六月の末やミおとろえて夜たゝねらねぬに、

灯にきえをあらそふ夏虫の

影ともわれハなりにける哉

みな月の有明つくよつくくと

思えはをしき此世也けり

三条前の内のおほいまうちきみ右大将におはし

ける時、もみちの大枝に真鴨一つかひつけてこ

れか御歌をさしくはえてくたされし御かへし、

染のこす枝かと見れハ水鳥の

鴨の青葉のましる也けり

題しらす

北山のくらまおろしの吹こしに

くもらぬ里もかつしくれつゝ、

十月の末、母君の四十九日五戒のうた手向奉り

ける中に不飲酒戒のこゝろを、

霁たにまつ心せよさかつきの

うかふ流も淵とやハならぬ

雪のふりけるあした蘆菴かもとえ事のついでに

咲あえぬ梅の枝をつかはすとて、

花とのミ今朝降雪のあさむきて

またしき梅を折せつる哉

そのつかひ其梅もてゆくをわすれたりければか

れよりかへし、

梅か枝を今たつぬるに見えさるハ

折ても雪や降かくしけむ

三輪

杉はかりたてる山辺を吹風の

めにこそみえね神ハますらん

題しらす

神垣のミたらし河の白浪の

さゝれにかゝる音のさやけさ

寄松祝

種しあれハ岩ねの松も生かはり

君か八千世にあはむとすらん

寄花祝

百敷の大内山の桜花

今こそ御代の盛り也けれ

長歌

江戸にありける頃四月なかは、原庭なる葵園に

つとひて歌よミける日しも終日あめふりければ

いえる、

春雨におくれし雨か五月雨にさきたつ雨か

春雨におくれし雨そしかれこそ驚なけれ

五月雨にさきたつ雨にあらねはそ初時雨

忍び音もせぬ

俳諧歌

題しらす

道のへにとりてすてたる若苗の

あまり豊けき世にこそありけれ

五月雨にぬれ／＼きけは時鳥

われも鳴つるこ、ちこそすれ

さしこめてまた夜を残す柴の戸を

おそしとひらく朝かほの花

よき人をよしとよくミシ夕より

よしの、花の面影にたつ

むつ言を霞や立て聞つらん

野にも山にもカクレ隠なき恋

わきも子かむねに結へるまえ帯の

とけすも物を思ひかほなる

花つむと折かへしたる振り袖に

たまる八人のこゝろ也けり

心に八何をいかるかしらねとも

囀る声ハおもしろけなる

糸のころハはやもあるしを見しりけり

よへハ尾ふりの嬉しかほなる

猫の子ハねすミとるまで成にけり

何にくらせし月日なるらん

いとわかき時なりけん、国をはなれて五条あた

りのふせやにかくれすミて(有朋堂文庫本より補)▽物まなびしてあり

けるをき、つけて△故郷なる友のもとよりさて

あるへきき(衍カ)かははやくかへりきてなといひこし

ける時よめる、

侘て世にふるやの軒の繩すたれ

くちはつるまでかゝるへしやは

題しらす

月と日をふた身になして玉くしけ

明行浦の名にこそありけれ

香川景樹統歌

(朱書)「マ、」

十六日 晴、 三

一朝六ツ半時分起、従弟菱刈孫兵衛殿母おあひ昨晚死

去二付一日遠慮故出勤不致、七ツ時分より段々弓射

有之、拙者二も十建射候而大鐘より菱刈家江參、夫

より南林寺葬場へも差越、五ツ半時分帰宅、父上様

御方二而御嘶等申上、九ツ時分臥候事、

十七日 霽、 五

一朝日出起、今日者南泉院より御札上り御清之間合有

之候二付、九ツ時分より二而も出勤之筈候得共、些

外二内用之事も有之候二付、今日者頼出勤不致、七

ツ後より段々被參弓有之、暮過卷藁十筋計射候、父

上様御方二而四ツ時分迄御咄申上、九ツ時臥候事、

わかすまひせしゑんより月を詠しに隈なく晴て、

晴のほる月ハ秋ともいふへきに

露こそたらね庭のよもきふ

月ミんと思ふ心のくるしくも

かたしく袖にさわる蚊の声

庭のあたりに秋菊ならんとのミ植置しか、とり

ち(朱書)「マ、」かりて夏菊なればはや咲立しを見て、

うき秋のなくさめにとて植にしを

またて早咲菊のつれなさ

十八日 晴、夜入直二降出ス、

一朝六ツ半起、四ツ前出勤、今日者御兵具所御矢数相

勤候処、人数拾八人二而拾壹立二而三百八拾余、相

濟夫より御造酒・御膳杯頂戴、七ツ過帰宅候得ハ植

村鉄兵衛殿・中馬甚右衛門殿来儀、暮被帰、荒田御

姉様もおさと
様なり八ツ前より御出之由候得共、外家内者

皆様心岳寺江御参詣二而惣留主、い十院織衛殿・戸

柱町田家杯江御出二而、暮より又々此方へ御出、四

ツ過御帰ニ而候事、直ニ臥候也、

十九日 晴、
三幸三幸

一朝六ツ時起、四ツ前出勤、八ツ後御暇、七ツより日

高氏江参り弓、暮帰宅、四ツ半時分臥候事、

廿日 風雨烈シ、

一朝六ツ時起、四ツ時出勤、八ツ後御暇、暮より中馬

氏来儀、四ツ過被帰、九ツ半時分臥候事、

廿一日 晴、
三幸三幸

一朝六ツ半時分起、四ツ前升形へ一刻立寄、直ニ出勤、

八ツ後御暇、直ニ帰宅、直ニ父上様・田原源左衛門

殿・松岡喜左衛門殿・青木伊三次殿・村田市郎左衛

門・福留吉左衛門ニ而弓射、暮前引入、暮前より植

村鉄兵衛殿ニも来儀、四ツ過被帰、四ツ半臥候事、

廿二日 霽、

一朝六ツ半起、八ツ時より馬場伊歳処江参、絵本一卷

借入、七ツ時より泊番へ出勤、夕詰加藤権兵衛殿江

代合、五ツ前押番野添仲左衛門・郷押番川路正兵衛

兩人呼、四ツ過迄咄し、九ツ過臥候事、

廿三日 曇、
三幸三幸無

一朝六ツ時起、泊り明ニ而四ツ後御暇、七ツ時より今

和泉屋敷ニ而弓、暮帰宅、五ツ時分より河俣新六殿

江参る、外ニ植村鉄兵衛殿来儀、九ツ過帰宿、直ニ

臥候事、

廿四日 雨風烈し、

一朝六ツ半起、四ツ前出勤、八ツ後御暇、八ツ後より

中馬甚右衛門殿入来、夜四ツ過被帰、九ツ過臥候事、

廿五日 雨、
二

一朝六ツ半起、四ツ前出勤、八ツ後御暇、八ツ後より

河俣仲太夫殿来儀、八ツ半時分より仲太夫殿同道ニ

而天神講之由ニ而河俣氏之様参り、大鐘時分帰宅、

夫より兎玉清之丞殿来儀、弓拾建射引入、夫より渡

辺彦太郎殿来儀、暮帰らる、夜九ツ前寝、

○益山金兵衛殿

禁裏御所ニ而笛の音を被聞て

スヘラキ
王城の御手しにならす笛の音を

雲井の庭に聞もかしこし

又外に

山陰や日も呉竹に霜ミえて

（朱書「マ」）
ねくらを鳥の声もさむけし

廿六日 晴、

一朝六ツ半起、四ツ時出勤、八ツ後御暇、七ツ時分よ

り中馬甚右衛門殿来儀、兩人ニ而暮迄絵書、暮前よ

り木尾彦左衛門殿来儀、各々夜九ツ過被帰候、同刻

臥ス、

廿七日 晴、

一朝六ツ半時分起、四ツ前甚右衛門殿・植村鉄兵衛殿・

い勢平右衛門殿来儀、四ツ前出勤、八ツ後御暇、夫

より相良市郎兵衛殿刀指替参会ニ而同席中差越、暮

帰宿、伊十院半之丞殿・村橋彦九郎殿・北条織部殿・

渋谷左膳殿・中馬甚右衛門殿帰ニ同伴ニ而被参、九

ツ過被帰、北条・伊十院之両士ハ参付直ニ被寝候処、

蚊取付事甚ひどし、夫兩人共蚊為払候事、

廿八日 晴、今日迄ニ而梅雨晴る、
夜入雨降出ス

一朝六ツ時起、四ツ前前屋敷へ一刻立寄、直ニ出勤、

八ツ後御暇掛升形へ一刻立寄、直ニ帰宅、大鐘過よ

り前へ参り弓拾建射る、七ツ過より中馬甚右衛門殿

来儀、同道ニ而前へ差越、暮帰宿、直ニ加藤治通殿・

相良頼重殿来儀ニ歌会、九ツ過被帰、二番茶取ニ而

ほいろ有之、八ツ時迄右へ出張、直臥ス、

顕恋

つ、めとも思ひにあまる泪より

あらはれ初る袖のつれなさ

夏月

夏の夜もさやかにてらす月影を

誰かハ秋の名にやたてけん

常不止集第貳拾六之卷

天保十四年癸卯六月中

朔日 間々小雨、

一五

一朝六ツ半時分起、五ツ過出勤、

齊興公御着城後初而之御出座、八ツ後御暇、帰掛升

形へ一刻参り、日入より前屋敷へ参、弓拾五立射る、

暮帰宅、夜九ツ過寝、

二日 晴、

一朝六ツ過起、五ツ前出勤、郷田氏より朝出被相頼候

ニ付而也、八ツより郷田氏刀指替参会ニ差越、暮六

ツ半時分帰宅候得ハ河侯新六殿・植村鉄兵衛殿・三

原七郎右衛門殿被参居、九ツ時分被帰、直ニ臥候事、

三日 晴、

一朝六ツ半時分起、五ツ時妙頭寺

(吉貫御室、繼豊実母)

月桂院様百五拾年忌御法事詰ニ父上様御同道ニ而参

り、大鐘過帰宅、夫より鐘場江出張、暮引入、九ツ

時分臥候事、

四日 雨、

一朝六ツ半起、五ツ過より郷田仲兵衛殿へ掛物返しニ

差越、五ツ半過より郷田氏同道ニ而出勤、八ツ後御

暇、七ツ前より(朱書「マ、」□□へ掛物目利ニ参り、暮帰宅候得

ハ郷十郎殿・相良市之進殿来儀、九ツ過被帰、直ニ

臥候事、

五日 間々雨、

一朝六ツ半時分起、四ツ前岩山玄伯殿江立寄葉貰ひ、

直ニ出勤、八ツ後平田鞞負江今日当番頭被仰付、右

之祝儀(朱書「マ、」ニ今日ハ未だ忌中故祝取止之事ニ付、直ニ帰

宅、大鐘より暮前迄郷十郎殿来儀、九ツ時臥候事、

六日 雨降通し、

一朝六ツ半時分起、四ツ時出勤、八ツ後御暇掛馬場養

純江参り、七ツ過より升形之様参り、暮帰宅、夫よ

り父上様御方へ罷出候得ハ中馬甚右衛門殿被罷出、

四ツ過被帰、手前ニも御暇、直ニ臥候、

市橋の太鼓橋成就ニ而今日より諸人通融有之候也、

七日 晴、

御遊幸御紀

一朝六ツ半起、四ツ前出勤、八ツ後御暇、帰宅、直二
父上様・田原源左衛門殿・市郎左衛門・吉左衛門同
伴にてたんとお屋敷之様参り弓、暮前より門松源
左衛門殿屋敷へ父上様と立寄、風呂へ入、暮過帰宅、
七ツ時分臥候事、

八日 朝小雨、後晴、

一朝六ツ過起、六ツ半より升形へ参り、夫より町田家・
馬場養純様へ差越、五ツ半時分出勤、八ツ後御暇、
七ツ前より谷山角太夫殿へ参り、日入時分より北条
織部殿江参り、暮より同道ニ而田原源左衛門殿江参
り掛物目利、外二者伊東正兵衛殿・高崎五郎右衛門
殿也、拙者目利拾幅二十点中り候、夜九ツ過帰宅、
直二臥候也、

九日 間々小雨、

御遊幸御紀

一朝六ツ過起、四ツ半時分より父上様・田原源左衛門
殿・青木伊三次殿・町田郷十郎殿・市郎左衛門・吉

左衛門同船ニ而桜島へ松岡喜左衛門殿被差越居候付、
弓持参り大鐘迄射る、日入時分より帰帆、暮六ツ過
帰宅、四ツ時分臥候也、

松岡ぬし桜島の旅の庵りにて

君かこし旅の庵りハ静にて

沖つ島ねの浪そ友なる

十日 間々雨、

一朝六ツ半起、五ツ半より妙顕寺・伊十院静馬殿・川
上孫八郎殿へ参り、四ツ前出勤、八ツ後御暇候得者
島津八郎殿・田原源左衛門殿杯来儀、暮被帰、夜九
ツ時臥候事、

骨董集拔書

○竹馬

唐山の竹馬の戯ウツは後漢の時既ニあれはいとふるし、
御国の古き世の竹馬は唐山の竹馬とハ異なり、葉の
付たる生竹に繩を結ひて手綱とし、是にまたがりて
走るを竹馬の戯といふ、竹馬チクバの友といへるハ則是也、

左ニ摸^{ウツ}し出せる古図をみるへし、今の世のことく駒

の頭のかたちを作りたるものにハあらず、**袋草紙**雜

談の条に云、壬生の忠見幼童の時内裏より有^レ召、

無^ニ乗物^一と難參之由を申、然者竹馬に乗りて可參

之由有御定、仍進此歌、

竹馬ハふしかちにしていとよハシ

今夕かげにのりてまゐらん

夫木抄

竹馬を杖にも今ハ頼む哉

ワラハ遊びをおもひいでつ、

(骨董集より補)
▽西行△

新撰六帖

(骨董集より補)
▽五むかしをこふ△九条三位入道知家

竹馬におきふしなれしそのかミを(の力)

よ、ハふれとも忘れヤハする

右古歌を考るに、或はふしかちにしてといひ、或は

杖ともいひ、或はふしなれしといふ、すべて左にあ

らハす古図の生竹に乗りたハふる、によくあへり、

異制庭訓遊戯の事をならべいへる条に、竹馬馳^{ハシ}り

といふ事あり、左にあらハす(古脱カ)図のことく生竹を馬にし

て馳^{ハシ}りくらべする事にや、異制庭訓は虎関和尚の作

なればふるき事也、**下学集**騎竹之年指^テ耳角之童子^一と

あり、騎竹といえるも竹に騎り戯る、の謂なるべし、
云^ニ竹馬之年^一也

○昔人の質朴

一代女貞享三年印本^一之巻に云、「此四十年跡までハ女子十

八九迄も竹馬に乘て門に遊び、男の子もさだまつて

廿五にて元服せしに、かくも世話敷變る世や云々^{シカ}、

按るに、四拾年跡といへるハ正保の比にあたり、

正保ハ今文化十年より凡百六拾七年程前也、当時

の人情ハ質朴にて、小黠しからざるゆへに幼気な

る事おふかり、今十八九の女子猿遊びをすべきか

は、こゝにいへる竹馬も今のことき竹馬とハおも

ハれす、古代の如き生竹か、

古代竹馬の図

此図は元禄十三年の
印本円光大師伝の
内よりうつし出せり
これハ正和年中の
古画をうつして
刻したるよし
なれは因^よきたる
事久し正和年中ハ
今文化十年より
五百余年のとほき
昔也ふるきを思ふ
へし



五百年の昔の
わらハ遊ひの
情今と
かはる事
なきを
見るへし

貞享五年板日本歳時記卷の四に

此図あり右之書にいへる如く人形を

あつき紙にほりぬきて

鹿相二作りたる

ものとそ

五月五日胃人形の

事前二委細あれ共

略ス



胃人形図二種

人形丹



此図ハ延宝天和

の時代の絵の内ニ

あり草画にて

微細ならずといへ共

考証のひとつに

ウツ
模しいだせり

往古の遊女の図 委細相記有之候得共略ス

右にいふ私可多咄シといふ草紙の内ニ此絵あり是則元和年中

今の大門通りに吉原ありし時のさま也今文化十年にいたりておよそ

二百年に近き昔也○ふり袖のミじかきハいはゆる六尺袖なり衣服

のゆきいとミしかし

○下男ハ皆茶筌セン髪也

昔質素の風体見るへし



○因チナミに云元龜の比ハ高禄

の武士の妻女も乗物

に乗事なく

嫁入の時も麻

のかつぎを著て

負木といふ物に

尻かけてうしろ

さまにおわれて

行けるよし古老

の説あり当時の

質素の風遊ひ

等にも残り

たるなるへし

○髭男ヒゲ

見聞軍抄慶長十九年印本に云、「見しハ昔関東にて髭男をハ

おもてにくてい髭男といひてほむる故に諸侍髭を願

ひ給へり、ほう髭をは鍾旭ヒゲ髭とて諸人好む、鬼髭左

右へわかれなど、古記にあるハ此髭の事也、あごさ

きの髭をハ天神髭とて武家にハさのミ好ミ給はず、

云々シカ、かくいへる詞のはしに当時の風体ミつへし、

古画をミるに髭なき男子ハ稀也、昔ハ髭薄き者ハツクリ仮

髭をさへしたりとぞ聞ける、西鶴大鑑にも髭男のこ

と見えたり、

○耳の垢取

江戸鹿子貞享四年板「耳垢取○神田紺屋町三丁目長官」と

あり、をなし比京にもあり、京カ衣羽二重貞享二年板「耳垢取

○唐人越九兵衛」トあり、初音草嘶大鑑元禄十年板卷の五

「京と江戸ゆき、すくなる通町の辻々を見れハ、或

は齒ぬき耳の療治云々、老人養草正徳六年板に云、近来京

師の辻々に耳垢取とて紅毛人のかたち比カに似せて

云々」とあれは、元禄の末正徳の末比カまでもありしな

るへし、

五元集拾遺

観音で耳をほらせてほと、きす

此句も耳垢取の事いえるなるへし、

一代男後日刻板の年号なし、按るに西鶴が廿五年の追二二之卷善といふ事あれハ、享保二年の板なるへし

に云、「松浦濁平戸といふ所にわつかなる草の屋を

かりて云々ママし、髪を惣なてつけにして長崎一官と名

を付、都てはやる耳の療治人の似せをして、京の一

官顔して云々」か、れは当時京に一官といふ耳の垢

取ありしならん、

〔骨董集より補〕
▽其角△

耳の垢取古図

亡友大朝此図を

模して予にあたふ

按にこれ元禄なかは

の絵なるへし

へうたんをおふる事古き

ふり也

英氏の画譜にも
耳垢取の図あれ
とも草画にて
微細ならずおも
むきハ此図に
異なる事なし



十一日 晴、

一朝六ツ半時分起、九ツ時より馬場養純江一刻參、直

ニ夕詰ニ出勤、七ツ後泊番北郷要人殿江代合帰宅、

夜五ツ前より市橋大乘院橋馬つなき馬場辺ニ而暫螢

見として一人差越候得共、自分後れ螢ハ不見、四ツ

時分帰宅、九ツ時分臥候事、

十二日 晴、

市左衛門殿絵本五枚・同巻物卷ツ
借用被致被持帰候事

一

一朝六ツ過起、五ツ半時分相良矢一兵衛殿江參候得ハ

留主故、直ニ出勤、八ツ後御暇候へハ湯地喜助殿来

主左衛門

儀、大鐘過夫より弓式拾建射候而、吉左衛門所へ暮

過迄参り、夫より劍術稽古、相手浜田平治・吉左衛

門・吉太郎・是枝弥兵衛なり、五ツ過引入、九ツ時

分臥候事、

十三日 晴、

三

一朝六ツ時起、六ツ半湯地主左衛門殿江参り、五ツ半

一時分帰懸横山安之丞助教格之祝儀ニ参り、直ニ帰宅、

則飯共相仕舞、直ニ四ツ前出勤、八ツ後御暇、帰宿、

直ニ前屋敷弓、暮六ツ過帰宅、四ツ過臥候事、

十四日 晴、

一朝六ツ過起、四ツ時出勤、八ツ後御暇、帰掛直ニ華

舜軒御墓御寺へ参詣、七ツ前帰宅、日入時分より中

馬甚右衛門殿来儀、相良市之進殿ニも来儀、四ツ時

分被帰、九ツ時臥候事、

十五日 雨、

一朝六ツ時起、五ツ半出勤、四ツ後 御書院江

齊興公御出座御目見、今日者例之祇園二山拾五御屋

(朱書マ、)

形下へ参る、物頭出役加藤権兵衛殿・伊勢平四郎殿

也、八ツ半御暇、日入時分より町田郷十郎殿・中馬

甚右衛門殿・相良市之進殿来儀、掛物目利六幅二拙

者三点取、九ツ過被帰、直ニ臥候事、

十六日 朝小雨、後晴、

一朝六ツ半起、五ツ半時分相良矢一兵衛殿へ立寄、四

ツ時出勤、八ツ後御暇、大鐘より鐘場へ出張、暮引入、夫より町田郷十郎殿・中馬甚右衛門殿・長崎鉄庵殿・植村鉄兵衛殿・相良休右衛門殿来儀、掛物目利ニ而九ツ半被帰、拙者廿一幅ニ拾五点取、八ツ過臥ス、

○御兵具所古曆落書写

一宝曆七年二市来次郎右衛門弁当をくふ事諸人ニ勝れ、古今稀成ル大食也、

一宝曆八年（朱書「マ、」年

御城橋之上にふしやうのもの有之、本田出羽守張番所

ニ而千度御祓於御兵具所被仰付、三月十一日有之候、

一修理太夫様初而御国元江御暇給りニ付、市来次郎右

衛門事、筑前へ御使者被仰付候、

一御番所虎之間江落書有之、御詮儀ニ而相知兩人揚屋

へ被遣候、

一十一月廿五日之夜九ツ前より鎌田典膳殿所出火有之、

大火ニ而伊膳坊今の伊十院伊膳殿也大世話ニ而候得共、風無之、

火ハ早くしづまり申候、云々、

一宝曆十年三月九日より月番外ニ物頭三人ニ而相勤、

夜番・非番・朝代り評定所詰すき間なき事ニ而、今

通ならば三人之者共ハ中々つ、かんく、いつまて

ケ様ニあらふやらしらんく、

一宝曆十年江戸出火ニ付左之通、

一死人千八百七人 一竈数七拾万八千五百軒

一町数百五拾六丁 一橋数四拾ケ所余

一米三拾万七千石余 一酒九万八千石余

一酢千七百石余 一醬油八万五千石余

右之通焼失之由、近年稀成大火と申事候、

一宝曆十三年七月十一日今日迄ニ而名踊相濟申候、鎌

田一藤太・伊地知嘉右衛門御城下へ罷出候事、

一明和元年七月十一日中山王賀慶使読谷山王子登城、

甚美人也、其様唐差度なり、楽童子六人花之かんさ

し美しく差つくし、見る人魂を飛し、御楼門ニ登

り又ハ窓之間より見候事、王子之顔に穴之あくへき

程なり、大野家・桂家中も御好ニ而御うるひ被遊候、

筆者萩原氏真のうるひ、三十程八年も（口）王子の（口）尊像後年不可見記置也、

右之形チ明和七年之
場ニ扱も此比ふしきなる髪付はやり
上下之女皆此髪を結ておそろしく
(朱書「マ、」)
かたちとある



一明和八年御兵具所御修甫有之、五疋立之内へ御座相立、庭之面へ水わきあかる、夏向いとす、しく事也、肝煎足輕共二も召列引移り申候、

一明和九年三月十一日福昌寺石屋大和三百五十年忌大

(尚脱カ)

年忌執行有之、旅僧千八百六十九人參候由、其中二

きれて見えず
□□三人大問答、

十七日 晴、

一朝六ツ過起、泊番二而七ツ後出勤、夕詰川上孫八郎

殿江代合、暮より押番上田吉左衛門・郷押番川路与

右衛門招呼、九ツ時迄咄候而、直二臥候事、

十八日 晴、

一朝六ツ時起、泊り明二而四ツ後御暇、七ツ後より谷

山角太夫殿へ参り、夫より伊藤万次郎殿へ参り、夫

より町田郷十郎殿へ参り、暮帰宅候得ハ小田十郎右

衛門殿・加藤東太郎殿来儀、歌会、九ツ過被帰、

兼題
契恋

行末を頼む契りのかはらすは

老ての後もうれしからまし

偽のあるハ馴ひの浮世とて

猶行末をかけて契らん

当座
夏夕

空蟬も夕日かくれに鳴やミて

水をそ、きの庭の涼しさ

夕日影さし入やとのあつさも

わすれはつへき山陰も哉

十九日 晴、

一
二
三
四
五
六
七
八
九
十
十一
十二
十三
十四
十五
十六
十七
十八
十九
二十

一朝六ツ過起、四ツ時出勤、四ツ後御暇、八ツ前より

父上様御同道二而たんとお屋敷へ弓射二参り、暮

帰宅、中馬甚右衛門殿・町田郷十郎殿来儀、四ツ半

時分被帰、九ツ時臥候事、

廿日 晴、

一朝六ツ過起、四ツ時出勤、八ツ後御暇候得者町田郷

十郎殿来儀、暮より町田鷺之助殿・木尾彦左衛門殿

来儀、九ツ過被帰、八ツ時臥候事、

廿一日 晴、

一朝六ツ半起、四ツ時出勤、八ツ後御暇、帰宅、直二
谷山角太夫殿・伊藤万次郎殿・中馬甚右衛門殿江参
り、大鐘前帰宅、大鐘前より鐘場へ出張、暮より左
近允新七殿来儀、九ツ時分ニ被帰、九ツ半臥候事、

廿二日 晴、

一朝六ツ半起、四ツ前出勤、八ツ後御暇、帰宅、直二
妙顕寺之様参り、掛物目利、大鐘帰宅、夜九ツ時臥
候事、

廿三日 晴、

一朝六ツ過起、五ツ過より南林寺へ参詣、帰掛升形へ
立寄、四ツ時出勤、八ツ後御暇、直ニ北条織部殿・
桂真十郎殿同道ニ而垂水屋敷物見へ参り、三人ニ忝
人勝之掛物目利、拙者拾幅ニ九点中り候事、暮より
右二人同道ニ而拙宅之様参り、四ツ時分被帰候、四
ツ臥候事、

○関ヶ原御合戦之大抵

(山田有栄 晏斎)

一慶長五年九月十一日浜之市衆・福山衆卅人程同道申
大坂打立、十三日昼程ニ大柿江参著候、大坂江のほ
り之本乗馬衆・差物之本鉄砲衆・小さし之本被召置、
御国より参候人数仕調可参之由御座候間、右之道具
相調道中備候而参候事、
(朱書)「イニにて」
(義弘) (豊久)

一惟新様・中務様大柿之城より外ニ御陣屋江御座候、

石田治部少輔茂此方御陣屋江御出候時節ニ而候、御
同道ニ御座候、参候故銘々ニ御目見得御座候、赤崎
丹後罷出候刻、惟新様御意候者、此者国元ニ而武辺
仕候者ニ而御座候得者、石田殿より随分相働、討死
させられ候得と被仰候事、

一翌十四日打出御座候、古屋敷へ有之候、家上道具を
取、はりに簀子を搔候而有之候、惟新様・中務様其
外功者之御人数御上候而赤坂取合之大抵御覧候、当
手之人数可被御覧之由候而忝人ニ付茅沓葉ツ、為御
取候、三百七八拾人有之由申候事、

一石田殿衆赤坂之軍衆江掛合、敵三十人程打取之由申
候事、

一 右屋敷之物見より頓而御陣屋へ御帰候、日入時分関ヶ原のやうに御陳直御座候、夜入候得ハ雨降候事、一 浜市衆者中務様へ可相付之由候間、中務様御備ニ參候事、

一 夜明前ニ関ヶ原江御着候、御備場御見合候処ニ、石田殿備場芝切立候而被備居候、其より右之方江壹町半程間御座候、此方軍衆夜明ニ御備候之事、

一同十五日早朝ニ跡勢者内府方より追切候之由申来候、一 戦者辰巳之刻ニ而も候、雨降候而霧深ク候之故、方々細々見得かね候之事、

一 敵合前ニ亀井武藏殿より被仰候者、敵かつき来候間鉄炮衆可有御加勢之由候条、浜之市衆可遣之由御意ニ而、城井三郎兵衛殿・前原孫左衛門、其外余多福山衆中、鎌田次郎九郎・前原源六遣候、其節彼方備ニ被參着候半と存候時節味方之勢崩れ候、以後承候得者、亀井殿野心之由申候事、

一 石田殿より八十島助左衛門殿を以敵勢ニ被為懸候間、跡より押寄候様ニと被仰候、委細御心得之由御通事(返カ)候、又八十島殿使として被參候、其節者此方備より

馬上より之口上尾籠之事ニ候、射取候得と口々ニ悪口申候得者則懸戻候、又石田殿自身御出候而敵勢ニ相懸候間、跡江被押寄候様ニと御座候、中務様御返事ニ、今日之儀者面々伐ニ手柄次第可相働候、御方も其通ニ可有御心得由被仰候へハ、近比よく可有御座と被仰、石田殿手備之場へ被帰着候半と存候時分ニはらくと敗軍候之事、

一 敵勢寄来候前ニ此方御下知ニ者、いかにも間近く押付候而可有一戦と鉄砲為御打なく候、左候而、中務様時分能可有之と御馬ニ召御弓を御持候、赤崎丹後被申上候ハ、ちと早ク可有御座と被申候、少間候而時分能可有之と丹後被申候得ハ、中務様馬上ニ鎧を御持候、何も軍衆鉄砲一筒ツ、仕候得者敵味方入乱れ鉄炮用ニ不立候、鉄炮を腰ニさす人も御座候、又細引杯ニ而頭ニ懸候人も有之、地ニなけ捨候方も有之候、其儘刀を抜敵と伐向候、敵勢充滿候之間入乱敵味方のみかち無之候、内府方相図の詞だいこと申候、騒動之時にてまかふやうニ御座候、少間候而此方之衆ひるまきを取、削かけをも抜うちましり候之

事、

一中務様より御先二馬を懸候、敵味方入乱候付中務様御座候処心懸、かなたこなた見合候処二

惟新様江参会、御供仕候、御手廻り僅之人数二而候、

然共敵勢ハいふき山之様敗北候、大勢之敵二追懸相

通候、然処二内府様御備此方御出被成候道筋二うち

向ひ御寄候条、一大事二存候得者、沢山海道之様二

御通二而候無別儀候、次第二敵勢うすく成駒野江御

出、其より何方之様可有御出哉と御座候、大柿之城

へ御籠可被成と彼方へ御越候得共、野心多候間城中

之儀無覚束候間可惡と御座候、さらば先伊勢路を御

退候而可然と御議定にて候事、

一四国陣者長束大蔵(正家)太夫殿・長宗我部殿其外大勢御陣

二而候、合戦之手二不被逢、大勢被居候、長束殿江

伊勢平左衛門殿を以当手之人数此方まで退取候由被

仰談候、彼軍衆敵共味方共不相知候、逆心之衆二而

候ハ、平左衛門どの直二懸入討死せられへし、又

味方二而候ハ、ざいを振有へきとの約束二而馬懸二

而長束殿江被為参候、やかてざいを被振候之間其よ

り御退候、長宗我部殿勢四国陣より被退候、彼軍衆

より先二可有御退哉、跡たるへき哉と御座候、右之

衆大軍之儀二候間、先二御退候而可然と則御立退候

之事、

一伊勢平左衛門殿さいを振不被成内者、御供衆鉄炮を

持候衆者玉葉を籠、後軍衆寄来候而成程可防戦候、

其内二御仕廻可被遊と御座候、御座被遊候処江し

やうぎと御座候得共無之候、あをめかなこを敷せ御

座被遊候、御見合候事、

一惟新様駒野二而はな色の木綿かつはをめし、同色の

木綿御手拭二而御髪を御包二而候、矢野主膳被騎候

馬之鞍二御馬之鞍敷替候而御馬二召、山道を夜中二

御通候、道中伊勢平左衛門殿主将分二而御先二被参

候、其より住吉迄者夜も日茂御通道二而候事、

一御通候道すから此人数ハ主人二取後たる者二而候、

よき相手候ハ、討死可仕と存候得共、向候者無之候、

仕合候ハ、討死可仕と申候而途中罷通候事、

一惟新様住吉江御出候御供衆者大坂御屋敷江参御番可

仕之由候而、何れも大坂之様二参候事、

一 関ヶ原合戦、慶長五年九月十五日辰巳之刻間ニ而も可有之候間、雨天霧ふかく候而方々見得かね候、此方御備二備ニ而御座候、中務様先備ニ而御座候、右備ニ山田民部少輔ニ而御座候、手前事相付罷居候、敵勢寄来候之間近く寄付之上可有御一戦と而、前積鉄炮御うたせなく候、軍衆間寄来候時中書様時分能可有之と候而御馬二召、弓を御持候、赤崎丹後ちと早く可有御座候、膝ニ懸上るほと寄付可仕と被申上、少間候而、時分能可有御座と丹後被申上候得者、中務様御馬上鎧を御持候、此方軍衆鉄炮一筒ツ、打候得ハ、敵味方入乱鉄炮用ニ不立候、鉄炮を腰ニさす人も御座候、又細引杯ニ而琵琶懸候様ニ頭ニ懸候方も有之、捨候人も有之候、其儘刀を抜敵ニ伐向候、民部少輔殿者中務様と御先馬を被懸入候、此軍衆右も左も敵を被伐、猛勢入乱敵味方之わかちも無之候、三四町程も伐通候得者、敵うすきやうに御座候、其時中務様何方御座候哉と山田民部少輔殿被仰候、家来之者荒木嘉右衛門・上田内蔵助申候者、如跡御馬為參と申候、如何と少ためらひ候、加右衛門・内蔵

助馬之手綱ニ取付候、左近兵衛・荒田助左衛門なども馬尻房二取付引取、中務様御馬者跡之様ニ參候を見申候事無其紛も、跡江引戻御見合可被成と申候而被引戻候、浜之市衆・福山衆余多被付居候、其中より誰と者不覚候、此方御馬印いぶき山方之野せた迄二見得候と申候、御馬印ハ熊之皮ニ而一本杉之様ニ仕たる御馬印ニ而候、何れも見合候処ニ、惟新様御一手敵中を伐通候ニ參会候、御傍ニハ僅之人数ニ而候、惟新様を取包候而敵方ニ被相懸候、木脇形部左衛門杯四五人ニ而も候ハ、御前ニ懸候敵を被防候、形部左衛門殿持道具ハ御長刀ニ而被働候、民部殿見付よろこひ被申、御手前ハ御傍無人ニ而候間、御傍へ御付可有候、被付居候衆者此手ニ御付可有由候、浜之市衆・福山衆廿余も御座候、其衆我々も形部左衛門殿へ相加、御先ニ寄来敵を防除候、手つよく防候間敵左右ニよけ、いふき山之様ニ敗北之大勢を追掛候、如此御伐通候得ハ次第ニ敵うすく成候、一里程も御出候得ハ敵勢遮而無之候事、一駒野ちかくニ而桂太郎兵衛殿と民部殿御跡を可成閉

目その(とカ)のあらそひにて候、然処二大野弥三郎殿被仰候

平山九郎左衛門口上

者、御両所共二重き御身上二而候、我等閉目可申候、敵勢相掛候ハ、手前討死可申間二可有御退取事候条、

一 御備并御敵合之様子、黒木左近兵衛殿申分少も不相替候事、

弥三郎殿閉目可申と被仰候、然時分民部殿・太郎兵衛殿早々追付可有御供之由御使二而候、太郎兵衛殿

一大軍二被(入カ)閔乱、川上四郎兵衛殿此方御手を取離被成、たる井之川石飛御座候所通渡候而被引退候二、相付

被仰候ハ、深々敷御望ニて不叶候条、手前先御供可申とて御傍様ニ被為參候、其より(旧記雜録より補)民部殿御跡を閉

參候若輩之事二候間、また四郎兵衛殿へも取離申候、右之方二御座候間御合戦之様子不存候事、

め被成、翌日より御下知二而、一日替り二△民部殿と太郎兵衛殿御先御跡を見合被相閉目候、道中強盜

一 御敵合前二度々ときの声あかり申候、当手のとときの声ハ高橋喜兵衛殿初ニ而候事、

之者多御座候事、

一 白狐二ツ御備之前二有之池を渡り、敵方之様ニ向ひ

一 駒野を御立之日二日目ニ而も候半、御供衆何も草臥申候間、旅籠を可被下と候而、誰とハ見知不申候、

候、頓而跡之様ニ草村を行戻り候、此節御合戦如何可有御座候哉と皆々被仰候事、

其人御先ニ被參間合候得ハ旅籠を可調と申者有之候、村中之者きめよせ(りカ)に取上り家を明退候、きりよせよ

一 敵合前二長野勘左衛門殿敵勢ニせき入、敵屯人討取(取カ)首を刀鏑ニ取添參、四郎兵衛殿被申候者、今日討はしめ之敵仕候証跡ニ可有御立之由候、其より勘左衛

庭へ罷居食被下候、其時分御遣銀無之と承候事、

門殿頓而可為討死存候事、

一 民部殿さし刀二尺五寸金丸ぬきにて候をはつし候而被差上候、左候而刀之鞘紙よりにて巻、なめしの引

一 戦場乱候而森寛右衛門殿江四郎兵衛殿被仰候者、殿様御行衛を申合度と候得ハ、唯今可參と寛右衛門殿

籠ミさし入御国まで其儘ニ而さし候而御供ニ而候事、

被仰、敵勢ニ懸入候、鏑刀ニ而さはり候を懸通し岡

越二掛籠候、定而頓而討死たるへくと存候事、

廿四日 霽、

一六ツ過起、四ツ前出勤、八ツ後御暇、帰掛升形前へ

立寄、直二帰宅、大鐘前より谷山角太夫殿江参り、

暮帰宅、夜九ツ過臥候事、

廿五日 晴、

一朝六ツ半起、四ツ前出勤、八ツ後御暇、帰宅、直二

また浄光明寺脇寺東海院江参り掛物目利、大鐘帰宅、

夫より鎧場へ出張、暮引入、夜九ツ半時分臥候事、

廿六日 晴、

一 三三三三三三

一朝六ツ時起、鎧場へ出張、五ツ時引入、四ツ前出勤、

八ツ後御暇、直二今和泉浜屋敷之様参り弓二而、暮

帰宅、四ツ時分臥候事、

○朝鮮国泗川戰場之大抵 伊藤耆岐入道

一 晋州番手之主取三原諸右衛門殿、帖佐方よりハ蓑輪

治部右衛門など番手二而候、泗川へ猛勢寄来候、三

日前以御下知番手衆引取被申候事、

一 古館番手相良(頼忠)玄蕃殿・勝目兵右衛門殿并右馬頭殿衆

主取二而川上六郎兵衛殿番手之由候、此外之衆者不

存候、彼番手衆ハ早々引取可被申之由(諸日記より補)候得共物見

申候而引可申之由△被申候間、泗川へ寄来候前之日、

夜中二御不断衆之内財部甚兵衛殿御使二而番手衆急

き退可申之由被仰出候所二、はや夜中より古館を責

申候、然共甚兵衛ハ敵之中を罷通御使を申届被罷帰

申候、半弓の箭あまた手負被申候得共痛不申、相良

玄蕃殿者則戦死二而候、勝目兵右衛門殿ハ御城近ク

迄退被申候得共、玄蕃殿討死之儀跡アより参候人江相

尋返し合討死之由候、川上六郎兵衛殿ハ中間方ニか

け退為申由候、則

忠恒様御出被成六郎兵衛御覧候、我等も御供申候間

見申候、具足之上ニ半弓之箭過分ニあたり候故、具

足ぬかれ候儀も罷不成候由、其儘被居候を見申候事、

一 昆陽之儀者不存候事、

一 御城江漢南人寄来候者已之刻杯二而候、二拾万之賦

と承候、忠恒様其朝払曉ニ御廻被成、直ニ大手之口江御出被成候、其(時脱之)猛勢寄来候ニ御稻荷ニツ敵ニ懸り候を御傍衆見被申候而被申上候、忠恒様直ニ御覽被成御拝被遊候、左様ニ候而大手之口左之矢倉江被成御座候、敵勢近く寄来候而御鉄炮十放計被遊、其より御弓ニ而御手矢二十為被遊之由其時分承候、翌日御手矢者取候而被差上候無之、矢壺ツも無御座由候、右之方ニ候処ニ寄来候敵塩焔ニ火入候而先石火矢之様ニ鳴申候、則過分ニ有之候塩焔ニ火移り雷之様ニ鳴申候、其辺之敵皆々焼殺し申候、其仕合ニ御城より伐出被成、本門ハ明得不被申候而脇之く、り門より御出被成候、我等ハ御矢倉へ御差替之御腰物を持罷居候、若輩之故十町はかりは御供仕候、其より取離申、御供之本田与兵衛殿 鎌田次右衛門殿・木脇三左衛門殿此三人御馬之口を取御懸出被成候を引留被申候、其内ニ敵之大将御城向之岡長宗我部殿陣場江天蓋(ガイ)を張り居候、其人數者亦支度ニ而候、右大将之衆一手(ニ返カ)通し申候を、(義弘)惟新様御城より御覽被成、曾木又兵衛御使ニ而

忠恒様早々先城江可被成御籠之由候処ニ、又赤支度崩申候、是者古島津(忠長)図書殿御こたへ被成、以御勦崩候通野添帶刀殿度々被申候を承候、図書殿衆無人ニ而候、鹿兒島方より野添殿壱人為罷居由候、乘馬衆其場を被懸退候衆共図書殿被御覽御詞被懸候得共為被罷通衆有之候由被申候、其より忠恒様御馬を御懸出し為被成、其後之事者見不申候、敵晋州迄五里之間追討ニ而候事、一 猛勢寄来候時早々鉄炮仕まじき由御下知ニ而候通、其時分承候事、一 御城大手之口右之矢倉へハ伊集院源次郎殿御座候事、一 泗川御引陣者慶長三年十一月十六七日ニ而候哉と覚候、小西殿(行長)同前ニ御引陣可被成候間、御城より五六里も御座候半、興善島ニおひて御待合可被成之由御約束ニ而ちやくせん島へ御待被成候得共、小西殿遅く御座候、小西殿へ御使ニ被参候敷根仲兵衛殿(頼忠)参候而被申上候ハ、小西殿被引取候儀者番船道口を張切申候間不罷成由候、仲兵衛殿も小西殿より被召留候得共、使者船之由申分ケ可罷通と申候而番船之中を

通為被參之由候、惟新様御出被成可被成御覽と候

而帖佐方之衆迄を被召列、其日之七ツ時分より御出

船御座候、鹿兒島方之衆も被參候ハ、御下知ニ而ハ

無御座候由候、其翌朝夜中より石火矢事々數興善島

へ聞得申候ニ付、忠恒様茂可被成御出とて早朝御

出船候処、鉄炮之音曾無御座候、南海口岡ニ見当候

而煙過分ニ立申候、御船中被仰候ハ、小西殿江被成

御取合（諸日記より補）▽浜遊（諸日記より補）ひ共御座候哉と咄合△候、然処ニ六端

計之船流候而參候、御船ちかく參候而より中乘伊尻

半兵衛手負候而被臥居候起上（平腕カ）り被申上候ハ、惟新

様御船計無何事、御供立之船壹艘も残不申候、此舟

も惣別手負ニ而、櫓取壹人ニ而候、流候而も參御左

右可申上之由被仰付候通半兵衛申上候、其より御

鎧を召、関船ニ御乗被成、本船二者宅間与八左衛門

殿壹人、我々若輩之者迄被召置候、本船も櫓數ニ而

候故不後參候と申候得ハ、惟新様御船壹艘、余所

衆之船三艘、敵船者大分之儀ニ而、忠恒様御船ハ

敵船と惟新様御船と之間ニ（諸日記より補）▽御乗入被成敵船江鼻

を向候△而御座候、余之船者敵船ニともを向御座候、

然処余所衆之舟者則退申候、鹿兒島衆御供立之船も
跡より過分ニ參候、早々

忠恒様御退被成候、惟新様も可被成御退由候而

皆々はつしニ而候得共、

忠恒様御船壹艘はかり諸船之一里程茂退申候迄ハ其

儘被成御座候、左様ニ候而其日之晚ニ着船島を皆々

出船ニ而候、

忠恒様御船惣別出船ニ而以後被成御出船候、翌日者

早く釜山浦江御着船候、釜山浦へ御座候中南海より

捨置候以小舟到来候者樺山殿大将ニ而、士衆七十人

程ニ而南海之城を持御座候由候、其より御触御座候

ハ、樺山殿南海ニ被上候御捨被成候人ニ而無之間、

心ある士者繰取ニ可參候由候、其より迎之衆余多被

參候、南海之城者宗对馬殿御座候、是茂

惟新様江被相付番船ニ被為逢候、漸城下江船を乗付

人計乗候而被相迎候故、弓・鉄炮・衣裳其外惣別被

捨置候を以右之衆無口能城を可被為持之由候通御船

ニ而承候、南海より樺山殿何れも頓而釜山浦江被退

取軍衆同前ニ帰帆ニ而候事、

右合戦之様子御記録所へ御入用ニ付、島津図書殿
御尋候条銘々覚之通被書出候、御望之由候間写如
斯候、以上、

元禄十五壬午九月吉日写

有川幸右衛門貞利

一朝六ツ半時分起、四ツ時出勤、八ツ後御暇、七ツ後
より加藤家へ参り、暮帰宅、又々町田郷十郎殿江参
り、四ツ半時分帰候而、直ニ臥候事、

常不止集式拾六之卷終

廿七日

一朝六ツ時起、日出より下方暑氣見舞ニ参り、四ツ時
出殿、八ツ後御暇、七ツ時より鎗場江出張、暮引入、
夫より左近允新七殿来儀、九ツ時分被帰、八ツ時分
臥候也、

廿八日 晴、

一朝日出起、四ツ前出勤、八ツ後御暇、直ニ入来屋敷
物見江北条織部殿・桂真十郎殿・宇宿孫六郎殿同道
ニ而差越、掛物目利ニ而、暮帰宅候得ハ郷十郎殿・
相良市之進殿来儀ニ而、四ツ過被帰、九ツ過臥候事、

廿九日 小雨後霽、

常不止集

二十八之卷
(天保十四年七、八月中)

常不止集第貳拾七之卷

天保十四年癸卯七月中

名越篤烈

朔日 晴、

一朝六ツ時起、鎗場へ出張、五ツ時引入、六人之出席
人数二而候、四ツ時出勤、八ツ後御暇掛同席十人垂
水屋敷角物見江差越掛物目利、暮前帰宅候得ハ植村
鉄兵衛殿・左近允新七殿来儀、四ツ過ニ被帰、九ツ
時分臥候事、

二日 霽、 御事録三〇三

- 一 浄国院様御作御屏風画賛写
- 一 旧貫発揮(徳田邕興著)
- 一 骨董集抜書

一大坂町人江公義より御金納被仰付候仰出

付り江戸状

常不止集二十七之卷

一朝六ツ前起、日高与一左衛門殿所へ弓射ニ参り、五
ツ過帰宅、四ツ時出勤、八ツ後御暇、七ツ時分より
伊藤万次郎殿江参り弓、暮帰宅、父上様御方江罷出
候得ハ中馬甚右衛門殿・相良市之進殿被罷出、四ツ
過被帰、拙者ニも同刻御暇、直ニ臥候事、

○秩父党崩れ前落書

一万端秩父伊賀、諸事樺山主税殿

但、偏あれば大事、主税を添て偏なきにしかし、

三日 霽、

一朝六ツ過起、四ツ前出勤、八ツ後御暇、大鐘より鐘場へ出張、暮引、夜七ツ時臥候事、

四日 晴、

一朝六ツ過起、日高氏へ参り弓、四ツ時より直ニ出勤、八ツ後御暇、鐘場へ一刻出張、大鐘より戸柱へ参り、夜五ツ時帰宅、九ツ時分队候事、

五日 晴、

一朝六ツ半時分起、四ツ前出勤、八ツ後御暇、帰宿、大鐘時分より中馬甚右衛門殿来儀、暮より郷十郎殿・相良市之進殿来儀、四ツ過被帰、四ツ半時分队候事、

六日 八ツ後大晴、

一朝六ツ時起、鐘場へ出張、五ツ時引入、四ツ前伊十院半之丞殿・い十院静馬殿へ掛物耆幅ツ、返しニ参る、直ニ出勤、八ツ後御暇、直ニ磯良栄寺へ掛物目利ニ而差越、大鐘過帰、夜七ツ時臥候事、

七日 晴、

一朝六ツ時起、五ツ時出勤、九ツ時御暇、直ニ同席中諸子祝ニ差越、暮帰宅、父上様御方へ罷出、田原源左衛門殿・三原七郎右衛門殿被罷出、九ツ時被帰候付野夫ニも御暇、直ニ臥候事、

八日 晴、

一朝六ツ前より日高氏へ参り弓、五ツ過帰宅、四ツ時出勤、八ツ後御暇、暮加藤氏・相良氏被参歌会、九ツ時分被帰候事、

兼題 恨恋

思はずよ深き契りの中に今

かゝる恨の数つもるとハ

当座 萩露

しら露の置またになく萩の葉に

かせ吹わたる秋の夕くれ

九日 晴、

一朝六ツ時起、四ツ時出勤、八ツ後御暇、帰掛宮里氏

へ参り、前へも一刻立寄、直ニ帰宅、夜九ツ時臥ス、

十日 晴、

一朝六ツ時起、四ツ時出勤、四ツ後御暇、終日灯炉張

方、夜大鐘臥候事、

十一日 晴、

一朝六ツ過より鐘場へ出張、五ツ時引入、夕詰故八ツ

前より出勤、泊り番北郷多仲殿代合御暇、帰掛升形

へ一刻、前へ一刻参り、日入前帰宅、夜四ツ半時分

臥候事、

十二日 晴、

一朝六ツ半時分起、泊り番二而七ツ後より出勤、市来

次十郎殿へ代合、押番河村半左衛門・郷押番川路与

右衛門五ツ時より招呼、九ツ時迄咄候、夫より御棲

門橋(梯子カ)江のぼりす、ミ、あまり風無之、直下り、七

ツ時臥候事、

十三日 晴、

一朝六ツ過起、泊り明二而四ツ後御暇、夜二入九ツ前

臥候事、

十四日 晴、

一朝六ツ半時分起、夕詰二而八ツ時より出勤、折田氏

江代合、また夕詰中村黒人殿江七ツ時より代合候而

御暇、帰宅、日入時分より浄光明寺・妙顕寺・福昌

寺へ参詣、帰候得ハ直ニ五ツ打候、四ツ過臥候事、

十五日 晴、

一朝六ツ半起、七ツ時分より戸柱御墓より福昌寺 上

様御魄屋へ参詣、夫より伊藤氏・戸柱町田家へ参り、

前屋敷へ参り、大鐘過帰宅、例之通九ツ時(朱書「マ」)様御

立、御位牌元之通御仏段へ直し候上跡掃除方いた

し、諸子祝、相濟、八ツ時分臥候事、

十六日 晴、

一朝六ツ時起、日出過より平田玄裕殿所へ参り、五ツ

過帰宅、四ツ前出勤、八ツ後御暇候得ハ池田与之進殿来儀、七ツ時分より玄裕殿へ参り、直ニ帰宅、鏝場へ出張、暮引入、五ツ時より玄裕殿・与之進殿其外家来共ニ而四ツ時劍術、夫より九ツ過迄角力取、直ニ臥候事、

十七日 晴、夕方小雨灑、

一朝六ツ半分起、四ツ前出勤、八ツ後御暇、七ツ時分今和泉屋敷へ弓ニ可罷出段日高与一左衛門殿より手紙到来、致御受候得共手疵有之候付、射候儀者無覚束相考、巻藁射見候得ハ如案射方不調候付、弓者不持候而今和泉屋敷之様罷出候得ハ、弓御取止ニ而安芸殿御方奥へ罷出、暮迄弓咄ニ而、六ツ過御暇、暮過より中馬甚右衛門殿・三原七郎右衛門殿来儀、四ツ過被帰、九ツ過臥候事、

十八日 晴、

一朝六ツ半分起、四ツ前出勤、八ツ後御暇、七ツ後より鏝場へ出張、暮より五ツ時角力取、九ツ時臥ス、

十九日 晴、

一朝六ツ半分起、平田玄裕殿へ一刻参り、四ツ前出勤、八ツ後御暇候得ハ池田与之進殿来儀、直ニ被帰、八ツ半分より与之進殿同道ニ而田之浦良栄寺へ参り、掛物目利十四幅二十点中る、大鐘過帰宿、鏝場へ出張候得ハ出席人数十七人暮より角力取ニ而、五ツ半分分止め、夫より父上様御方へ罷出候得ハ松岡喜左衛門殿被罷出、四ツ過被帰、九ツ半分分臥候事、

二十日 晴、

一朝六ツ時起、四ツ前出勤、八ツ後御暇、大鐘時分より中村孫次郎殿・伊勢平右衛門殿来儀、巻藁射共いたし、日入時分より拙者迄三人同道ニ而日高与一左衛門殿江参り、巻藁射ニ而、夜九ツ過帰宿、八ツ過臥候事、

二十一日 晴、

一朝六ツ半分起、五ツ過より掛物を六拾幅計見候而、夫より御殿之様参り暫居候而、升形へ又暫居候而評

定所御再聞江出る、詰御役々御家老和泉殿・主計殿・

登殿・央殿、大目付御役者頼母殿鳥・将監殿末川、寺社奉

行鳥津藏人殿、御勘定奉行寄川上式部殿、御用人永

江伊右衛門殿、町奉行東郷佐太夫殿、御側役笠山守

衛殿、物頭拙者なり、御裁許掛四人出候なり、御目

付・御供目付誰二而候も氣不相付候、九ツ時帰宅、

八ツ後中村孫次郎殿江參候得者留主二而、直二伊藤

万次郎殿江、日入前帰宅候得者池田与之進殿被參、

直二被帰、無間日高与一左衛門殿江參、四ツ半時分

帰宅、夜七ツ時臥候事、

○浄国院様御作御屏風画賛写
(朱書「一二三折 御屏風御圖贊写」)

聖語に上天のことハ、おともなく臭もなしとハ、か
たよらすかた／＼よらさる中の心をいへり、去ハす
こし智ある人も智なき人もかたよりておのれが身に
まよひ、ミつからする事のあしき事をしらすよしと
のミ思ひ、かならず人の上をさま／＼にそしる也、
人もとより聖人ならねはよき事のミあらんや、智者
の一失とて知恵あるものにも一つ二つのしつハある

ものそと昔より言伝りし、ましてよのつねの人よき
事のミあらんや、しかれとも人のために悪をせず、

いはす、いつはりなく奉公を第一に心かけ、さし当
りたる事を勤るをまつよのつねの人の道を勤るとい

ふ、惣して人よき事あれば又あしき事もあるものそ
とおもひて、ひとつのあしき処を以て其人を捨へか

らす、是聖人のかたよらさるとハはるかに異なれ共、
中を行ふひとはしにて外の事にあらず、ミなおのれ

か本性にそなはる所の道なり、たま／＼学文をして
も道にいたらさる人は我道ひとつたつとく思ひ、儒

者ハ仏道を異端といひ、仏者者儒道を外典とあらそ
ひ、互にあたかたきのことくそしりあへり、如此か

たよるハミなおのれかする処をよしとのミおもふ故
也、きわむるにミなあらそひハいたらさる処よりお

こる、道にいたれる人などは争ひをなさん、道は
二つなし、身に行ひ、心に修し、忠孝を先立、誠を

以世を渡る事、自他の差別あらんや、ちかく醋吸の
三人をもつて見つへし、よくいたれる時はミなもつ
ておなしとなり、

四の時めぐりて春あた、かに夏あつく、秋す、しく冬寒し、是天道の常、四季の順なり、いにしへより今にいたりてかわる事なし、されとも冬の雪の日にも遠く足をはこひ、いそきてかへりぬれハ一身にあせをなかし、寒氣の内にも扇子を用てあつさをしのぐ事あり、此ことわりいかなれハ陰中に陽あり、陽中に陰あり、まつひや、かなるハ陰なり、あつきハ陰中の陽発する故也、此陽なくして陰計にてさむければ、およそ天下の物寒にあたりて生しかたし、此陽の徳によりて寒の内にも一切のものこ、え死せず、また夏のあつきにも陽中の陰ありて物ミなかれすして生る、これかたよらすかた／＼よらすして四節めぐり万物生育す、かれを以喩をとるに、善の内にも悪あり、悪の内にも善あり、去れはおのれかすきたる人にもあしき事あれとも、すきこのめる心から皆よしとはかりおもふて悪ある事をしらす、にくしと思ふ人にもよき事あれとも、日比ねためる心よりあしく思ふ、是すきこのむとにくむとのふたつよりいて、つひに本心を失ふ、能身にかへり見心にたつ

(朱書)
「二生す」

ねて、すきたる人のいふ事にもすることにあしき事あらは用ひす、悪は悪としり、にくしと思ふ人にもよき事あらは、あけ用ひて褒美してすてす、善を善と思ひて一かたにかたよらざるへきなり、見れとも見す、きけともきかすとして聖人もいましめ給ふ、朝夕見事聞事にもおしへ・手本となる事多けれど、氣を付す心をと、めさるゆへ皆うハさになりて一つとしておのれか物にならず、是を関を通るものたたとふるに、関所と計見て氣を不付故うか／＼として通り、後に難をしらざるものあり、されは人の耳目にも関をすへ善悪をあらため、善ハ通して内に入れ、悪ハふせきていれざるやうにすへけれども、噂に見噂に聞て是非をしらす一生を終るもの是也、たま／＼また関所なれば聊爾に通らしとおもひもとむる人居されは、通らぬ所としりなから却而番所の評議などして通るあり、是ハ悪を捨て善をするものとしりなからせず、おのれか身の上はさて置、人の上をよし悪のさたし口に云て身におこのふ事のならざる人はなり、是を欺とて深くきろふ事也、又関と

(朱書)
「二二撰」

(朱書)
「あし」

しりてかろく敷通らず、今ハ番人居されは出るを待ことハりて通らんと控へたるハ道をしれる人なり、た、そのことくにすこしとてもあしきことハせず、智ある人に問心に尋て、悪をすて善にうつるへし、是を学ひたりといふ、老たるもさかりなるも若輩なるも心にもとめ身におこなふ事皆おなし、ちかくいは、おほやけの勤をする人におのれか勤はいふにおよはず、なへての事に心をつけ、一座の嘶やうの事にも道理ある事には気をつけ、平生何事によらずこゝろをとめて油断なく勤なハ身を立るもと、なり、第一主人への奉公なり、たまさか此絵を見ても気をつけず、心にはちす、噂にのミ見るものは関所に気をつけず、又関としりながら番人居さるとて通るとおなし、かくのことく云といへとも理ハつきさるものなれハよく気を付へし、此上にもまた理の長する事あらんか、

右画図賛辞者

吉貴公御仁恵之余書画被

仰付、御近習之面々拜見被

仰付、其後右画賛被 召上被相捨之旨奉承知、寔以

御仁愛之程を漸存当、且又後代迄之御教訓候処、可

相捨儀偏ニ歎敷奉存、岩切信房・原田経兵（朱書「マ、」、

付奉願蒙 御免再故案を以令書画畢、誠御仁恵之程

難有御事不奉忘却、日々謹而拝誦而可奉守

御教訓者也、仍為後代乍恐各申談如件、

宝永七年庚寅閏八月十二日 御側廻中

右篠崎氏所持之本也、是者写を為写故篠崎何

某ハ不存候、

二十二日 晴天、七ツ後しばし大雨、



一朝六ツ時起、四ツ前出勤、八ツ後御暇、帰宿、今和

泉屋敷弓御式日江出、大雨（朱書「マ、」も安芸様を初射候、日

入時分より奥之方江参り、暮帰る、夜四ツ時分巻藁

射候而、九ツ半時分ニ臥候事、

二十三日 朝小雨、後大晴、

一朝六ツ時起、四ツ前出勤掛島津右近殿江用事有之参

可致面会之旨申候得共当分病氣とて無其儀、直二出

勤、八ツ後帰宅候得ハ植村善右衛門殿来儀、暮より

左近允新七殿・児玉清之丞殿・植村鉄兵衛殿来儀ニ

而九ツ時分被帰、七ツ時臥ス、

二十四日 晴、

一朝六ツ前起、直二屋敷内廻り、四ツ時出勤、四ツ後

御暇、帰掛宮之城屋敷へ参り掛物五幅借用、九ツ時

帰宅、日入時分より日高氏へ参り巻藁射二而、四ツ

半時分帰宅、八ツ半時分臥候事、

二十五日 晴、

一朝六ツ時起、四ツ時出勤、八ツ後御暇候得ハ直二良

栄寺へ参り掛物目利之筈候処、良栄寺差支、町田郷

十郎殿方江参り掛物目利、二十幅二十四幅当り第一

之高点ニ而候、日入時分より宮之城屋敷昨日之掛物

五幅返し、直二日高氏江参り、巻藁射并三卷書杯承

る、九ツ時帰宅、七ツ時臥候事、

○旧貫發揮

兵法二兵ハ水ニ象ルト謂エリ、水ノ形方円ノ器ニ随

カ如シ、孫子拾三篇ノ旨趣其時所位ノコト制ニ権用

シ、イツレノ国家ニテモ其先君ノ旧制旧貫ニ因リ、

譬ハ伊達家ナレハ伊達流(玉里文庫本より補)薩州ナレハ(玉里文庫本より補)薩州流ニ転

用ス、是合伝流活法ノ教則也、韜鈴ノ学識ナシ俗士(キカ)

ノ国先主ノ軍賦武備ヲトラス破リ捨、己レカ拘リ泥

ミタル甲州流ノ死法ニ改メ易ントス、滔々タル諸生

是ヲ尊信シ、我国明君良主ノ旧制ヲサシヲキ、甚劣

タル他ノ甲州流ヲ学フハ大ナル謬ナリ、然レハ正

成・謙信・信玄ノ勝劣、是非能沢氏碎玉話ニ論シタ(能沢方、淡庵)

ルヲ以古今ノ定論トスベシ、甲州流ヲ偏信スル輩ノ

遁辞ニ、信玄暴悪ノ行アレトモ軍旅ノ道ニ於テハ正

成・謙信ノ上ニ超過セル故、ソノ長シタル所而已ヲ

師トシ学フト云エリ、甚シキ妄言也、古今武ノ本經

トスル孫子ニ説所(玉里文庫本より補)將トシテハ主道△将材ヲ長シ、

民ヲ保シ、主ヲ利シ、忠義純一ナルヲ以軍旅兵術之

大本トス、大本ヲアヤマリ孫子ノ道ニ背ク信玄軍旅

ノ術ニ長スベカラス、射騎鎧刀ノ術タトヒ道義ニハ

ツル、者ニテモ其長シタル芸術ノミヲ学師ト国家ノ常經政事ヲ本ニスル軍旅ノ師トハ各別也、信玄今川義元カ謀ニ陥リ父ヲ追ヒ、山本勘助内ヲ乱ス今川家ノ間者タルコトヲ察セス、ソレ好ニアル山本カ奸佞ノ言ヲ信シ、譜代重臣ノ諫ニ従ハス、殺伐シタル頼茂カ娘ノ容色ニ溺レテ妾トシ、愛着ノ余リソノ腹ニ生スル庶子ノ勝頼ヲ立ン為ニ家嫡義信ニ無実ノ罪科ヲ設テ害シ、親族武田信繁カ子ヲ始、穴山・一条・小山田カ如キ重臣信玄在世ノ時ヨリ敵ニ内通スルヲ不知、敗亡逃走軍賊タル長坂・跡辺ヲ罪セスシテ側ニ親ク召シ仕、天目山ニテ勝頼父子ト俱ニ死タル小宮山・温井ヲ始メ四拾余人ノ忠臣ヲ重挙用タルコトナシ、是ニテ信玄智計拙キコト明ナレハ、軍術ノ師トスベキ材器ニハ非ス、我先君 (忠忠) 日新主ヨリ惟新主 (義弘) 二御連続アル御三代、仁義信勇ノ御盛徳今ニ至テ士民感服シ奉ル所ニ、拾八代ノ武田家士民ノ心情背キ離レ、暴悪ノ報ヒ自ラ亡滅ノ基ヲナス、信玄梯シテモ不可及、然レトモ御領内ニ於テ甲流ヲ学ヒ信玄ヲ尊ヒ御三代主ノ御事跡ヲ疎略ニ思士大夫多キハ何ソ

ヤ、甚心得カタキコト也、日新主毎日朝餉ノ前ニ韜略孫呉ヲ一篇ソ、講読サセ、御常式ニ御聞アリシコト御三代共ニ御同前ナリ、御行義法略戦法悉ク武經御熟得アル御神慮ヨリ出タルコト故、武經韜略ニ能ク通シタル人々ニ非サレハ察シ知ルコトアタハス、甲州古流・新流ヲ尊信スル如無材文豪ノ徒、止善微妙ノ意ニ通スベキ様ナキ故、御旧制ノ事実ヲ野拙ニ籠略ナルコト也ト誤リオホエ、治世ノ私巧虚妄ヲクハシク付会スル他国浪人ノ余唾ヲ甘ンシ、景憲カ甲陽軍鑑、服辺(部カ)カ伝記合戦ノ卷ニ因リ備立ノ人形翫ヒ、碁子ナラヘノ当リ口ヲ習ヒ、他ニ双ヒナキ軍制ナリト尚フ、信玄ノ古戦ト薩州ノ古戦トタクラヘ、勝劣巧拙ヲ論シ惑ヲ解ヘシ、信州戸石ニ於テ村上カ兵不意ニ出来リ、甲州方ノ先手甘利・横田カ二陣ヲ衝キ崩シ、二將ヲ討取り難戦ニ及フ時、信玄ヒソカニ奇兵ヲ戸石村ノ南ニ廻シ、鬩ヲ発シテ敵ヲ (玉里文庫本より補) 疑ハシメ危ヲ免レタリ、服部善兵衛信玄ノ大旗・大小ノ的居ヲ△三方ニ分テ出シタリナト、本書ノ軍鑑ニ見エサル虚妄ヲ付ケ添ヘ、勘助カ異名大星ノ妙術八竜ノハ

タラキ也ト伝フ、委ク記シ第一ノ当口トス、日州木崎原ノ戦、伊東方十人余ノ諸將三千余騎ヲ従カヘ夜陰ニ襲来リ、加久藤ノ城ヲ攻メ軍ヲ引返ス所ヲ小路ノ一方ヲ闕キ、三方ハ形レ人而我無レ形武略ニテ圍ヒ、惟新主寡少ノ兵ヲ率ヒ伊東方ノ諸將利地ニ拠リ待設タル大軍ニ懸リ、単騎勇銳ヲ発シテ切崩シ、敵ノ將吏歴々ノ士ヲ残ナク討取り勝利全カリシ、御功ハ信玄甘利・横田カ敗亡ノ後危急ヲ免レ、伊東勢ノ如キ必死ノ大軍ニアラサル村上カ小勢ヲ退ケタル功トタクラベ難シ、信州川中島ノ合戦上杉家ノ実説五ケ度ノ戦ニ相違ナレトモ、軍鑑ニ記ス九月十日ノ一戦ヲ以論センニ、西条山ニ对阵シタル甲州方拾備ノ將ヲ出抜キ、謙信不意ニ犀川川原ニ押出シ、疾雷迅電ノ如ク信玄備ヲ立配ルコト不能間ニ神速ニ駈ケ崩シ、信玄・義信ニ手疵ヲ負セ、典厩・諸角・初鹿ヲ始メ歴々ノ士ヲ多ク切捨、甘糟カ一陣ヲ以アトヲ押エ、早々善光寺迄軍ヲ引取三日營陣アリ、信玄敵ノ退軍シタル蹟自国ノ地ニ止リ居タルヲ以テ、味方アマタ死傷アリテモ芝居ヲ踏エ勝タリト謂エリ、濃

州関ケ原ニテ味方総敗軍ニ及ヒ敵勝ニ乗追討スル中ニ、島津ノ一軍而已鋭氣アラタニ発スルコト朝氣ノ如シ、敵ノ大軍屯シタル陣頭ヲ切通り、幾度モ返シ合セテ戦ヒ、十死一生ノ場ヲ踏越シ遠キ薩摩ニ無恙御帰陣アリシハ、信玄敵芝居駈崩シ神速ニ引取タル蹟ニ止リ居タル功トタクラベ同日ニ論スベカラス、信玄隣国ノ相州小田原北条ノ居城四ノ門蓮池迄押シ入り、ミマセ峠ニカ、リ軍ヲ引取タルヲ甲州ノ徒古今ニ双ヒナキ武功ナリト云トモ、島津中書家久遠キ肥前島原ニ押涉リ、三千人ニ過サル寡兵ヲ以国主竜造寺隆信カ六万余騎ニ伐勝、隆信カ首ヲ得全ク軍ヲ返シ、亦豊得府内ニ於テ中書家久天下勢ノ先手猛威ヲ震フ仙石・長曾我部兩將ノ兵ヲ挫キ大友ヲ追詰、帰路ノ中途ニ群ル反逆ノ徒党ヲ悉ク切払ヒ帰陣アリタル勇略ニタクラベテハ、信玄隣国ノ小田原ヨリ敵ヲ制スルコト不能引返シタルハ功トスルニ不足、寺山出羽守久包朝鮮ニテ泗川ノ孟津ト云所ニ四百人ノ軍兵ヲ随カヘ營舎シ、春ヨリ冬ノ初メ迄泗川ノ方ニ懸リ来ル大明四百万ノ大軍、ソノ中ニハ韓信・項羽

ノ如キ智勇ノ将アルコトモ計リカタキ強勢ヲ其ユク
所ニソムク武略ヲ以防止メ、其アイタニ惟新主新塞
ノ御城カマエ成就ス、後ニ大明ノ将モ寺山氏少勢ニ
テタバカルヲ多勢ナリト見アヤマリタルコトヲ後悔
シタリト云エリ、薩州ニテ甲流ヲ学フ輩、軍鑑工記
ス高坂彈正昌信海津ノ城ヲ守テ越後ノ謙信ヲ防キタ
ルヲ甲州ノ諸将ニ勝レタル武功ナリト称美シ、寺山
久包ノ事ヲシリ沙汰スルコトナシ、近キヲサシ置遠
キニ求ル者也、信玄隣国ニ於テ或ハ同家親族、或ハ
小身小敵ノ小笠原・村上・木曾・諏訪・平賀・布施・
横地ナトヲ攻ヤフリ戦争スル而已ニテ、日州高城ニ
大友六ヶ国ノ軍兵十万余騎ニテ攻来ル時ニ、島津家
三州ノ兵卒只八千ヲ以一日ノ戦ニ伐リ勝、耳川七八
里ノ間ヲ追討シタル如キ大軍ノ敵ト信玄戦ヒ勝タル
コトナシ、薩州ハ朝鮮ニテ度々大明ノ大軍ヲ破挫キ、
番船ヲ攻崩シ諸将ヲ救ヒ帰朝セシム、是故ニ中華ノ
書ニ島津兵法ヲ知ルコト誠ニ妙也、又島津ナクンハ
日本ノ将卒日本ニ帰ルコト不能ト記録シ、惟新君
ノ武名中華迄モ達セリ、信玄ノ名モロコシニ知ル人

アルコトヲ未_レ聞、太閤秀吉公九州征伐ノ勅命ヲ
蒙リ薩州川内迄動座アリシ時、三州ノ下民モ反逆シ
敵ニ服従スルコト無ク、桂山城主孤城ヲ守公兵ノ先
陣ヲサ、エ、新納忠元・山田越前・伊十院久春・樺
山・北郷ヲ初、アマタノ地頭・諸将義久主ノ命令ヲ
受ケサル間ハ城ヲ不_レ下、外城ノ每郷士卒土着シ、
志ヲ一致ニシテ騒動クコトナク、民兵父子ノ如クニ
シタシミ、陣国ニ布キ、一方ハ剛、一方ハ柔、転用
ノ権謀測リ難ク、旧国君臣士民ノ志情奪コト不_レ能
故、サスカノ太閤モ一時ニ攻亡スコトヲヒカヘ、密
ニ伊集院幸侃ナトニ内計シテ和議ヲ計策アリ、薩州
ヨリ京都遠路ナル故、隱密ニ近衛殿ニ因テ勅命ヲ受
ルコト急ニ達セス、太閤ノ大軍糧食困窮スル虚ニ乘
リ、焼キ討夜軍ニ勝利ヲ得ルコト 歳久主・忠元ノ
策中ニアリトイエトモ、勅命ヲ蒙リタル秀吉將軍ヲ
害シテハ島津家朝敵トナリ、即日ヨリ日本国ヲ敵ニ
引受長久ノ計ニアラサル故、内々ノ和議ニ応シ義久
(兼平寺カ)
主太平寺ニ於テ降和アリ、秀吉公薩州士民旧好ノ国
久滞居スベキ所ニアラサルヲ遠慮シ早々軍ヲ帰サセ

ケル、薩州君臣心情ヲ一致ニスル国ニ非スシテハ、東国ノ北条家ヲ征伐シタル如ク島津家ヲ破滅セサルコトアルベカラス、今ニ至テ三州全伝領アルハ御先代先君神武雄略ノ御材徳、譜代ノ士臣忠義ノ功ヲ尽ス処ナリ、武田家ニ拾八世甲州ノ旧主ナレ共、信玄死後イマタ年月久シカラサル勝頼ノ代ニ至リ、信長公ノ先手川尻肥前守旗先国境ニミユルニ及ヒ、譜代恩顧ノ将卒或ハ敵ニ下リ反逆シ、或ハ山林ニ逃隠レ身カマヘヲ成タル故、出家・婦人ヲ加エ四五十人ノ外勝頼父子ニ従者ナク、勝頼府城ニ止ルコト不能、所々ニサマヨヒ天目山ニテ死ス、是信玄無道不仁ニシテ士民ノ心情背キハナル、故也、信玄孫子ノ所謂主将ノ道ヲ治メ恩信人心ヲ服スル徳化ノ余沢アル時ハ、タトイ勝頼闇弱ナリトモ如此ノ敗亡ニ及フヘカラス、又信玄ノ重臣馬場・山県・内藤長篠ノ役ニテ闇主勝頼軍議ニ同意セサルヲ憤怒シ戦死シタルハ、戦道不勝主曰必戦無戦而可也ト説タル孫子ノ兵法ニ背キ、躬ヲ国家ニ致ス純忠ノ将ニハ非ス、武田信繁ハ兄ノ信玄父ヲ追出シ、愛着^(安カ)ノ産庶子ノ勝頼ヲ立ン

ト欲シ、正嫡ノ義信ヲ害セントスル心ヲ起スキサシアルヲ始、暴悪ノ行アルヲ身ノ害ヲ恐レテ諫争セス、他邦ニ流浪スル父ノ信虎ニ往テ仕エサル不孝不悌ノ奸賊也、委別書ニ論ス、甲流ノ徒天目山ニ於テ義死ヲ遂ケタル四十余士ノ姓名ヲモ記憶セス、不忠不義ノ輩ヲ加エタル甲州ニ拾四将ノ画像ヲ上段ノ床ニ掛テ尊敬シ、我三州ニテ勝久主ヲ直諫シタル川上大和守ヲ初メ、歴代ニアマタナル忠功ノ士ヲ称シ尚フコトナシ、然レハ五百年来国家安全ナル他ニ双ヒナキメテタキ薩州ニ於テ、先君ノ余沢ヲ仰キ奉リ、士臣ノ祖先忠功ヲ顕シタル蹟ヲシタイ遠キヲ追ハスシテ、イマノシク敗亡シタル武田家ノ跡ヲ尚フ甲州流ヲ学ヒ、七書ヲソランセスシテ軍鑑ヲ翫ヒ、惟新主^(宝里文庫より補)ノ御時世ニ沙汰噂モナキ城取土図ノ戯レ^{▽ニヒマヲ}費シ、御当家ノ古戦手組・戦法ニ相違シタル治世妄作ノ甲州古戦咄当口ヲ習フハ、薩州ニ於テ入用ナキコトナリ、光久主御代ノ末乱世ノ遺風廢レ、韜鈴ノ学師ナキニ至リ、始メテ甲州流ヲ伝ヘ来ルヨリ以来先代ノ軍賦武備ヲ捨ヲキ甲州流ノ手配手当ニ改易ン

トス、弥私巧ヲ加エテイヨク、乱世ノ事実ヲ取失フナリ、其非ナルヲ弁ヘ惑ヲトクコト徳邕興ヨリ始ム、ソノ以前ニ知ル人ナシ、

○慶長十一年丙午ノ秋種子島ノ領主久時ニ代リテ文之和尚書記シタル鉄炮ノ記南浦文集ニ載タリ、天文十二癸卯ノ年ノ秋種子島ニ漂着シタル南蛮船ノ賈胡ノ長ヨリ種子島ノ主時堯始テ鉄炮ヲ習伝タリ、是日本国鉄炮ノ始也、其後紀州根来寺ノ僧杉ノ坊・泉州堺ノ橋屋又三郎種子島ニ来テ鉄炮ノ製作薬方ヲ習諸タリ、天文十二年ヨリ十四年ノ後弘治二丙辰年義久主ヨリ新製鉄炮ヲ公方家ニ進上アリテ江州ニ始テ鉄炮ヲ作ル事江源武鑑ニ見エタリ、甲陽軍鑑ニ天文十二年ヨリ十八年以前大永六丙戌ノ年甲州ニ中国ノ浪人井上某鉄砲持来リ教ルト記ス、井上ヲ西国浪人トモ記セリ、是ニテ軍鑑後△人ノ偽作ナルコトヲ知ルベシ、天文十二年ヨリ三十年已後元龜年中日州木崎原合戦ノ時、不動寺ノ住僧六匄玉ノ鉄炮ニテ伊東方ノ將ヲ打落シタルコト旧記ニ見エタル迄ニテ、敵味方鉄炮ヲ用タルコト見エス、鉄炮ハジマリタル薩州ニ

テモ其比迄ハ軍戦ニ鉄炮ヲ用ルコト少キニ、天文十二年鉄炮種子島ニ始マリタルヨリ拾九年ニアタル永禄四年辛酉ノ歳、信州川中島合戦ノ時甲州ノ足輕隊將山本一隊ニテ七十五挺ノ鉄炮ヲ打セタリト軍鑑ノ伝ヲ書タル伝書合戦ノ卷ニ記ス、山本カ一隊ニノミ七拾五挺アルベキ様ナケレハ、甲州ノ総陣隊ニハ鉄炮数百挺ニ及ブヘシ、其時代根本ノ薩州ニ少キ鉄炮遠国ノ甲州ニナキコト明カナレハ、蛇ニ足ヲ添ル虚妄ナルコト疑ナシ、又天文十二年ヨリ二十三年ノチ永禄八年和田城中ヨリ敵ノ先陣柿崎三千五百騎ニテ備エクル後ニ六千五百キヲ立配リタル謙信ノ旗本馬印ヲ目当ニシテ百三十挺ノ鉄炮ヲ打セ、城主横田十郎兵衛自身ニ打出タル鉄炮ニ放シニテ謙信ノ馬印ヲ打破リタルト服部合戦ノ卷ニ記ス、大ナル偽虚説ナリ、其時代ハ小筒ノ鉄炮ハカイニテ大炮ナケレハ、城中ヨリ堀ヲ隔敵ノ先陣ヲ越シ後陣多勢ノ旗本ニ小筒ノ鉄炮百三十挺ノ玉コトク、クト、クベカラス、大砲(煩カ)発煩ニテハ左モアルヘシ、小筒ノ鉄炮ニ放シニテ遠キ馬印ヲ打破ルコト曾テナルベカラス、信玄ノ

腰刀ヲ拔キ太刀始(切ヲ脱セ)ノ志ス戰習ニテ、士ノ外弓ヲ持セ
備毎ノ先ニ出ル足輕ト号ル者ナシ、鹿兒島外城御道
具持衆ト云ルハ、君主御側ニ御手道具・御薙刀・鎗・
武者(杖)枝・御弓・御鉄炮ヲ持ツ諸士ノ次男ニテ、甲州
流ノ弓・鉄炮ノ足輕トハ各別ニ相違スル也、朝鮮陣
ノ時大炮打ノ士百人ヲ加勢ニ遣ハサレ、又泗川新塞
ノ城ヲ攻、敗北シタル大明ノ將軍島津カ新塞ノ城内
ヨリ先立テ大炮ヲ以地雷火ヲ打起シ我軍敗北セリ、
城内ニアマタノ大炮アルコト察セルハ失計ナリト後
日通事孫次郎ニ語リタルコト征韓録ニ見エタルコト
タシカナレハ、惟新主ノ御時代大炮ヲ手練シタル
諸士多人数アリシコト明也、然レハ薩州ノ古代ニ甲
州流ヲ学ヒタルコト無ク、甲州流トハ軍賦手配大ニ
相違シ各別ナレ共、夫故ニテ薩軍敗亡シタルコトナ
ケレハ、今ヨリ後ノ乱世ニモ薩州ノ戰習先主旧制ノ
軍法ニテ不足ナクスムヘキコトナルニ、治世ニテ薩
州ノ軍賦旧制ヲ破リ捨、新シキ他国浪人ノ妄作シタ
ル甲州流ノ教則ニ改メ易ヘ、公方家・外様ノ国大小
鉄炮ヲ専用トスルヲ思ヒ付セ(手脱セ)ル為ニ鉄炮ヲ利用ナキ

賤キ足輕道具ト定ル甲州流ヲアマネク世ニ流布セシ
ムル方便説ヲ信用スルハ、乱世ニ至リ国家ヲ危クス
ル入ラサル物スキナリ、

○武田信玄ノ臣ニ香坂弾正左衛門虎綱ト云人アリシコ
トハ高野山ノ寺院ニ書状残り伝リ、高坂弾正昌信ト
云人ナキコト実証ナル故、甲陽軍鑑全部高坂彈正昌
信カ著述ナリト書タルハ景憲ノ偽作ナルコト疑フヘ
カラス、武田勝頼滅亡ノ時景憲ハ八九才ノ童子ニテ
(玉里文庫本より補)
▽信玄在世ノアリサマヲ直見聞セス、成長ノ後甲
州逃散ノ浪人早川弥三左衛門幸豊ヨリ信玄時代ノ昔
語ヲ聞アツメ、武田家ニ偏比鼻負スル虚妄ヲ加エ甲
陽軍鑑及ヒ末書結要品・竜虎豹ノ三品・彼此書・中
興源記ヲ編集シ、慶長・元和ノ比甲州流ノ軍学ヲ始
ム、軍鑑如此偽作ナル故年間違ヒタル後ノ事ヲ前二
記シ、或ハ上杉家ノ如キ今ニ子孫全ク続キタル諸家
ノ実説ニ相違シタル虚説多ク、戦鬪ノ蹟ヲ書洩シ、
大内義隆カ亡ヒタルコトヲ二十年前ニ山本勘介信玄
ニ語り、松山ノ城主上杉憲勝ナルコトヲ知ラス上杉
友貞ナリト載ル類ノ妄説少ナカラス、信玄ノ猛悪敗

戦ヲ掩ヒカクサント虚文ヲカサルノ不実ナルコトヲ
 悉ク訂シ、証ヲ挙テ甲陽軍鑑弁疑・管見・不審記・
 東国太平記ナトニ詳ニ論セリ、景憲軍鑑及ヒ末書結
 要品ニ軍道ニ入用無キ仏道ノ沙汰ナトヲ煩シク取ア
 ツメ書ノセタルヲ以韜略孫呉ノ学識ナキヲ知ヘシ、
 兵ヲ学ヒ武ヲ講スルハ、国家ヲ経済スル政事武備ニ
 達シ、将相ノ材器ヲナス学術ナルコトヲ景憲弁エ知
 ラス、甲州流ノ軍学教トスル業無キ故、愚ナル俗士
 何方ノ城ハ何某ノ繩張ナリト奥深クケタカキコトノ
 様ニ云ナラワス左モアルヘキコト也ト誤、地ノ嶮地
 利ノ形ヲ我好ノマ、二作リナシ、コ、ハ横矢カキカ
 ス、カシコハ出入ヨロシカラス、馬出シヲカマユル
 所、捨堀ヲ設場ナト、チイサキ金ヘラノ先ニテ土図
 形ヲ作りナスヲ軍学ノ教業トス、乱世ノ時地形ヲ好
 ニ作りナス土図ノヤウナル城ヲアラタニ造立セハ、
 農ノ業ヲ奪ヒ又民ノ糧食ツヒヤシ、国ノ財用ツキ城
 築ノ為ニ困窮シ兵勢屈スヘシ、然カモ小筒ノ鉄炮ノ
 ミヲ用ル信玄時代ノ城取・馬出シ・練堀・廊下・橋々
 ノ両方・板矢倉・シトミ・カサシ・門扉・肱金、城

外ヨリ打込ム發煩・仏狼機ヲ防クコトアタワス、中
 華ノ兵書・本朝ノ軍防令ヲ始、古ノ書ニ城ノ形ヲ作
 リ習フコトヲ教トスルコト見エス、薩州乱世ノ古城
 取繩張りト云コト沙汰噂モナキコトニテ、薩州古城
 ノ蹟多ハ一郭一城ノ形甚龐略ニテ、馬出シノ形蹟ナ
 ク横矢ノ利全く備セサル所而已ニテ、甲州流域取ノ
 法ニ叶ハサレトモ、三州諸外城・九州・朝鮮ノ在城
 イツレモアヤウカリシコト無シ、武田領内ニ山本勘
 助馬場カ繩張りノ名城アマタル共、川尻肥前守攻
 入ル時ニ其城々ニテテキヲ防キ止ルコトアタワス、
 勝頼府城ヲ守ルコト不得也、惟新主時代ニナキ城
 取絵図土ヅ稽古ヲ治世ニ他国ヨリ習ヒ来レトモ、薩
 州ハ薩州古ノマ、ニテスムコト故、乱世ニ入用ナキ
 コト也、

○寛永・正保年中ノ比楠流ヲ学フ法花法師ト云僧太平
 記ノ伝記ヲ編集ス、ル所治世ノ私巧ノミニテ、韜鈴
 ノ事実ニ背キ朝鮮陣以來鉄炮火器ヲ用ル時世ノ用ニ
 立コト少シ、慶安年中由井正雪成敗ノ後太平記ノ伝
 記評判板行ニ出テ世ニ流布ス、其ノチ寛文ノ比尾州

ノ歩士服部善兵衛直景ト云者太平記ノ伝記ニ因リ其意ヲ取り、文義ヲ似セ甲陽軍鑑ヲ本書トシ、敵將ノ心謀内計、戰場ノ下知号令ノ詞マテ洩スコトナク信玄敗戦ヲモ勝軍ノ様ニ甚タクワシキ伝ヲ記シ、是ヲ伝書合戦ノ卷三十六冊トス、景憲元和年中ヨリ以前軍鑑ヲ編集スル時ニサヘ審ク知レサル甲州ノ事蹟、況ヤ実他国ニ洩レ聞ヘヘキ様ナキ敵將ノ内謀、景憲カ死後ハルカナル後服部ツマヒラカニ知ルヘカラス、然ハ本書ノ軍鑑ヨリ起テ伝書合戦ノ卷ニクワシク記スル所悉ク服部カ私巧ノ偽リナリ、又敵味方数多ノ備ヲ遠近所々ニ立配リ戦ヲ決スル場、総体ノ形ハ或遠クアヒヘダテタル所モアリ、或備カサナリ或地形高位ナトモアル故、主將ノ旗本備ヨリ諸將ヲ一面ニ見通スコトアタワス、一備ト云エハ上下五六百ヲマ(人脱カ)トメサルハナシ、其備ヲ幾ツモ敵前ニテ繰出シ引揚ケ入レカワラスルコトハ、木偶人ノ敵ニアラサレハ成難シ、活物ノ敵ナレハ唯居シテ待ヘカラス、巧ニ引揚ケ入レカワラントセハ其動ノ所ヲ打挫ケヘシ、タトヒ敵合ヒ遠キ所ニテモ備数ヲ繰出シ動スコトハ、

反テ数アマタノ行歩ナレハ節制ノ兵ヲ良將指揮スルトモ少時ノ間ニ調フヘカラス、服部カ海野平ノ伝記ニ、謙信急ニ信玄ノ旗本ニ懸来ルニ、甲州方左右ヨリ雁行・湾月ノ六七備ヲ繰出シ、タチマチノ間ニ槐鬼ノ術ノ形ニ立配リタリト記シ、時田合戦ノ時足輕大將五頭敵ノウシロノ方繰起シタリ出シタリト記シ、川中島合戦謙信迅雷ノ如クカ、ル神速ノ間ニ於テ信玄浦野某ニ斥候ヲ令シ、其後山本ト軍儀シ山本四町張出シ鉄炮ヲ打セタリト、甚緩急ナル利巧ヲイフ如キ敵ヲ待合スル木偶人死物トスル者也、スベテ如此タクヒ三十六戦ノ備配リノ図形一備ヲ碁子一ツニ准シナラベ、其碁子ヲイカツモ座上ニ布キナラヘ、前後左右何方迄モ信玄ノ旗本(備カ)ヨリ一面ニ見通ス軍場トシ、敵ニ対当シタル諸備イツレモ信玄公ノ御下知ニ因リ、或ハ左右遠近ノ方ニ繰廻シ、或ハ軽ク打合セ引揚ケ入リカワリタリ扨ト敵ニ分当シタル敵多ク(数カ)ノ備ヲ自在ニ動かス形ニ碁子ヲ指先ニテ捻リ廻シ、委細ニ首尾抜目ナキ古戦咄シヲ加エ、是ヲ信玄ノ古戦三十六度勝負ノ当リ口ト号ケ、服部カ門弟赤上勤

左衛門貞享・元祿年間ノ比尾州ヨリ出江戸ニ借店シ、
甲州古流北条・山鹿カ流ノ城取土圍ノケイコニ退屈
シアクミ果タル文豪ノ俗士ヲ誰カシ、我師伝ノ甲州
別伝流ハ合戦勝負アヒニ審シト新シク手ヲ易エ価ヒ
高ク売ランコトヲ謀ル、此当リ口一面ノ座上ニ碁子
ヲ布キナラベ捻リ動カス利巧ニシテ、活物ノ敵ニ対
スル戰場多キ衆ノ士卒ヲマトメタル実ノ備ニテハ曾
テ成シ難キコトナリ、然カモ合戦勝負ノ理ハ孫子所
謂勢節ノ事法ヲ自得スルコトナレハ、信玄ノ古戦ノ
蹟昔シ語ヲ記憶スルニ不及コト也、(関ヶ原之)セカケ原軍ノ時
惟新主ニ從ヒ奉リタル士ノ中ニ活キ残リタル輩ニ合
戰場ノアリサマヲオボエタル事共ヲ申出スベシト後
日命セラレシニ、君主ノ御供イタシ敵中ヲ切通リタ
ル自身ノ働キ手近キアタリノ事ヲ見覺エタル迄ニテ、
外ノ事ハ不存ヲモムキヲ孰レモ申出シタリ、薩州ニ
テ子孫家譜タシカナル歴々ノ家ニテモ、其先祖ノ戦
功クワシク伝ヘサルコト多シ、何レノ国ニテモ乱世
ノ事実ハ如此ナルヘシ、治世久シキ寛文ノ比服部甲
州ノコトハ云ニ及ハス、敵国ノ有リサマ敵將ノ内謀

迄悉ク伝ヲ書タルハ、安臥ノ枕ヲ多キ虚妄ノ付添ヲ
加ヘタル者ナリ、士太夫士弟^(子カ) 日新主ヨリ惟新主ニ
至ル御三代諸所之戦闘攻守ノ蹟ヲ委シク索メ吟味ス
ルコトナリ、(クカ)服部・赤上カ惑説ノ下ニ屈シ手ヲ束ネ
首ヲサケテ三十六戦ノ古戦咄当口ノ教ヲ尊信スルハ
甚タ心得カタシ、

○甲州新流赤上カ方便説ニ、新流ハ小畑景憲カ教外別
伝ノ秘密ナル故、軍鑑伝ヲ記タル伝書合戦卷松山八
郎左衛門定興一人而已秘密ト云リ、大ナル偽妄也、
景憲カ甲州流門弟ハ松平信綱・北条安房守ヲ始御
歴々旗本ノ衆ニ多有、中ニモ杉山八藏ト云者景憲カ
末期迄モ付從ヒ介抱シ、甲州流ヲ開伝シ今ニ至テ杉
山カ家甲州流ノ的伝タルコト世人アマネク知ル所也、
然ルニ合戦ノ卷軍鑑ノ伝記ニテ兵ノ極秘ヲ記ス書ナ
ラハ、景憲コレヲ秘シ高弟杉山カ輩ニ授スシテ名モ
ナキ松山一人ニ渡スヘキ様ナシ、杉山カ古流ニナキ
ヲ以服部後世ノ偽作ナルコト疑ナシ、或ハ東照神君
ノ尊命ニ因テ松山一人ニ密授スト云エリ、神君景憲
カ編集スル甲州流ヲ偏少ニ尊秘シ玉フニ於テハ、景

憲ヲ国郡ノ宰主トナシ軍師ノ職ニ任シ、高弟杉山ヲ御旗本上士ニ擧ケ用ヒ給フヘキコトナルニ、景憲晩年ニ御使番ニ召成レ、杉山一生陪臣ニ給タルヲ以甲州流ヲ擧用ヒ給サル証ヲ知ルヘシ、仮令信玄自身ニ記録シタル軍教ノ書伝来有トモ、他ニ双ヒナキ日新主・伯圍主・龍伯主・惟新主道德武備ノ御遺制歴然タル薩州ニ於テ、ハルカニヲトレリ、取ニ足ラサル信玄ノ蹟甲州流ヲ学フハ是非勝劣ノ弁別ナキ至愚ノ人ナリ、

甲州新古流トモニ初發ニ授ル軍法卷ハ信玄ノ在世ニ高坂彈正著述ナリト云妄說ナリ、卷頭ニ他國為陰謀無伝授而不知様ニ書之ト記シ、他國ハイカニモアレ信玄公流ハ如此信玄流ニ浮勢ナリト書タリ、信玄・勝頼ノ代ニ信玄流ト云コト有ヘカラス、三世通達ノ菩薩^ホニ非レハ、武田家敗亡ノ後他國ニ流布シ信玄流アルコトヲ予メ知ヘキ様ナシ、丸馬出三間ノカキノコト口伝大極意ナリト記セリ、丸馬出間數ヲ三間關ク形甲州ノ士卒見サル者ナキコトナルヲコトクシク大極意トスルハ、信玄ノ在世ノ城形ヲ見サル後人

著述ナル故也、敵前ニアラワレ出物見武者馬ノ乗様、鉄炮ニ弓ヲ三分一雜ル法、城攻ニセイロウヲ組ムコト、陣取ニ本カ、リ捨箭ヲ用ルヲ始メ軍法卷ノ教、敵ニ対シテハ悉ク鉄砲ノ的ニ成敗亡スル教習ナリ、軍学ヲ志ス薩州ノ士臣ハ、先 日新主四十七首ノ伊呂波御詠歌ヲ鑑トシ躬ノ実行ヲ励ムコト薩州士ノ古風ナルニ、甲州新古流ノ輩ハシメヨリ軍法卷ヲ学ヒ空論ニ日ヲ空クスルハ、古ノ士風廢亡シ軍学ノ大本ヲ取失フ者ナリ、

○甲州新流ノ伝書手鑑八冊文義景憲著述ノ軍鑑末書ニ似ス劣リタル者也、中ニモ一ヨリ三卷迄文字甚拙ク語ヲ成サス、^(宋書「マ」)人ノ四五ノ両冊ハ太平記ノ伝記ニ出タルコトヲ混雜シテ入ケ条ニ記セリ、^(玉里文庫本より補)槐鬼[▽]ノ術敵ヲ蒸ス謀一廻シノ軍繩手軍野寄セ山寄△セ大マワシ時ヲ易ル謀六町カ、リ引分ケノ軍大将ノ馬立置ニ所アリ、夜軍立スタクリ居スタクリ十死一生ノ軍一手切ノ軍落ツキ軍小路軍逆寄セ旨ノ敵ヲ引ク術相カ、リノ軍柏子時ノ虎口ノ類スヘテ太平記ノ伝記ニ出タ

ル名目、法花法印カタ、ミノ上ノ私巧ナリ、服部韜略ノ旨趣ヲ自得スル材識ニ至ラサル故ニ、サシ付ニ手軽ク軍戦ノ教則ニ成ルコト而已ヲ書記スコト能ハス、法花法印カ私巧ニ甲州古流ノ教ヲ取合セ混雜シ煩シク数ヶ条ニ分ル者也、槐鬼ノ術ト云ルハ、必死ニ究メタル敵ハ一ツニシテカタマリ、敵將ノ旗本ヲ志シ無ニ懸リ来ル故、味方旗本備ヲマン中ニ立ヲキ、左右ノ方ニ諸手ノ備ヲイクツモ多重々ニ立配、^(敵脱カ)合近ツク時旗本備ヨリ関ヲ発シ、敵必死ニ成リ旗本ヲ志シ懸進ムニ、味方左右ノ備一備ツ、出合ヒ輕ク打合セ引アケ、左右ヨリ一備ツ、入カ、リ戦フ時ハ、敵ハ一備ニテ戦ヒ^(代カ)伐リ合フコトナク努力故、自ラ然必死ノ鋭気抜ケ討取ラル、ト謂エリ、必死ヲ究ルホトノ敵ナレハサシ向ヒタル備ヲ打挫クコト勿論也、輕ク戦引分入カワルハ碁子ヲ扱フ業ニテ、活物ノ敵ト死生ヲ争勝負ニテハ成難也、肥前有馬ニテ薩軍必死ノ地ニ陥將卒必死ニ究メ、島津又四郎・同図書頭殿・新納忠元・平田増宗ノ諸將イツレモ^(空白)「分裂シ引分レテ敵ニ当リ、中書家久ハ横入ニ懸リ、横川・

栗野ノ兵・川上左京ハ敵ノ主將隆信ノ旗本ニ切入タル如キ必死ヲ究タル、敵モ一手切ニ奇正分ケアタルコトモアルヘキヲ、必死ノ敵ハ必ず一備ニカタマリ旗本ニ而已懸来ルト敵ヲ一定ニ究ルハ甚埒モナキコト也、新流ニ而合戦勝負ノ理ニ審シトスルハ、兵卒五六百人ヲ総ヘマトメタル一備ヲ碁子一ツニナゾラヘ、其碁子ヲアマタ座上ニナラヘ自在ニ動かス此槐鬼術ノ類、活動ノ敵ニ対シ誠ノ人数ヲマトメタル備ニテハ孫呉カ再来ニテモ成ルコト能ワサルワザニテ、ツマル所碁子ヲ並ヘ甲州古戦咄ヲ記録スル迄ナレハ、北条・山鹿ノ流ニ三戦五戦ニツ、ツテ教タルヨリ劣リ、新流ハ誠ノ戦法勝負ノ事実ヲ会得セシムル教ナシ、

○甲州新流手鑑ノ次ニ杉山カ古流ノ伝書甲陽軍鑑末書戦功ノ卷ヲ教授ス、此戦功之卷ハ景憲寒暑到来両集ヲ講釈スル時弟某ノ聞書ナレハ、直ニ戦場ヲフミタル者ニ非ス、戦鬪ノアラマシ模様推量シタル鈔書、凡軍陣戰場ニ於テ同伍々人ト功罪ヲ俱ニシ、シバラクニテモ同伍ヲ離レ共ニ進マサレハ斬罪ニ行フ古今

ノ兵律ナルニ、甲州流ニテハ一番鎗何某ト呼リ、角
力見物ノ如ク一人出ル人アルニ引続キ同伍ニ非ル人
何方ヨリモ勝手次第二出ルヲ二番鎗ト称シ、又足輕
鉄炮・弓ノセリ合間數話ヲサル場中ニ後ロヨリ武士
任七ニ拔奉リ、鎗ニテハタラキ敵首ヲ取り後陣ニ持
(心腕カ)
(米カ)
帰ルヲ高名トシ、鎗ヲ入初ルヲ場中ノ一番鎗上功ト
定メ、味方救応シテ敵ヲ相討スルヲ禁制シ、サシ物
ヲ落シ取テ帰サルヲ臆病也ト云々タヒ、総シテ甲州
流ノ戦功ニ賞スル一番二番ノ槍脇高名、中華孫吳ノ
兵律・本朝ノ軍防令ニ因テ糺トキハ、伍法ニ背ク故
コト々々首ヲ斬ルヘキ罪人也、是ニテ甲州流ノ軍
制ハ七書ノ律令分數伍法ニ違背シ、私妄ノ法制ナル
証ヲ知ルヘシ、薩州乱世ノ古エ 惟新主ノ御代、甲
州流教ノゴトク鉄炮・弓ノ足輕ト騎馬鎗ノ士ト間敷
(彈カ)
ニ依リ代リ合テ戦フト云コト無シ、歷々ノ士モ鉄炮
ヲ打詰タ、チニ切込故ニ太刀初メト云、功ノ定メア
ル而已ニテ一番鎗場中ノ働キ鎗下鎗脇ノ功ナト、云
事薩州古乱世ノ時曾而噂ニモナキコト也、甲州流ノ
戦功鎗ニ武士ノ上功トシ、鎗脇・刀・弓・鉄炮ト分

テ別ニ功ヲ立テタル故、士ハ鎗ヲ持スシテハ刀・弓・
鉄炮ヲ携働タリトモ上功ヲ遂カタキ法也、薩州乱世
ノ時武士何レモ鉄炮・弓・薙刀・太刀・鎗好次第二
携エ持 (玉里文庫本より補)
武器ニ依テ功ノ上下ヲ分タルコトナケレハ、
今ヨリ後△偏少ニ鎗ノミヲ士ノ上功ニ尚フ甲州流ニ
アラタメ易ヘ難シ、又戦功ノ卷ハタラキ戦功ノ卷ニ
(場カ)
出タル功ニ限ルヘカラス、木崎原ノ合戦ノ時伊東方
ノ猛勢地ノ利ヲ得タル勢ヒニテ、 惟新君少人数ノ
御旗本少シシサリ乱レントスル時、遠矢・曾木・久
留・野田・富永ノ五士我々敵陣ニ切り入可申、其間
タニ御備ヲ立カタメ有ルヘシト云捨無二無三切入、
暫ク戦ヒ討死ス、其間タニ御備蹈ミシツメ、アトヨ
リ菱刈ノ番兵・加久藤ノ軍衆モカケ来リ、御勝利也、
此五士ノ功ヲ旧俗引起ノ功ト云リ、甲州流ノ一番鎗
ノ功ヨリモ超勝過シ、又後藤ニ返トハ相違ス、甲州
流戦功ノ中ニ見エサル功ナリシカレハ、薩州古ノ戦
習戦功甲州流戦功卷ノ戦トハ格別ニ相違セリ、太平
ノ治世タ、ミノ上ニテ甲州流ヲ翫ヒ、古来ヨリ俗ニ
化タル旧情ヲモ由ケ付ケ改易ントスルトハチカヒ、
(曲カ)

血クサキ戰場ニ出ル世ニ成リテハ、薩州ハ薩州ノ旧俗至情ニ叶ヒタル古ノ戦功ノ如クニ服セサレハ用ニ立サルナリ、

○甲州新流軍法手鑑ヲ授ケ教エト号ケ、源清^{ハ脱カ}和源氏、

法性院ハ御院号、大僧正ハ大納言ニ準スル位、御実名ハ晴信公、晴ノ字ハ日ヘンニ青ノ字、信ハ信玄公ノ信ノ字ト講スルヲ始メ、ヂキニ手ヲ付テ成カタキ埒モナキコトヲ、材発ナル人ニモ文豪ノ人ニモ同様ニ定イカタニ教ヲキ、三十六戦ノ当口迄スミタル後門弟ノ輩会合シ、此本文ケ条教ノ通ニテハ致シカタシ、如何カシテ宜カラント其座ノ弁説ニマカセ争論シ、太平記大全服部カ伝記合戦卷ヲヲホエ、引合セオク所ニテセンキ論ヲ決ス、初ヨリ時所位ニ応スル活達ノ事法ヲ説キ教ルコトニセハ、諸生志シ厚キ者ハ材智ヲヒラキ長スル佐ケトナルヘキニ、初ヨリ埒モナキ妄教ニ惑シ、伝授次第ニ多年ノ隙ヲ費シ、其上同志セン義空論ヲケイコ也ト誤ル故ニ、マス／＼拘泥ミ智材ノハタラキヲクマラスニ至ル也、治世武備ヲ廢亡スル小国小家ノ大名衆城下ニ而已士足輕ヲ

居住サセ、遠近ノ郷里ニハ百姓ノ年貢納金ヲ催促スル為バカリ役人ノ士ヲハツカニ交代サスル所ノ弊風ニ因リ、急變時ニノソミ城下ヨリ五段備ヲ新タニソロエテ押出ス、急時ノ間ニ合ハサルコトヲ服部カ輩書記伝授ニシタルヲ古今ノ通法万国不易ノ定制也ト誤リ尚ヒ、何レノ国家ニテモ其国先主ノ軍賦旧制ヲ悉ク破リ捨、オノレカ尊信スル他国流死法ノ形ニ手配手当ヲ改易ントスルモ、孫呉韜略ヲ深ク学ヒ、材識活撥ノ働ヲ志ス武備ノ学アルコト弁エ知ラス、他国浪人ノ妄作スル甲州流ヲ以演武ノ教ニ足レリト誤ル故也、此儀論ハ別冊ニ録スニ因リコ、ニ略セリ、

○乱世管舎ノ法ハ、行時ハ陣ヲ成シ、止ル時ハ營ト成ス主意ニテ、其所ノ地形人数ノ多少ニ応シ在家ヲコホチ何様ニモ風雨ヲ防ク迄ニスルコトニテ一定ノ図形アルニ非ス、薩州ノ古村里人家ニ管舎スルヲ家陣ト云、野原空地ナトニ風雨ヲフセク仮リ小屋ヲ掛ルヲ笹陣ト云、肥後水俣ニ相良退治ノ時薩軍アマタノ笹陣ヲ取タルモ、間ヲヘダツル為ニ垣ヲ結ヒタル籠略ナルコトニテスムタルヲ始メ、九州諸所ニテ笹陣

〔玉里文庫本より補〕

▽家陣シタル形其所々ニテ△易り、一定ニ絵図形キ

ワマリナキ故▽〔玉里文庫本より補〕

ト家々ニ語り伝ルコトナシ△乱世ノ時ニ入用ナキコ

トナルヲ治世ニテ甲州流陣取ノ絵図ニ引合セ新タニ

陣屋ヲ結構スル形ヲ設ケ飾ルハ、少女童子ノヒイナ

遊ニ類スルイタヅラノ費也、甲州流陣取ノ図形当時

江府大名屋敷君主ノ居間・玄関・広間・書院・諸役

人ノ部屋・長屋カマエノ形ノ如ク陣小屋ヲ掛、外カ

コヒノ四隅ニ井ヲ掘り、雪隠ヲ引ハナシ広ク作ルナ

ト、新シク造立結構スル絵形ヲ妄作スルハ、今時御

手伝普請ノ時広キ空地ニ新タニ小屋ヲ構ルヲ見マネ

私巧ヲ付加エタル図形ニテ、乱世ノ陣取ニナキコト

ナリ、又甲州流ヲ編集スル小畑景憲、信玄時代甲州

ニ無キ信長家ノ長柄組ヲ取マシエ、鉄炮・弓・長柄・

騎馬・大将旗・供馬ト次第シタル五段備ハ、秀吉公

天下一統御治世ノ始諸大名江戸參勤ノ供マワリ行列

鉄炮・弓ヲ足輕ニ持セ、次ニ長柄ノカサリ鎗中間是

持、次ニ歩行士左右二行ニ並ヒ、次ニ君主ノ手廻り、

其蹟ニ諸士ノ又者供ト次第シ、鎗ハ士ノ持タスル道

具、薙刀ハ出家・婦人ノ飾リ目印、弓・鉄炮ハ士ヨ

リ劣リタル輕卒ノ持ヘキ道具也ト公儀ヨリ治世ノ格

式ヲ定メ玉フ、景憲此格式ニ因リテ定メタル備組信

玄時代武田ニ用タルコトナク、尾州信長ノ家而已ニ

用タル長柄組ヲ五段ノ中ニマシエ加エタルヲ以テ五

段備信玄戰ヲ決シコ、ロミタル手組ニ非ス、景憲治

世ノ妄制ナルユエ、景憲カ時代関ヶ原・大坂・島原

ノ軍場ニ二十五騎ト人数並ヲ揃エタル五段備ヲ用ヒ

テ戰ヒタル將、諸国ニアリシ実証未聞甲州流ノ徒服

部カ妄作シタル三十六戰ノ中川中島・時田・海野平

ナトノ絵図ニ因リ同シ五段備ノ形ヲイクツモ飾リ、

イマノシク亡ヒ果タル信玄ノ蹟ヲ似スル旗本備人

形ヲ以立並へ、齡半白ノ人モ国ノ武備ノヨウニ尊信

シ、薩州ノ御先代軍賦ノ旧記御人数賦帳ヲ見ルヘシ、

惟新主御代九州・朝鮮諸所ニテ勝利アリシ▽〔玉里文庫本
より補〕

ニハ弓・鉄炮ノ足輕ト云者一人モ見得ス、諸士スヘ

テ歩タルコトナク大ニ相違シタリ、然レトモ甲州流

△備組ノ如クナキ故ニテ薩軍九州・朝鮮・関ヶ原ニ

テ敗亡シタル証拠ナケレハ、今ヨリ後ノ乱世ニモ薩

州ハ惟新主御代ノ備手組ノ法ヲ用テスムコトナレハ、
景憲・服部治世ニテ妄作シタル備組未タ実ノ戦ニ
コ、ロミ用サル形ヲ備立ニ飾リテ見ルハ、薩州ニテ
後來ノ乱世ニ入用ナク、治世イタツラニヒマヲ費ス
遊ナリ、

○甲州新流ヲ家綱將軍ノ御代延宝ノ比新タニ始メタル

(寛文脱カ)

服部善兵衛、景憲カ甲州古流ノ伝ニナキメヅラシキ
私巧ヲ設ケ加ル所悉クタ、ミノ上愚カナル利巧ニテ、
乱世軍戦ノ事ヲ通セサルコト也、古流ニ足輕伍人ノ
中三人ハ鉄炮、(玉里文庫本より補)二人ハ弓ト交セ合セ、弓ノ数ヲ三

分一少用ルト定タルヲ、服部是ヲ違ヘ新流ニテ鉄砲
△足輕・弓足輕俱ニ二十五人、同数ニシニ二隊二分サ
レ(ハ脱カ)五段備ノ数ニ不合、且戰場ニテ弓而已ヲ用ル弓不
足也ト云リ、景憲時代ニサエ弓ノ用鉄砲ニ劣リタル
故ニ弓ノ数ヲ少ク用タリ、関ヶ原・大坂ノ役大小鉄
砲ヲマシヘ用ル故、戰場ニ弓計リヲ用ル場節ナキコ
トヲ知ラス、天草高原ニテノセリアヒ戦ニ弓一度モ
用ニ不立ト古老ノ実説アリ、又尾張ノ古寺ニ武田信
玄旗本ノ太鼓ト銘書シタルチヒサキ太鼓アリシト、

アマネク知タル人無キコトヲ服部一人証拠ニシテ隊
將ノ自身腰ニ太鼓・半鐘・貝・拍子木ヲ付サレハ号
令ヲスル時ニ不合ト云リ、公方家ノ御旗本其外諸大
名ノ家ニ太鼓ヲ持役者アリ、隊將ノ側ニ鼓金ヲ持タ
セラク士卒モ遠ク離散スルホトノ乱軍敗亡ナレハ、

隊將腰ニ付タル太鼓・半鐘・貝・拍子木ヲ取テ合図
号令シタリトモ、方々ニ乱レ散リタル士卒ノ耳ニ徹
シマトマルヘカラス、敵ヨリ大将ナルコトヲ知テ鉄
砲ニテねラヒ討ニスヘシ、士卒ノ耳ニ令スル金鼓ヲ
隊將自身ノ腰ニ付ルコトニセハ、目ニ令スル旗・的
居・馬印ヲモ隊將ミツカラ手ニ携エ持タスシテ不叶
トスヘシ、金鼓・旌旗ハ耳目ニ令スル号令ノ器ナル
ニ、金鼓而已ヲ大切ニシテ隊將自身ニ持、旌旗ハ旗
ザシノ卒ニ持スヘキ様ナシ、薩州ノ古惟新主ヲ始諸
將腰ニ貝・太鼓ヲ付ケ玉ヒタルコトナク、太鼓ハ
士躍ノカラ太鼓ヲ△御側小姓衆ニ数挺打タセ玉フ御
(玉)
法也、半鐘ハ茶会待合ノ合図ニ用ルハカリニテ古今
ノ軍陣ニ用ル例ナシ、拍子木ハ當中時触ナトニ古モ
用タリ、小音ナル(敵脱カ)故味方戦ヲ決スルケワシキ戦場座

作合図ノ用ニ不立、服部ハ戰場ヲ治世官貴ノ人ノ葬
送場ノ如キ物音シツカナル衆込ト心得タルカ、小鼓
ノ様ナル小キ太鼓ニ貝ヲ吹マシエ、或ハ半鐘・拍子
木ヲ打マシヘル合図ハ、敵味方多衆鬨ヲ発シ、大砲・
鉄砲ヲ打出シ、曳ヤ声ヲ発、劍戟ヲ交エ死生ヲ争フ
戰場ニテハ士卒ノ耳ニ徹セサル故号令ニ成ス、然レ
トモ太鼓ハ合図ヲ通スル計リノ用ニハ非ス、士卒ノ
勇氣ヲ奮発スルヲ第一ニスル故、大ナル太鼓ニ非レ
ハ利用ナシ、軍防令ニモ一隊ニ太鼓三四面ヲ用ルコ
ト見エタリ、薩州ノ古ハ御関狩合図ノ如ク大ナル陣
貝計ニテスマセタルコトナリ、太鼓・貝金・拍子木
ナトヲ交ヘ用タルコト薩州ノ古戦ニナキコトナルニ、
服部カ治世之私巧ニ改メ易ルハ不入コト也、景憲カ
五段備鉄砲・弓足輕ノ次ニ信長家ニ用タル長柄ノ士
卒ヲ揃ヘ立ルト定タレトモ、長柄ノ利用働前見エス、
騎馬鎗ノ士ノサキニ長柄士卒ノ一組ヲサカル故、敵
味方鉄砲・弓ノセリ合ツマル、タ、チ騎馬士一番ニ
番ノ鎗ヲ入レ始ルト云勝負合ノ意味ニ相違シ、甲州
ニナキ長柄ヲ加エタルニ因リ、騎士ノ鎗ト長柄ノ鎗

ト二重ニカサナリ長柄▽全集文庫本より補無用ノ物ト成故、服部長柄
ノ士卒ヲ騎馬士ノアトニ立ルト前後ヲチカハ戦ニサ
シカ、ル時、長柄△奉行・歩士頭ト立会ヒ下卒ノ持
タル長柄ノ鎗ヲ歩士ノ中貧窮ニテ鎗ヲ不持人ニ渡シ、
手明ニ成タル下卒ニハ戰場ヲハセ廻リ諸士戦功ノ証
人ニ立、其上落チ散タル物ヲ拾ヒ取持帰レト服部手
鑑(二九)ノ鈔々甲州流役人付ト号ル伝書ニ記ス、歩士何ホ
ト貧窮ナリトモ平日手ニ熟シ思入レアル得道具ヲ携
持コトナク空手ニテ戰場ニ出ル命知ラスノ馬鹿者ア
ルヘキ様ナケレハ、何レノ人ニ長柄ノ鎗ヲ渡スヘキ
ヤ、古ヨリ武士ノ手柄戦功ニ長柄ノ下卒タクヒヲ証
人ニ立タルコト無、死傷眼前ニ顯レ、敵味方入ミタ
レ勝負ヲ決スル戰場ヲ手明ナル下卒ハセ廻リ落散タ
ル物ヲ拾ヒ取帰ルコトヲ得ンヤ、若ウロタエ廻ラハ
悉敵ヨリ切殺サルヘシ、戰場ハ治世ノ衆込見物場ノ
如クニ非ス、死生ヲ争フ危場ナルコトヲ服部ワキマ
エ知ラサルニヤ、埒モナキ私巧ヲ見立ルモノナリ、
惟新主御代薩州ノ備組ニ長柄組・騎士鎗組ト云沙汰
モナキコトナレトモ、夫故ニテ幾度モ九州ノ敵或ハ

太閤ノ先手上方筋ノ敵ト戦タル時勝利ヲ失ヒタルコトナシ、然レハ薩州ニ於テハ長柄ノ下卒足輕騎馬ト号レトモ、戰場ニテハ歩主一本鎗ノ騎士組何レモ入用ナキコトナリ、薩州ノ古日新主ヨリ惟新主御三代君ハ韜略ノ旨趣ヲ御行ヒ、士臣ハ忠実質朴ニ化シ、我三州アルコトヲ知テ他国アルコトヲ知ラス、治久キニ至リ士ノ古風ヲトロエ、身ノ言行ニ求ル韜鈴武備ノ学師ヲ成ス人ナキ故、易簡の実ナル軍賦ノ旧制アルヲ追ヒシタヒ奉ラス、他国ノ小畑・北条・山鹿・服部・赤上カ輩治世ノ私巧ヲクワシク文飾スル軍学ヲ習ヒ来リ、我三州先君ノ遺制ヲ田舎形儀ニテ野拙籠略ナリト誤ル、是武備廢亡シ変乱ニ至リ三州ヲ危ウスル基也、是故ニ孫子ノ旨趣ヲ事法ニ推演シタル先伝明火水之形ノ書巻条目ニ因リ、三代先君ノ軍賦備ノ旧貫ヲ發揮スヘシ、是合伝流時所ニ転用スル教則ナリ、

旧貫發揮 尾

服部カ甲陽軍鑑ノ伝記ニ、永禄六癸亥年二月信玄永

野カ国峯ノ城ヲ夜攻ニスル時、挑灯ヲ数多火ヲ照シ数疋ノ馬ニ付用ヒタルヲ委ク記シ、是ヲ挑灯武略ノ当リ口トス、今世ノ箱挑灯・弓張挑灯ハ寛永以後治世ニ初タル器物(ニテカ)ミナ永禄年中ノ比ニハナキ物ナルコト其証タ、シク記シタル書アリ、服部是ヲシラス妄加虚説スルハ甚文蒙也、是ヲ以伝記合戦卷ニ記録スル所悉ク治世ノ虚妄ニテ、乱世ノ事实ニアラサルヲ弁フヘシ、

武学口授

天ニ春夏秋冬アリテ万物ヲ化生スルカ如、文事武備俱修メ並ヒ行レサレハ国家ヲ経済スルコト成難シ、故聖人ノ道ハ士ニ文武ノ業ヲ教ヘ習セ、文武兼備ルヲ以邦政ノ本トス、其尚書ニ明ナリ、南宋・明末ノ儒家者流治ニハ文ヲ用ヒ、乱世而已武ヲ行フト、文武ヲ両途ニ誤リ或ハ武備ノ大本武経ヲ講演セス、兵器ノ技芸ヲ手練スル而已ナルヲ以武経演武トスル如聖王古ノ政事ニ通セサル也、然モ本朝ハ神武天皇ノ御宇ヨリ天性武ニ長スルコト万邦ニ勝レ、自然ノ習

俗中華ト同カラス、源頼朝卿ヨリ以来將軍家天下ノ
權ヲ掌握シ、今ニ至リ文官文士ヲ分ルコトナク上國
(君脱カ)ヨリ下士卒ニ至ル迄スヘテ悉ク大小刀ヲ帶スル武官
武士ナル故ニ、武備軍賦戰攻ノ事法ヲ天下泰平無為
ノ日ヨリ學ヒ習フ家業ノ職トス、今世治窮ルノ弊文
華驕奢ニ流蕩シ、經伝ノ教ニ從ヒ躬ヲ省ミ言ヲ慎ム
忠信篤敬ノ實行ヲ志シ励ムコトナク、詩ヲ翫ヒ文ヲ
作ルヲ武臣ノ職ナリト誤リ、本朝ノ古縉紳ノ文學ト
俱ニ並ヒ立タル韜鈴家武備ノ學武臣ノ家事本職タル
コトヲ弁ヘ知ラス、治世ニ武ヲ講スルハ異端也ト惡
ミ譏ル、實ニ士ノ古風廢亡シ、變乱ノ時ニ至リ國家
危敗スル基ナルコトヲ歎息スヘシ、此比數輩ノ諸生
予カ多年困學シタル武學ノアラマシヲ尋ネ問フトア
レトモ、予貧窮ニテ會スヘキ居宅モ無、饑寒ニ苦ミ
カシク閑談ノ暇ナキ故、往日師ノ教ヲ授リタル教習次第大
略ヲ禿毫ニ任セ話説ノ勞ニ代ル也、先師韜鈴武學ノ
教習ヲ他ニ混スマシキ為ニ仮ニ合伝流ト号ルハ、僅
ニ本朝一家一將ノ蹟ニ偏比シ流派ヲ分ル偏少ナルコ
トニテハ將材ヲ長スル學トスルニ足ラス、本朝古今

諸家軍制(ノ脱カ)ノ宜シキヲ選取リタル伝ト合セ伝ル故ニ合
伝流ト号ル也、教習ノ始ハ七書諸ノ註解ヲ悉ク取ラ
ス、白本ヲ以暗誦ソランスルホトニ熟読シ、文義ミ
ツカラ通セサル所ヲ師ニ問フ、其中孫子十三篇ト五
事五材約言兩冊ハ師家ノ訓点ニテ読ム、約言ハ外六
書ノ要語計リヲ取り、道・天・地・將・法之五事、
智・信・仁・勇・嚴ノ五材ニ部ヲ分註疏トシタル物
也、次ニ近代須藤一柳先生ノ著述シタル校勝ノ卷授
ク、此卷ハ公方家・外様大名ノ國ヲ軍制拙惡ニスル
御深計ニテ、普ク世ニ流布スルヲ御禁止ナキ甲州流
諸流軍學ノ知ラサル所鉄砲火陣ノ用法未審天正以前
謙信・信玄在世ノ軍制ヲ悉ク条目ニ記シ、朝鮮陣ヨ
リ以來慶長・寛永ノ比関ヶ原・大坂・島原ノ役ニ至
リ戰場懸引甚雨暴風ノ時ニモ大小鉄砲・火炮ヲ多ク
用ヒタル陣隊ノ法制ヲ以打崩シ、備立陣城ノ教謙
信・信玄在世ノ軍法戰術スヘテ自今以後ノ軍ニ敗亡
ノ基ナルコトヲ証ヲ拳ケ明弁シ、且甲州流諸流軍學
治世ノ私妄虚説ヲ加エタル惑ヲ解キ教ル也、校勝ノ
卷トハ孫子ニ所謂彼ヲ知り己ヲ知り諸流軍學伝秘ノ

上ニ一超勝レタル軍制ヲ校計スル義也、次ニ先伝明
 火ノ両卷ヲ授ケ、武士二己ノ働ヨリ始メ(ノカ)戰略・軍礼・
 陣營・城之制、慶長・寛永ノ比大小鉄炮ヲ用ル陣法
 ヲクワシク教習シ、次ニ知勝卷ヲ授ク、知勝ハ孫子
 二知將有五將能而君不御者勝ト説タルニ因ル也、此
(勝カ)
 卷ハ知・信・仁・勇・嚴ヲ今日ノ言行ニ求メ、師弟
 同志互ニ善ヲス、メ、過失ヲ告ケ將ノ材能ヲ全備ス
 ルコトヲ勵務ル教条ヲ録ス、忠明先生ハ此卷ニ小学
 ノ嘉言・善行之兩篇ヲ加エテ講習セリ、智ハ士ノ節
 操・忠信・廉恥ヲ能ク弁エ知り、不義ノ富貴ヲ惑ヒ
 貪ラス、躬ノアヤマリヲ顧ミ憚ラス、速ニ改ルヲ明
 智ノ始トシ、信ハ不妄語ヨリ始メ、今日一言一行ニ
 誠信ヲウシナヒ、兒女子ヨリモ疑ハル、ヲ恥トスヘ
(私脱カ)
 シ、仁欲好悪ニ依テ愛ヲウシナフコトナク、勇ハ激
 セス屈セス、安危ニ臨テ志操ヲ変セス、嚴ハ酒色ニ
 戯レ乱ル、コトナク一身ノ武備ニ怠ラス、是ヲ修行
 ノ始トスヘシ、委キコトハ教条ニ出セリ、今日平生
 ノ言行ニ智・信・仁・勇・嚴ヲ勵ミ務メ、將ノ材器
 ニ成ラサル人、変時ニ至リ俄ニ(玉里文庫本より補)五材ヲ兼備スヘキ

様ナシ、士タル人△五材ヲ躬ニ備ヘサレハ君主ヲ利
 シ、衆民ヲ保チ、國家ノ用ニ立ヘカラス、武学ハ知・
 信・仁・勇・嚴ノ五材ヲ成ス為ノ學術ナル故、此知
 勝卷ヲ授リ、今日躬ニモトムル実行ヲ勵ム、志ナキ
 諸生ニハ余卷ヲ伝授スヘカラスト先師遺誡セリ、此
 卷ノ後ニ水ノ形三卷ヲ授ケ、孫子ノ旨趣ヲ推演和解
 シタル本朝ノ武備兵制慶長以來時所位ニ応用スル兵
 事活法ヲ教習シ、熟得ノ諸生ニハ火攻校計卷ニ難門(間
 条カ)
 修ヲ与エ、今ノ國家ニ於テ武備教令軍賦兵制ノ事法
 ヲ書記セ材智ノ働ヲ試ム、水之形ト伝卷ヲ号ルコト
 孫子ノ語ニ因リ水方(エ)円ノ器ニ從フテ形ヲ成義ヲ取レ
 リ、譬エハ孫子ニ説ク旨趣ハ、水ニシテ其國先主ノ
 軍賦士衆ノ旧情ニ習染シタル旧制(玉里文庫本より補)ハ方円ノ器物也、
 是故ニ肥後ニテハ細川家先主ノ古制△ニ從ヒ、御当
 國ニテハ日新主ヨリ惟新主ニ至ル御三代ノ間、韜略
 ヲ御学ヒ(御三代韜略ヲ御熟得有シコトハ伊勢貞昌其外旧記ニ見エタリ)御定有シ御軍制旧
 法ヲ本ニシ、他国流ヲ以改易ルコトナク廢レタルヲ
 再興シ、時所位ニ応スル活法ヲ教エ、諸生ヲシテ五
 材ヲ成サシム、是合伝水之形ノ教則也、大小銃ヲ專

二用ルハ火陣ノ法イマタ委カラス、後世ノ軍戦ニ敗
亡スルコト疑ナキ、天正以前武田一家ノ蹟ニ泥ミ治
世ノ私妄ヲ添エ加ル甲州新古流ノ死法ヲ古今不易万
国ノ通法ナリト誤リ、七書ヲ学ハシメテ(スシテカ)一支流ノ假
名書ヲ尚ヒ、城取ノ土形ヲ翫ヒ、甲州古戦ノ蹟ヲ説
話シ、今日ノ言行ヲ顧ミ五材ヲ成ス教無軍学ヲ学テ
権貴ニ近キ諂諛奸佞ヲ得ルタヨリトシ、城府ニ而已
士卒ヲ居住セシメ、遠近郷里ニ吏士ヲ土著セス、国
ノ武備ヲ常ニセサル治世闇主ノ妄政ヲ本ニスル他国
浪人ノ余唾ヲ甘ンシ、急変ノ時ニノソミ待合ハスル
賊敵ニ非レハ間ニ合ハサルコトヲ設、旧制ヲ野拙ナ
リト見下シ旧俗ノ情ニ背キ、他ノ劣リタル信玄流ヲ
尊信シ、双ヒナク勝レタル古ノ事実遺制ヲ改メ易ル
甲州流ノ教ト、孫子ノ旨趣ヲ時所位ニ転用スル合伝
流活法ノ武学ト同日ニ論スヘカラス、

徳島興著

雲
清
河
漢
爲
月
出
輝
原
上
不
省

澹水金
波一時漲

石東郊秋月
懷山鶴汀先生待

骨董集上編下之巻抜書

○勸進比丘尼絵(解カ)圖(解カ)

下に出せる古画其風体をもて時代を考ふるに、寛永の比かけるものにて、勸進比丘尼の絵ときする体にもあるへき、東海道名所記 浅井了意作 万治中印本 卷二に云、「いつの比か比丘尼の伊勢・熊野にまうで、行をつとめしに、其弟子皆伊勢・熊野にまいる、この故に熊野比丘尼と名づく、其中に声よく歌をうたひけるあまのありてうたふて勸進しけり、其弟子また歌をうたひけり、また熊野の絵と名づけて地ごく極楽すへて六道のあり様を絵にかきて絵ときをいたし、おくおかくおはします女房達ハ寺にまふて談義なんとも(骨董集より補) ▽きく事なけれバ、後世こせをしらぬ人のために、比丘びく尼ハゆるされて、ぶつほうをも△す、めたりけるなり、いつのほとにかとなへうしのふて、くま野・伊勢にハまいれとも行をもせず、略中 絵ときをもしらず、歌をかんやうとす云々」とあり、か、れハ昔の勸進比丘尼ハ地獄極楽の絵巻をひらき人にさしをしへ絵解して仏法をす、めたりき、下の古画の体を

見るに、寛(水脱カ)の比にいたりてハそれを略し、かの絵巻

ハ手にもてる計りにて、比丘尼二人むかひ居て絵解の言に節をつけて拍子とりてうたひしにやとおほゆ、

日次紀事 延宝・貞享の脱カ あいだに作り 二月の条に、「倭俗彼岸中專作フ ノチラス

仏事ヲ、民間請シテ 熊野比丘尼ヲ 使トカ 説トカ 極楽地獄ヲ、

是謂ヲ 掲ヲ レ画、云々」とあれは、延宝・貞享の比までも其なこりハありけんかし、

艶道通鑑 に、「歌比丘尼むかしハわきはさミし文

匣にまき物入て地獄の絵説し、血の池のけかれを

いませ、不産女うますめの哀を泣するわさをし云々」とい

へり、今説祭文(経脱カ)といふ者に、不産女地ごく・血の

池ぢごくなど、てあるも絵解の名残なるへし、血

の池地ごく物語をよむに、血盆経 骨董集より補 ハさら也 に、目

連羽州追陽県に到り、血盆池地獄之内ニ女人あま

た種々の罪を受けるを見て悲哀して、獄主と問答之

事あるにもとつきて、いともおさなく作りたるも

のなから、文ハおのつからふるめいたる所あれば

なり、また今地獄絵を杖のさきにかけて鈴をなら

し、地獄和讃をとなへて勸進するもこの遺意にや

あらん、

かれ、

勸進聖判職人歌合天文六年以前の者といへりに、絵解といふ者あり、

其図をミるに俗体にて烏帽子・小素襖を著、琵琶をいたき杖先に雉の尾をつけたるを持、おのれケまへに画巻のとき物をおけり、絵解の花の歌に、見ところや絵よりもまさる花のひもとかふとかじは我ま、にして、同述懐に、絵をかたり琵琶ひきてふる我世こそうきめみえたるめくらなりけり(礼カ)、判のことはを考ふるに、古き軍物語りのさまなどを画巻にして、杖にてさしおしへつ、絵解にふしをつけて、平家などをかたるやうに琵琶に合せてかたれるにやと覚ゆ、杖先に雉の尾つけたるハしばくさししめすに絵巻の破そこねざるためか、比丘尼の絵ときも是等のうつりけるにや、

名越篤烈

私曰、地獄之事種々書り、是誠に信するにたらず、一度死してまたよミかへり十王之事共かたりしものなし、此事小学明倫に委細あれとも、小学之事共しらぬ者の作と心得可、見かりにもまよふ事な

○古画勸進比丘尼絵図

按するに今よりおよそ百八捨年
ばかり前寛永中にかける

絵なるへし頭を白き

布にて巻たるは

ふるきふり也

七十一番職人尽

絵を合せミるへし

紙の

やれ

柳塘館摹蔵

手にもてるハ地獄の絵巻

なるへし

武清縮写

此小びくに

の手にもてるハ

びんぞぐら

なり

牛王

箱

なるへし

○端午の頭巾袈裟小人形

今より凡百二三十年前延宝・天和・貞享・元禄の比は、五月五日男児紙にて作れる頭巾・袈裟を著、山伏の体に出立て遊し事ありき、「目次紀事」延宝の書五月五日の条ニ云、「以_三柳木_ニ作_二大小刀_一、是謂_二菖蒲刀_一、男児横_ニ之_ヲ於_ニ腰_ニ著_テ頭巾_ニ倣_二山伏体_一、云々」、「雍州府志」貞享三刻卷之七「小川人家端午所_レ用木刀、或謂_二菖蒲刀_一ニ云々、又木長刀・木甲冑・山伏頭巾・袈裟并薬玉等物、売_レ之云々」、「むかしく物語」享保十八年ノ書「六十七年以前までハ五月の初めときん・すゞかけ・螺_{（刀脱カ）}・菖蒲をうりてありく、それを子供求て、五月四日に子供菖蒲にて鉢巻し、ときんをかふりたすきをかけ、菖蒲刀をさしほらを吹ありく、云々」とあり、これらを見わたすにすへて下の古画にいとよくあへり、今ハすたれにたる事なれはめつらし、

○元禄年中の印本天和耕作絵抄卷二に所載の図也

○むかし端午にをのわらハ

紙にてつくりたるときん

けさをかけて遊びたる

体也



○冑人形の事ハ先板の巻にもいへり元禄の比ハすてにかくのこことく冑人形と別の

物になれり人形の制の質素をミるへし其角が五元集に「さミたれや傘

につる小人形」といひしも此絵とおなし時代なれハ此人形の事なる

べし其比を目の前にミるこ、ちしてす、ろにめづらし

○後妻打古図の考へ

古事記、

白樫原宮ノ

段宇波那理

大和物語

又檜垣姫集

うはなりこ

なミとみゆ、

こなミとハ

前の妻をい

へる古言な

り、

うはなりとハ後妻をいへる古言也、

後妻、和名宇波奈利、**新撰字鏡**嫌、宇波奈利、

日本記卷二嫉妬の二字をうはなりねたミと

訓めり、**昔々物語**をみるに、室町家の比の

ならはしにや、相当打といへる事ありしと

なん、うはなり打ともいひけるよし、妻を

離別して後の妻をむかふるに、其しかたに

よりて前の妻したしき女ともをたのミ相

当打をもよほし、まつ前に後の妻のかたへ

使を遣して、某の日某の時相当打にゆくへきよしを

いひやり、其日にいたれば、前妻をはしめとしてし

たがふ女ともおのれくしなひやうのものを持って後

の妻のかたへゆき、台所より入て打まはる、後の妻

のかたにもしたしき女をたのミ置てうたれしとよう

いす、さてたかひにあらそふ時、前妻・後妻の媒妁

せし者の妻と待女郎になりし女と双方の中にいり、

あつかひなためてかへらす也、たかひに男をましふ

る事ハせさりしとなん、

○さて相当打の名はいまた他のものにハ見あたら

す、うはなり打の名ふるき物にミえたり、

宝物集卷二に云、「村上帝の宮輝殿女御芳子と小一

条左大臣の御娘打戯れておはしますを覗て御覧しけ

るが、余りに妬く思しけるほどに、九条右大臣師輔

の女御を土器の破にて打給ひけるとそ聞へし、さて

御兄の殿原、一条殿伊尹・堀河殿兼通・三条殿兼家

三人ながら御かしこまりになり給ひにけりとこそハ

聞へしが、増してあやしの下子ども後妻打とかや

をして髪をなくなり取組引組するハ理りにそ侍るへ

き、云々、

○此ふミハ俊寛とともに硫黄島にありし平判官康

頼法印治承二年の春再度旧里に帰りて後にか

る物也、此書にいへるおもむきにてハ、うはな

り打ハいとふるさわさ也けん、

源平盛衰記卷一に云、「村上帝の御宇、左中将兼家と

云人あり、北方を三人持たれば、異名には三妻鍾と

申けり、或時此三人の北方一所に寄り集りて妬みの

色顕れて、打合、取合、髪なくなり、衣引破りなん

として見苦しかりけれハ、中将ハあなむつかしとて

宿所を捨出給ひぬ、(朱書「マ、」)取ざふるものもなくて二三日迄

組合て息つき居たり、二人の打合ハ常の事也、まし

て三人なれば誰をかたきともなく、向ふをかたきと

打合けるこそおかしけれ、云々」、葵の上の謡に、

「あら恨めしや、今ハ打でハかなひ候まし、あら浅ま

しや、六条の御息所ほとミヤストコロの御身にてうはなり打の御

ふるまひいかでさる事の候べき、た、おほしめし留

り候へ、いやいかにいふとも今ハ打でハかなふまじ

と、枕に立よりちやうと打ハ、三山の謡に、「ミれば

余所にもねたましき、花のうはなりうたんとして、か

つらのたちえを折持て、中略 ねたさもねたしう

はなりを(骨董集より補)「打ちらし」(骨董集より補)「うちちらす、骨董集より補」骨董集より補「云云」

○小児をあやすにバアといふこと

古今著聞集卷十 怪異部、ばけ物に児をとられたるこ

とをいへる条りに、(朱書「マ、」)「門をことくしくした、くもの

あり、云々、うしなへる子とらせん、あけよといふ、ばけもの、詞

猶おそろしくてあけず、さるほどに家の軒にあまた

声してばあとわらひて云々」、

とみえたり、ばあといへるハ大にわらふ声也、今小児にむかひてバアといふハ大にわらふ声をまねてあやすこ、ろはへなるへし

古画後妻 ウハナリ

打図

此女後妻なるへし ウハナリ

かしらに結び

たるはかづら

ひもといふもの

なりこれ

ふるささま

を絵がける

あかしなり

さる楽の

能の女の (骨董集より補)
▽いで立に△

かつらひもを

かくるハふるき

ふりなり上古にハ

女男ともにかしら

のかさりに蔓草を

かけしを髪葛と カツラ

いへりかつらのひもハ

その遺風なり



○うハなり打を見に

あつまれる人のさまなり

追加望一後千句に

へうハなりをうてる姿の

おそろしやといへる前

句にあらぬなけきを (骨董集より補)

すりこきのさき▽と付たりこれも

此図にすり小木をもてる

さまをかけるによくあへり

此千句ハ慶長元和の

比の作なればふるし△



むかしく物語に台所より打入といへる言葉此

図にあへり

同書 又ははく「昔ハ相当打に二度三度

たのまれぬ女ハなし七十年計以前八十

才ばかりの老婆ありしがわれら

若き時分さうとふ打に十六度たのまれ

いてしなど、語りし」といへり

享保十八年かくいへるによりて

年歴を考ふるにおよそ永祿

元龜の比までもありし事にや

○貞室が玉海集に

「しもおとこのすり木もて

わかなはやしければ

うはなにかわかなも

た、く手摺こき」

此発句 山の井にも見ゆ

摺小木もて若菜を

打をうはなり打に

たとへたるも此図にあへり



○酸漿を吹ならず事ほうじょう

こ、に宮とあるハ
一条院の
后上東門
院也、

今の世に女童めわらハのほ、づきを吹ならずはいとふるき事也、**榮花物語**第八はつ花の巻、寛弘五年の所に、「宮ハうへの御つほねにおハします、云々、たゞいまの御年はたちばかりにこそおハしませど、いとわかふそおはしますめり、さらになをいと心もとなきまでさ、やかせ給へり、云々、御色しろくうるハしうほ、つきなとをふきふくらめてすへたらんやうにそ見えさせ給ふ」とあり、其時ほ、づきをふきならず事のありければこそふきふくらめてとハかきけめ、いにしへ宮中やんことなきわたりにもこれをもてあそはれしにや、寛弘五年より今文化十年迄およそ八百六年なり、かゝる証なくてハさしもふるからんとハ思ひもよらぬわざなり、**源氏物語**野分の巻、玉かつらのさまをいへる所に、「ほ、づきとかいふめるやうにふくらかにて髪のかゝれるひま／＼うつくしう覚ゆ」とあり、こゝにハ吹とハなけれど、榮花物語りのことバにおもむきハ似たり、

枕の草紙異本に、「おほきにてよき物、ほ、づき」とあり、ほ、づきハ食物にもあらず、見てなくさむ物にもあらねハ、吹ならず料レならずハ大きによき物とハいふましくや、○此事流布の本にはなかりしとおほゆ、

本草綱目卷十酸漿の条下、主治に云、「食ハ之除レ熱ヲ治ス黄病一、尤益二小兒二、付方に云、「酸漿実丸、治ス婦人胎熱難産一、」

か、れハ婦人・小兒のほ、づきを口にふくむハよしある事ぞかし、

○かくれあそひ

宇都保物語初秋の巻に云、「草のなかに笛の音のし侍るをたつねてなん、朱雀院也同御詞うへ草笛をこそハふきけれ、かねまさ也大将かくれあそびをやし侍らんと聞へ給へは云々、」**榮花物語**つぼミ花の巻、長和三年のくたりにいわく、「男きミハイミしうおもひきこえ給へれと、なほいと心つきなく、ともすれば御かくれあそひのほともわらハげたるこゝちして、それをあかんことにそお

ほされたる」

とあり、これらにかくれ遊ひとあるハ、今云かくれんぼなるへし、たび／＼云事なれとわらは遊びにハとにかくにふるき事のこれり、**書言字考**に白地蔵の三字をかくれ遊ひと訓せるハ、アカラサマ白地にかくる、かりそめの遊ひといふ儀ならん、○寛文の比ハ是をかくれこともいへり、私曰、御当国ニ而ハ当分もかくれことこそいへり、されはこれも古言なるへ、名越篤烈「古今夷曲集」寛文五年撰序文に、「おさあいをあいや手打、川水のあわ、いな舟の掉頭フリク、土佐の手々せ、かかふ甲、大和元興寺カクレテ隠期などやうの事をもてつらね、かいちらす、云々」とあり、**物類称呼**安永四年撰卷五に、「かくれんぼ、出雲にてかくれんごと云、相模にてかくれかんじやうと云、鎌倉にてハかくれんぼといふ、仙台にてハかくれかしかといふ」、醒云、かじかハ石間にかくる、ものなれハならんか、れはかくれんぼハかくれ子の転語、かくれ子ハかくれ遊ひの遺言なるへし、

○編笠を切ぬきたる古図

これハ古き屏風の絵のうちにある

絵かける風俗をもて時代を

考ふるにおほかた

寛永正保の

比の物と

見ゆ上ミ

にいたせ

るおくに

かふきの

図中のあミ

かさを合ミ

るへし



此男の上に着たるものハ

今の羽織とハ異也

此考へ別にあり

袴ハ黄土をもて

彩色

せり思ふニ

ナメシ
焮革なる

へし革袴

を着たる事ハ

ふるきものに

所見おほし

○見世棚

今の世に商人の物売所をたな見せともいふ、いにしへハ家の端に棚閣タナをもふけ、其上に万の売物をおきならへて売れる故にたなといふ名おこれり、其棚ハ売物をすへおき往来の人にみせて売らんためにかまふる物なれば、中古ハ見世棚ともいへり、後の世にハそれを下略して見世とのミもいひき、下に出せる古図を見て古への見世棚のさまをしるへし、今餅屋の出し台といふ物杯ハ見世棚の名残といふへしからハなべてミせ棚なり、唐の絵に町屋の、今も京都に魚の棚衣、さまをかけるものあり、見てしるへしの棚脱カ、江戸にあま棚・十軒だなどといふ名残れり、町家の軒下を棚下といふも古きこととはの残れる也、○店の字をたなとも店ミセともよむハ義訓也、**和名鈔**居宅類に云、「四声字苑ニ云、店テンハ云々、座売シテルヲライヘ物舎也」、晋の崔豹が**古今注**上之卷に云、「店ハ所以置ナリ貨キウリモノヲ賣ヒサク之物」とあり、此字義によりてたなともミせともよむなり、○さて商人の物売所を棚といへる古き証は、**宇都保物語**第四、藤原君の卷流布本第七、たかもとの御子の商ひし給ふ事をいへる所に云、「こ、ハミづし所、

寢殿の北のかた、かしらしろき女ひとり水くむ、めのわらハひとり食物盛カをものほりつかまつる、これはて、棚に女おりつ、物売る、略中むな車魚塩にいほしほつミてもてきたり、あつかりとも読ミとりて棚にすへて売るへりとい、

此事ハ下はのすさび上巻にもはやく見いで、かきおけり、○うつほの時代ハ詳ならざれとも、源氏よりさきものといへれば、棚にすへてももの売ハいと古きわざなり

土佐日記諸本ミナ「山崎の小櫃をの絵も云々」とあれど、為家卿本・ト幽が付註本にハ「山崎のたな、る小櫃のゑも云々」とあるを桂園主人はやく見いで、**土佐日記考証**にか、れたり、これも棚をかまへてものうる事のふるき証なり、

此日記ハ貫之ぬし承平五年の紀行なれば、いとくふるきものなり、承平五年より今文化十年までおよそ八百七拾九年なり

○中古見世棚と称し証ハ、**庭訓往來**に云、「市町者通シ

辻子小路ヲ一令レ構ニ見世棚一、絹布ケン之類・贄・菓子有ラン

ニ売買之便リ一之様可レ被ニ相計ニ也、時軒隨筆卷二に、庭訓ハ玄恵法印元

弘四年正月廿一日書レ之とあれ、**下学集**文安元年撰上卷に見世

棚の名見えたり、**勸進聖判職人歌合**天文六年よりすこし

に、鳥売の花の歌に、春ハまたどころも花センボンの千本に

見せおくたなの鳥のいろく此歌にて見せ棚の、
名義あきらか也、**奇異**

雑談集天文中の作也、
考へ別にあり、卷二に云、「家ぬしハ婦人にして

夫なし、一二年ひとりやもめなり、つねに茶屋の本

座に居て茶をうる、おもてにいたをもつてかりだな

をつりて胡瓜キ五六を出してうる醒云、今も八百屋ハ棚
をもふけ瓜・茄子のたく

ひをすへてうる、**運歩色葉集**天文十六十七
の間の撰也、卷四に見世棚

の名をいたせり、**北条五代記**ひらかな
本卷十、天正十八年の条

に云、「扱又松原大明神の宮のまへ通町十町ほどハ、

毎日市立て七座の棚をかまへ、与力するもの手買ふ

りうりとして百の売物に千の買物有て▽**群集す**」、又云（骨董集より補）

「町人ハ小屋こやをかけ、諸国津々浦々の名物を持来て

△売買市をなす、或は見世棚をかまへ唐土・高麗の

珍物、京・堺の絹布をうるもあり、云々」、

新市に一の棚をかさるといふこと、**狂言記**四巻
柿売のことば、五巻

かつこはうろくの詞、其外狂言におほかり**観狂言記**卷一
河原新

市といふ狂言に、「けふハ河原のしん市でござる、いつものこ
とく酒をうりにまいるふと存します、略中まあるほどにこれ
でござる、こゝもとにミせを出しませふ」
とあれハ、ミせとのミいふも近俗にあらす

清水物語慶長中作寛
永十五年刻上巻に云、「四条五条の辻にこま

ものミせとてたなひとつにいろくさまくのもの
をとりあつめておき、人の用次第にうるもの、候」、

○見世棚の古図

これハ鏡わりといふ絵巻に載る所
京四条の町の見世棚のさまなり

此絵巻の時代つまびらかなら
されともおほかた文安宝徳の

比の物とおもはるゝ考へ

ありことばながけれハ

もらしつ外百番

のうち松山かゞミの

うたひハ此絵巻の

ことばがきに似たる

ところありこれを

文安宝徳の比物と

さたむる時ハ今

文化十年迄およそ

三百六七十年来

へたる古画なり

其時の町屋のさま

を今めの目の前に

ミることぢす



わらハの竹馬に
のれるさまなり

竹馬の事ハ

先板の巻

にいへり

これを

あハせ

見る

へし

牛車の

作りさま

いまと

こと也

笠持たる女のはきものハ七十
一番職人尽に見えたる板金
剛か

福富の草子の見世棚の図にも
のれんに三ツたちはなを
かけり



此女のはきものハ板
こんがふか

ふるき
風也
フリ

物いたゝきて
うりありき
しも

紀の長谷
雄の草子
福富の草
子などにも
見せだなの
図あれどこれ
ほどにくハし
からす
販婦がかしらに

○目なしとち軒の雀

今の世の童遊ひに目かくし或はめんなひちとりといふ事あり、それを室町の比はめんなしとち軒の雀といひけり、**福富の草紙**卷上の詞書に、「みちすがら、めんしどちのきのすゝめあそふわらハべの手さしゆびさして笑ふ、云々」とあり、

好古小録卷上に、「福富草紙二卷、画工及書者姓名不レ伝」とありて時代詳ならず、今詞書を案するにめらくとやきすてつ、ぜじやうだつものなとやうの古き詞つかひのなかに尻をゐところ、腹をおなか、へヒル放屁をおなら、小袖をべ、なといへる詞のましれるにて、おほかた室町家の中比の物とおほゆ、絵にも又しかおほゆる証あり、

○又一休和尚の**水鏡**に、「目なしどちく、こゑについでまませ」といへる文あり、**水鏡註目無草**卷上に、「どちくとはたづぬることばなり」といへり、○又目かくしといへる名も古き物に見ゆ、**酒食論**の詞書に云、「よろづの祝あそびにも酒のなきにハけうもなく、のろんじ咒師しな玉のくるひまで酒をのまねばしらせ

たり、すまふ・目かくし・ちからもちひたるくなりてハかひもなし、云々」といへり、

此絵巻も室町家の比の物也、作者ハ詳ならず、あるひハ一条禪閣の御作なりといへり

○**新編犬くハ集**万治開方三年撰、寛文七年刻、

卷十二二、雪の中や目なしどちくおにあさミ、吉柳
卷二十二、冬の木々や目なしどちく雪の中、柳枝

これ万治・寛文の比までもめなし
どちと云名ののこれりしあかし也

○かれこれを考ふるに、めんしどちのきのすゝめとい

へるハ、小兒目をつゝミて打むれ遊ぶさま、目のな

き雀のごとしといふ義なるへし、(骨董集より補)めんないちどり

と云も、め目の無い千鳥なの義なるべし△雀も千鳥も打

むれて遊ぶもの也、

和訓栞に、めないちどり無目乳兒捕の義なるへしといへるハおだ

やかならず、○からぶ漢籍どもに此の目かくしに似たる事

あまたみえて名目もおほかれと、**枕苑日涉**卷五にお

ほく挙て、今ハめづらしげもなければもらしつ、

明の王圻が三才図会 器用

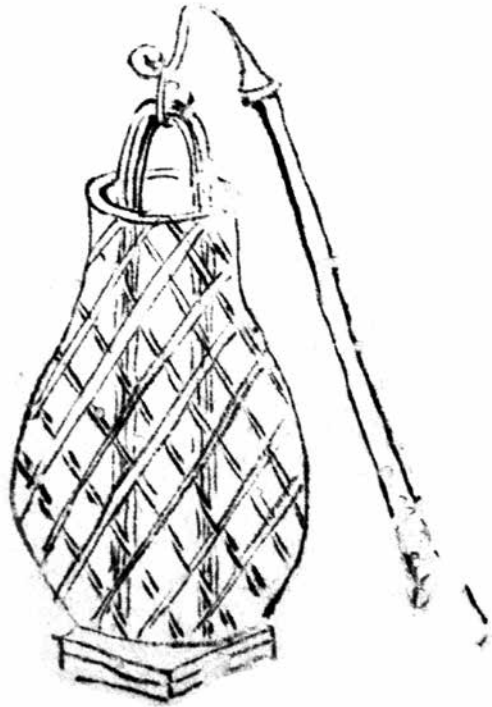
十二の卷に所載提灯なり

先板の卷にいだせる籠ちやう

ちんハ此唐制のこゝにうつ

れるにぞあるべき

外二段々あれども略ス



○手鞠

今の世に正月女のわらハのもてあそぶ手鞠のはしめ
詳ならず、**冠辞考**卷七 **珥比麗利菟玖波**の註釈に、「是
によれば、今も手鞠つくにひふミよ云々といへるハ
古き世よりのことなるへきなり天智紀にあるハ蹴まり也、
それよりも上つ代にハ手
鞠のミこそありつらめ、
とあるはうけがたし、**古事記伝**卷二にも右の説を挙て
うけられぬよしをいひ、「毬をつくといふこともお
ほつかなし」といへり、醒案するに、手まりは蹴鞠よりうつれ
むかし寛永・正保の比の絵に四人立むかひてまりをつくさまをか
けり、下にいたせるを見るへし、今も田舎にてハ正月五人十人立
むかひてつくとそき、ける、これ古俗の残れるならん、**東か、ひ**
に、手鞠の会とあるもそれに符合せるかとし、又今手鞠をつく
まりを蹴まりさきケのもの（より脱カ）とせる**園鞠考**の説ハとにかくにうけられす
外二段々手鞠のこと説あれとも略ス、

○これは文禄慶長のころの絵なるへし

時代の考へ別にありむかしハかくのごとく

手鞠をつくに立てつきたりきわらはの

ひざをつきつくハちからのと、かぬ(ゆゑに脱丸)なる

へし



当時の画をみるに皆かくのごとく
袖口せまし

慶安二年の印本

枕の草紙 上巻にミシ

かきもの袖ふくりんとあるハ
これならん

これハ前にいだせる
あミ笠をきりぬき
たる図とおなし
屏風の絵なり
さきにもいへることく
寛永正保の比のもの
なるへし

東鑑のことバを注せるものに手鞠を手毬に作り手毬会ハ打毬ゲギの事也といへるハわろし異制庭訓に手鞠鞠打とありて二種の物とせるにて手鞠会ハ打毬にあらざる事いし



此古画を見て手鞠マリを
つくハもて蹴鞠シウキウより
うつれるわさなる
よしを考へおもふ
へし

東鑑に手鞠の会と
あるもこれにおもひあハ
すべしさきにも
いへることく

今も田舎
にてハ五人十人
会しててまりを
つくとそ
ちやせん
髪カミの考へ
別マダにあり
中編ナカヘにいたす
へし



○古画行灯挑灯

○これいにしへ行灯をさげありきたる

たしかなる証也今茶人の持たる

露地あんどんといふものに

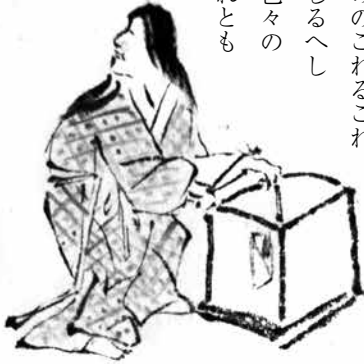
古制ののこれるこれ

にてしるへし

外に色々の

説あれとも

略ス



○いにしへも挑灯となへたるハ此たぐひの

ものとしる

へし



○此二ツも

あんどん

なるへし



○天和貞享の比の雛人形

○真面目をうつす大き図のごとし

○井原西鶴が遺稿を元禄八年

印行せる俗つれくといふものあり四の

まきに美女のすがたを絵書けり

そのさま此ひいなにいさゝかもたがはず

其絵のかたはらにかきて云

「しめつけしまだかミさきもあとも

おなじたけにしてまんなかに

ひらもと結をかくる」(骨董集より補)又云「ふきまへがミくぢらの

ひれのまがりたるものを入れてかミのうご

かぬやうにす」△又云「ふき

びん云々」といへるも此ひいなのままに

よくあへれハこれを天和貞享の比の

ものとさたむ西鶴が草子かけるハおほかた

其比なれハ也かゝれバ此ひいなのかミハしめつけ

島田ふきまへがミふきびんといへるゆひ

ふりとしるへし

○其比のひいなハミなかくのごとく

ちいさくて質素なりきひいなハ

もとちいさき儀なれハ(骨董集より補)おほきなるハ△名義に

たがへり

牡丹唐草の大かた有之し也

前



後



帯のむすひめハ

うせたり

其まゝうつしつ

○信濃羽子板

おもてうら弁^{べん}し

がたし地に胡粉をぬり絵ハかたにほり

墨にてすりこミ

たるものとミゆ

タサッ^{タサッ}スホ^{スホ}丹草のしる蘇枋

などにていろとれり

いかにも粗糲なるもの也かねざしを

もてはかるに

惣長九寸七部

あつさ壹部五リンばかりあり

いにしへの質素を

みるへきもの也

私曰

右のことく

あれとも

当分御国の

はこいた此図に

おもむきひとし

都方ののハ至極の結構なれハかくいふなるへし幼稚のもて遊びものにハ是杯にて相応すへし

此古制佐久郡の辺にのこりて今につくるとそ質素にしておのつから古雅也



二十六日 晴、

三十三

一 朝六ツ時起、五ツ前八ツ後巻藁射候、四ツ前出勤、八ツ後御暇、七ツ後平佐

屋敷江弓射ニ参り、夜五ツ時帰宅、四ツ時臥候、夜

中ニ犬しきりにほへ候付屋敷内廻ル、又々式度同断

ニ付庭のあたりまで出候、都合三度まで出候得共何

之事も無之、跡ニ而三ツ的有之候得ハ、拙者一人式

ツ射候事、

一 北郷松翁殿八十二歳ニ而誠ニ大元氣ニ候、五十建弓

すなほに被射、其内式ツ矢も有之、拾建ニ五本も有

之候而、五十建ニ者三本ならしに相及候、松翁殿弓

を拙者へ引候而可見と之事候付引候得ハ、大抵五分

半位之年ニ者相応之強さニ候得共、此比ケ様ニへう

下り誠ニ残念なりと嘸ニ而候、松翁殿直道之弟子ニ

而候、後年嘸ニも可相成と書留置候也、

二十七日 晴、

三十四

一 朝六ツ過起、五ツ過巻藁射る、四ツ時出勤、八ツ後

御暇、日入時分より弓射る、暮より父上様御方へ罷

出候得ハ町田郷十郎殿・町田甚左衛門殿被罷出、九

ツ前被帰、九ツ過臥候事、

一 今晩ふしきや、西北之方ニ強雷之節之光物之如き稲

妻しはしも無堪間光り候、九ツ時迄ハ其通り、其後

何時迄如此光り候哉、誠ニ以不時儀也、父上様ハツ時御目覚御覽候得ハ、其

節ハ南ノ方ニ光り候由、明方ニ者何方ノ方ニ、カドフロント一ツナリ候由、カタク変事アリ

二十八日

大晴天ニ八ツ前俄ニ空かき曇り烈風

雷鳴急也、御兵具所詰所ニ外ヨリ大

ニ吹入候ニ付、殿下ノ埃如何と御

楼門江登り見候得者、馬場ノ筋々吹

送ル埃ミ、悪シキ譬ナレ共大火ニ等

シ、御楼門より一見之時眼下ニ光物

有テ雨不降、又桜島洗出しノ埃ミ是

又譬物ナシ、吹送ル埃ミ谷山方へ飛

行事嶽ノ煙ニ等シ、誠ニ一時ノ間ニ

テ、雲埃コト々々霽ケレハ、海上

何モ見得渡リ、難船数艘見得タリ、

帰宿ニテ承り候得者、祇園ノ洲ニテ

破船有之、一人者行得不相知ト也、

千石馬場ノ辺者先月十五日雨後ニハ未タ不降、埃

稠敷候ヨシ、上方ハ其内ニ為降云程ノ事ニハ無之

候得共、二十三日ニ少シ降、ソレ而已ニテ埃多

ク吹散スコト限りナシ

ト限りナシ

ト限りナシ

ト限りナシ

ト限りナシ

諏訪祭りノケシキ計ト云コトアレト

モ、今日者直ニ為參ト皆人イヘリ、

又下町ニ者砂糖荷卸シ船式艘カヤリ

候ヨシナリ、外ニモ多々可有之、

三(夕)三

一朝六ツ時起、弓射、四ツ前出勤、八ツ後平佐・升形

両所へ立寄ル、日入時分より暮迄弓、夫より町田郷

十郎殿・伊勢平右衛門殿来儀、四ツ時分被帰、九ツ

過臥候事、

一此比南林寺墓の松落木多く、此十日計跡ニ承り候処、

其節迄都合十本之由、其内皆下より一間位之処より

折候由なれ共、墓ニ者少も不障候由、不時宜と計世

間取沙汰ニ而候、

廿九日 大風雨、

一朝六ツ半時分起、四ツ前出勤、八ツ後御暇、暮より

中馬甚右衛門殿来儀、九ツ前被帰、九ツ過臥候事、

とことわ集式拾七之卷終

降兮照西京

心中自不平

珠
騎
繞
新
煉

牙
璋

舞

鳳
閣

雪暗凋旗画
风多折鼓声
宁为百世师

轉他一書生

古行軍行

珠閣輔三秦
凡經金五律

与子離子之
因与宜遊之
海内存方已
之謹如法也

儿女共沾巾

常不止集式拾八之卷

八月中

朔日 晴、

一朝六ツ半時分起、五ツ前出勤、九ツ時御暇、所々当
日之祝儀、八ツ過帰宅、七ツ後より大鐘迄平田玄裕
殿・伊勢平右衛門殿へ参、暮より平右衛門殿・中村
孫次郎殿同伴ニ而日高先生へ巻藁射ニ参り、八ツ過
帰、八ツ半時分臥候事、

二日 晴、

丑

一六ツ過起、今日者内用之儀有之、御座之儀頼遣候、
八ツ後より妙頭寺へ参り掛物目利、大鐘時分より今
和泉屋敷江参り弓式拾建射候、暮帰宅、直ニ巻藁式
拾筋計射候、夜九ツ時臥候事、跡ニ而三ツの之射拔
有之候处、拙者忝人第一番ニ引候、外六人ハ誰も射
拔不出来候、

三日 晴、

丑

一朝六ツ過起、五ツ半時出勤、八ツ後御暇、直ニ下之

吉左衛門所へ暫し参り矢はぎ方拵見候、大鐘過より
伊藤万次郎殿へ参り、兩人ニ而暮過迄弓、夜九ツ過
帰宿、九ツ半時分臥候事、

四日 晴、

一朝六ツ半起、四ツ前出勤、八ツ後御暇、七ツ後より
徳田半五郎江参り弓相頼、日入前帰掛屋敷番人三原
七郎右衛門殿・名越斧右衛門殿江立寄、暮過帰宅、
夜入四ツ半時分臥候事、

五日 晴、

一朝六ツ半起、四ツ時出勤、八ツ後御暇、七ツ後より
市来次十郎殿江参り、夫より日高先生江参候得ハ留
主ニ而候間、巻藁ニ廻り射候而、馬場伊歳江参り暫
相咄候而、青山三節同道ニて日入時分帰宅、直ニ鐘
場へ出張、暮引入、夜入巻藁十筋計射候、九ツ過臥
候事、

六日 晴、

丑

一朝日出起、今日者泊番ニ而候得共、中馬甚右衛門殿

宮之城屋敷掛物土用干ニ致同道異候様ニと承候間、

八ツ半時分より宮之城へ参り、七ツ時出勤、今日者

礮御茶屋江琉人被招呼、夜入花火見物被仰付候付、

御楼門橋子江登り見候折出火と相呼り、御城下大騒

動致候付見候へハ、御城山越ニ大あかり見得候間、

是ハ定而遠方也と少も不騒罷居候処ニ相良市郎兵衛

殿被罷出候得共、最早何之あかりも無之、世間も静

候間、又々花火杯見、市郎兵衛殿ニも四ツ過被帰、

九ツ時分ニ臥候事、浦添王子其外へ見物被仰付候花

火目録左之通、

夜 有川家

五百目鉄砲 拾八貫目木筒

一往來 町田善八 一紅花星 有川勇四郎

一残月 宇宿彦右衛門 一柳火 雷鳴 宇宿彦右衛門

一照天星 有馬五郎 一晴夜 一双竜 成田彦十郎

一細柳火 吉井七之丞 一金群螢 吉井七之丞

一白玉星 村野伝之丞 一朱柳 二階堂与右衛門

一桃花星 有馬五郎 一三段発 宇宿彦右衛門

一錦光簾 成田彦十郎 一布引 二階堂与右衛門

一独竜 有川勇四郎 一花乱星 村野伝之丞

一^(朱書)黒^(マ)柳 村野伝之丞 一水晶簾 二階堂与右衛門

一白頭竜 二階堂与右衛門 一白玉星 二階堂与右衛門

一雷鳴 二階堂与右衛門 一錦煉火 宇宿彦右衛門 一柳火光 二階堂与右衛門

一^{十五貫目}群竜 村野伝之丞 一^{十五貫目}三^{十五貫目}段発 村野伝之丞

一夕錦 吉井七之丞 一^{十五貫目}火竜門 有川勇四郎

一^{十五貫目}雷鳴 吉井七之丞 一欺雪光 有川勇四郎

一^{十五貫目}牛女 有川勇四郎

一往來 村野伝之丞

連発

一往來 宇宿彦右衛門 一白玉星 岩倉四郎次

一^{十五貫目}雷鳴 野間彦次 一^{十五貫目}雷鳴 池田伝蔵

一昇竜・白玉星・雷鳴 村野伝之丞

仕掛物

一十二灯炉 一牡丹

一玉柳 一火車

一武蔵野

目録 青山

夜

二拾貫目木筒
一昇降錦

青山弓太郎

一錦火星

大迫三之助

一集玉

大迫三之助

一楊柳火

川畑悦悦

一七曜
消化集玉

重久仲藏

一柳(朱書「マ、」)
青山家仕掛物

一綾笠

福崎清之丞

一三光星

久保源助

一一生花
能勢甚太郎

一曲鼠

稻留藤太郎

一居待月

大迫三之丞

一桃花星

伊東嘉八郎

一一生花
能勢甚太郎

一笠牡丹

久保源助

一乱玉
三方錦

福崎伊三次

一雲母錦

竹内喜藤太

一武藏野
川上半藏

一夏月

山口周右衛門

一天来火

徳田喜三次

七日 晴、
重玉

一暗夜雷鳴
独竜

重久仲藏

一三方発

中原林右衛門

一朝夕
一朝夕

一朝夕

一朝六ツ時起、泊り明ニ而四ツ後御暇、大鐘時分より

一火乱星

湯地伊三次

一芭蕉火

諏訪八郎左衛門

一朝六ツ時起、泊り明ニ而四ツ後御暇、大鐘時分より

一桜花星

新納六郎

一日月

川上半藏

伊藤万次郎殿へ参り弓、夜九ツ時分帰宅、九ツ半時

一銀鱗一舟
狂群竜

青山弓太郎

一五発

稻留藤太郎

分臥候事、

一赤光星

柏木次右衛門

一紅白段

山口周右衛門

八日 晴、

一遊竜吐玉
一暗夜

野間彦助

一雨
新月

野津次郎左衛門

一朝六ツ半起、四ツ時出勤、四ツ後御暇、八ツ後より

一電光星

伊東嘉八郎

一満天白

隈元権之丞

郷十郎殿・中馬甚右衛門殿・相良市之進殿・宮里十

一紫光星

重久仲藏

一晴夜の月

児玉助次郎

兵衛殿・吉富三之丞殿・富山熊次郎殿・新納八郎左

一飛蝶

福崎清之丞

一集光星

新納六郎

衛門殿来儀ニ而掛物目利、大鐘過ニ各々被帰、夫よ

一晴夜
一声吐玉

伊東嘉八郎

一集光星

新納六郎

り鐘場へ出張、暮引入候得ハ、今晚ハ歌会ニ而加藤

一晴夜
一声吐玉

伊東嘉八郎

一集光星

新納六郎

清通ぬし・小田為善ぬし来儀、九ツ時分ニ被帰、

兼題
変恋

手枕の袖の匂ひもたえぬ間に

かわる八人のこゝろ也けり

うらめしな深き契りの淵もはや

瀬になりやすきあたし心と

当座

閑居草花

こゝろある人にみせはやのかれ住

真萩か原の花の盛りを

里遠きのへの庵りの淋しきに

友としミるハ秋の草花

九日 晴、

早書

一朝六ツ時起、鎧場へ出張、五ツ時引入、四ツ時出勤、

退城八ツ後也、大鐘時分より伊藤万次郎殿へ参り弓、

五ツ過帰宅、九ツ時分臥候事、

十日 晴、

一朝六ツ半時分起、四ツ前出勤、八ツ後御暇、帰掛垂

水屋敷へ一刻参り、直二帰宅、大鐘過植村鉄兵衛殿

来儀、直二鎧場之様同道、暮引入、五ツ過家来之者

共剣術稽古いたし候付出張、夫より吉左衛門所へ参

り、四ツ過まで相はなし、夫より弓二而犬射二出張、

鎧場へ五六疋廻廻り候を射候含にて矢を取つがへ候

得ハ、吉左衛門下之方より射候付残念く、空しく

引入、八ツ半時分臥候事、

十一日 晴、昼小雨、

一朝六ツ過起、今日者夕詰二而八ツ前出勤、七ツ後泊

番有川勇四郎とのへ代合、七ツ過帰宅、大鐘時分よ

り鎧場へ出張、暮引入、

十二日 晴、昼小雨、

早書

一朝六ツ半時分起、四ツ前屋敷へ一刻立寄、直二出

勤、八ツ後御暇、帰宅、夫より七ツ過より伊藤万次

郎殿(朱書)江弓持掛六拾建射候、夜四ツ時分帰宅、九ツ時

分臥候事、

十三日 晴、

一朝六ツ半時分起、五ツ半時分升形へ立寄、四ツ前出
勤、八ツ後御暇、直ニ帰宿、七ツ後より鑑場へ出張、
暮ニ引入、夜八ツ時分臥候事、

十四日 晴、

一朝六ツ時起、五ツ半時分伊集院半之丞殿へ立寄、直
ニ御墓・華舜軒之様ニ参り、四ツ時分帰宿、八ツ前
より拙家家内中・前屋敷、其外町田家打込式拾人計
桜島へ渡海、夜四ツ前帰宿、直ニ臥候事、

十五日 晴、

一朝六ツ時起、四ツ前出勤、八ツ後御暇、七ツ後より
鑑場へ出張、暮引入、池田与之進殿来儀、同道ニ而
祇園之洲へ月見ニ参けれハ、白浪よせけるを見て、
沖つ風よせくる磯のしら浪も

光りくわゝる望月のかげ

また四ツ過帰宅して後、

浮雲のかゝる恨も中空に

ひかりみちぬる望月の影

名にしおふ今宵の月ハさ、かにの

いとさやかなる光りなりけり

軒端より軒端につゝくさ、かにの

糸あらはれててらす月影

大空のほしの光りハまれにして

秋の最中の月ぞ照そふ

ふけぬれは松かせさえて宵の間に

みしにもまさる庭の月影

かくはかり照りそふ月を詠連は

いつしかふくるきぬくの空

十六日 晴、夕より雨、

一朝六ツ半時分起、四ツ時出勤、八ツ御暇、帰宅、七
ツ時分より前へ参り、夜四ツ時分帰宿、九ツ時臥ス、

十七日 晴後雨、

一朝六ツ時起、四ツ前出勤、八ツ後御暇、

十八日 晴、

一朝六ツ半分分起、四ツ時出勤、八ツ後御暇、七ツ時
分より前へ参り、夜四ツ時分帰宅、九ツ時臥ス、

十九日 晴、烈風、
雨

一朝六ツ過起、四ツ時出勤、八ツ後御暇、直ニ町田郷
十郎殿へ参り掛物目利、大鐘より前へ参り弓、夜四
ツ時分帰宅、

二十日 雨、

一朝六ツ時起、四ツ時出勤、八ツ後御暇、帰宅、七ツ
過より前へ参り、夜四ツ時分帰宅、四ツ半分臥候事、

二十一日 晴、烈風、

一朝六ツ半分分起、四ツ前出勤、八ツ後御暇、七ツ時
分より中馬甚右衛門殿来儀、同道ニ而宮之城屋敷へ
掛物土用干見ニ参り、大鐘時分帰宅、暮より内記様・
中馬氏来儀、九ツ時分被帰、八ツ過臥候事、

○川上甚左衛門殿歌

月前雁

鳴渡る雁のつはさの秋風に

夜寒の月の須磨の浦浪

残暑

みそきしてなかせるものを川浪の

いかにかへりしあつさなるらん

谷山純清東都のかたに旅してゆかれし折、国許

より娘の死したるとの事ありければ、

草枕うきをならひの袖に又

かゝるなけきのいかてそふらん

毛利利右衛門殿辞世

消て行露の命ハおしまねと

我なてしこの花やしほれん

益山金兵衛殿八月十五夜の歌

はる、より雲の衣の恨をも

わすれてむかふ望月の空

神宮司伝之助殿江戸定府なるか御国居付被仰付

ける(朱書)「マ、一に身及賓窮し時被読けるよし、

花衣心つくしにぬきすて、

山桜戸の明くれそうき

二十二日 聞々小雨、

晴

一朝六ツ時起、四ツ時出勤、八ツ後御暇、七ツ時より

父上様御同道ニ而今和泉屋敷へ弓射ニ参、暮帰宅、

歌会ニ而加藤清通との・小田十郎右衛門殿来儀、夜

七ツ前被帰、直ニ臥候事、

兼題
待恋

月ミんと人はいへと待人の

浮きをハ袖につ、ミかねけり

閨の戸もさ、て待夜の寒しろに

〔朱書「マ」〕
むなしくやとる有明月

当座
露

秋深ミ稲葉か末もくれぬまに

露のやとりと成そ涼しき

庭の面の草のわつかの朝風に

乱る、露の色そ涼しき

二十三日 雨、

一朝六ツ時起、四ツ前出勤、八ツ後御暇、今日も今和

泉より弓参上致へく之旨三十郎殿より御直書到来、

依而雨天なからも一刻参上、夫より伊藤万次郎殿へ

参り、七ツ半時分帰宿、夜九ツ過臥候事、

二十四日 雨、

一朝六ツ半時分起、四ツ時出勤、八ツ後大鐘時分より

小田十郎右衛門殿来儀、暮より植村鉄兵衛との二も

来儀、五ツ過被帰候、十郎右衛門殿二者九ツ時分被

帰候、

二十五日 雨、

一朝六ツ半時分起、四ツ時出勤、八ツ後御暇、帰懸前

へ一刻立寄、暮より植村鉄兵衛殿来儀、六ツ半時分

より相良休右衛門殿来儀、四ツ半時分同道ニ而被帰、

直ニ臥候事、

二十六日 雨天、

一朝六ツ時起、今晚泊番故出勤不致、八ツ後より妙顯

寺へ参り掛物目利、式拾幅ニ拾点当ル、大鐘前より泊番出勤、加藤権兵衛殿江代合、権兵衛殿暮迄被嘶、五ツ前より西田与力泊番竹下善之丞・押番川路正兵衛召呼、(朱書)四ツ過嘶、直ニ臥候事、

大坂町人江公儀より御金納被仰付候

仰出付り江戸状

一筆致啓上候、酷暑之御難凌御座候処、弥御壮健被成御勤務珍重奉存候、然者江戸表并上方辺御改革ニ而御政事向追々嚴重之段ハ定而御聞及も可有之、近年中二者朝鮮人大坂迄来朝之取沙汰専ニ御座候、爰許

御城内御殿向御造作先達而より相初り、色々取沙汰仕事ニ御座候、將軍上洛之儀、近年中ニ可被為在と之風説専ニ御座候、右之節者大坂江も御立寄可有之歟と申事ニ御座候、今度江戸御城十里四方・大坂御城五里四方都而天領ニ相成候付、私領之分御替地被仰出候、併皆共諸家飛地領等ニ而居城替等之儀ハ無之、其外ハ皆御旗本之衆之領地ニ御座候、別紙写一

通差上申候、是ハ此節大坂市中名ある町人共江御用金被仰付候御達書ニ御座候、五十万兩と申事ニ御座候、両町御奉行并江戸より出坂之御勘定組頭羽倉外(用九)記殿と申人立会被仰渡候由、右羽倉ハ学者之よし、右書付定而羽倉之綴りと申事ニ御座候、珍敷文体ニ御座候ニ付備御覽申候、右外申上度儀も御座候得共、取残以乱筆如斯御座候、恐惶謹言、

右之仰出左ニ記

黒田奥次郎

去ル丑年以來幕政一新格別御儉素ニ被遊、追々被仰出候御仁徳之程者銘々難有相心得候儀ニ可有之候、猶此上も上下安穩(ニ脱カ)太平ヲ樂候様被遊度と之台慮ニ有之、因而此度諸家御救筋・窮民御賑恤之為メ多分之府財棄捐被仰出、諸家之面々江も分限を守り節儉行届候様御沙汰有之、然ル上者近年脇手向も立直り可申候、左候ハ、町人共融通之甘きにも相成り、自ら御余沢を蒙り候様可成行候、当地之儀ハ天下之中央、其上海運之利宜敷要地故、数百里外より諸品輻輳、おのつから商売之取引手広ニ巨万之富を保チ候事ニ

而、是迄(大保編年史より補)御用金相勤、近クハ文化中△兩度ニ金

七十四万兩指出一廉之御奉公致候事ニ而、御恩意も(深く)涯々容易ニ御用金をも不被仰付、既ニ先年西城御普

請之節も首として御用金可被仰付時ニ候を諸家并余国之献金等も有之、旁以御除ニ相成候者全臨時御用

途ニ相備候儀候、然ル処此上窮民御賑恤其外普ク御仁政を被為施度右御手当御府財を以可被弁之処、是

迄(打力)相統莫太之御用途も有之上之儀、万一非常御備ニ響合候而者不容易儀ニ付、其方共一同江御用金被仰

付事ニ候、勿論御用金之儀ニ付明年暮より夫々二十ヶ年ニ割合一ヶ年二株(朱力)之召下金御差加御下戻可有之

候、畢竟巨万之富を握り又者一時ニ数千金之貨殖をいたし候儀銘々之指働ニ而、外々之助ニ依り候ニ者

無之候得共、諸家之先祖矢石を冒し鋒鏑ニ触候功勞を以爵祿を保テ、御子孫ニ而も參勤等ニ而安居之暇

無之、其上御軍役之外臨時御手代等相勤大金致献納之儀有之、商賈ニ至り候向ハ平生之勤筋と申茂無之、

二百余年昇平之御徳沢ニ浴シ逸(安脱力)ニ暮候、難有儀といつれもわきまへ居候儀ニ可有之、此度之御用金者新

政之御徳意を奉助事ニ自如此明時ニ逢ひ一際之御奉公致し、永世御記録ニ家名を顕し候而子孫迄も聞得(伝へ)

自ら淳実を尚ひ、驕惰之所行相慎、家業弥盛ニ可相成間、右申渡之趣(意力)迄篤と相弁、無異御請可致候、(儀脱力)

二十七日 朝雨、又夕方より雨、

一朝六ツ時起、泊り明ニ而四ツ後御暇、八ツ後より父

上様・直八様御同伴ニ而門松源左衛門殿屋敷江参り、

弓ニ而暮過帰宿、帰懸馬つなき馬場ニ而螢をとリ、

小田為善殿へ歌詠し可給之よしをいひ(朱書)おくひぬ、

為善

ともし火もなくて文ミるつれ／＼に

おくる螢の影そたのもし

またかへりて一首つらね侍りぬ、

篤烈

いたつらに見てしな置そ螢火の

やミの雨夜に照らす光りを

二十八日

一朝六ツ半起、五ツ半時分出勤、八ツ後御暇、帰宿、先

日より食事甚参兼候付、朝之分四月方粥(朱書「マ」)毎朝食し処、

大方式盃計ツ、二而候処、昨日共より昼も参兼、今

日者朝粥を一盃食し、御殿ニ而弁当小茶碗式ツ計

之丈食し候処、中々何も参丈ニ而無之候付、其上腹

下しニ而昼之内二十度下し候、腹なやしもいたし

候ハ、又食進ミ候儀も難計相考候処より、七ツ半時

分より何方も無定大磯御飯屋近辺迄参り、夫より加

治木別荘脇より鳥越之様ニ而暮帰宅、又々直ニ臥候

事、

廿九日

一朝五ツ前起、四ツ過之間今日八度迄腹下し、夫故出

勤不致、四ツ過岩山氏へ参り葉貰ふ、夫より下しハ

礪と相留り候得共、中々力なく食事毛頭不参候、暮

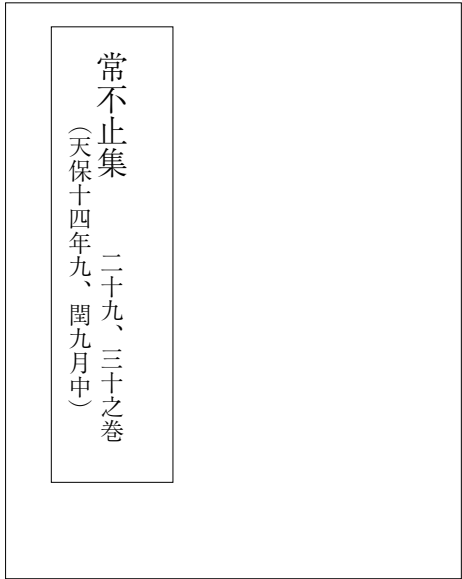
より相良休右衛門殿・相良市之進殿・吉留三之丞殿・

中馬甚右衛門殿押懸、掛物之目利ニ被参候而、四ツ

半時分被帰、直ニ臥ス、

常不止集式拾八之卷終

(表紙)



常不止集二十九之卷 三十之卷 九月 閏九月

常不止集二十九之卷

天保十四年癸卯九月中 名越篤烈

朔日

一朝六ツ時起、張番当番ニ而五ツ時出勤、八ツ後御暇之事、

一四半時分 齊興公御出座、此度御在國中御出座二者

始而今日御目見不致候事、暮より小田十郎右衛門殿来議、四ツ時被帰、

一夜四ツ過臥候事、

二日 雨、

一朝六ツ半時分起、四ツ前出勤、四ツ後御暇、前へ立寄、直ニ帰宅、八ツ後より戸柱町田家へ掛物目利ニ参り候処、式拾二幅ニ三拾二点ニ而第一之高点ニ而候、夜入五ツ前帰宅、九ツ時臥候事、

硝化丸秘方第一不通胸下をさばき、其外女血杯ニ而頭通杯之時用ひてよし、しかし人心之節はいむへし、其外万ニよし

一唐大黄 八匁 一山梔子 八匁

一甘草 式匁 一芒硝 四匁

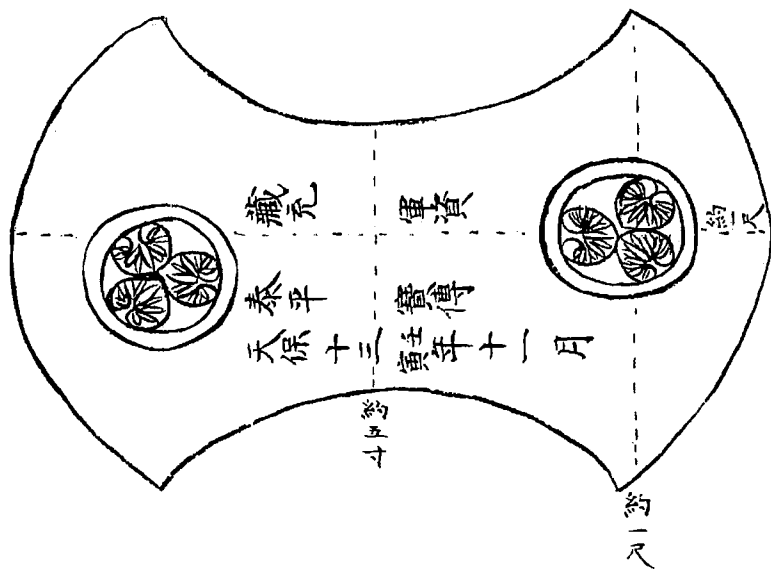
一竜胆草 式匁 一薄荷 三分三厘

右相良市郎兵衛殿より受伝授、

栢朮丸 養心気丸薬也、

一栢実(枳実カ) 式拾五匁 一白朮 拾式匁五分

右平田玄裕殿より受習候、



厚サ七寸、大サ如图、目方四拾壹貫目、

金高 一万三千六百六拾六兩

万治 数百貳拾六

行軍守城用

勿為尋常資

寛政 数六

征伐軍旅用

勿為尋常資

天保 数貳拾五

藏充軍資

泰平宝伝

万治 目方五千六百六十六貫目
金方百七十二万九千四百四兩下拾貳匁

寛政 目方貳百四十六貫目
金方八万九千九百九拾六兩下拾貳匁

天保 目方千二百五十五貫目
金方三十四万六千五百五十一兩下拾四匁

三口合 目方六千三百三十七貫目
金方二百四拾四方四千五百五十一兩下拾四匁也

右 公儀御軍旅金、

四日

一朝六ツ半起、四ツ時出勤、八ツ後御暇、帰懸戸柱御

墓・拙家御墓へ参詣、花舜軒へ参り、七ツ時分帰宿、
平田玄裕殿江参り、大鐘時分帰宿、鐘場へ暮迄、夜
九ツ時分臥候事、

五日 雨、

一朝六ツ半過起、四ツ前出勤、八ツ後升形江一刻参り、
直二帰宿、七ツ時分よりしばらく平田玄裕殿へ参り、
又来議、夜四ツ時分被帰、九ツ過臥候事、

六日 雨、

一朝六ツ半起、四ツ前出勤、八ツ後御暇、七ツ時分よ
り玄裕殿来議、暮過被帰、夫より父上様御方へ罷出
(朱書)マ、レ
候得ハ□□初而参上、其外ニ安田助左衛門殿・河
俣仲太夫殿被罷出、四ツ過被帰、野夫ニも同断、同
刻臥候事、

七日 雨後晴、 三三三三三

一朝六ツ過起、四ツ前出勤、八ツ後御暇、直ニ父上様
御同道ニ而たんとふ屋敷へ参り、外ニ門松源左衛

門殿・前之直八様・青木伊三次殿ニ而弓、松岡喜左
衛門殿ニも遅方より被参、暮前より門松氏屋敷之様
参り風呂杯ニ入、六ツ半時分帰宅、夜九ツ時分臥ス、

八日 雨、

一朝六ツ半起、今日者夕詰故出勤不致、四ツ半時分よ
り馬場伊哉(歳方)へ参り絵書段々相頼、八ツ前より夕詰ニ
出勤、泊番相良典礼殿へ代合、大鐘過帰宿、夜四ツ
半時分臥候事、

九日 雨、

一朝六ツ時起、五ツ過出勤、九ツ時御暇、升形平佐屋
敷へ参り帰宅、又々重富屋敷・今和泉屋敷・御墓・
加藤権兵衛殿へ参り、大鐘前帰宿候得ハ、河俣氏よ
り可参之段新六殿被参候由、父上様御同道ニ而大鐘
過より参り、九ツ前帰宿、外ニ者来客無し、余りニ
満腹故唯腹をさすり居候处、直ニ其儘臥候事、

籬に植置し菊ひとつふたつ咲立しもおもしろく、

植初し時より秋ハ幾かへり

かわらぬ色のしら菊の花

また河侯氏硯蓋のかたはしに菊の一枝をさしそへたるさまもいとおもしろし、

此菊ハ口なし色に咲出て

心あるしの花とこそシミめ

右歌九月九日なれハ菊の縁日ニ而、色々の古事

もあれハ心あるしとよめり、
(采書「マ」)

一四ツ半時分 齊興公御出座被遊候、

十日 雨、

一朝六ツ過起、四ツ前出勤、八ツ後御暇、直ニ鳥名勘

兵衛所へ掛物目利ニ参り、式拾幅二十五点当り候、

日入時分帰宅、直ニ写物、夜大鐘過臥候事、

十一日 雨後霽、
手紙三三三三三三

一朝六ツ時起、四ツ前出勤、四ツ後御暇、八ツ後より

門松源左衛門殿屋敷へ父上様御同道ニ而参り、暮迄

弓、直ニ帰宿、夜八ツ時分臥候事、

十二日 晴、

一朝六ツ半時分起、今日者無抛写物有之、御座之方相

頼出勤不致、暮より小田十郎右衛門為善殿・加藤東市(同脱カ)

郎清通殿来議歌会、九ツ半時分被帰候、

兼題
逢不逢恋

人めのミゆるさぬ関を越かねて

心そくたく袖の浦浪

当座
雁

立こめて山陰くらき霧の上に

つはさも見えす渡るかりかね

朝またきわらやの軒に打はふき

田面に落る初雁の声

從元曆二年乙巳於鳥若宮降誕由緒有容本伝(様カ)

去ハ於島も暫しか程ハ静謐なりしかハ、文治三年丁

未に狭野内侍を資盛に給りて妻愛せられけるか、建

久元年庚戌四月廿三日男子出生ス伊王丸、後ハ、又建

久五年甲寅二男の阿丸出生、同九年戊午女子出生せ

られける後ハ櫛匣ノ局申、月を重年を経所に已に十八候人ナリ

年に及び、建久(建仁二年カ)の春に至り白旗白印の兵船節々余多

見る事度々あり、依之又々謀計を廻らし、長年の旧

臣ハ悉く下の島々に身を退くへしとして、資盛・時房・

経俊・景光・盛継は^{琉球大島ノ}哪哪国事二而候と定め、清房・

忠綱ハ益救島今屋久島に作る子脱カと定め、宗親・通正ハ黒丘島に

定められて手配全く定りけれハ、子や孫に其役を充

られ、季長・季利(子脱カ)父菊池次郎行吉を渡海運送の役と

定め、諸臣皆商人と成て諸方の音信を聞しむへしと

也、然ハ内府資盛ハ君前に参向し奉り、奉拜 竜顔

手立の謀略 天聴に達し奉る、世悴伊王丸十三才に

て家督任せ申度旨を奏せられしかは、殊ニ叡感有之、

良辰を撰ミ直ニ元服被仰付、三位中将を給り吉資と

号しける、吉資執柄被申て、経正卿は師伝の役、業

盛卿ハ大刀(刀カ)の早わざにておわせしかハ、御守の役に

定めらる、資盛カ家臣阿波前司を吉資の後見の役と

して^(カ)糧米士卒の差引を相勤さしむ、それよりして同

三月十三日 三種神器権現大宮に入御成給ひ大伝事

濟てければ、建仁四月下旬琉球の哪哪国江身を退ん
とて互に酒宴を催し、別離の情を述られけり、然処

に資盛一首の歌を詠して 叡覽に備へ奉る、

名残そといふへの月の影までも

いるさ(カ)の末を^(カ)経正そしる

と詠して奉りけるに、^(参議中)納言 経正 君の御前に畏り奉

りて斯計り、

契り置花のかたみの桜花(哉カ)

ミになるほどを待もしてまし

と詠し奉る、 主上叡感まし〜て ^(三島村秘史より補)今迄付従ふ諸

卒の劳苦を助くへきとの、^(同カ)命ましました△御暇給り、

思ひ〜に定地にそ退きける、か、りしかは御所も

次第に寂く成て任公の者としてハ吉資・経正・業盛の

外ハ右馬介季利を下司に召けれハ、佐の内侍老人抔

こそ御局の内にハ参れける也、主上は明暮閑窓に向

せ給ひ、御手習を御日くらしとして詩歌道に叡心を

慰められける、然るにつれ〜の御余りにや元暦の

古を思召出され、御反古の端に如此遊れける、

精才未充(カ)ニ春秋(カ) 幼稚雖レ居ニ聖位(カ)

敢非レ施ニ徳民門(カ) 忘然而独流涙
八歳西海漂レ濤(カ) 身南底没ニ暮雲(カ)

水計不^(暹カ)遂三元群一 為^(二)朕稚婦空^(雅カ)亡

ほのかにも照らさて暮る入相に

雲隠れにし三日の月哉

といと哀にきこえさせ給ふ、比は承元二年戊辰の春の比の事成とぞ、扱又業盛卿同年四月下旬の五日誘ひて資盛の卿琉国へ趣し日なりとて、生年九歳の阿丸を母の狭野内侍と諸共に酒肴など取揃て 叡前に参向出られければ、寔に 叡慮浅からず、始終の御物語りましくけるか、阿丸も早く成長て兄か力共成へしとの輪命也、経正卿申されけるハ、縦令か、る田舎にこそ生ふつるとも、父の志を次給へと教訓し給ひけるに、内侍申されは、女性の身にて朝夕申聞せ候得共、いまた現のけふがいにて候と申されけるに、君も哀を催させ給ひて、

哀そとかく墨染の夕へより

昔くやしき軒の橘

と被遊宸筆の御短冊を阿丸にそくたされける、また能次手成とて阿丸に元服被仰付、実名を吉広と給り從五位上権の佐に譜^(補カ)せられけるに、内侍申されける

ハ、君恩を蒙り奉る事いくばくの御事にか候半、父資盛罷在候ハ、如何計嬉しく候半とて泪にむせ返り畏て居られしかは、君を初奉り一座の人々皆々落涙せぬハなし、従夫して権佐吉広と召れて奉仕兄に次て相勤めける、斯て年も暮行、重ル年のあけくれに御心を悩されしか、佐の内侍余り嬉しく御座し候得ハ、吉資か妹を自分^(朱世)杖に召寄られたき旨を申さる、に仍て、君もやさしく思召、^(汝脱カ)六十に近く成衰老の身も難義成へし、いか様にも計ふへしとの輪命なれば、承元四年庚午六月より奉仕して、みぐしをよせ、御腰を摩り進らせ、供御を奉り杯の役に召されける、亦建保五年丁丑八月十五夜明月の夜なれ共いまた誰も参向なけれハ、只御壺人御徒然とましく御詠吟有ける、

あはれさをくれ松虫に添られて

淋き宿に有明月

と遊れけるを吉資参りか、り妻戸越に承り、我一門如此不忠の事共仕り、 叡慮をくるしめ奉る事の口惜しさよと、不忠の一門を恨ミ泣倒て居ける、佐の

内侍走り出て助起し進らせ互に一門の不覚を悲ミ給ひける、君も哀に思召、朕かかゝる天運にこそと仰られて、吉資か忠臣(心カ)を倍叡感有ける、此間ハ経正を師として只詩歌の道に御心を澄し給ひけるが、漸思召替られ櫛匣局を春の比より夜のおとゞにも召せられけるとそ、兎角春秋移り建保五年も押移りて承久元年(但、此建保五年承久元年より三年之間)己卯の弥生の末つかたより、菊池二郎行吉を船頭として秀利(季カ)・吉広他行し、都の音信を承り奏聞を遂しかは、叡聞有て如此こそ詠せさせ給ふ、

いとせめてくるしき空の雲晴て

都の月をミる事も哉

と聞へさせ給ひて御蓋杯仰付られ、暫く御物語とも有けるか、其次手に武術の事共吉広へ仰せ聞されける(三高村秘史より補)▽と也いつとなく隠形のはさまで御困タシナミ有ける△こそ不思議なれ、扱また世の中騒敷節ながら彼者ともハかなたこなた往来して御用の事共経営ける、同年の冬十二月大雪降積りけるに、経正・業盛・吉資・佐内侍・狭野内侍御雪見とて参向せられしか、肴と

も相模守秀長に申付られて徒然の御慰ミ杯被遊けるか、如此御製あり、

夢にみし都の雪もかわらねと

かくうつもれる身こそつらけれ

勅答 正三位吉資

夢にたにしらぬ都の雪ながら

積れる庭(夜カ)のくるしと思ふ

と勅答申けるか、君に御くるしミを奉掛と歎しかは、忠情を感じ皆涙をそ流しける、如此して壹年貳歳も過行ほとに、承久三年辛巳六月朔日と申に卒に若宮

御誕生有けるか、甚壮明に強精の宮にておわしけれ

は、君を始奉り人々いつきかしつき奉る、然者年月

を重ね給ふに付、弥壮明にみえ給ふ、吉資・経正・

業盛悦ひ思ふ処に、貞応元年壬午の秋の初めより経

正卿例ならず煩ひ給ひ、同八月己に危く見得給ひし

かは、主上枕元へ寄せ給ひ末期の事共勅問有ける

に、経正重き枕を揚て天恩を謝し奉り、一門の不忠、

重盛在世にも候ハ、杯愁歎して一句を進る、タテマツ

一天覆フ雲聞レ夜月 再会不レ知臨終思フ

君に今朝置露よりもつらくして

消る思ひの身こそつらけれ

と詠して終にむなく成給ひしかは、

主上を初奉り一座の有合人々只泪にむせかへりてそ居られける、君は倍惜ませ給ひ、今迄親共師共頼ミ思召つるに、いまた六拾四歳ニ而斯まかれる事のうたてさよとて玉体を惱され御泪はせきあへす、自ら照闇の秘呪を加持ましく引導遊されけるとそ有難事とも也、従夫して主上も御心細く成せ給ひ、始終の事共世の有様を聞し召れ、徒然の時節より御影抔勅作有けると也、まことに叡慮を極め給ひ、貞応二年癸未十二月若宮を吉資が孫に下さるとの勅命あり、吉資父子恐入、君を我子に頂き奉る事天罰の程恐至極と奉存候、ひらに思召を替られさせ候得と申奉れば、哀隔るにこそと勅詔有て少し逆鱗の体にみえさせ給へハ、佐内侍申されけるは、綸言如汗、叡心已に定る上御請の勅答有へし、常々自分詔を承知仕に、御母方の養子として隔心無父子（らカ）の縁を結ばしむへしとの綸命なり、拾九才の年より

乳を奉り、六拾六歳の今日まで玉体に仕奉り能叡心を奉存、必ず御請有へしと被申ける、業盛卿申されけるハ、老臣寿永二年の春より昼夜御側を離れず勤仕すといへとも、只老の身の程経正と見給へ、余命の計かたしと、頻に諫めらるゝに仍て吉資・吉盛父子恐入候得共、勅命随奉るへしと勅請を申されしかは、竜顔殊に潤しく綸言ありける、君臣の名は有と雖も、実ハ親子の如く思召との詔にて、

この暮や年の形見そあま舟（朝カ）焦る湖の浪に任て

との御短冊を添られ、若宮を吉盛か子に下され瑞星（姓カ）の性を給ひける、其心は、資盛・吉資が三位ハ三台の星に形取、日月星の三星を紋にさため下されける、星ハ影を隠したる像也、後吉英（隆盛親王之事なり）丸の内にをしける也、業盛卿綸命を演られけるハ、彼紋の印ハ吉資・吉盛・若宮三世の内大臣の席を下さる印と宣ふ、御堅めの為蓋有けると申聞られハ、伺公の面々は祝し進られけるとそ御讓の宝物品々有之、如此く吉資八年月を経て寛喜三年辛卯四拾四歳（二カ）の三月君に奏聞

を遂吉盛を家督せしめ、諸事を司どらせ、其身ハ二位の禪閣静栖と号し隠居体にて蟄居し、君前の外ハ他事なし、吉盛家督となりてより諸方の掟(を定脱カ)め例を伝(令カ)へける、依之右馬介季利を正使とし、菊池行吉か男三郎吉康に日高刑部真房を以触知らせ申されけるに、

哪哪国より米石、益救より粟・米、七島の五家より

麦・米本七崎也、五家ハ日高、有川・肥後、平田・新羅、資盛・時房、有盛ノ臣也、黒丘島・竹之島より黒丘島ハ今黒島、麦・竹・魚・肉・干塩等、種子島より米・石・材木等大江の澄(貞脱カ)送り大江澄廻か嫡男なり祝しける、其後寛元元年癸卯五月五日の夜 主上崩御、其御遺勅二者、吉英事ハ吉盛に頼置ぬれとも聊思事(はカ)なし、只業盛か末期に云しいさごの中の神しるし八坂瓊の天のミさを日影の御末こそと云し事を心うけれとはかり宣ひて御隠れまし／＼ける、末期に御製有之、御苦敷息の下に帝御宝算六十八歳二而崩御、于時、寛元元年癸卯五月五日戊朝と云々

天雲の立覆ふ身と知なから

我日の本に照影もなし

秋草に置露よりもつらくして

雲隠れぬる夜半の月哉

と遊れける也、仍雲隠院と申、天隱天皇と申奉る、如此君崩御之後吉盛諸島へ崩御の旨を触知らせ、心々に有付有へしと叡慮の趣を知らせけるに、皆島々より弔ひ奉る、吉盛父子承り御勅命の御遺誼の旨を相達し、行末なかくよしミを結び申へき契約して、君用の暇をそ取せ侍りぬとぞ録伝申ける、

以上啓、



朝字下三
八皇十代
帝ナリ

正
異本
玉璽トシ

硫黄島權現宮神體由緒同圖覽

來貞三種大權現宮 建仁二年壬戌

春為入御給三種神器而御座候

○第一中御殿神體内侍所御鏡ニテ

從崇神天皇朝賜御相傳坐申ス

天照大神正徳本元。

但無地裏如圖模樣御座候

申之前御殿を申候智徳

○第二西御殿又劍御殿を申候

天照大神勇徳右神體長尺六寸

寶劍ニテ座候處天正二年甲戌

八月四日御燒亡ニ御燒失從天爲

神鏡則一天泰平四海平定國家安

全惡魔降伏怨敵退散勝軍治要之

御神徳候

○第三東御殿亦八坂瓊御殿を申

天照太神仁徳御守り傳國王爾

汪連八坂瓊曲玉ト奉申春非也

此條異本前條ニ雙フ
第四御隱居御殿御神體
御木像高サ一尺一寸。橫幅七寸五分

安徳帝ノ御事
雲隱ノ法皇

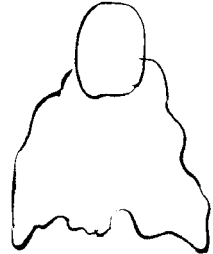
勅作ノ御影

異本
寛元二年甲辰十月

大晦日奉宗神ト以上

此分朱書

石碓黃鳥權現社司長濱家、
有之候覺書之寫ニ



異本御字ニ
御字ニ
高サ一尺一寸。橫幅七寸五分

御頭上高サ三寸七分。
是ヨリ以下異本ニナシ

天照大神ノ勅詔也疏畫權現只
決秘事葦原中國有降臨分視
之為如着朕可任勿愼而怠ナシ
瓊々杵尊授賜詔也是御神體也
御燒失ヨリ換鏡

物而御神體中付ノ跡今殘候處上、
皮都而潰損枝ニ能杖御座无之候
石勅作之以御影寛元二年甲辰十二
月大晦日奉宗神 以上啓

付リ 御斗帳御紋者日月下ノ模様

雲画之候

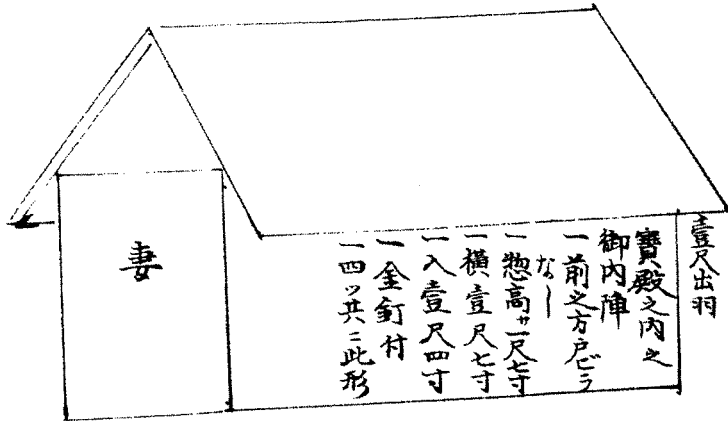
同裏銘者

東正二位内大臣平吉次資

欽言

西正二位内大臣平資盛欽言

右者、社内二入候事者常二者社司ニ無御座候而者入
 事を赦し不申社ニ而候、



一前之図之 御神鏡ニ、安徳天皇自ら御影を照らさ

せ給ひ、其御影を御手彫刻シ給ひしと申伝へ有之候

由、社司長浜掃部より晰し奉り申候、

- 一 東、御殿御木像御前ニ唐鏡
- 一 中、御殿御木像御前ニ金鏡
- 一 西、御殿御木像御前ニ唐鏡
- 一 右御三體外ニ御左之方ニ御
- 同様
- 一 安徳天皇御木像前ニ香立

硫黃大權現 御本縁

于時其発端尋者、丹波少将成経・大僧都法印俊寛・平判官康頼入道精消^(性照カ)、治承二年戊戌二月御社有造立而成^(以上啓)、勸請一処也^(渡辺綱彦)、然從^(二脱カ)治承二年一当三建仁年壬戌廿五年一而三種神器及^(一)入御一、從^(レ)夫奉^(レ)称^(二)大宮一^(クマノ)来真^(三)三種大權現申、奉崇硫黃大權現、以上啓、

奉蒙勅命謹以仮名而祿之、情雅以世哲及^(一)行季^(二)、家運終被^(レ)捨而不^(レ)用^(三)貞能忠言一、寿永二年癸卯一門悉差寄評議一決定一先可^(レ)有^(二)御開^(一)迎落^(レ)都、於^(二)諸所不^(レ)利^(一)合戰一、讚州於^(二)八島壇浦^(一)承東国軍勢、甚大敵由及^(一)聞官軍過半固^(一)落失^(二)、如此而者軍可^(レ)有^(一)^(勝カ)正利^(二)不覺迎諸卿在全議而、元暦二年乙巳三月七日各被^(レ)進^(一)階^(二)、諸方手配新大納言知盛被^(レ)仰付一、其再審^(一)而資盛正^(二)位被^(レ)任^(一)左大将一、令^(レ)兼^(二)征夷大將軍^(一)於日州可志与也、筑紫^(豊前)長州辺大将者正四位上中将能宗^(一)征夷大將軍一、賜被^(レ)為資盛令^(レ)主^(レ)之、八島在陣^(一)令者知盛自主^(レ)之、^(八ヶヶ)行幸供奉輩者正三位内大臣兼行資盛・大納言時房・

中納言経正・參議経俊・同參議業盛・淡路守清房・

豊前守知邦・美作守宗親^(左大弁カ)・左大臣弁忠綱・藏人左衛門大尉通正・佐内侍・狭野内侍也、侍大将者越中次郎兵衛尉景光・上綱^(総カ)五郎兵衛尉盛継・日高阿波前司吉房・福原相模守季長^(後号)肥後主從三百有余也、筑紫落被^(レ)相定^(一)人々者建^(二)総君^(一)而玉体之御身代奉^(レ)作^(レ)之、^(神功皇后カ)神皇宮后三韓御退治之日御守以^(二)神鏡^(一)、天日太刀^(一)奉^(レ)拜^(二)三種神器一進賜也^(此総君者雖清宗男、実者時房娘也、七歳)供奉人々者止^(二)二位大納言時忠^(一)從三位宰相季房・四位左中将清経・左兵衛督国盛・丹波守清邦・從五位

上通衡・正五位上左馬頭行盛^(建仁年中)哪^(建仁年中)下向^(五カ)・正三位下增盛^(後カ)後為^(一)從五位上副將軍能宗也、彼面像要儀以^(レ)為^(レ)似^(二)資盛^(一)為^(二)征夷將軍^(一)、被^(レ)任^(二)新從三位^(一)令^(レ)司^(二)參軍^(一)給^(一)、外白河内侍・右衛門佐局・櫛匣内侍也、瀬^(一)丘難波^(一)一類松浦判官重賢海路^(一)為^(二)導引^(一)、都合五百余人、雜兵彼是九百八十余騎令^(レ)下^(二)被^(レ)案内与^(一)役^(一)先鋒^(一)完^(上)、於讚岐国八島壇浦者征夷大將軍大納言知盛大將軍而諸事^(一)最番而主^(レ)之、在陣^(一)人々者從一位大政兼行内大臣宗盛公・正三位右衛門督清宗・正五

位上伊賀守知忠・從五位上尾張守清貞・從四位藏人
大夫良衡・從二位前大納言教盛・從五位上能登守教
經・正三位前參議經盛・中納言律師忠快・從四位下
左少將有盛後哪囉
国下向・正五位上丹後守修理大夫忠房・皇
后宮亮長盛・正親町局・桐壺内侍・式部内侍・權典
司局・壬生内侍、右外侍大將者上総七兵衛尉景清・
福原和泉守盛兼・同男新藏人兼国・山田判官業光・
平右衛尉正綱・主馬介業房・狩野新藏人行茂・味内
外様者共都合於八千九百余騎被定ニ在陣ニ而良日撰ヲ、
二虎卷日取極秘一用之、元曆二年乙巳三月十五日夜
紛被レ巡ニ腰ヲ與ル二知盛卿名殘奉レ恪而如此被詠覺、

解志無身独荷降雨電

積留心於知人最可聞

与聴覺者皆勸涙被レ流、資盛卿者伯父知盛卿別慕、
一世名殘起リ二愁歎心ニ斯計、

親父止視志人者心濃解爾無

破留弥名殘行幸供我那

与互被ニ袂濡ニ、雖レ然事既定上者遺名殘多侍、曳別
而發ニ八島陣ヲ賜、翌十六日予州高島著御、從レ是用

意小艦乘、寮御船真中主ニ從三百有余、雜兵彼是一千
余人、菊池次郎云国人被召ニ二郎左衛門尉行吉ト海
路為ニ案内ニ、軍糧儲ニ七十余艘ニ無軍陣備、兵糧・
雜具悉積入而謀計之為用意、資盛・業盛二卿長安天
府勘ニ地理ヲ二紛ニ釣船ヲ二伝ニ津々浦々ヲ、元曆二年乙巳
五月朔日漸薩州冲疏黃ヶ島著ニ岸長浜浦ニ、于時參
議藏人大夫業盛者地理之圖捕出于レ視レ之、去ル治
承四年夏丹波少將成経ヲ歸路節唯得ニ土産ニ一処ヲ画像不
レ違、実良山岳高峙、堅東丘者婁岳將備青山審也、從
レ北至ニ西南ニ而其像形似ニ臥竜ニ、頭者在北、其尾者
為レ似レ遊坤海水、西者広野砂々当レ之為ニ天府地ニ
迪臣等共相議、謹而奉レ賀朝拜、于時、
トシテ
宋書「マ、」

熊野三社大権現

一中ノ御殿 日ノ座

天照太神宮、御神体内侍所御鏡、

一西ノ御殿 劍之座神体

天照太神御武德平国之勇徳ニ而草なきの劍の御写
し、只今者御鏡、但、天正二年八月四日焼亡にて

宝剣者御焼失、寸ハ壹尺六寸と申伝候、

一 東ノ御殿 御神体

但、神璽シの御箱八坂瓊之神体ニ而御座候、

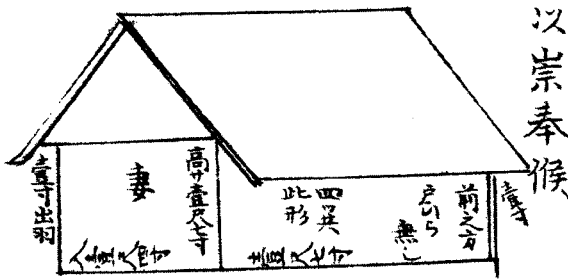
○ 葦原中國^{アヒノ}至^キ降臨^カ面^ヲ韋^カ視^ス事^ニ是^レ如^ク視^カ可^ク任^ズ勿^シ慎^ム怠^ス

天照大神

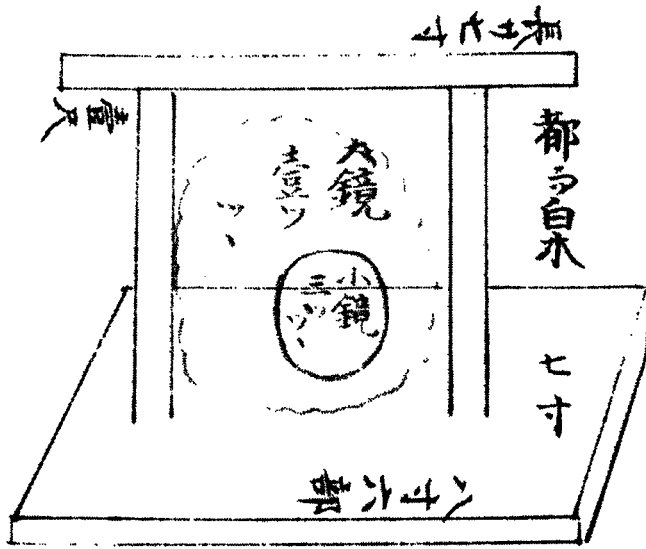
右之通勅詔と以々

天照大神の御仁徳を以崇奉候

- 一 中之御殿
- 一 西之御殿
- 一 東之御殿
- 一 安徳天皇
- 右之通御座候



一 康 賴
一 成 經
一 俊 寬



柱八部ノ角

此形三ヶ所
御鏡大三ツ
右同小九ツ

十三日 齋、 壬午

一朝六ツ時起、五ツ半時分出勤、直ニ御暇ニ而馬場伊
歳江参り、四ツ時出勤、八ツ後御暇、七ツ後弓式拾
建射、夫より平田玄裕殿劍術仕合、暮より加藤東市
郎殿来儀にて、長月の影といふ事を下の句の下七文
字に置いて、ふたり共二十三首つ、詠し候、七ツ時被
帰候、

篤烈

むかしよりあきらけき名をけかさしと

隈なく照らす長月影

山端をさし出るより浮雲は

晴てさやけき長月影

かせたえて外山の峯の松か枝も

静にすめる長月影

虫たにも哀今宵と侘るまで

さやかに照らす長月影

よきあしき軒端へたてぬ光りとは

誰も知るらん長月影

幾つらの雁の数さえさやかに

みえて照そふ長月影

白露にやとす光もあきらけき

名にあらはるゝ長月影

むらさきの萩の花にも露置は

真白に照らす長月影

あきらけき浜辺にあそふ海士の子ハ

貝もひろはん長月影

なかれ行川瀬の浪に照らしそふ

光りことなる長月影

更ぬれは打よする浪も音すみて

いや袖さむき長月影

西山にかたふく計成ぬとは

思ひもよらぬ長月影

右一首書落し不覚、

加藤清通

恵ミある御代のしるしにむかしより

光り曇らぬ長月影

敷島の道もくもらぬしるしとや

光りさやけき長月影

雲霧は隈なく晴て行雁の

つはさもみゆる長月影

誰をかも招く尾花の夕露も

光りことなる長月影

夕露を分つ、かよふ雲の糸も

あらはにみゆる長月影

千とせまて色もかわらぬ山松の

枝さえみゆる長月影

秋かせに夕霧晴て行雁を

空に見おくる長月影

虫の音も常よりしけき夕露に

光りを添る長月影

真萩原夕露寒ミ置露に

光りさしそふ長月影

武蔵野や夕露誘ふ秋かせに

玉をみたせる長月影

秋かせに夕霧晴て行通ふ

雁を伴ふ長月影

露分しもすそを寒ミ更るとも

しらてそ向ふ長月影

心のミまた宵ながら山端に

夜深く澄める長月影

十四日 大晴天、四ツ時地震、

一朝六ツ時起、四ツ時出勤、八ツ後御暇、帰宅、直二

華舜軒御墓江参詣、七ツ時帰宅、直二伊勢平右衛門

殿江参り、大鐘時分帰宅、暮より町田郷十郎殿・松

岡喜左衛門殿来儀、相良市之進殿ニも五ツ時分より

来儀、関ヶ原読相初候而七ツ前相済候而直二各々被

帰、同刻臥候事、

十五日 晴、
玉無玉玉

一朝六ツ時起、五ツ時出勤、八ツ後御暇、直二帰宅、ま

た今和泉屋敷へ弓射ニ参り、暮より奥江通り、四ツ

半時分御暇之事、

一四ツ過 斉興公御出座致御目見候事、

十六日 晴、

一朝六ツ過起、朝出本田休兵衛殿より相頼られ、五ツ

前出勤、八ツ後暮より松岡かゝとの・平野ばゝとの

来儀、四ツ過被帰、九ツ過臥候事、

一浦添王子此度

少将齊彬公江進上之自詠之由、

たつの住千ひろの淵のそこよりも

深きハ君か恵ミ也けり

十七日 間々小雨、夜入晴、

一朝六ツ過起、四ツ前折田清十郎殿へ参り、直ニ出勤、

八ツ時御暇、近隣宮里氏へ一刻立寄、直ニ重富浜屋

敷平田家惣出張へ出席、三ツ的一建射候而、大鐘時

分より本立寺へ掛物目利、拾八幅二七点中り、大之

不出来ニ而候事、

十八日 晴、

一朝六ツ時起、四ツ時出勤、八ツ後御暇、帰掛前江一

刻立寄、直ニ帰宅、日入時分より郷十郎殿・市之進

殿来儀、九ツ時被帰、九ツ半時分臥候事、

十九日 晴、 丑三三三

一朝六ツ時起、今日御座相頼出勤不致、八ツ後より田

原源左衛門殿・門松源左衛門殿・郷十郎殿・直八様

御出、七ツ後より弓、暮より加藤東市郎殿・小田十

郎右衛門殿来儀、九ツ時分被帰、直ニ臥候事、

廿日 晴、 丑三三三

一朝六ツ時起、四ツ前出勤、八ツ後御暇、帰宅、直ニ

今和泉屋敷へ参り暮迄弓ニ而帰宿、九ツ時分臥候事、

臥候得者、柿本寺山本何某殿所へ出火有之、御殿

迄出勤、外ニ梅田九之丞殿出勤、八ツ前帰宅、八ツ

後臥候事、拙亭より火之あかりを不見候、

二十一日 晴、

一朝六ツ時起、鐘場へ出張、五ツ時引入、五ツ半時よ

り花舜軒御臺江参詣、直ニ出勤、八ツ後御暇、

一今日犬追物御覧有之、

一太守齊興公玉里御茶屋より九ツ半時御供揃ニ而、直

ニ犬追物之様御入之筈候、

一夜八ツ時寝候事、

二十二日 朝曇、後降、

一朝六ツ時起、鎧場へ出張、四ツ時出勤、八ツ後御暇
候得者宫里十兵衛殿来儀、同道ニ而大竜寺へ掛物目
利ニ参り、日入時分帰、掛物十六幅二十四点之拙者
当リニ而候、夜九ツ過臥候事、

二十三日 晴、

一朝六ツ時起、四ツ時出勤、八ツ後御暇、帰宅、直ニ
荒田二階堂家へ参り、夜入五ツ時分帰宅、四ツ半時
分臥候事、

江戸御城目付之歌

浅草や筋違小石牛込や

市谷四谷赤坂の門

虎の門幸橋に山下や

日比谷ハ内に入込としれ

竹清水田安半蔵外桜

馬場和田倉ハ内曲輪也

スキヤ橋鍛冶橋呉服橋常磐橋

神田ひとつに雉橋としれ

目付無之歌

あたらしやいつミ昌平水道橋

(朱書「マ、」)
くり違ふてハ又もあたらし

二十四日 霽、夜入雨、

一朝六ツ時起、鎧場へ出張、四ツ前出勤、八ツ後御暇、
夫より父上様御方客之亭主振ニ而、四ツ後御暇、九
ツ時臥候事、

宝鏡院様より御頼ニ而浦添王子献納之自詠歌短

冊之写

千尋ある竹に操の色みえて

世々にさかゆく宿そ久しき

世に匂ふ言葉の花のそれよりも

実になる秋を我ハたのまむ

二星適逢

としにた、一夜なれとも棚機の

たえぬ契りの秋そ久しき

谷余寒

鶯のきのふ出にし谷の戸を

ふたゝひとつる春の雪哉

○虫つゝりの歌抄二枚を見出し、歌から面白き故

かひ留置ものならし、

□□なかめなれしかほし(月のそカ)
(夜の脱カ)

ふかきあハれを今宵しりぬる

夜のこゝろを 永福門院

くらし夜の山まつかせハさわけとも

梢のそらにはしそのとけき

たいしらす 従三位為子

おともなく夜ハふけすミて遠近の

里の犬こそ声哀なれ(あはすカ)

院御製

さよふけて宿もる犬の声たかし

むらしつかなる月の遠かた

題しらす 読人しらす

ふけぬるか過行やともしつまりて

月のよ道にあふ人もなし

宝治百首歌たてまつりける時夜灯

後鳥羽院下野

やとハあれてかへのひまもる山かせに

そむけかねたるねやのとしひ(兼カ)

従一位宣子

ともし火の光りさひしきねやの内に

小夜も更ぬる程そしらるゝ

後深草院七月にかくれ給りけるとしの長月の十

日あまり永福門院御くしおるさせ給ける夜うち(賜カ)

しくれ侍りければ、

わきて此秋(はカ)やいかなる秋なれば

露そふ袖の又時雨るらん

おなしとしの秋の末つかた人のもとへ読てつか

はしける、

ふか草のやまの紅葉に此秋は

なけきの色をそへてこそミれ

父の遠忌に仁和寺にまかりけるに、大納言師頼

あしひきのやまほとゝきすけふしこそむかしを

こふる音をハなくらめ と申をくりて侍ける返

しに、

ほと、きすこと、ふからにいと、しく

むかしのけふを恋つ、そ鳴

待賢門院かくれさせ給てのち六月十日ころ法金

剛院にまいりたるに、庭も梢もしけり合てかす

かに人かけもせさりければ、これす(に脱之)そめさせ

給し(事カ)になとた、いまの心ちしてあハれつきせぬ

に、ひくらしのこゑたえす聞えければ、

堀河

君こふるなけきのしけき山さとハ

た、日くらし(にカ)そともし鳴ける

白河院七月七日かくれさせ給りけれハ読侍りけ

る、

平忠盛朝臣

またもこん秋をまつへきたなはたの

わかる、たにもいか、かなしき

二十五日 晴、

丑

一朝六ツ時起、今日者泊番ニ而七ツ後出勤、日入時分

弓十建射、五ツ時分より与力泊番野添三四郎・川路

与右衛門召呼、四ツ半時分迄相咄、九ツ時分臥候事、

二十六日 晴、

一朝六ツ時起、本田休兵衛殿江朝出相頼候処、五ツ前

出勤被致候付直ニ御暇、帰懸升形江參候得者島津直

江殿妻死去之段承候付、又彼方へ直ニ見舞、四ツ前

帰宿、日入時分より又々直江殿所見立ニ参り、五ツ

半時分帰宿いたし候得ハ、些風邪気分ニ有之候間、

前後よりこたつにてあふり、夜具ニツ相かふり直ニ

臥候事、

二十七日

一朝六ツ前起、四ツ時出勤、八ツ後御暇、日入時分よ

り父上様御方へ罷出御客之亭主振、四ツ過臥候事、

二十八日

一晝七ツ時起、五ツ時より加藤権兵衛殿へ一刻参り、

是ハ兄市来新左衛門殿死去ニ付為悔也、夫より出勤、

九ツ前

齊興公御出座有之、直ニ御木屋場へ朝山流劍術見分

ニ差越、八ツ後帰宅、三拾人余りの内平川武兵衛・

田尻伝作杯芸拙候様ニ相見得候、帰宅、直ニ島名勘

兵衛所へ掛物目利ニ参候得ハ、二拾六幅ニ二拾式点

当り候、暮より加藤東市郎殿所へ参り、前ニも有之

通当分忌中故秋懐旧といふ題にて、

歌ハ爰に留後候付跡ニ留置、

二十九日

一朝六ツ時起、四ツ前出勤、八ツ後御暇、七ツ時より

近隣之平田氏へ参り、大鐘時分帰宿、夜九ツ半時分

臥候事、

秋懐旧

何となく淋しきさへもうき秋の

うきに浮そふ人の別路

白菊の花の上なる露の身ハ

きへても千代の香に匂ふらん

思はすよ秋ハひまなき萩の葉も

人にあたなるかせさそふとは

とことわ集二十九之巻終

此画本、内藤等甫之

掛物目利ニ出候處

見令白尾金左衛門殿

一寸分不違ト申さ

ん人も無^之今見

候而似^之書い^まを

くも^りく^る出来

申間敷との事ニ而

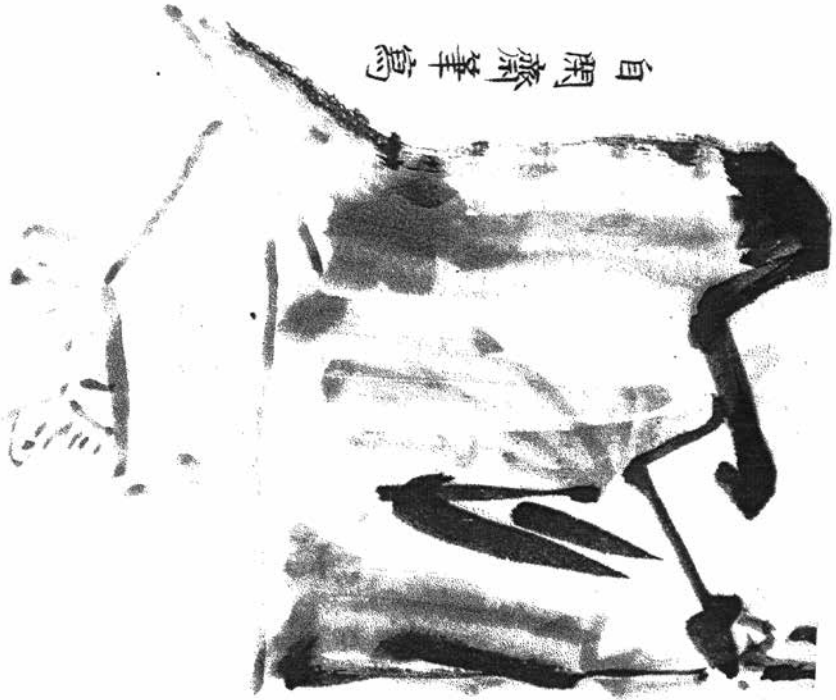
後世之見合ニ也

ならんと寫取[△]



△置候ものなりし

白閑齋筆寫



當分白尾氏を物頭勤
 二の拙者ニも同役御座
 候此掛物持出候得も
 同席中二同三笑出何
 共不申候以後白尾氏一
 爲似与申事で申候得
 先日掛物掛候節自
 分ニ寸分不違与申事
 ハとくより存居候与之
 事ニ候左候ニ近日寫
 方可致候付前廣可申
 候間其節々本書借
 リ可借之段白尾氏より
 承候々様ニ爲似人ハ
 未不見候

常不止集三十之卷

天保十四年癸卯閏九月中

朔日 霽、

一朝六ツ前起、五ツ時出勤、八ツ後御暇、九ツ前 齋
 興公御出座有之、帰懸平佐へ参り、八ツ半時分帰宅、
 日入時分青木伊三次殿はハ当り不申目利絵とて掛物
 壹幅持参被致候付、乍不及洞春と申候得ハ真ほしに
 あたり、暮過被持帰候、九ツ時分寝候事、

二日 晴、

一朝六ツ時起、五ツ時出勤、是ハ白尾金左衛門殿より
 朝出被相頼候而也、八ツ後御暇、七ツ過より長屋之
 市郎左衛門之処之襖二枚(鍾力)・鬼之下手絵書、日
 入時分より垂水屋敷二男殿見立ニ参候得未た早目ニ
(朱書「マ、」
 有之候付、御殿へ罷出刻限見合候、泊番北郷要人殿
 二而候、暮六ツ時より垂水屋敷へ参り、五ツ時迄相
 待候得共、未たニ出棺無之、余り之事ニ内々承合候
 得ハ、垂水私領之方より僧参答之処、何歎間違候儀
 有之、元春庵より只今僧参り候段承届候付、乍不本

意玄喚迄ニ而引取候、尤、先刻より半方之上見立人
 数も被引取候、九ツ時臥候事、

三日 晴、夜雨、夕方より漸々冷氣相増、

一朝六ツ時起、四ツ時出勤、四ツ後御暇、九ツ半時分
 より又々夕詰ニ而、七ツ過泊番川上新太夫殿へ代合
 御暇、帰宿、暮より中馬甚右衛門殿来儀、九ツ過被
 帰、直二臥候事、

四日 晴、

一朝六ツ時起、四ツ時出勤、八ツ後御暇、帰宿候得ハ
 権五郎様・八郎殿、七ツ半時分各々御帰、夫より弓
 十建計射候而夫より吉左衛門・吉郎杯と劍術稽古、
 暮引入候得ハ藤島孫左衛門殿種子島より先日帰候由、
 被参段々と種子咄承候、四ツ半時分帰候、九ツ過臥
 事、
(朱書「マ、」
 一種子干塩之兼而こわく有之候者過分之二有之候間、
 湯をかけからをはなし候よし、左候得ハはなしよく
 候得共かたく有之由、それを生成ニ而直ニはなし候

得ハ余程やわらかに有之、間々やわらしきの有之ハ
今のやうに生成ニ而からをはなし候のとなり、尤彼

而だりやめいたし候よし、何も夫より余けいハ不相
成と也、

地ハ、種子干塩ハ御当地より相考候へハ余程過分ニ
有之者之様ニ候得共、且那方ニ納分相知れ、夫を八
反帆ニつミ入不差越候内ハ各々自分用者御免無之由
其時分ニ相成候得ハ最早秋塩ニ而難取得、彼地ニ而
も至極無他事候よし、

五日 晴、冷気些相増、
一朝六ツ時起、四ツ時出勤、四ツ後御暇、五ツ半時分
臥候事、

一塩も過分ニ出来候由ニ候得共、是ハ此方杯之取方と
ハ相違ひ現之潮ニ而取候由、

六日 晴、
一晝七ツ前起写物、四ツ前出勤、八ツ後御暇、夜入植
村鉄兵衛殿来儀、四ツ時分被帰候、九ツ時分臥候事、

一砂糖も旦那用ニ貳万斤ハ御免之よし候得共、夫丈者
出来不申由、其余出来候得ハ 御物御買入ニ相成由、
左候而、大坂へ相廻し候節も直商売ハ不相成、高崎
金之進殿より致売方被呉候よし、

七日 霽、

一寺も府元ニ三ヶ寺有之、不似合大寺之よし、此方ニ
申候得ハ^{朱書「マ、一}国寺位有之と也、

一晝六ツ前起、四ツ時出勤、八ツ後御暇、八ツ半時分
宮里十兵衛殿掛物二幅持参、二幅等甫を真ほし二見、
一幅者常信を大二二見候、町田藤八殿ニも来儀、暮
より横山安之丞殿来儀、四ツ過被帰、九ツ過臥候事、

一上下と相分り武芸取次も大方両方ニ有之由、
一流れ十八里と申場之由候得共、大方三十里ハ有之と
也、横ハ三里半三里と也、

八日 霽、

一諸職人大方申合晩ハ井沓ツに焼ちう沓盃ツ、持寄ニ

一朝六ツ過起、四ツ前出勤、八ツ後御暇、暮より父上

様御方へ罷出候得者段々客人有之、四ツ前被帰、同
刻安眠、九ツ時分より(朱書「マ、」「」強く難臥、起候而写物読
方等も致し候得共、是又難儀ニ有之、柱ニ寄りか、
り夜を明し候事、

九日 晴、 三三三三三

一暁より(朱書「マ、」「」快より起上り居候、四ツ前梅田家江一刻
参り、四ツ時出勤、四ツ後御暇、帰宅、直ニ近隣玄
裕殿へ参り、九ツ時帰宅、八ツ時よりたんとふ門
松氏別邸へ参り、暮迄弓ニ而直ニ帰宿、四ツ過臥、
(朱書「マ、」夜前」「」ニ難儀いたし候付、今晚ハ何共無之候得共、
用心ニ而居ながら臥候事、

十日 晴天、

一朝六ツ前起、四ツ時出勤、八ツ後御暇、直ニ妙顕寺
へ参り掛物目利十八幅二十点当り候事、日入前帰宅、
暮より藤島孫左衛門殿来儀、木尾彦左衛門殿・孫左
衛門殿四ツ後より来儀、孫左衛門殿同道ニ而四ツ時
被帰、九ツ半臥候事、

十一日 朝雨、後雖降止曇天、夜入月照、

一朝六ツ前起、四ツ前出勤、八ツ後御暇、帰りニ大慈
院様へ参詣、夫より拙家墓参、花舜軒之様参詣、夫
より伊藤両家へ悔ニ参る、是ハ当月十一日伊藤応助
殿死去ニ付而也、夫より横山安之丞殿江参り詩直し
方相頼、直ニ帰宅、最早大鐘、父上様其外松岡喜左
衛門殿・青木伊三次殿・門松源左衛門殿・家来之村
田市郎左衛門杯御弓有之、小子ニも持参弓三拾建射
候、各々暮被帰、木尾彦左衛門殿ニも昼より被参居
候而四ツ時分被帰、夫迄拙者亭主振ニ而八ツ前臥候
事、

下ハ昼之中り 三三三

十二日 晴、 三三三三三三三

一朝七ツ時起、四ツ前近隣伊勢氏へ参、九ツ時よりた
んととふやしきへ参り、外兒玉佐平次殿・田中治右
衛門殿・鎌田孫右衛門殿来儀、弓六拾建射候、暮過
帰宅候得ハ田原孫左衛門殿被参、四ツ被帰、長屋之
市郎左衛門ニも参り(朱書「マ、」是四ツ半時分引取、

里人や野田の若菜をす、くらん

汀そにこる玉川の水

春雪

ひきかへし二月さむき山かせに

かたへ霞てあハ雪そふる

まつさける花とやいはん打渡す

遠方野への春の淡雪

春霜

二月の夜寒の霜にむすほふれ

とけこそやらね花の下ひも

梅

梅か、ハ風のたよひ(朱書「マ、」に匂ひきて

山の端かすむゆふ暮の空

梅花色か計をあるしにて

宿ハさたかにとふ人もなし

梅香妨路

梅花かせのしるへの香をとめて

行へき里そとハて暮ぬる

梅風

野も山もまつさく梅の花のかに

さなから匂ふ四方の山風

春雨

いつしかとやけの、薄つつのくミて

緑もよほすはる雨そふる

帰雁

月影のかすめる空に声ハして

数こそミえねかへる雁かね

桜

春の日の光りに匂ふ山桜

花のさかりハ風もさわらす

しら雲とよそにハミえてかつらきや

たかまの山に花咲にけり

岡花

旅人のゆき、の岡の名のミして

きのふの後の花のふる郷

河款冬

行春をいかしてしるらん山吹(くちなしカ)の

いハぬをいろの井手の川波

暮春

関守のと、むるかひもなき物ハ

過るやよひの日数也けり

春

春たてハ散かふ雪を花とミテ

むへやま風にうくひすそ鳴

鶯のさえつる声におとろけハ

六十のはるになりけるかな

桜花うつろふまゝにミよしの、

山の霞そいろかはり行

卯花

おりしらぬ雪かと思れハ卯花の

たハ、にさけるをの、やま里

時鳥

なかき日の杜のしめ縄くり返し

あかすかたならふほと、きすかな

ほと、きすさ月まつまといひなから

また忍ひねを聞人もなし

溪五月雨

水まさる谷の埋木根をたえて

さそハれ出る五月雨の比

かきくれていくかに成ぬ雲またに

見えぬこしまのさミたれの比

かひもなしをのか盛りも花薄

まねくに過る秋の日数は

秋薄 閏九月十三夜読、

今年こそまねくかひあれ花薄

又長月の立かへりける

秋草

今よりの露や夜寒になりぬらん

垣ほの草の色かはり行

露

何故か秋に契りを結び置て

すゝろに露の袖ぬらすらん

かた糸をよるハすからに鳴虫の

泪を玉とぬけるしら露

夜虫

なかきよを誰か泪とかきりくす

おきゐる床の露に鳴らん

蜚

ぬるかうちに夢をそさます蜚

すたく枕のかへのあたりハ

鳴あかす程もしられしきりくす

ねられぬ老の枕ならてハ

岡鹿

露寒ミ今かちるらんさほしかの

妻とふ鹿の秋萩の花

野鹿

老て住むさかの、草のかり庵に

いく秋なれぬ小男鹿の声

秋風

秋になる風のけしきのかはるより

心うき立空のうき雲

むかしよりさこそ聞おく秋風を

我身ひとつとなとれふらん

秋峯

おもへかし小倉の峯のまつかせハ

き、なれてたに秋そかなしき

秋谷

いかにせん露も時雨もこけ衣

秋ハよそなる谷陰もなし

秋滝

秋かせに散もちらぬもみちはの

錦をおれる滝のしら糸

秋夕雲

さらてたに心うかる、夕暮の

雲のはたてに秋かせそ吹

秋橋

たかねにはミ雪ふるらし秋かけて

時雨そわたるさの、舟橋

秋岡

霜そおく岡のやかたのかたひさし

あまりさえける夜半の朝けは

秋禁中

むかしミし秋をそ更に思ひやる

雲の上行望月のかけ

九月十三日

名にたかき浜の真砂地雪よりも

猶白妙の秋の夜の月

万代に猶さしのほれ春日山

つゝく三笠のミネの月かけ

月

思ふことあはれつきせぬ泪哉

老のね覚の秋の夜の月

未出月

白妙に光りそ匂ふかねてより

月をまつちの山の端の雲

出山月

末遠きかけこそミゆれ山の端の

まつにかひある秋の夜の月

暁月

山端の暁かたのむら雲に

すゝしく出る有明の月

翫月 正か二月十三夜於明石浦詠、

明石かたむかしの跡を尋きて

今夜も月に袖ぬらしつゝ、

都にて月やあかしと人とは、

雲なき空をこたへこそせめ

たちまち

こぬ人に思ひかねたるやすらひに

夜戸でとものふ山の端の月

水上月 八月十五夜

月やとる石間の水をむすふ手に

秋の半をかそへてそしる

海月

かきりなき空もひとつのわたつ海に

かよひてすめる秋夜月

山家月

おのつから人もやとふとをくら山

ふもとの庵に月を待哉

古郷月

たれか又思ひいつらん古郷と

なりにしならのやまの端の月

月前鹿

軒ちかきおくらの山の月影に

あまりなれたるさをしかの声

月前竹

露よりもおきてそみつるなよ竹の

よなかき比の秋の月影

月前無常

よわり行有明方の月にミよ

心ほそさハよの中そかし

鞆中秋月

都をハ思ふも遠し夜半の月

すミ田河原の秋の渡りに

おほるなるかけに都を出しかと

秋こそ月ハしら河の関

遅雁

長月にはやなりぬるを初かりの

はつかにたにも声の聞えぬ

霧

朝ほらけあらしの山ハ峯はれて

ふもとをくたる秋の川霧

山朝霧

朝日かけさすかに見えて山の端の

いくへともなき遠の朝霧

浦擣衣

秋かせにうらミてのミやあまの住

里のしるへの衣うつらん

一坂口源七兵衛斬二、致喧嘩候者より承候由、兩人同

道洲崎へ出張、既二喧嘩二相及刀を抜合候得ハ、只

鏝元二而戦ひ、其内二敵ニも随分切程之透者有之候

得共、是か人情やら臆病やら、おめくると不被切様

二有之、誰そ来りて能程合ニ取障呉候得ハ能と思ひ

居候処ニ走来り候者有之、無何事済候由、向ふより

も定而如其候半、暫之間戦候得共自分二者一ヶ所も

手疵不逢、向ふ之方ハ小指ヲ壺ツ切落し候よし、其

刀を為見候ニ付委細ニ見候得ハ、中程ニ脇へすへり

候疵多く、大抵二尺五六寸位之大刀ニ候得共、鏝元

より五六寸位之処へ五六ヶ所切かい有之候由、左候

得ハ定而長く戦ひ候半と之斬二而候、

本文通承候得共、是ハ余り面白からんはなしにて
候、士之(朱世)一度思り切り喧嘩可致程之者を、又々命

おしげニ思ものたのミすくなく候、しかしながら
喧嘩杯いたし候ハ不忠不孝之至、身を慎ミかりに

もケ様事あるへからす候、

一御番所御文書方騒付十五人之足軽虎之間前供屋之上
江昼夜不明様ニ相詰来候、当分押番黒江善藏先年右
御文書方騒付之節、其内老人皆人にくミ候者有之、
或夜塚田太郎右衛門と申同役と申合、彼者之尻をむ
しやうに突候而こなし可申申談、夜八ツ時分太郎右
衛門彼二才が尻ニ入込ミ候得ハ、其者大音声ニおめ
き出し候処、又脇ニ臥し居候老人折節夢を見候而同
音ニおめき候得ハ、太郎右衛門夫限ニ善藏所へ来り
只々縮り居候ニ、右善藏申為聞候者、余りニ無常成
事をいたし、表より預咄居儀も難計させらざる事を
為致と申候処ニ、押番方より余りニ騒か敷左様ニな
き様ニとの事候得者、右夢見候老人松元藤助自分菴
人ニ而おめき候騒きに右通り申来り候半と世話を焼
き、御兵具所江断りに参り候よし、私只今夢を見み

たりにおめき、表之方御都合能御頼申上候と申立帰
り、夜中に同役之者十五人起シ車座二相成、各々ニ
向ひ只今何歎拙者をおさへ候といふ夢を見候而大音
声ニおめき夢覚見候へハ、窓より何歎白き様成者見
得候、拙者一人ニ而ケ様之儀眞平御免可被下と申候
付、尻を突候而おめかせ候太郎右衛門・善藏者中々
可笑笑ひ出し度候得共、笑出したらハ右之致方顕候
而ハ不成と世話を焼、乍漸両人氣張居、余りニなら
ざる節者二階より下り両人ニ而笑ひ、又々上り車座
ニ相成、藤助が正直ニ相成、右之如く申候を見聞い
たし候へハ、中々可笑、
九月十四日
又々下へ下り杯為致よし、
また都合能白き者出候と
申候時自分之此方を黒き
者通り候、是ハ夢ニ而者
なく定而風ならん、当り
たる者無之、能候と申人
も為有之候よし、其老人をおさへ候と申ハ、彼二才
おめき候付太郎右衛門にげ来り候節、藤助を踏ミ目

雷雷 建四ツ時より

三三 平右衛門

三三 右源太

三三 吉左衛門

三三 万熊

三三 吉太郎

覚おめき候付、^(鼠カ)鼠取ニ参居候白猫を白き者といひ、
尻を被突候者塩梅悪敷、二階より飛下り候者を黒き
者と申候由夜中大騒きニ為有之と申候、其後老人之
藤助太郎右衛門仕方を承出し大もかりいたし候付、
うるめの魚をかひでんがくを焼き候よし、

十四日 霽、
三三三三三三三三

一朝六ツ時起、泊り明ニ而五ツ時帰宅、四ツ後弓式拾
建射候、九ツ時より福昌寺御墓へ参詣、花舜軒之様
参、八ツ時帰る、帰り掛河侯新六殿へ一刻立寄、夫
より前之様参り直ニ帰宅、七ツ前より弓、夜入四ツ
時臥候事、

十五日 晴、
三三三三三三三三

一朝六ツ時起、五ツ半時分出勤、八ツ後御暇掛前へ立
寄、直ニ帰宅、又々たんだとふ屋敷へ参り弓、暮帰
宿ニ前屋敷江参り、九ツ過帰り、九ツ半時分队候也、

十六日 晴、

一曉大鐘過起、五ツ時より谷山へ遠馬、参掛荒田御姉
様へ立寄、二階堂家より四ツ過打列谷山町之様参る、
同席中ニ而人数左之通、伊十院半之丞・川上孫八郎・
伊十院静馬・相良典礼・上野藤馬・桂真十郎・伊十
院権右衛門・北郷多伸・相良市郎兵衛・三崎正之丞・
大野清右衛門、書役より田原八三次・い十院藤蔵・
山口十郎ニ而、日入時分帰宅、暮より河侯新六殿へ
参り、九ツ過帰宿、直ニ臥候事、

十七日 晴、七ツ時分少々雨降、

一朝六ツ過起、四ツ時出勤、八ツ後御暇、帰宿、直ニ
北条織部殿同道ニ而妙顕寺へ絵目利ニ参り、暮帰掛
又々河侯氏へ参り、五ツ前帰宅、夜八ツ前臥候事、

天地生英傑 王侯不得臣

視金銀如塊 于外有所珍

右高橋樟山西行贊

己不求栄寵 西行後北遊

何為看月淚 猶為感時流

右向溪浪西行贊

十八日 晴、
晴、

一朝六ツ過起、四ツ時出勤、四ツ後御暇、八ツ後戸柱
町田家・谷山角太夫殿へ参り、夫より伊藤万次郎殿
へ参り弓、夜九ツ過帰宅、直二臥候事、

十九日 晴、
晴、

一朝六ツ時過起、四ツ時出勤、八ツ前御暇、川上孫八
郎誘ひ被参、同道二而八ツ時より加治木別荘二而同
席中弓、暮帰掛皆々北条要人殿へ参り、四ツ過帰、
九ツ時分臥候事、

二十日 霽、
霽、

一朝六ツ時起、四ツ時出勤、八ツ後御暇掛直二御墓・
華舜軒、曾山喜三太殿・伊藤万次郎殿・谷山角太夫
殿へ参り、七ツ後帰宅、直二又々伊藤家へ参り弓十
建射候而、日入時分より角力取七八人参り取方有之
候間、右見物二而暮過帰宅、九ツ時分臥候事、

二十一日 晴、

一朝六ツ半時分起、四ツ時出勤、八ツ後御暇、直二馬

より清水馬場辺・上之馬場・馬乗馬場所々乗廻し、
近藤彦右衛門殿茂馬より行合候付、同伴二而磯御飯
屋下迄参り浜辺五六辺乗り、大鐘時分帰宅、暮より
前へ参り、九ツ過帰宿、昼町田家・栗川家へ一刻ツ、
立寄、

二十二日 晴、

一朝六ツ半時分起、九ツ前より父上様其外段々御同船
二而前御ば様古里御湯治御見舞二差越、夜五ツ半時
分著船、四ツ半時分臥候事、

今宵帰船二あまり船之はやくこ、ろを茶せん松
の前二而よめる、

しはしとて留め見まほしきあし引の

山もあととなる船のかよひ路

二十三日 晴、

一朝六ツ過起、五ツ過より馬場伊歳へ参り絵書相頼、
四ツ時出勤、八ツ後御暇、帰宿、直二町田家へ参り

掛物目利、式拾幅二十卷点ニ而第一之高点ニ而候、

暮過帰宅、九ツ時分隊候事、

二十四日 晴、暮雨少々降、

一朝六ツ時起、四ツ前平田玄裕殿へ参り帰宅、四ツ過

河侯仲太夫殿へ立寄、夫より伊藤万次郎殿へ参り、

暮迄弓百三拾建射候而五ツ半時分帰宅、九ツ時分隊

候事、

今日之中り後ニ記ス、

三五三五三五三五三五三五

二十七日 朝雨、後曇天、

一朝六ツ時起、四ツ時出勤、八ツ後御暇、帰宅、直ニ

田之浦種子島家別荘ニ而掛物目利、二拾四幅二三拾

三点当り候、暮帰宅、暮より横山安之丞殿来儀、四

ツ過被帰、九ツ時隊候事、

一此内より坂口善右衛門へ槍拵方相頼置候処、今日出
来ス、拵書左之通、

鍵槍五寸詰メ

但、金物黒、ミ銅山道面彫石目紋所式ツ、

居物上送輪千鳥すかし鞆留釘あり、

右永岩善兵衛細工

二十五日 晴、

三五三五三五三五三五

一朝六ツ時起、四ツ時出勤、八ツ後御暇、帰掛前江立

寄、直ニ帰宅、暮迄、九ツ過隊候事、

二十六日 八ツ後より雨降、

一朝六ツ過起、四ツ時出勤、八ツ後御暇、七ツ時より

伊勢平右衛門来儀、兩人ニ而卷藁射、大鐘時分被帰、

四ツ過隊候事、

二十八日 晴、

一朝六ツ時起、四ツ前升形江参り、四ツ時出務、八ツ

前御暇、帰宅、直ニ加治木磯別荘之様参り同席中人

下金箔

一鞘片鍵熊毛長六寸横二寸位

一塗り鍵迄朱太刀打鍵下黒

一鞘片鍵熊毛長六寸横二寸位

一塗り鍵迄朱太刀打鍵下黒

一鞘片鍵熊毛長六寸横二寸位

一塗り鍵迄朱太刀打鍵下黒

一鞘片鍵熊毛長六寸横二寸位

一塗り鍵迄朱太刀打鍵下黒

一鞘片鍵熊毛長六寸横二寸位

一塗り鍵迄朱太刀打鍵下黒

一鞘片鍵熊毛長六寸横二寸位

一塗り鍵迄朱太刀打鍵下黒

一鞘片鍵熊毛長六寸横二寸位

一塗り鍵迄朱太刀打鍵下黒

一鞘片鍵熊毛長六寸横二寸位

数分弓、暮帰宅、

廿九日 雨、

一朝六ツ過起、夕詰故八ツ前出勤、大鐘過ニ泊番川上

新太夫殿へ代合帰宅、夜四ツ過臥候事、

とことわ集三拾之巻終

(表紙)

常不止集

三十一、三十二之卷

(天保十四年十、十一月中)

常不止集^{三十一卷}_{三十二卷}

常不止集三十壹卷

天保十四年癸卯十月中

名越篤烈

朔日 雨、

一朝六ツ時起、四ツ前升形へ一刻参り、直ニ出勤、八

ツ後御暇、帰宅、直ニ拙宅鑓面作り、暮ニ濟、皆々

留主故近藤彦右衛門殿・町田郷十郎殿・舟木直太郎

殿・野田七之助殿杯ニ而四ツ前迄すわり勝負取ニ而候、各々四ツ過被帰、四ツ半時分队候事、

二日 晴、



一朝六ツ時起、四ツ時出勤、四ツ後御暇、弓之講堂へ罷出四半二ツ矢射候、七ツ時帰宅、直ニ前へ参り、暮迄弓五拾建射候、相濟、帰宿、九ツ過臥候、暮より郷十郎殿・上村周内殿来儀、四ツ過被帰、

三日 晴天、



一朝六ツ半時起、四ツ時出勤、八ツ後御暇、帰掛平佐へ一刻立寄、帰宅、直ニ前へ父上様杯御同道、暮迄弓、四ツ時分队候事、

四日 晴天、



一朝六ツ時起、四ツ時出勤、八ツ後御暇掛前へ立寄、帰宅、直ニ戸柱之様参り弓、暮帰宅候得者東郷藤左衛門殿・植村鉄兵衛殿来儀、九ツ前被帰、九ツ過臥候事、

御料所之内薄地多御收納免合相劣、殊ニ近年品々之御用途差添候折柄ニ候得共、厚御趣意を以御勝手向ニ相響候儀をも不被厭、御貸付金御仕法替并十組間屋之内運上冥加之類若干免除被仰出、都而上を損シ下を益候御仁政上代ニ不恥美事と一統難有奉存候、然処銘々領分高免之土地有之候者、畢竟

神祖盛慮を以封建之制度確乎と相定り、其上御代々之御恩沢ニ加地等頂戴候得共、御法世後間茂無之時被分封、又ハ倉廩充実之節被恩賜候儀ニ而、其後移

封等ニより増減有之候而も、当時御料所より私領之方ニ高免之土地多く有之而者不都合之儀と被存候、

仮令如何様之御由緒を以被下、又者家祖共武功等ニ而頂戴候領地ニ而候共、加削ハ当御代思召次第之処、右御由緒等を彼是申立候者事態を不弁ニ相当り、殊

ニ銘々数代

御鴻恩を蒙居、御勝手向之儀者毫髮不顧、收納多分有之候を一己之余潤とのミ心得候筋者有間敷事ニ候、元来家族奴僕の扶助可也出来、御軍役高並相勤候得ハ事足候儀ニ而、既ニ享保度者上米茂被仰付候処、

此節右様之御沙汰無之を能事と心得、黙々己之利を固執仕候者人臣之分とハ難申、彼是恐懼無限候間、何とぞ願方も可有之哉と含居候処、幸此度江戸・大坂最寄御取締土地被仰付候付、右領分其余地之領分ニ而も高免之場所茂有之、御沙汰次第差上、代地之儀如何様ニ而も不苦候得者、三ツ五分より宣敷場所ニ而者折角上地相願候詮も無之候間、御定之通三ツ五分ニ不過土地被下候得ハ難有安心可仕候、偏ニ神祖封建之盛慮者不及申、

御代々守成(又ハ九)更帳(張力)之御經營故、銘々無益(量力)之御徳沢ニ浴申候事、聊之代知ニ而奉酬とニハ無之候得共、区々

之誠個御許容被成下候ハ難有仕合奉存候、右之通越前守・大炊頭・備中守相願候儀諸臣迷惑之筋ニハ深被為厭候御趣意ニ候得共、此度江戸・大坂御城最寄上知被仰付候者、御損益ニ關係候儀ニ而者無之、從來御規定之領地割追々紛乱ニ付、全為御取締無扨被仰出、実者御不本意之儀ニ被 思召候事故、右願之趣下ニ而廉潔之儀ニ候得ハ、被為於上候ニ而者聚斂(共力)之 御処置ニも相当り、思召ニ者甚以不相叶候間、

右之願者不被遊

御許容旨ニ而、別段品々難有

御沙汰之事共有之、誠ニ以感涙銘肝之至ニ候、乍併

御許容無之者人君之道を被為尽候訳ニ而、臣下之身

ニ取候而者弥以抽忠誠可申筈候処、難有御沙汰を蒙

り候進、御時節柄御料より膏腴之土地居然領地罷在

候者如何ニも不相当筋(之脱力)と被存候、何分安シ不申候付、

猶又申談、高免之場所差上度者素願ニ付、打碎候得

ハ此外ニも品々相含候微意者御損益を計變私之誉聞(又ハ力)

を求候儀ニ而者無之、国家之御為と存込候次第、委

細再願書ニ建白いたし候通、殊ニ兩大城傍近のミ御(二有之脱力)

料ニ被仰出候得共、諸大名其外飛地之分纒ニ平常之

用向弁候迄之家来召置、手薄且民情も自然疎遠ニ而、

万端如城付ニハ行届不申候間、飛地之分不殘城付領

地之免合ニ而一纏ニ被仰出候得者、御趣意ニも相当(並脱力)

り、銘々持高丈之取締出来、安心之儀候旨申上候処、

件之意趣委敷被為聞召分、折角存込ニ而再願之上者

可被遊御聞届旨被仰出候、微忠之赤心相達、誠以難

有次第二付、若年寄衆・御側衆同様願之趣入御聞候

処、是又御許容ニ相成候、此度上地被仰付候面々も

突世之 御鴻恩奉報度誠心ハ同様と存候共、一己之

勝手都合而已ニ拘牽いたし、異存之輩も候ハ、被申

出候様、無急度可被相達候、

卯八月廿二日

一昌平橋(坂力)学問所之儀、古来ハ聖堂と相唱候得共、右者

大成殿之別称ニ候間、寛政以後学問所と相唱筈候所、

別段達候趣も無之候間、于今其段不相弁向も有之候、

向後者都而学問所と相唱候様、向々江可被達置候事、

五日 間々小雨、

一朝六ツ過起、四ツ時(出勤脱力)、八ツ後御暇、帰宅、七ツ前島

津八郎殿・伊勢平右衛門殿来儀、無間被帰、平右衛

門殿二者暮前被帰、四ツ過臥候事、

六日

一朝六ツ時起、鐘場へ出張、五ツ時引入、四ツ時出勤、

八ツ後御暇、暮より相良堅助殿来儀、五ツ半時分よ

り父上様御方へ同伴罷出候得ハ青木伊三次殿・田原源左衛門殿被罷出、四ツ半時分被帰、無間臥候事、

七日 曇、

一朝六ツ時起、鎧場へ出張、五ツ時引入、四ツ時出務、
八ツ後御暇、帰宿、七ツ後より鎧場へ出張、暮引入、
近藤彦右衛門殿・島津郷十郎殿・鮫島新八殿・植村善右衛門殿・野田七之助殿・富山半次郎殿・舟木直太郎殿来儀、四ツ時被帰、四ツ半時分臥候事、

八日 曇、

五ツ時出勤、

一朝六ツ時起、鎧場へ出張、五ツ時引入、四ツ時出勤、
八ツ後御暇掛前へ立寄、直ニ帰宅、又々前へ参り弓、
暮帰宿、伊十院半之丞殿前より被参、伊勢平右衛門殿ニも暮過より被参、九ツ過被帰、無間臥候事、

九日 雨後晴、

五ツ時出勤、

一朝六ツ時起、鎧場へ出張、五ツ時引入、四ツ時出勤、
八ツ後より直二三崎正之丞殿へ参り、弓ニ而暮過帰

宅、五ツ半時分臥候事、是ハ同席中人数分弓也、

十日 晴、

五ツ時出勤、

一朝六ツ時起、四ツ時出勤、八ツ時帰宅、直ニ前へ参り直八様・家来之金左衛門三人ニ而矢取次、百建濟、暮帰宿、四ツ半時分臥候事、

十一日 晴、

一朝六ツ時起、鎧場へ出張、五ツ時引入、四ツ前柏所能ニ付升形さしき相付一刻参り、直ニ四ツ時出勤、
四ツ後御暇、九ツ時より打立、父上様入来御帰り之御迎ひニ馬上より参り限りと打騎り差越候得ハ川内ニ而御行合申上、直ニ下馬ニ而御馬ニ可被召と申上候得ハ、先ツ小子へのれとの御意ニ而又々打のり、シタピラノ坂下より父上様御馬ニ被召候而、伊敷之権四郎所へ参り候得ハ、門松源左衛門殿・田原源左衛門殿・青木伊三次殿父子・基多村直八様杯御迎ひニ御越し被成、暮時分門松氏・父上様御馬上より園田筋御帰宿、外人打列冷水筋帰り、各々拙宅之様同

道、四ツ時分皆々被帰、九ツ時分臥候事、

十二日 冷氣相増、九ツ時分迄雨、後間々時雨、

一朝六ツ過起、四ツ時出勤、八ツ後御暇、帰宿、直二

今和泉屋敷へ参り、暮迄弓、相濟直二帰宅、暮より

横山安之丞殿来儀、四ツ半時分被帰候、九ツ時分臥

候事、

三十一日 晴、

十三日 晴、

三十一日 晴、

一朝六ツ時起、鎗場へ出張、五ツ時引入、四ツ時出務、

九ツ後御暇、書役川元十郎殿同道二而拙宅之様参り、

八ツ前より礪加治木別荘へ参り同席中弓、暮過より

皆々北条織部どのへ参り、十郎琵琶引二而各々勇氣

相催し、段々我張之手数とも有之、面白き参会二而

候、しかしながら後者酒吞強く末座の方へ臥し罷在

候而、四ツ半時分帰り候、無間臥候事、

十四日 霽、寒冷強シ、

三十一日 晴、

一朝六ツ時起、鎗場へ出張、八ツ後帰宅、直二前へ参

り弓、日入過より川上藤馬殿妻葬式二付見立として

参り、福昌寺迄差越、五ツ前帰宿候得ハ伊勢平右衛

門殿・若松新太郎殿来儀、四ツ時分被帰、九ツ前臥

候事、

十五日 寒冷強シ、

三十一日 晴、

一朝六ツ時より鎗場へ出張、五ツ時引入、伊勢氏より

平田氏杯へ参り、四ツ過帰、九ツ前より八ツ時迄弓、

七ツ時より泊番二出務、伊十院権右衛門殿へ代合、

五ツ半時分押番西田与力山口次郎太召呼粥をす、む、

八ツ半時分臥候事、

十六日 雨後晴、

三十一日 晴、

一朝六ツ時起、泊り明二而四ツ後帰宿、直二華舜軒へ

御墓参り、九ツ時帰宅、八ツ後より前へ参り弓、夜

入四ツ前帰宅、四ツ過臥候事、

十七日 晴、

一朝六ツ時起、鐘場へ出張、五ツ時引入、四ツ時出勤、出掛前へ立寄、御殿より八ツ後御暇、直ニ妙顕寺へ参り掛物目利、大鐘時分帰宅、暮過より横山安之丞殿来儀、四ツ半時分被帰、八ツ時分臥候事、

十八日

第百四十四回

一朝六ツ時起、四ツ出勤、八ツ後御暇、直ニ前へ参り弓、暮帰宅、夜九ツ時臥候事、

十九日 晴、

一夜八ツ過起、鐘立木へ当り、八ツ半時分より書物見
ニ而六ツ過より鐘場へ出張、五ツ時引入、四ツ時出勤、八ツ後御暇候得ハ相良堅助殿来儀、暮被帰、暮池田与之進殿ニも一刻来儀、直ニ被帰、暮より歌会
ニ而加藤清通ぬし・小田為善ぬし来儀、九ツ過被帰、八ツ前臥候事、

廿日 霽、

第百四十五回

一暁大鐘時分起、四ツ時出勤、八ツ後御暇、七ツ時よ

りい十院半之丞殿宅へ弓射参り、四ツ前帰宅、四ツ過臥候事、

廿一日 間々時雨、

一暁大鐘起、今日者大工参候筈ニ而委細ニ申付候儀有之、御座相頼出勤不致、暮池田与之進殿一刻来儀、九ツ過臥候事、

廿二日 晴、

一暁大鐘起、四ツ時出勤、八ツ後御暇候得ハ西之原源兵衛殿妙顕寺掛物目利被相誘、前へ掛物借りニ参り、直ニ妙顕寺之様参、日入前帰宅、近隣平田玄裕殿へ参、暮帰宅、九ツ半時分臥候事、

廿三日

一暁大鐘起、六ツ過より鐘場へ出張、四ツ時出勤、八ツ後御暇候得ハ相良堅助殿来儀、暮より池田与之進殿来儀、九ツ時分被帰、無間臥候事、

一先日歌会之歌

旅泊

打よする浪の浮ねのひまたにも

ゆきかよひける古郷の夢

浦擣衣

須磨の浦やよふき夢の打さめて

聞に音すむ海士の狭衣

塩かせにぬれし衣を打そへて

すまのうらははのよるのさむけさ

廿四日 雨、 一

一朝六ツ前起、六ツ過より鐘場へ出張、五ツ時引入、

四ツ時出勤、八ツ後御暇、直二同席中八人ツ、の人

数分弓二而、夜五ツ時分帰宅、雨降り出し弓ハ七建

二而不相調、四ツ時分臥候事、

廿五日

一朝六ツ時起、四ツ時出勤、八ツ後御暇、帰掛前へ立

寄、直二帰宅、八ツ時臥ス、

廿六日

一暁大鐘過起、四ツ八ツ出勤之事、

廿七日

一朝六ツ時加藤家へ参、五ツ時帰宅、四ツ八ツ出勤、

大鐘より上村氏入来、夜入四ツ過被帰候、

廿八日

一朝六ツ半起、四ツ八ツ出勤、帰掛升形へ立寄、七ツ

時分帰宅也、宮里氏・中馬氏来儀、中馬氏二者夜四

ツ過被帰候、

廿九日

一朝六ツ時起、福留と稽古いたし候、四ツ八ツ出勤之

事、

常不止集三十二之卷

天保十四年癸卯霜月中

朔日 晴、

一朝六ツ時起、五ツ半時分出勤、八ツ後御暇、暮より
横山安之丞殿来儀、四ツ半時分被帰、今日より月番
ニ而引合有川勇四郎殿、九ツ過臥候事、

二日 晴、
御留守書

一朝六ツ時起、五ツ半時分出勤、八ツ後御暇、帰宅、直
ニ今和泉屋敷へ参り弓、暮帰、九ツ時分臥候事、

三日 晴、
御留守書

一朝六ツ過起、四ツ前出勤、八ツ後御暇、帰宅、直ニ
伊藤万次郎殿へ参り弓、夜五ツ過帰宅、無間臥候事、

四日 晴、
御留守書

一朝六ツ時起、五ツ時出勤、八ツ後御暇、直ニたんと
んとふ屋敷へ参り、暮帰宅候得ハ伊勢平右衛門殿来
儀、四ツ半時分臥候事、

五日 晴、

一朝六ツ時起、五ツ前平佐江一刻参り、直ニ出勤、八
ツ後御暇、帰宅候得ハ小松薫山殿其外一類かた御出、
夜四ツ時分各御帰り、九ツ時分臥候事、

六日 晴、

一朝六ツ過起、五ツ時出勤、八ツ後御暇、帰宅候得ハ
平佐松翁殿初外二七八人御出、各五ツ過被帰、四ツ
半時分臥候事、

七日 晴、
御留守書

一朝六ツ前起、四ツ前出勤、八ツ後直ニたんとふ
屋敷へ同席五六人同道ニ而参り弓、暮帰宅、北郷多
仲殿・有川勇四郎殿・桂真十郎殿・十院半之丞殿・
鎌田孫右衛門殿列立、四ツ過拙宅より被帰、九ツ時
分臥候事、

八日

一朝六時起、五ツ時出勤、八ツ後御暇、帰掛升形へ参
り、夫より梅田家へ参り、七ツ半時分帰宅、鑑場へ

出張、暮引入、二才衆四人被參、四ツ過被帰、八ツ時分臥候事、

十二日 晴、

一朝六ツ時起、五ツ時出勤、八ツ後御暇、帰宅、七ツ過鐘場へ出張、夜八ツ時分臥候事、

九日

所出候事

一朝六ツ時起、五ツ時出勤、八ツ後御暇、今日者坂口甚助逼塞赦免申渡ニ付書役山口十郎殿被參、相濟、直ニ被帰、七ツ時たんたとふ屋敷へ参り弓、暮過帰宅、九ツ半時分より八ツ過鐘立木ニあたり、無間臥候事、

十三日 晴、

川上殿候事

一朝六ツ時過起、五ツ時出勤、九ツ過より磯加治木別荘ニ同席中八人ツ、の上下之弓ニ而勝利、暮帰居候得ハ、川上孫八郎殿江同席今日之人数無残差越居候間、是非〳〵参候様と矢之使を請候付、又々支度替にて参り、四ツ時分帰、無間臥候事、

十日 晴、

一朝六ツ時過起、五ツ時出勤、八ツ後御暇、七ツ過より鐘場へ出張、暮引入、九ツ時臥候事、

十四日 雨風、

所出候事

一朝六ツ時起、五ツ時御暮参り、直ニ出勤、八ツ後御暇、拙宅弓、暮より植村鉄兵衛殿来儀、四ツ過被帰、九ツ時臥候事、

十一日 雨、

一曉大鐘過起、五ツ時出勤、八ツ後御暇、直ニ谷山角太夫殿へ参り、それより名越彦太夫殿・戸柱町田家杯へ参り、大鐘帰宅、鐘場へ出張、暮引入候得ハ左近允新七殿来儀、四ツ過被帰、九ツ過臥候事、

十五日 晴、

一朝六ツ前起、ふる立ニ而五ツ過ふる二入、直ニ出勤、八ツ後帰掛前へ立寄、九ツ過臥候事、

十六日 晴、

一暁大鐘起、四ツ前出勤、八ツ後御暇、帰宅、大鐘時
分より鐘場へ出張、暮引入、九ツ時分臥候事、

十七日 雨後晴、

一朝六ツ時起、四ツ時出勤、八ツ後御暇、直二今和泉
清水馬場屋敷へ弓集り之筈候処、雨天故取止ニ相成、
人数無之候付掛戸柱へ立寄、直ニ帰宅、九ツ過臥
ス、

十八日 間々小雨、

一朝六ツ時起、五ツ時出勤、八ツ御暇、昨日之集り今
日ニ相成差越筈之処、 父上様御同席其外御客来ニ
而得不参、四ツ半時分臥候事、

十九日 晴、

一朝六ツ過起、五ツ時出勤、八ツ後御暇候得ハ嫡子誕
生之由ニ而上野良淳杯参居候、夜八ツ時分臥候事、

廿日 曇、

(朱書)「マ、レ」

十二月廿一日

源太郎姪子社江初て参る、守ば、村田市郎左衛門妻
(姪カ)
の安、家来五人福留吉左衛門・同吉太郎・同万熊・
福庄次・山口喜三次なり、

平田長玄医術之詠歌に中原林左衛門先生跋

右者平正中先生医術の詠歌也、然るに此跋を望まれ
けれども、我等元来愚痴短才にして其意を述る事能
はされは、堅く辞すと云へとも是非に〜とあれは、
止事を得ず工夫する、其中に習書の童子差かわり入
かはり群来り、手本の催促ありて、早天より暮まで
筆執更に止時なし、既に七十九才の老翁頓と草臥て
夜なくは熟睡のミなりしか、人を咎る犬の声に目
を覚し残灯を挑て乏き才をしほり、煙草や去出しの
権太切を二三ふく吸畢て倩案すれとも、医術の勝劣
其深淺を弁す、只越中か天下一と銘したる自慢の散
葉は風振出しの妙薬と覚たる計にて、此外何の弁も

中原なから類を以押て考るに、我幼きころより田中

新八先生の門に入て此手跡を習ふ事幾久しかりしか、御右筆大原・鎌田両先生口を揃て、其方は元來筆芸の地下宜く、殊更氣根強くして昼夜を分たす出精のよし世上に聞へたり、仍て存寄の異見申聞へし、かの田中が手跡は大橋重政先生の筆意に違ひて誠の凡筆、更に賞するにたらず、必々彼を捨て大橋重政先生の真跡を学ふへしとす、められけれども、幼少より廿とせはかりまで尊ひ信仰せし予か師匠の手跡を誹られて甚不快也、さりながら情世間の有さまを觀するに、我寺の仏尊しと云る諺もあり、また湖水の広きしらさる井戸の鮎と云へる諺もあれは、両先生の異見しかるへしと顧て、速に大橋先生の真蹟を求て是を学ひ、月を重ね歳を積りて修行せしか、終には大橋先生の筆意ハ格別にして感賞するに堪たり、夫より猶更出精、歳月積りて考るに、大橋の書札向は最上にして是に及ふ手跡は更になし、然りといえとも詩歌の筆意は格別に劣て更に賞すへきにあらすと、我等終に得意せしは凡五十歳あたりなり、夫よ

り頓と是を捨て、かな文字は

尊円親王の御筆意を学ひ、詩は董其昌を学んで、其後自選朗詠を書しに、門人是をかりて持行しか、与風江川嘉右衛門先生見て評して曰、中原累年書道の出精積りて終には大橋先生の詩歌は書札向より格別に劣りたると見くたして、かなは 尊円親王を学ひて書たると見えたり、是尤至極なり、しかれとも詩は董其昌を書し事甚拙しと一笑三歎致されしよし伝聞し故、博学なる江川先生の(朱書「マ、」)教示に受たしと遙々彼の宅を尋行、松下童子に問へは在宿也と答て案内す、直二対面して其昌の筆意を学ひし事を御笑ひのよし、依之先生の御差図を蒙りたしと訴候得ハ、先生答て曰、其昌か手跡者貴殿の筆跡より遙に劣れり、勿論宋朝よりこのかたの手跡は悉凡筆にして賞すへきハ更になしと申されし故、今日本国中の人々專に学ふは宋朝以来の手跡也、其所以はいかにと問ひ候得ハ、各の見識拙き故也と笑はれし故、然者唐土におひてハ誰々が手跡可然哉と尋候得ハ、後漢の張芝を初として、晋の王羲之・王献之、唐の代にては張旭・懷

素、此外にも是に類する能書あり、尤、手跡は唐の代までにして、宋朝以後は草書を学ひ得ずして行書がちなり、左様候て山鋏にて岩を切るか如く甚無理成筆仕ひ也、是只俗眼を驚かす計の凡筆也と細々丁寧に教示を受て、夫より諸家に格護の宝帖爰かしこよりかすを尽して借集め、其筆意を学ふ事十七ヶ年の星霜を経て其後自選朗詠を書改て、江川先生を招請て是を賢覧に備へければ、殊の外賞美に預しか、是則 中將君の御用と成、冥加之至也、其後猶々漢・晋・唐の草書を学ひ募て、終には唐詩選全部を草書に書仕廻、其上是を都てうつろ字に写して石摺のこくとく塗て白字とす、是を氣根摺と名付て数十年ぬるといへとも、只是のミ一方ならされは、猶今に成就せず、寔に愚公か山と等し、扱初発に五言絶句の一卷を真先に塗仕廻、江川先生の宅に持参せしか折節、講釈なかはなから遠方より来るとて講釈を止められし故、件の趣を申述て一覽に備へければ、是は自選朗詠の手跡より格別に勝れたり、誠に是は天下の宝也と江川先生甚賞美せられし故、当座の御挨拶

なるへしと答ければ、先生大きに立腹して、我等は追從輕薄にて人の機嫌を取事大に嫌ひ也、譬へ高位貴人のなせる事とてもあしきはあし、と用捨なく諂はす貪らす在の儘をいふ男也、夫故立身せず貧窮にして、軒洩ル月を寝なからになかめて事足れりと思ふ男也、ケ様成我等其元の機嫌を取て当座の挨拶をよき様に申へきやと膝を叩て大きに怒り旬て更に止まされは、頓と恐入て頻に断れとも更聞入なし、集居る諸生も共にあきれ入たり、此時我等曰ク、先生予に増し給ふ事凡十とせはかり也、益御長寿を希といへとも人生限あれば、必定我等に先生此世を辞し給ふへし、扱其後は予か氣根摺は伯牙が琴とすへしと申ければ、忽莞爾として、其了簡寔に感心の至也、近世の人々唐様といへは宋朝以後の凡筆を尊ひ、和様といへは平筆様を賞する事甚し、左様成世中に漢より唐迄の筆意を賞する人は存しもよらす候、仰のことく我等か死後は必伯牙が琴としたまへと云てにつこと笑ひ忽怒りを止られ、我等頓と安心して帰りし也、此外此先生と応答の詞多しといへとも、今米・

粟に限らず紙迄も飢饉の世の中故、余は悉く差略ス、
一 医道に古法雑法ありとこそ、此外和漢古今の医書に至
まで普く見尽して、彼を取是を用ひて百病をやすく
治する事を専と心掛るこそ医道の本意なるへしと兼
ておもひ設しか、今爰に平正中先生の心掛を聞て誠
に感心するに堪たり、我師伝の外医療手引草までも
悉く見尽すは医道の本意なるへし、百草の外にもま
た神農のなめ残しもあるへし、

一 昔時予か親族に難病発りて彼に訴へ、是に頼て手を
尽して療治を受ると云へとも更に其験なし、既に十
死一生見えし時与風思ひ付て老医の医三先生を頼し
か、此起(此力)にて難病速に平快せり、誠に老功也と各感
心して満悦限なく、此成行を或る医師に我等語り出
し候得者、存外に只莞爾として空飛燕を詠め居たり、
是則我か寺の仏のミ尊ひ、井戸の鮒只三尺方の水を
世界と心得て遊ぶに等し、扨如斯の医師より薬一帖
も貰ふ了簡更になく、しかしながら折ふし竹の子は
貰ひに遣すへしと一笑三歎いたし候、返々も正中先
生の賢慮感するに堪たり、是曾て予か追従輕薄の機

嫌取にあらず、書道におひて昔時大原・鎌田の両先
生此異見に応し、其後江川先生の教示を守りて悉く
惑(朱書「マ、」ひを發きしや、申迄もなく医は仁術にて格別なれ
は、和漢の医術百家の書籍迄普く学ひ尽して、病ひ
の臨機応変に應し配剤ありて、既に経帷子とみえし
難病も終には麻上下や十徳と変して賑々しく快氣祝
ひとなすは、只一匕の力也と爾云ふ、

七十九歳

中原尚成翁

天保八年丁酉三月下旬

是迄書終りて与風狂歌を詠す、

さなきたにけふかあすかの命なれ

おかしな跋と笑ひころすな

序

隅州国分之記ハ我師維行のミつから記せる所のこと
葉なり、師去年の秋公命を奉して彼の邑に趣、爰に
旅宿するものほとんと百余日、其勤いとまある時は
ミつから杖を携へ、目をほしひま、にしてあなたこ

なた見めぐり、ときのよろしき人物のさかぬなる名所旧跡のすくれたるより、珍器名産数多きまてつふさにさくり、偏く尋て皆巻ひて師の懐にたゞミ、浜辺の松かさ残したる落葉もなく、岩ねの水もれてぬけたる露もなし、其こと葉のひろく和漢の古事を引り、巷歌謡の説をまじて、或は高く或は卑く、或ハ殺し或は生るし、賞罰節にかなひ抑揚規にあたる、是をとらんとすれともとられず、是を追ぬとすれとも及ず、其自在なる事さなから磨盤の空裏にはしり、江川の早に下るか如ク、読もの居なからにして国分十有九の村里をありき、問ハすして名所産物の数々を覚へ、白金竜口のさかしきをもこえず、大崎三船のあやうきをもわたらず、足なくしてたちまちにいたり、つはさなふして則かける、誰か是を珍とせざらん、況や其言葉の只に人の耳目を悦ハしむるのみにあらず、また限りなき味ひをふくめるをや、先づ初に八人々行ひを慎ミ身をおさむるを以て本とする事を教へ、おのれを知るものハ恥に遠さかり、分に安するものハ禍をまぬかれ、人を治るには徳を以し、

戦にのそむにハ勇を専とする事を記し、古河のいそのかミ遠きむかしハ英雄豪傑、きよくすミていさきよかりし世をしのひ、新川の流れの末ハ百姓・町家のちりのミ穢て濁りはてたる時をあはれミ、河内村の銅山おのれ勝手のともからをいましめ、有馬作の小刀の刃金のうすき族をはけまし、言葉の月の中半に至て待宵陰のたらすといへとも、やかてミつるのもとひなる事をしらしめ、十五夜の月十分なりといへとも、程なくかくるのはしめなる事をあらはし、桜島の峯高ぶりたるをくじき、有村の里奢りたるを押し、十五をして慈悲のこゝろにかえて弥勒(物九)をして質素の道にむかはしめ、美食を禁し、色欲をこらし、あやまちを改るにハやふさかならず、善にしたかふにハすミやかなれとすゝめ、終りにハ天下の万物皆止るへきの地あることを示し、人をして仁に導き義にかえらしむ、見ぬもの其こと葉のかな文なるをあやしミ、夏草のかりにもおろそかにする事なかれ、其理のきわまりなきを知り、冬の本根にふかく心を入れてこまかにかミつぶさにあちはい、おのつから

其意味の深長なる事を覚へ、文義接続して一字も増減する事あたはざることをしらしむ、時に天明九師弟のむつまし月の初、池の平の山下に硯の水のあさきをもはちす、向算の火打の打つけなから拙き言葉をついて、亀の小島の尾に引かせ長く無究に残すものなり、

毛利正直書之

一夫天地の間生とし生る者を視に、各其居をゑらんで其地に止らざるものハなし、若その止る所を不知して止るときハ、各其生を全ふする事不能、如何となれば魚をして山に止らしめ、鳥をして水中に止らしめハ、立所にして其身を失ふ、巢をくつかやし玉子をわるの里にハ鸞鳳かけらす、不義を行ひ無礼をなして小人横行するの邦にハ君子いたらす、危邦にハ入らず、乱邦にハ不居、勝母に至て聖人車をかへせるは、其止るへきの地にあらざるを以也、是を以て大鵬ハ九万里の空に止りこぬ、魚ハ八海の外に遊んで独り其志を恣にして浮世の事にあつからず、蟻ハ

(朱書「マ、」)
秋毫の穴の中に数万の同居をなせとも更にいさかり

のこゑなし、宿かりの蟹ハし、め貝のからの中に抱人となりて居れとも、造作ともおもハす、迷惑といふ心もなし、のミ・しらミは人の肌を家として遠慮の顔つきもなく、人の身の食として其恩をもしらす、鳳凰ハ梧桐にすミ、鶯は花に止る、きりむしハ掃ための中を家とし、螻のうるこもちハ土中を宿とす、是皆その止る所を撰んで各其性を全するもの也、詩曰、緝蛮の黄鳥ハ止り、丘隅人として鳥にしかさるへけんや、邦幾千里ハ民の止ル所、隅州国府の郷ハ吾三ヶ国の人の止る処ならんか、やつかれ公に奉して此土に來り、初て其形勢を視はへるに、地理の宜き風景の美なるまた比類するものなし、つらく其古へを考るに、文祿四年乙未神無月の比をひ吾先君富の隈へ初て移たまひ、政をなさる、に徳を以てなされしかハ、四方の民是に帰する事、たとへハ北辰の其所に居て衆星是にむかふかことく、草の風にのへふすかことし、其比をひ新城を預りし本田親治六世の孫紀伊守董親・其子左京太夫親兼無道にして叛逆を企るの故、伊集院大和守忠朗を以て攻落也、

樺山美濃守信久之嫡子善久に預給ひしに、慶長九年
甲辰十二月五日

先君此地に移給ひて新城の山下に御屋敷を構へ、英雄の武士如雲に集る、如霧につらなる、去れは新城の山ハ鶴の両翼をのへて千歳のさかへを祝ひ、沖の小島ハ神亀海に浮んで万歳の悦をとのふ、東に上井・廻りの両城ハ東夷をpushへて肝付・寝占の余党鼠の如くに伏す、西に姫城・咲の隈・生の別府西成をしつめて、高城・東郷・祁答院・菱刈の(行方)の賊雀のことくにしたかひ水のことくにくたる、清水・曾於郡・日当山の(朱書)「マ、」(陰力)の俊城あひて猛虎もかける事不能、後に高千穂の峯万里の長城をなして北狄をかたむ、清正か強勇もおかす事不能、伊東・相良・北原が英雄も越事あたはず、前に二十有三里の湖水た、へて南蛮も入る事あたはず、ろ(るカ)そも近つく事を得ず、三里の城七里の郭築かさるにミつから城郭をなす、殊二桜の峯は四時の色をあらはして無究の詠をなす、遠く開聞の御嶽ハ雲に(朱書)「マ、」つらなひて名におふふしの面影をなし、脇元の浦にハ塩焼煙り空に消て須磨の浦わの気色を

あらはし、小村の沖(朱書)「マ、」の釣舟ハ明石か浦の朝霧に島かくれ行かとあやしまる、こかの森のゆふからす・気色の森の明ほの雪舟もたのミをうしなひ、秋月も筆をなく、金剛竜昌の暁の鐘ハ意識蒙相の夢をさまし、正宮八幡の盤若の声ハ悪念煩悩の迷ひを開く、石体の石ハ諸人の七難を即滅し、七福を即生し家内安全・子孫繁昌一々信心施主の吉祥をなす、弥勒の大仏ハ近年達磨の宗旨に入て本来無一物の悟を開き、大がらんの金殿を崩しわらやの中に座禅をなす、辻堂の十王ハ地獄の拷問を正て、霧島参りの馬借となりて昼夜多くの乗掛馬をつなく、新溝の流れハ万丁の田地を介けて百姓の悦をなすといへとも、洪水の時は水まはし検者の胸をこかし、用水掛の肝を消す、下役の水守ハ東西に走て足を勞し、雨におかされ疝氣の病を起す、古川の池は魚を取て諸人の口を養ふといえとも、年毎の三十石宛の上納は至て領主の迷惑に及ふ、且新城の麓にハ英雄門をならへ、武夫軒をつらぬ、取持若衆の門前には金剛力士の腕をさすり、朝夕の鐘の声ハ大明勢も魂を失ひ、たことの兵

法の声にハ日本勢も肝をつぶす、学者は楊子雲を笑ひ、孔安国ももの、かすともせず、物書ハとふきしやうも肩に及び、米元章も日月をへだつ、絵尺ハ狩野か家にも上座にあかめ、金具の細工ハ後藤か家も後見に頼む、刀の磨は本阿弥ともいふ、琵琶の細工は木の下ともいふへし、有馬作の小刀ハ若衆子どもの差小刀となりてみたりに人の金竹山を切てきれい好ミの腹をたつ、向花村の火打ハ生木のこくちにも打付て家毎の調法となる、琴引は後漢の西邑か曲を得、琵琶ひきは木幡山の蒙僧か妙を得たり、和歌の上達は定家・俊成に肩をならへ、連歌・俳諧は巴沼(紹巴方)に指南をなす、碁打は本因坊も先をなし、将棋差は桂越に飛車・角をはつす、焼酎なんこの芸は神明佐六かしな玉にこへ、小田村の権之丞か竹細工ハれいしやう女のいかきにも用ひ、且ひれこの細工ハ歳暮・年頭御地頭所の前に御目見をなし、魚籠の細工は奉行・検者の旅宿のうつはりにかゝる、小村元中か焼酎は三国山か腕力よりも強く、呑ものつきたをさる、かことく、嘉右衛門か名酒は八幡山かそ首よ

りもきひし、呑もの打つけらるゝに似たり、且地利の宜敷十有九の在邑各名産を出す、第一煙草ハ国分天下の随一にあたるといへとも、中にも上小川を以て其一にあつ、車田・伊勢か屋敷・砂カ町・上の川・竜王・武元・天神坊などいえるはらぬじやとかほり争ふて其煙り日本の空にたかく、帝王・大樹の貢ものとなり、遠く唐土の国まで渡りて世界の珍物となる、川内村の薪ハ樫方検者の居風呂を湧し、寒夜にハ貧者の肌をあたくめ、朝夕のぬひものを煎て老稚の飢へをたすく、小村のしふなハ松江のす、きよりむまく、御蔵改の代官・目付の一の取持に出る、浜村浜之市の蛤ハ奉行差入の馳走に用ひ、大根は放生禽のなますに用ゆ、神幸村の学者長刀棕呂の細工は清冷殿のは、きにもなるへし、永浜のたこハしやうか酢をかけて地方検者の焼酎を進む、小浜浦の海草ハ加治木の市に交易して女め子の差物に作り、野久美殿のとちふ汁は上戸の二日酔をさまし、小田村のしやふかハ三月十日宮内の市に出して正宮神明の徳に通す、内山田村の仲次郎か庭作りハ東山の数寄

屋に用ゆへし、見次村の人參ハ仏事の硯蓋となり、
寺社方取次の馳走のしゆんかんに入る、府中村の午
房ハ庭鳥の汁に入れて二才衆の参会に用ゆ、宮内人
形は雛の洲浜にかさり、大津の絵尽と勝負を争ふて
日本の名物となる、内村の温泉ハ作人のあかを落し
て居風呂のかわりに用ひ、且一たび浴するものハ積
痛一切諸病を治して雲泊道作に過たるもの遠し、薪
を用ひすしてあかを落し、無葉代にして病を治す、
貧者手を合て難有といふ、去れは文武二道の大なる
より小芸曲術の末に至り風景の美なる地利の宜き珍
器名産一つとして欠たるものなし、是を以て三ヶ国
の民の止る所といふ事またうへならずや、上戸かた
はらに有て笑て曰、嗚呼子国分を讚する事の何そ如
此甚きや、吾酒をのむことにしびの差身・猪じゝの
皮めなどを見す、何そかけたるものならずやといふ、
白圭の欠たるハ補へし、言の欠たるハ補へからず、
子能く口をつくぬて言葉を慎むへしといふ、吾答曰、
呼子何そ理にうときや、(宋書「マ」)をれ吾汝に告ん、安座し能
これを聞け、夫天道はみてるをかひて不足にます、

日も中すれば傾むき、月もみつればかく、四足のも
のハ羽なく、立髪あるものハ角なし、角あるものハ
牙なし、然りといへとも其かけたるを以て却て足れ
りとす、鴨の足ミしかしといへとも水をおよひて魚
をとるによろし、鷺の長過たりといえともとちやふ
をふんで食を求るにすぐれたり、蚯蚓ハ手足もなく
耳目もなし、大ひに欠道ありて不自由たらんとおも
へとも、世界の土を食としせ、なきの水を井出とし、
是ほと不足なきものハなし、百足は、目ハ達磨をあ
さむき、手ハ千手観音に過たれハ、是ほと不足なき
ものハあらし、しかれとも鶏より追る、時は足もか
なと思ひ、豊年の時も時々うへて人間の身を食つて
盗をなす、これ常の産なふしてほうへき邪見をなす
もの也、(宋書「マ」)是をよつて是をみれハ、不足あるものハ却
て不足なく、不足なき者ハ却て不足あり、国分の郷
魚とし、をかひて不足あるが如くなれとも、互に指
を出してしゝにかへ、郡山のかなはしを切て魚にか
へれば、下戸も上戸も福山立の駒となりて竜昌寺の
暮のかね、金剛寺の暁の太鼓も更に耳にもいらす、

猪口のす、む事(犬飼カ)いぬかちの滝、新川の流れもおろかにみゆれハ、魚とし、との欠たるを以て焼酎ハ却てすかれてす、む、子見すや、隅州桜島の邑に有村といふ里あり、し、ハ後の山に木草のことく、魚は前の海に真砂の如く、側に温泉わき出て、殊に大名竹一本杉などいえる義婦毛(西脱カ)嬌施か顔せを笑へハ、国分・鹿児島・垂水・加治木・山川・寝占の陶朱公金銀を舟につミ財宝を馬にお、せて彼の温湯に入浴し、蟻の如くに集り、鴉の如くにかけて遊興繁花の楽をなし、諸国山川江海の珍物如山につミ海の如くに集り、中にも鳳凰の王子・子人魚の酢・麒麟のひしを・竜の王(玉カ)・蛇の足・馬の角・かみなれの爪(朱書「マ、」)まで集りて、蓬萊の山・悉い州の国も及ふ事なく、誠に天下の富邑にして視る者に口涎をなかし、聞者ハ心を迷ハし、是を誠に今子かいふ欠道なき所といふへし、然りといえとも此十年の往昔神火忽に起て大石の底にうつまれ、地獄に落て剣山刀山の刃に貫かれ、焦熱大焦大熱の炎に焼かれて今ハ夢のむかしとなりてあとかたもなく、只後の世のあハれを残すハかりな

り、是則天道ハみてるをかくのしるしならずや、今汝此ことハりを不知して是を不足とおもハ、天罰を蒙らん事眼前にあるへし、且魚一つ鳥獸の肉ハ国(朱書「マ、」)分の鎮守正八幡宮の御禁制、弥勒仏のきらへる所釈伽無尼仏をも酒殺生のかひら立、伊勢の神宮も四足二足の戒なかれハ仏神の罰もまた至らん、殊に嘉肴美味をそなへて酒をのむことは奢の第一なり、当時公義御儉約の最中にして勤農奉行小浜浦に差入、締方横目府中村にあり、目をくはり耳をそはたて、民の奢りを戒ること虎よりもはけし、自然此方にもれきこへ公聴の沙汰にも及なハ、忽四夷にしりせけられてともに中国を同ふすることあたふまし、所謂飲食の人ハ是をいやしんす、小を養ふて大に捨んか故也、悪衣悪食を恥るものハ共に議するにたらず、鹿食をくらひかけ、ひさこの水を呑、肱枕にして空照月を詠め、すこしきを足れりとしりて人の道を築こそ寔の人といふ、し、を好む者を犬とす、魚を喰ふ者を猫とす、酒をのむ者を狸々とす、是皆畜生のいたす所、今国分の郷ハ人の止る所畜生の止ル所にあ

らす、汝かこときものハはやく此里を退けといふ、

上戸嘆して曰、呼乎美なる哉、子か言、吾已にあやまつたり、君子のあやまちハ日月の食のことし、何ぞ改るに憚る事をせん、義を見てせざるハいさミなきもの、する所、吾れ今日より改て人となり、永く国分の郷に止るへしとす、み立て先祖の飯を手のほらに喰ひ、いんとふの水をひしやくともにのミ、鐘のつなのこし手拭一ねぢねちて腰にさけ、むかし谷山のそりけんちよふ鎌差にさしこミ尻をからけて家を出さらハ、国分の郷にと、まるへしとたぬきの皮のふる羽織、我手作りの鼻むすひ、左の手にハ古皮鞆の鐔本を押へ、右の腕ハあたまの頭てんに打かけて、新城山の峯の松さしもいるかに打詠め、花か見たくハ竜昌寺馬場にをちやれ、今ハ竜昌寺馬場ハ花さかり、花にましたる四郎太様と空もくつれてうたひ行、其形勢ハ古の吉野の里の市助も角やと見ゆる計也、

いましめし狂言諺語のことの葉も

我にハゆるせ旅の日くらし

療外塩梅の偉徳

夫惟梅干の徳たる事如何ぞ、医術第一の妙薬とせぬや否や、いまたし医書に委しからず、彼ノ三皇薬種を嘗試ナメらるに、百草を味ひしハ見れと梅干ハ見えず、其比までハ梅干の妙を得たる人いまたなければハ、抛なくして書にもらしぬとみえたり、あ、惜哉、もしかれか能徳を顕したらば百薬来朝にも及ましきに、後の代智慮賢き人一生梅干をこゝろミ用ひたるにこそ漸頃日世にひろまりけるとなん、五味の中にも酸スイきハ数寄好む人すくなければ、一朝一夕勤て食せし人あるましきに、いつの世いかなる人か年傾くまで不断梅干を食し仙境に入といふ俗説あり、まことなる哉、猶し梅徳の自然ならん、天下万木の兄なれハ、冬こもり極寒霜雪の中より東風に先立て清香を發し、己かゑならぬ匂ひにハ心卒トキキき、谷の鶯も竹のあミ戸をひらき、況や人間におゐてをや、心をよせ詠せし詩歌さへ今古（朱昔）「マ、」きかならし、上天子より万民にいたるまで和漢心通せし一念、彼ノ木に止てハ靈木とやらん、若仙たる人もあらん、林和靖か愛する所宜哉、

兵術にも梅と難点除苦ハ靈木として用る法もありと
 そ、むかし王仁来朝し難波津の歌の徳今に手習ふ童
 のはしめとす、また陶帝の時国に文学壯んなれば梅
 も匂ひをまし、名を聞てたに喉を潤すの妙を得れば、
 曹操魏を一統せしも梅の一言、我朝菅丞相の愛梅ハ
 飛んで太宰府に來り、姥か朝茶梅干くふまに危きを
 遁れ給ふ不思議、和泉式部の軒端の梅ハ末世になり
 ても其精あらはれ東国方のひしりに言葉をかはし、
 源太景季ハ一枝を折て簞にさし、生田川に名をなか
 し、女の爪紅も梅の苔ツホになそらへかをる油を含せ、
 夢に見てたに匂ひ、袂に残る花や香にさへ精神を養
 ふ奇特あり、頗る花化してハ梅雨となり、実熟して
 ハ梅干となり、から塩を身にまとゝ壺底にやとりて
 また百葉の長たる事を学ふ、月をかさね年を経香衣
 の皺つけるほと其功甚た蜜ミツにして百病に用益あり、
(朱書「ヨマ」)
 先ツ三元のあした大服の茶にくハふれハ屠蘇も及は
 し、もの、善悪あんはいといふ二字も塩梅也、書の
 説命の篇ニ曰、爾惟訓ヨ三于朕志カヲ、若作シレ酒醴爾惟チク
チツ藥、若作シレ和羹爾惟塩梅と、則料理の味を調るの宗
モヤシ

藥なれば、そのごとく帝王の道を賢臣よく治め調よ
 といふ事也、賢臣ハ相国・左右丞相の三公也、又三
 公ハ棟梁シ三諸臣ニ一塩スル梅干帝道ニものなり、是故に三
(干カ)
 公を天の三台の星に象れり、しかれば三公則三台星、
 梅干則三公三台星にして、式三獻にも梅干を第一之
 具となすとときく、また室ハ非レハ棟梁者則ならず、羹
アツモノ
 ハ非三塩梅一者則不レ羹とみえたり、是により人常に
 用る時ハ塩梅よく脾胃ヒイを補ひ、諸病を除キ全体健に
 して子孫繁昌・息災延命うたかひなかるへし、偉哉
ワ、イナル
 梅子の徳、博哉ヒロイ彼か能是を食せざる人誰か百歳を保
 つまし、仙人もあらし、油断は大病の基一期も忘る、
 事なかれと爾云、

天保十四年癸卯十一月仰出

御領國中勸農方之儀ニ付而者追々分而御沙汰之趣も
 被為在候付、折角
 御趣意通教導かた等申渡候儀ニ候得共、近年百姓共
 分而夫役多、其外聞得之趣も有之候付、以来之儀左
 之通申付候、

一諸御役人之内御国〔宋書〕マ、行ニ付送馬を夫練替之儀、依願者

御免相成御規ニ而、尤、見分役之内御役被仰付置候

向も依願御役賦通之人馬被下、其内老体又者痛所等

ニ而步行難成候ハ、時々願出夫練替ニも被仰付来

候得共、以来之儀ハ直触被入置候向者格別、其外者

異国船漂来或は御穿儀・宗門方・急御用非常之外者

六拾歳以上ニ而現在步行不自由之向者依願者は迄通

夫練替も可被仰付候得共、其外御役人者御法通送馬

ニ而、夫練替之儀者一切不相成候、

一諸郷廻勤横目之儀も御規外重馬老疋被成下、夫練替

ニも申付来候得共、是以御規外重馬之儀ハ引取申付

候、

一百姓共請取地面之内質地等ニ遣置、無地面ニ而御年

貢者外才覚を以相統令難渋候者も有之由相聞得、別

而如何之至候、依之受持郡奉行等引受、此節質地細

密取しらへ、右様之向ハ夫々御法通百姓方へ為差返

候様現解之上可取計候、乍其上万一も押隠質地致取

遣居候者も候ハ、急度可及沙汰候、

一百姓共之内農業者差置居、職分者商人体ニ而致渡世

候者も有之哉ニ相聞得、甚不埒之至候、依之受持郡

奉行分而氣を付、右様之者も候ハ、此節より農業

一向ニ致出精候様申論可致取締候、乍其上不守之者

も候ハ、相当之可及取捨候、

一依郷村々在役之外所役計ニ而下在役之名目を以現夫

之場相除、又ハ所役々より年季ハ同様召仕、其外過

当之夫仕いたし候聞得も有之、甚不都合至候得共、

是迄之儀不及沙汰候条、以来急度相改、郷々村々取

分在役帳面取仕立受持郡奉行へ相付、御趣法方御用

人江届可申出候、左候而、郡奉行受持ニ而年々右仕

向連続いたし候様可取計候、就而者兼而郡奉行氣ヲ

付、受持外たりとも右様之儀見聞於有之者不差置可

申出候、

一御領國中百姓一体奢侈之風俗成立、身分不相応衣類・

髪さし・履物・家財等花美を好み、農業ニ者相怠候

習俗ニ相成、別而不届之至候得共、是以此節迄ハ不

及沙汰候付、以来者嚴敷受持郡奉行より取締いたし、

急度其詮相見得候様可取計候、

一百姓居家之儀者御法も有之事候処、段々不相当取建

候者も有之由不都合之至候、向後致家作候者者時々

受持郡奉行承届、決而過当之儀無之様可致取締、(朱書「マ、」)

一諸郷年季者之儀も被定置御法有之候処、名目而已二

而現事之本在所へ罷在者数多有之由、別而如何之至

候、依之此度郡方二而厳密相改、右体之者も候ハ、

無用捨年季差免、本之通夫役可為相勤候、右付而者

抱主人迄も可及迷惑事候得共、是迄者勘弁候条、此

迄違背之向も候ハ、郡奉行より其段可申出候、左候

ハ、急度可及沙汰候、

一諸郷百姓共病者改之儀者締方横目・地方検者・所役々

立会相改候、(朱書「マ、」)作付而者現在候片輪不具之者、或差

知作職方等難計体之者而已、現用夫ハ可相除候儀候

処、是迄多年改方不行届趣相聞得、甚以不束之事二

候、(朱書「マ、」)以来儀者締方横目等之外受持郡奉行二も立会厳

重相改、病者二相定居候而者不具者迄病者相立、右

改帳二前年之改帳も相障、(朱書「マ、」)受持郡奉行より御趣法方

掛御用人江急度可申出候、

右之通、此節猶又厳敷申付置候条、御規模二も記

置候儀者其通二而、後年二至候而も決而不及混雜

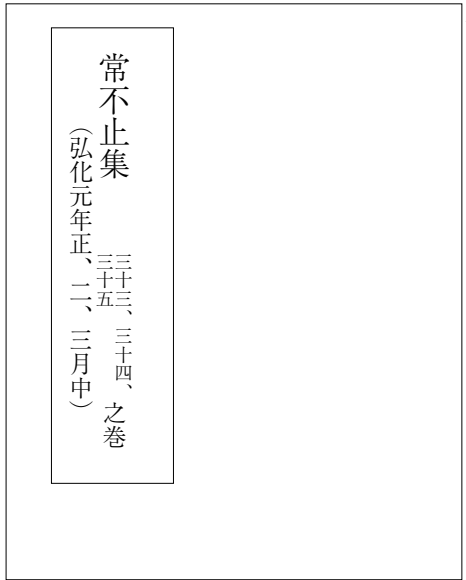
様可致取締も郡奉行へ申渡、諸郷共へ者夫々受持、

郡奉行より前条之趣委細可申渡旨申渡、可承向々

江可申渡候、

十一月

(調所広郷)
笑左衛門



一 覺書公方家江被差出候

一 淨国院様御屏風御画讀

一 諏訪兼利之詠歌

常不止集 三十三之卷
三十四之卷
三十五之卷

常不止集三拾三之卷

名越篤烈

天保十五年甲辰正月元旦 晴天、

一朝六ツ時起、五ツ過吉書眉寿万年を書して、四ツ時分より処々礼廻りにて、暮過帰宅、八十九処参り候、暮過より家内中其外家来とも盃、夜四ツ過臥候事、一元日を祝て

新玉のとし立かえるあしたとは

さわかぬ浪の色にみゆらむ

一 今日より島津権五郎久包二男抱瘡みゆる、十才也、

二日 晴、

一朝六ツ時起、四ツ後劍術稽古初并弓初、八ツ時拙宅鎗術内稽古始、暮前より泊番ニ而出勤、相良市郎兵衛とのへ代合、九ツ過臥候事、

三日 小雨、

一朝六ツ時起、六ツ過朝出桂真十郎殿江代合、帰宅、夜四ツ半時分臥候事、九ツ時分近隣伊勢平右衛門殿へ参候処、拙者下人松ノ戸と角力とられ候、

四日 小雨、

一朝六ツ過起、四ツ前出勤、八ツ後御暇、暮前より升形へ参り夜起、岩次郎殿疱瘡二付而なり、日増やから強し、

五日 晴、

一朝六ツ過升形夜起より帰宅、四ツ前出勤、九ツ時御暇、暮迄上方礼廻り、九十六処へ参り候、九ツ時分臥候事、

六日 間々小雨、

一朝六ツ時起、五ツ時迄剣術、四ツ時出務、八ツ後御暇、七ツ時より鐘場へ出張、暮引入、直二升形夜起
ニ参り候事、岩次郎殿疱瘡ハ粥を喰ん事日本一、やから日本一と登殿はなしにて候、

七日 晴、

一朝六ツ時升形より帰宅、直臥候而、九ツ過加藤家稽古初に参り、日入時分帰、惣人数三百六十八人なり、

帰宅、直二鐘場へ出張候て暮引入、四ツ時分臥候事、

八日 晴、

一朝六ツ時起、剣術、暮引入、四ツ前出勤、四ツ後御暇、梅田家稽古初ニ而演武館へ出張、直二帰宅、又々同席中加治木別荘ニ出張弓、暮帰宅、外人数伊集院半之丞殿へ参候よし、四ツ時分二臥候事、

九日 晴、

一朝六ツ時起、四ツ時出勤、八ツ後御暇、直二桂真十郎殿へ同席中参る、是は昨日三崎正之丞殿刀を指替られ候に付而なり、暮帰掛升形疱瘡夜起に参り候事、
一今日より岩次郎弟三次殿疱瘡仕付也、
一一昨日より清水馬場伊藤善兵衛殿嫡女お糸、四才ニ而疱瘡仕付也、

十日 晴、

一朝六ツ時升形より帰宅、九ツ過より夕詰ニ而出勤、七ツ後泊番富山半蔵とのへ代合、御暇、帰掛升形へ、

夫よりい十院半之丞殿門迄參る、直ニ帰宅、鎧場へ出張、暮前より吉太郎・庄次と劍術、暮過より五ツ時迄近隣伊勢氏江參る、九ツ時分臥候事、

十一日 今日島李殿・関山新六殿・島右近殿詰衆被仰付、

一朝六ツ時起、鎧場へ出張、四ツ後御暇、荒田御姉様へ罷出、帰掛西悦之介殿へ立寄、夫より升形へ立寄、八ツ時帰宅、大鐘より鎧場へ出張、暮引入、夜九ツ時分臥候事、

一今日園田与藤次殿同席被仰付候、物頭・御鉄炮奉行、

十二日 晴、

一朝六ツ過起、四ツ時出勤、八ツ後御暇、帰掛直ニ右松家稽古始ニ出張、夜四ツ過帰、九ツ時分臥候事、

十三日 晴、

一朝六ツ時起、鎧場へ出張、四ツ時出勤、今日者御兵具所捕手初ニ而、七ツ後帰宅、御家老衆島和泉殿、(島津久風)御下り御用人島中務・吉利仲殿、物頭月番上野藤馬・

本田休兵衛席詰、捕手四ツ後より初り八ツ時相濟、

跡御祝例年之通、四盃半入猪之宍之絵こぶニ而御弓奉行中拾四人ニ而一ツ、御鎗奉行・御鉄炮奉行打込拾人にて一ツ、書役中拾式人ニ而式ツ、当分番賦勤田中次右衛門一ツを老人ニ而三口ニ無残呑、足輕野添鉄太郎・袖山市右衛門兩人共ニ黒碗壹ツツ、呑候、跡ニ而右こぶにて相中ニ而壹ツ呑、谷山下手之足輕前田新藏黒碗にて一所に七ツ呑、各酒之進む事肝冷し候事、肝煎相中ニ而こぶにて壹ツ呑候事、

十四日

一朝六ツ時鎧場へ出張、五ツ時引入、五ツ半時分より花舜軒御墓へ參詣、直ニ出勤、八ツ後御暇、九ツ時分臥ス、

十五日

一朝六ツ時起、五ツ時より浄光明寺、夫より冷水方へ參り、四ツ前出勤、今日(島津久志)太守斉興公御首途御名代島主計殿四ツ半御出座有之、

八ツ後帰殿、帰掛升形へ一刻立寄、七ツ時分帰宿、
四ツ半時分臥候事、

十六日

一朝六ツ過起、四ツ時出勤、八ツ後御暇、七ツ後より
伊藤万次郎殿・戸柱杯へ参、暮帰宅、伊勢平右衛門
殿へ参、四ツ時帰宅、九ツ過臥候事、

十七日

一朝六ツ時起、鐘場へ出張、四ツ時出勤、八ツ後御暇
掛花舜軒御墓へ参詣、七ツ時分帰宅、夜八ツ時分臥
ス、

十八日

一朝六ツ時起、四ツ時出勤、平田丑之助殿御直元服ニ
而新左衛門と名替、親鞞負殿ニも続目之御礼、新左
衛門理髮島和泉殿、

(島津久満)

一島登殿御用ニ而年齢ニ罷成候付、月番并月番之節御
先立御免、諸掛り等之儀ハ是迄之通、

一紅裏之儀格別事ニ候得共、年齢之御取訳を以御免被
仰付、就而者御召ニ而も被

仰付筈候得共、反物ニ而拝領被仰付候、
御品左之通、

一御紋付羽二重地黒

一紅もミ

一まわた

一八ツ後より登殿今日為祝参候様用達詰所迄態々参候
付、八ツ後御暇掛直ニ参り、七ツ過より平田家元服
之祝ニ差越候而、夜五ツ時分帰候事、

十九日 晴、

一朝六ツ時鐘場へ出張、五ツ時引入、四ツ時分出勤、
八ツ後御暇掛花舜軒御墓・右松家へ立寄、七ツ時分
帰宅候得ハ有川勇四郎殿・伊十院半之丞殿大礮の花
見ニ可参之段被相誘候付、押付可参、御先ニ御出可
有之申、七ツ過跡より差越候得ハ最早七八本花咲立
候付一首、

情ある友にひかれて咲や此

こたかき花のかけを問はなん

夫より山の神上寺尾屋敷敷之上す、ミ所二而三人相
楽候、暮帰掛拙宅へ同道、九ツ時分被帰候事、

二十日

一朝六ツ時起、四ツ時出勤、八ツ後御暇、帰掛升形へ
一刻立寄、直二帰宅、暮より池田与之進殿来儀、四
ツ前被帰、九ツ時分寝候事、

二十一日 晴、

一朝六ツ過起、四ツ時出勤、四ツ後御暇、終日庭そた
け、暮より伊勢氏へ参り、四ツ時分帰宿、九ツ時分
臥候事、

二十二日 晴、

一朝六ツ時起、今日者出勤不致、四ツ時より今和泉浜
屋敷之様参る、是ハ高崎泰蔵殿・池田与之進殿へ饞
別ニ付而也、夜五ツ時分帰候而、四ツ過臥候也、

二十三日 晴、

一朝六ツ時起、鎗場へ出張、五ツ時引入、四ツ前出務、
八ツ後御暇掛升形馬場伊歳・平田鞞負殿へ立寄、七
ツ過帰宅、夜四ツ過臥候事、

二十四日 晴、

翌日

一朝六ツ半起、四ツ時より家来剣術いたし候付出張、
九ツ前済、今日ハ泊番、七ツ時より出勤、与力坂口
郷十郎・押番川路与右衛門泊番也、昼之内弓二十建
射候、夜四ツ半時分臥候事、

二十五日 夕方小雨、夜入五ツ過大雨、又止、

一朝六ツ時起、四ツ後御暇、八ツ時二階堂源太夫殿二
男安之助殿死去之段申来候付、則差越候、是ハ疮瘡
ニ付而也、二十四日大鐘時分より夜五ツ迄之間二三
度つられ候て、昨夜四ツ時分より今日九ツ迄之間つ
り通しにて終二者死去のよし、当年八才、誠ニはか
なけれ、四ツ前帰宅、無間臥候事、

廿六日 晴、

一朝六ツ時起、今日より忌中ニ而出勤不致、二階堂家
へ七ツ時より参、夜九ツ時帰宅、安之助殿納場園ケ
(草牟田カ)
田隆清院、

廿七日 晴、

一朝六ツ時過起、忌中故終日他出不致、夜九ツ時分臥候
事、

廿八日 曇、

一朝六ツ時分起、今日迄之忌中ニ候得共、たんたとふ
屋敷ハ居宅同宅同前ニ而世間構不申候付、早天より
差越旁致手入候而者如何可有御座哉と父上様へ御相
談申上候処、何ぞ差支有之間敷之段致承知候付、六
ツ時より参り、終日色々下知、

一杉さし場として唐もふそふ竹山之廻谷を今日五間方
(いほ山)
計切ひらき候、ぎんなん種茶碗壺ツ位まき候、ちか
ら柴木去年春種蒔いたし置候得者、二寸位にて数百
本生立居候付、畠三枚敷計打ひらき夫ニ手直しいた

し置候、茶之実五升下ニも野ニもまき付置候、梶苗

式百本計いたし置候、

一三原七郎右衛門親子三人加勢之事、宅より家来・下
人・拙者迄三人終日皆共はたらき、暮帰宅候得者田
原源左衛門殿来儀、四ツ時被帰、無間臥候事、

廿九日

一朝六ツ時過起、四ツ時出勤、八ツ後御暇、帰掛升形二
階堂家へ参り、暮帰宅、夜九ツ時過臥候事、

晦日 晴天、

一朝六ツ時起、泊番七ツ時より出勤、夕詰富山半蔵殿
代合、肝煎代御道具掛山口次郎太・郷押番川路与右
衛門ニ而夜五ツ時より召呼、
(本書「マ、」)

一今度結構ニ御出来被遊候住吉丸二

太守斉興公被為召、礮御花見ニ御越被遊候、夜入前
二者拙者泊番ニ而御帰殿之届承候事、当分漸く半方
計咲出候よし、

一荒田二階堂家安之助殿死去をいと哀に思ひやりて、

千世までと思ひしものをおさな子の

行へもしれぬ旅のつれなき

覚書

一 島津修理太夫義久入道籠伯事、名護屋御在陣以来

権現様別而御懇意被仰下、慶長三年之秋流千と申者を以兼而被

仰出、龍伯伏見之宅江被為入御膳被召上候、終日御機嫌好被成御座候、

一同年高麗在陣之諸將可致帰朝之旨被仰渡候、依之兵庫頭義弘・又八郎忠恒同年十二月十日筑前博多致着船、直致上洛候、

一同四年正月三日 権現様義弘伏見之宅江被為入高麗帰朝之祝儀を被仰、二字国俊之御腰物御吉例之御腰物たる之間被下之旨 上意二而、兵庫頭致拝領之、長光之御腰物又八郎頂戴仕候、

一同月九日 権現様御意二而義弘父子高麗軍忠之御感状被成下候、正宗之御腰物并知行五万斛義弘拝領仕候、長光之御腰物忠恒頂戴仕候、且又被任少将之旨

被仰之、

一同四年三月九日家老伊集院右衛門忠棟入道幸侃と申者多年逆心をさしはさむと致露顕候故、忠恒伏見之宅手打仕候、 権現様井伊兵部少輔直政二被仰付幸侃成敗之旨被及聞召候、彼者以来国之災ひをも可仕出者と御覽およはれ候処二、いかにも尤之儀被思召候、幸侃男子数人有之、殊二多勢之者二而候間、自然事を仕出候ハ、幸御普請之為大分之人數被召寄置候間、加勢を可被下候様子見届之為可參侍拾騎相添被下候由、忠恒家老伊勢兵部少輔貞昌を呼出シ直政委細申聞候、忠恒御懇意之御使難有次第奉存候旨申上、且又幸侃妻子死罪をなため追放致候処二不及異儀東福寺へ退出仕候由書上申上候、

一 幸侃多年石田治部少輔入魂二御座候、此度も幸侃大闇しろしめし自余之者二ハ相替候間、遂言上可致成敗処不及其儀、自由二候段不屈之由石田遮而申候故、忠恒其あやまり謝んため高雄之長谷寺へ致蟄居候、
権現様御耳二達し大老并増田右衛門尉・長束大藏太夫、家来成敗之儀其科有間敷之上意二而、伊奈凶書

頭今成を高雄江被差下、忠恒早々可罷帰旨蒙仰、則伏見帰参仕候路次之為警固騎馬五拾騎計圖書頭指添被下候、忠恒則圖書頭を以御礼申上候、

一幸侃世悴伊集院源次郎忠真儀者、父之罪科混す令赦免本領相違有間敷旨申渡候得共、源次郎居城日州莊内都之城ニ楯籠、十二之取出を構叛逆之色を顕し候、依之龍伯家臣新納武藏入道拙齋・山田越前入道理安(有信)二人衆を相添庄内江遣、源次郎を押へ置伏見注進仕候故、忠恒右之趣権現様江致言上、早速御暇帰朝仕候、

一龍伯家老喜入大炊久正を以源次郎逆意之趣致言上、且又庄内絵図を差上候、

権現様御前近ク被召寄絵図を以地形之陰易・人衆多少・兵糧之員数御直ニ御尋被遊候、大炊委細言上仕候処ニ、地之利を得たる敵なり、急ニ責ハた、人数を損すへし、来春ハ兵糧尽ておのつから落去へし、忠恒若氣にて急攻落存候共、龍伯堅ク制止し、人数不損様ニ覚語仕候得と龍伯ニ可申達旨御直ニ被仰付候、

一兵庫頭儀、権現様御拳吹ニ而宰相二任し、其後剃髮して惟新と号シ候、

一権現様御意ニ而諸大名誓紙献上仕候、惟新も同前ニ誓紙差上候、其誓紙之内ニ秀頼相背間敷之文言、権現様被遊上覽、尤思召御感を蒙候、其後、権現様より茂御誓紙被遊惟新父子ニ被下置候、

一忠恒帰国仕、人数を揃へ庄内ニ出陣いたし源次郎先手之者籠置候山田・恒吉両城攻落、直ニ源次郎居城江取掛可申と仕候へ共、権現様より被仰下候趣有之候間、急ニ攻申間敷旨龍伯堅制止候故、忠恒いきとをり押へ出城之きはまて押詰罷在候、然処、権現様より山口勘兵衛尉直友ニ被仰含、薩摩江相下被成源次郎降参仕候様ニ噺候得共、初者奉同上意、後ニ違変仕候故噺不相調、勘兵衛茂権現様御同意ニ而噺ニ罷下候得共、源次郎不致領掌候、同年之冬山口勘兵衛上意ニ而再下向仕候、

一同五年正月忠恒兼而勘兵衛ニ相断大軍を以て庄内ニ取詰、同二月志和地・安永・高城・山之口・勝・梶(關脱力)山・野々美谷七ツ之出城を攻取申候付、源次郎一命

を助り候様ニと勸兵衛達而嘆申候故、難默止存任其
意候、源次郎則財部・梅北・末吉三ツ之城を差添都
之城をあげ渡し退去仕候、三月十四日忠恒都之城ニ
入、十五日源次郎召出シ知行老万石申付候、是偏ニ
上意を重んじ奉故ニ御座候、忠恒家臣伊十院又六重
時を以庄内退治之趣致言上、依之三月廿二日も御内
書頂戴仕候、此外御内書数通被下置候、

一 惟新儀も国元江罷下、源次郎退治可仕旨上意ニ御座
候得共、忠恒御暇被下候さへに御座候、せめて老入
ハ伏見江相詰候而相応之御奉公仕度旨申上不被罷下
候、

一同五年之春より会津中納言上杉景勝上洛仕間敷由雜
説有之ニよりにて、伊奈図書頭を以御使として宝不糺(朱書「マ、」)
され、弥上洛仕間敷ニ相極候ハ、奥州御出馬被遊
御退治被成へし、於然ハ伏見之御城惟新ニ御預被成
儀も可有之候、委細重而可被仰付候旨御直ニ被仰聞
候、惟新御意之趣畏奉存候由御請申上候、其後惟新
二者何共仰出無御座候、

一 権現様奥州ニ御進発之御御見送として惟新山科迄致

參上候、其時伊奈図書・山口勸兵衛を以被仰出候ハ、
伊集院源次郎弟小伝次兄弟三人并母早々国元江差下
へし、頃源次郎母大坂御城ニ三日相詰在所いたし候、
(朱書「マ、」)
言葉不通候ニ而御耳ニ不入候故、とかくのことハ不
被聞召届候、ケ様成いたつら者其ま、にて差置候而
ハわざはひのもとひたるへきの旨御叮嚀之御意御座
候、

一 権現様奥州へ御進発之御跡ニ而五奉行等諸大名を相
催シ 権現様へ可奉背企有之由風聞有之候、七月中
旬初而惟新方へ五奉行より一味可仕由申越候、惟新
存も不寄儀一味仕事罷成間敷由両度申返候、其時奉
行此度之事全ク私之遺恨ニあらず、偏ニ秀頼のため
に企るなり、最前誓紙ニ秀頼を背間敷由、且又 大
閤厚恩忘却せずんは此度ニ及而異儀有間敷候、若不
然ハ只今迄之儀皆表裏ニ似候、無抛申掛候、惟新誓
紙を難默止存、無是非同意仕候、此時惟新塙島津中
務太輔豊久惟新ニ対して、今度之合戦勝負を考見候
に、

権現様御利運無疑存候、詮なき事ニ義家を亡さん事

なげかしく存候、其上 権現様多年之御懇意大形之儀ニあらず、早々御味方ニ參家を立候様にと遮而諫申候、惟新承、其方申通我茂左様ニ者存候得共、無抛被申掛、誓紙ヲ破りてハ假令 権現様江御味方申上候共たのましく^(朱書「マ」)不思して、以来島津家之誓紙誓言ハ偽となり、永く家之きすとも成へきか、あへて御方志奉忘ニあらず、是によりて国元より人数を不召集、有合人数計ニ而出陣何之方便もなく一戦之上討死に相極たり、扨また家之儀ハ龍伯・忠恒在陣ニ而此事曾而不存候間、重而御訴訟申上へしと申切候、一同年八月朔日諸將伏見之城を攻落候、惟新茂一千計之人数ニ而寄手ニ相かわり候、同十五日伏見を發し江州佐和山ニ着、其後濃州大垣ニ致着陣候、最前伏見より関東江之注進濃州小山ニ而達上聞、権現様江戸之御城江被為入、其後江戸を被遊御近旁、九月十四日濃州赤坂ニ御着陣之聞御座候故、石田を初諸軍勢其夜大雨をしのき牧田の間路を経て濃州関ヶ原ニ馳向ひ備を立候、其時惟新ハ藤川を越へ小関之南巽ニ向備を立申候、翌十五日未明関東御先手之

諸將関ヶ原ニ出張して戦取詰候最中、筑前中納言^(小早川秀秋之)秋致裏切大谷刑部^(吉継)備ヲ切崩候故、石田を始諸將之備悉く致敗北候、其時惟新旗本と先手之間を被押隔候、中務惟新旗本ニ馳来り、戦ひも是迄と見得候、某是ニ而防ぎ戦へし、其間に一方を掛破りのき候得と申候、惟新、今度之合戦ニおいてハ討死して再国元江帰間敷相極、出陣する上者一足も退へからず、大に^(小早川秀秋之)いかり候、中務重而申候ハ、家之存亡此時ニあり、能々思慮あるへしと高声に申捨、はや戦急ニ見え候とて相従士拾三騎ニ而大勢之中掛入、終ニ討死仕候、惟新茂続て掛入らむと仕候処ニ、家老長寿院盛淳馬を掛寄、大将の死を輕んせざる事兼て知給ふ事也、某名代ニ討死仕へし、中務申候ことく家之ために候間、かならずのき候得と遮^(朱書「マ」)而^(小早川秀秋之)諸め馬廻り之者ニ茂堅申舍、長寿院ハ大勢之中に懸入島津兵庫頭入道惟新と名乘而討死す、此時ニ士卒多く戦死仕候、其時間東勢ハ左右ニ分れ伊吹山の方へ西国勢之致敗北候を追掛馳行候故、其跡之道少あき申候、惟新相殘人数をまん丸ニ備、福島左衛門太夫正則備之前ニ押掛候

得共、太夫曾而取合不申候故、井伊兵部少輔と名乗百騎計ニ而追掛候、惟新押付ニ太刀を打付候迄ハ返し合間敷由下知して静ニ退申候、無程兵部少輔人衆追付、しんかり仕候後醜院喜兵衛宗重・木脇休作社(祐)秀戦(秀)兩人あやうく見得候処、川上四郎兵衛忠兄と申者取て返し、下知して鉄炮をうたせ申候、四郎兵衛若党柏木源藤と申もの鉄炮を以大将と見得候人を打落シ、川上四郎兵衛と名乗申候、其時相従人衆馳集り引掛退申候、後二兵部少輔直政ニ而御座候由及承候、其後惟新ハ高き所ニ備を立候処ニ、方々より人衆馳集り漸三百騎計ニ罷成候、於茲掃落之評儀いたし、

権現様御本陣江川上四郎兵衛を差上、此度難黙止仕合ニ付不図致出陣、日頃之御懇意忘却仕候様ニ御座候而奉背本意候、只今御陣頭を罷通候間、乍憚以使者申上候、委細ハ重而国元より可申上候由致言上、夫より駒之峠ニ向而押通、翌十六日江州水口ニ出、夫より伊賀路江掛、十七日之夜泉州平野ニ出候、路次之城下或郷人群集候処ニ而、馬廻之者共ニ島津兵

庫頭入道惟新通候旨高声ニ名乗せ通候、郷人共遮而留んと仕候処ハ打破り追払罷通候故、路次ニ而も手負死人数多ニ而、平野迄相従候侍五拾余人・雑兵合式百人計ニ而御座候、是等を皆々大坂江差遣し、惟新ハ主従八人田辺屋道与と申者之住吉之宅ニ忍ひて罷在、大坂ニ罷在候妻子并家中之質人等留主居之者共申合、廿二日大坂ヲ可取出由相図相極、惟新者境(堺)之塩屋孫右衛門と申者之所へ宿を替、廿二日之晝境を出船いたし大坂川口迄参候処ニ、惟新・忠恒兩人妻子并家中之質人・女童ニ至る迄一人も不残置大坂宅ヲ出、番所無異儀罷通候由承届、則船を押し出候、妻女之船も無至西之宮之沖ニ而追付、供船合而五拾余艘同月廿九日日州細島へ致着船候、十月三日大隅国富隈ニ致下着、龍伯(義人)ニ致対面、此度之難黙止仕合ニ付致出陣家を危くなし候事、偏ニ智謀之不足故ニ而候由申謝、夫より桜島へ致蟄居候、

一此時加藤主計頭清正薩摩之境肥後水俣と申所へ押詰、近国之諸侍も同意ニ而致出張、急と可攻入体ニ相見得候間、人数を出境目を固させ申候、近衛殿其外黒

田如水・寺沢志摩守方より書状、曾而(広高) 権現様江御
訴訟申上候ハ、取持可申由申来候、

一其時惟新家老新納旅庵齋二本田助之丞(親貞)と申者、関ヶ

原敗北以後致出京鞍馬之寺中二忍居候をさかし出さ
れ生捕二成候、檢使山口勘兵衛右兩人能存候者故、

惟新逆徒二与し意趣を委細二尋申候、旅庵申候者、

惟新事、 権現様御意之儀共殊二伏見御城をも御預

可被成様二兼而上意も御座候間、御味方申伏見二籠

り可申旨某を以鳥井彦左衛門(元忠)・内藤弥次右衛門方へ

申遣候処二、上意ハさもあるへし、当時兩人二御預

被成御城之儀候得ハ、他人を籠申事罷成間敷由申切

候故、無是非御敵ニかわり候と申候、勘兵衛則右之

趣達 上聞候処二、旅庵申通惟新疎意有間敷と被思

召候と御挨拶宜御座候、殊二龍伯・忠恒在国二而此

事曾而存間敷間、早々御断申上候様二可申由二而、

井伊兵部少輔・山口勘兵衛尉方より書状相添本田助

之丞を国元江被差下候、依之龍伯・忠恒方より般若

院と申者を助之丞二相添兵部少輔・勘兵衛方迄弥御

取持頼入候由申越候、其時兵部与力勝五兵衛・勘兵

衛与力和久甚兵衛兩人般若院・助之允(朱書「マ、」)二内案二而国

元江被差下御膳之儀弥取持可申候間、心易存上洛致

候様二と龍伯・忠恒方へ申越候、同六年之春又和久

勘兵衛旅庵相添被差下候、同年之秋右之趣為可申謝

兵部少輔・勘兵衛方迄家老鎌出雲政近を指上せ候処

二達 上聞、 権現様御前へ出雲被召出御直二難有

上意御座候、其上本田佐渡守(本多力、正信)・山口勘兵衛連署之誓

紙龍伯・忠恒方へ差越候、依之龍伯上洛可仕旨相極

候得共、老病二而急二発足仕儀不罷成候故、同年極

月從弟鳥津凶書頭忠長を以右兩人迄御礼申、病氣本

復次第罷上り御礼可申旨申越候、同七年之春凶書頭

伏見江致參着右之御礼申上候、龍伯・忠恒連署之誓

紙差上之、依之四月十一日 権現様被遊御誓紙龍伯

二被成候間可差越由凶書二被仰付、凶書則使を以国

元江差下シ、勘兵衛和久勘兵衛を相添遣し六月上旬

薩摩二到来、龍伯謹而頂戴仕候、其御誓、両度使者

祝着候、然者薩摩・大隅・諸県之儀、此間被相抱分

相違有間敷候、少将事、其跡被相讓事候間不可有別

儀候、兵庫頭儀、龍伯二無等閑候間、異儀有間敷候、